

令和6年6月13日

第2回定例会議案 (別冊2)

厚真町議会

報告第5号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和6年6月13日提出

厚真町議会議長 渡部 孝樹

令和6年5月17日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

所管事務調査報告書

令和6年第1回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る5月1日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(現地調査)

- ① 学校給食センター

(事務調査)

- ① 学校給食センター及び子ども園のアレルギー対応について
- ② 高齢者福祉及び介護保険事業の次期3か年に向けた各計画について

2 主な説明内容

1 アレルギー専用調理室概要

(1) 目的

アレルギー給食の安全性を確保するため、壁で仕切られ独立したアレルギー専用調理室を増築。

(2) 稼働開始日

令和5年4月9日

(3) 増築費

32,560,000円 (うち電源交付金 16,894,000円)

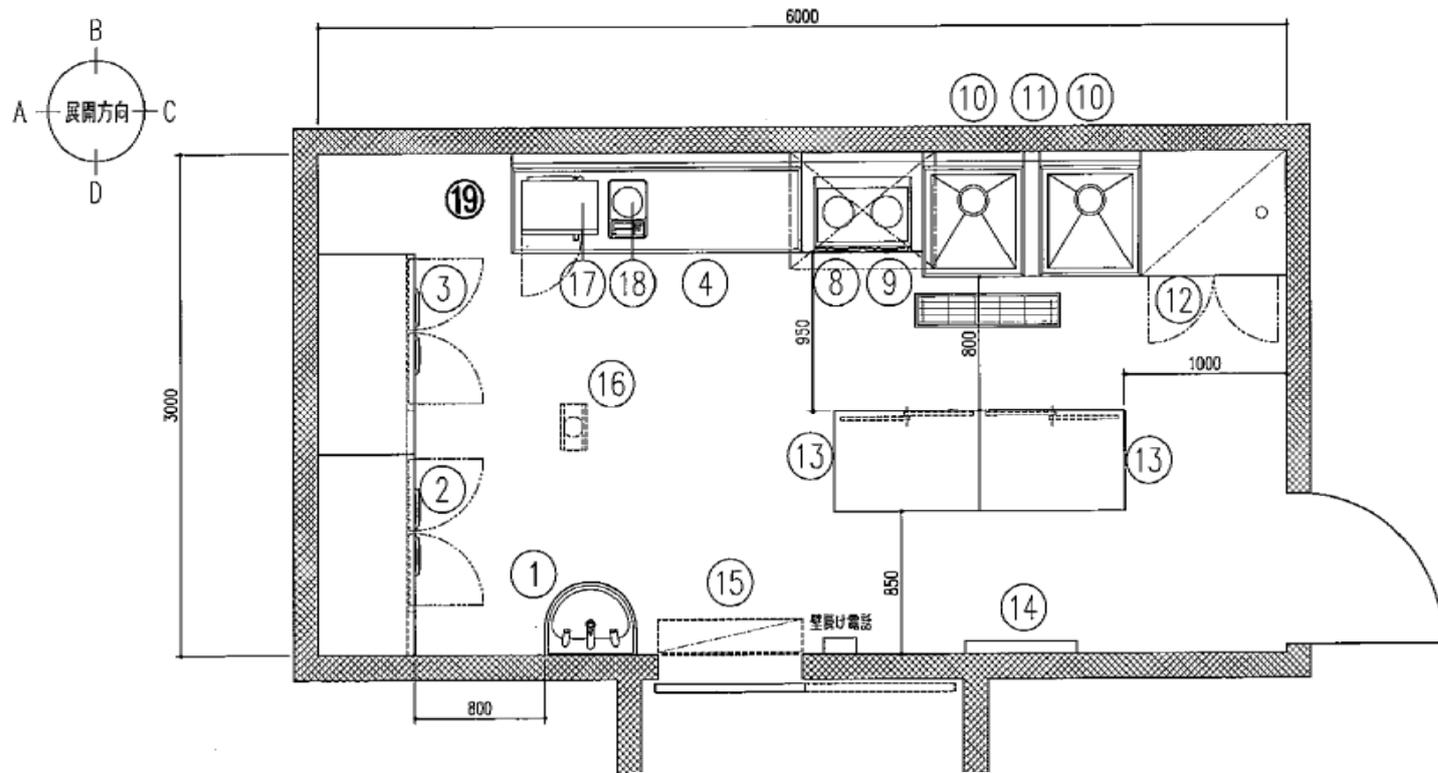
(4) 増築面積

27.91㎡

(5) アレルギー専用調理室厨房機器購入費

4,359,355円

2 アレルギー専用調理室厨房機器配置図



- ①自動手指消毒器 1台
- ②テーブル型冷凍庫 1台
- ③テーブル型冷蔵庫 1台 ※既存品
- ④作業台 (1800×600×800) 1台
- ⑧作業台 (750×600×800) 1台
- ⑨IHクッキングヒーター 1台
- ⑩一槽シンク 2台
- ⑪水切台 1台
- ⑫消毒保管機 1台
- ⑬台下戸棚 2台
- ⑭LED捕虫器 1台
- ⑮エアカーテン 1台
- ⑯殺菌灯器具 1台
- ⑰オープンレンジ 1台
- ⑱計量器 1台 ※既存品
- ⑲電気遠赤外線ビーフェポット 1台

1 食物アレルギー

食物アレルギーとは、食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状（じん麻疹、湿疹、下痢、咳等）を起こすこと。

2 アレルギー給食提供経緯

(こども園)

全園児の給食（副食）を自園調理していた期間は、保育園と保護者、栄養士と協議し除去食を主とした対応を実施。

平成24年度から、3歳以上児の給食を学校給食センターから搬入することになり、アレルギー給食の提供について、小中学生の対応に準じて提供開始。

(小中学校)

食物アレルギーの児童生徒を持つ母親で組織した「アレルギーの会」の要望や食物アレルギーを有する児童・生徒がほかの児童・生徒と同様に給食を楽しめるよう、平成12年の開設当初から、食物アレルギー対応の調理スペースを設置。

平成12年5月から学給食開始と同時にアレルギー給食を提供開始。

令和4年度には、より高い安全性を担保するためアレルギー専用調理室を増築し、令和5年4月から稼働開始。(資料1)

(厚真高等学校)

令和元年8月から給食提供開始。アレルギー給食対応として給食の原材料を詳細に記した献立表を保護者に事前に配布し、それをもとに保護者、生徒自身の判断で給食から原因食品を除いて食べる対応を実施。

3 アレルギー給食対応の根拠

学校給食法に基づき厚真町学校給食センター運営方針を策定。

以下の法令等により、アレルギー給食対応を実施。

- ・学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省）
- ・学校給食における食物アレルギー対応に関するガイドライン（北海道教育委員会）
- ・学校における食物アレルギー対応の進め方（北海道教育委員会）
- ・食物アレルギー対応の手引き（厚真町教育委員会）

4 厚真町学校給食における食物アレルギー対応委員会（現：厚真町学校給食センター運営委員会）

（目的）

厚真町学校給食において、国や北海道による指針を踏まえ、町内各関係者が共通認識をもって食物アレルギー対応について一定の方針を示すことを目的として平成27年に設置。令和元年から厚真町学校給食センター運営委員会と統合。
 なお、各小中学校においてもアレルギー対応委員会を設置。

（構成）

学校医、各小中高等学校長、各こども園長、各小中高等学校養護教諭、胆振東部消防組合消防署厚真支署救急救命士、町保健師及び管理栄養士、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者等

5 給食提供までの流れ

	こども園	小中学校
①対象者把握	「アレルギー調査表」提出	「アレルギーに関する調査表」提出
②病院受診	保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 提出	学校生活管理指導表 提出
③個別面談	保護者及びこども園職員、学校給食センター担当	保護者及び学校職員、学校給食センター担当
④献立表配布	保護者及び担任保育士	保護者及び担任教職員

6 対象者の推移 ※（）は教員数で外数

単位：人

年度	対象者数	こども園		小学校		中学校	
		つみき	宮の森	中央小	上小	厚真中	厚南中
R 2	15（0）	2	3	7	0	3	0
R 3	16（1）	3	4	6	0	3	（1）
R 4	13（0）	1	3	7	0	2	0
R 5	13（3）	0	4	5（1）	0	4（2）	0
R 6	10（3）	0	3	5（1）	0	2（2）	0

7 食物アレルギー原因食物 ※ () は教員数で外数

単位：人

年度	区分	牛乳 乳製品	鶏卵	果物類	魚卵	木の实類	えび	かに	やまいも	いか	小麦	こんにゃく	さば	納豆
R 2	園児	3	2	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	児童生徒	4	2	4	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1
R 3	園児	4	2	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	児童生徒	4	2	5 (1)	0	0	1 (1)	1 (1)	1	1	0	0	0	0
R 4	園児	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	児童生徒	3	1	4	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0
R 5	園児	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	児童生徒	4 (1)	1	5 (1)	3	1	(1)	(1)	2	0	2	1	0	0
R 6	園児	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童生徒	4 (1)	1	3 (1)	2	1	(1)	(1)	1	0	1	0	0	0

8 食物アレルギーの対応

食物アレルギーの対応は、詳細な献立表対応【レベル1】、弁当対応【レベル2】、除去食対応【レベル3】、代替食対応【レベル4】に大別される。(文部科学省 学校給食における食物アレルギー対応指針より)

段階	こども園	小学校	中学校	高等学校
レベル1 (詳細な献立表対応) 給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに給食から原因食品を除いて食べる対応。				○
レベル2 (弁当対応) 食物アレルギー対応が困難なため、一部又はすべて弁当持参する対応。	○			
レベル3 (除去食対応) 原因食物を給食から除いて提供する対応。	○			
レベル4 (代替食対応) 除去した食物に対して何らかの食材を代替えして提供する対応。	○	○	○	

9 今後の対応

引き続き、関係法令等を遵守し、正確な情報把握に努め、関係機関との連携を強化するとともにアレルギー事故防止対策に細心の注意を払う。

また、食物アレルギーを有する園児、児童生徒が他の園児、児童生徒と同様に給食を楽しむことができるよう安心安全なアレルギー対応給食の提供に努める。

A-9 プラン

厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画

令和6(2024)年度 ~ 令和8(2026)年度

「地域包括ケアシステム」
の構築による
“健康長寿のまち”
の実現



令和6(2024)年3月
北海道 厚真町

計画策定の趣旨

本町では、令和5年4月1日現在、高齢化率が37.8%となっており、北海道の令和5年1月1日現在高齢化率32.8%と比べても、高齢化率は進んでいる状況です。

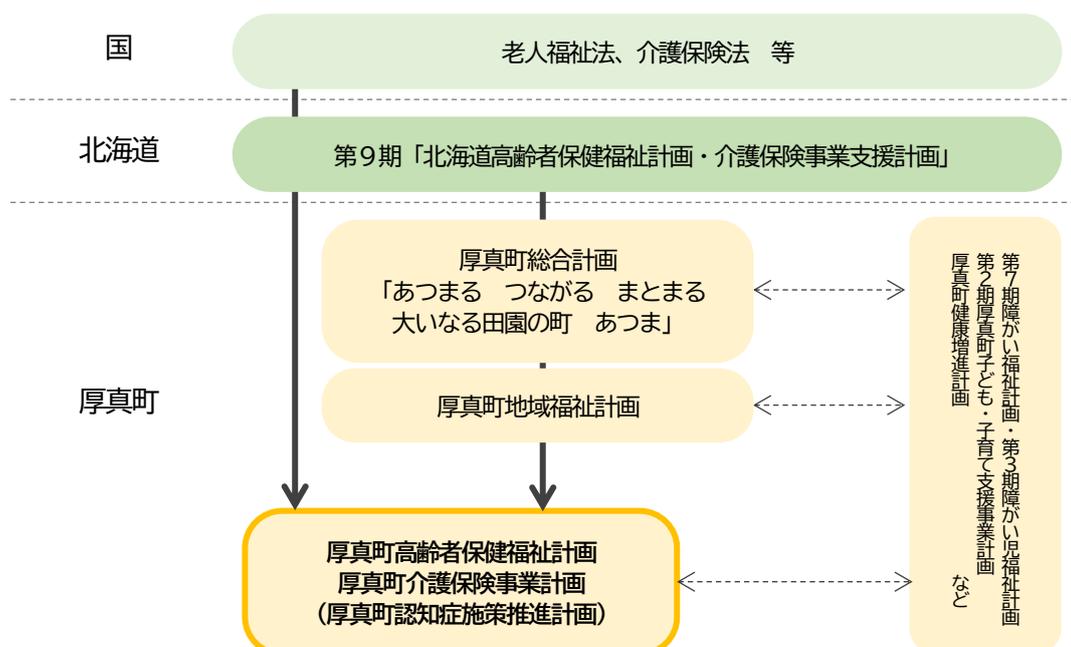
第8期「厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画」は、「健やかで安心なあつま」を目標像に掲げ、施策を進めてきました。地域包括ケアシステムでの要の1つである介護予防を積極的に進めるため、介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」を進め、介護予防につながる施策や事業を進めています。

本町では、2040（令和22）年を見据えた中長期的な視野で、第6期～第8期計画で取り組んできた施策を第9期計画でも引き続き中長期で推進するとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を継続し、第9期「厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画」を策定します。

計画の位置付けと期間

〈計画の位置付け〉

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定するもので、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定します。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に規定する「市町村認知症施策推進計画」も包含して進めていきます。



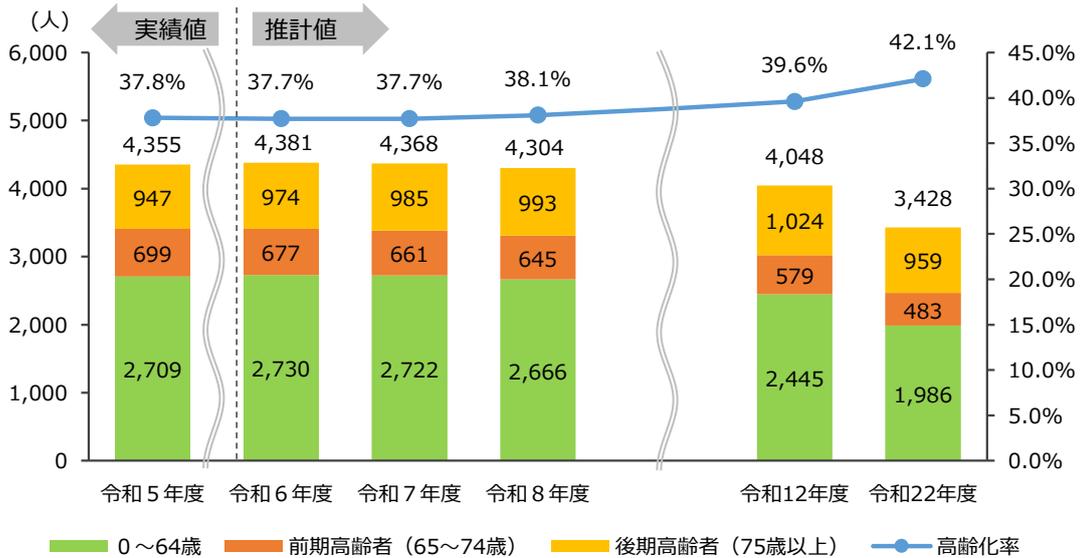
〈計画の期間〉

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

高齢者の将来推計

〈高齢者人口の見込み〉

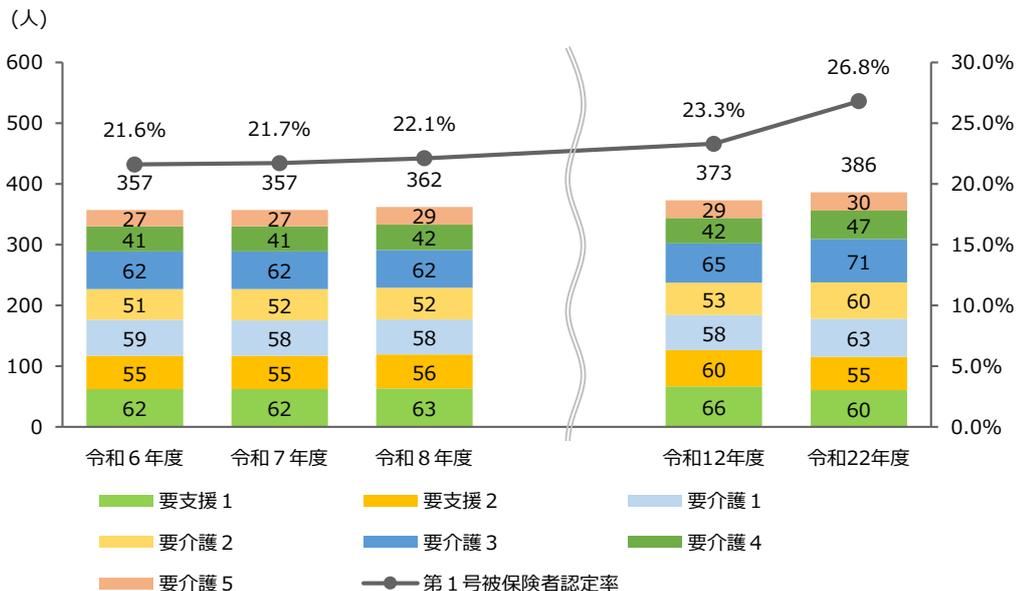
総人口は今後、ゆるやかな減少が続き、令和8年度には4,304人、令和12年度には4,048人、令和22年度には3,428人になると予測されます。65歳以上の高齢者人口は、令和8年度に1,638人となり、令和12年度には1,603人、令和22年度には1,442人になるものと見込まれます。その結果、高齢化率は上昇を続けると予測されます。



〈要支援・要介護認定者数の推計〉

第1号被保険者の認定者数は本計画期間となる令和6年度から令和8年度の間357人から362人へ増加すると見込んでいます。

第1号被保険者認定率は、令和8年度に22.1%になると見込んでいます。

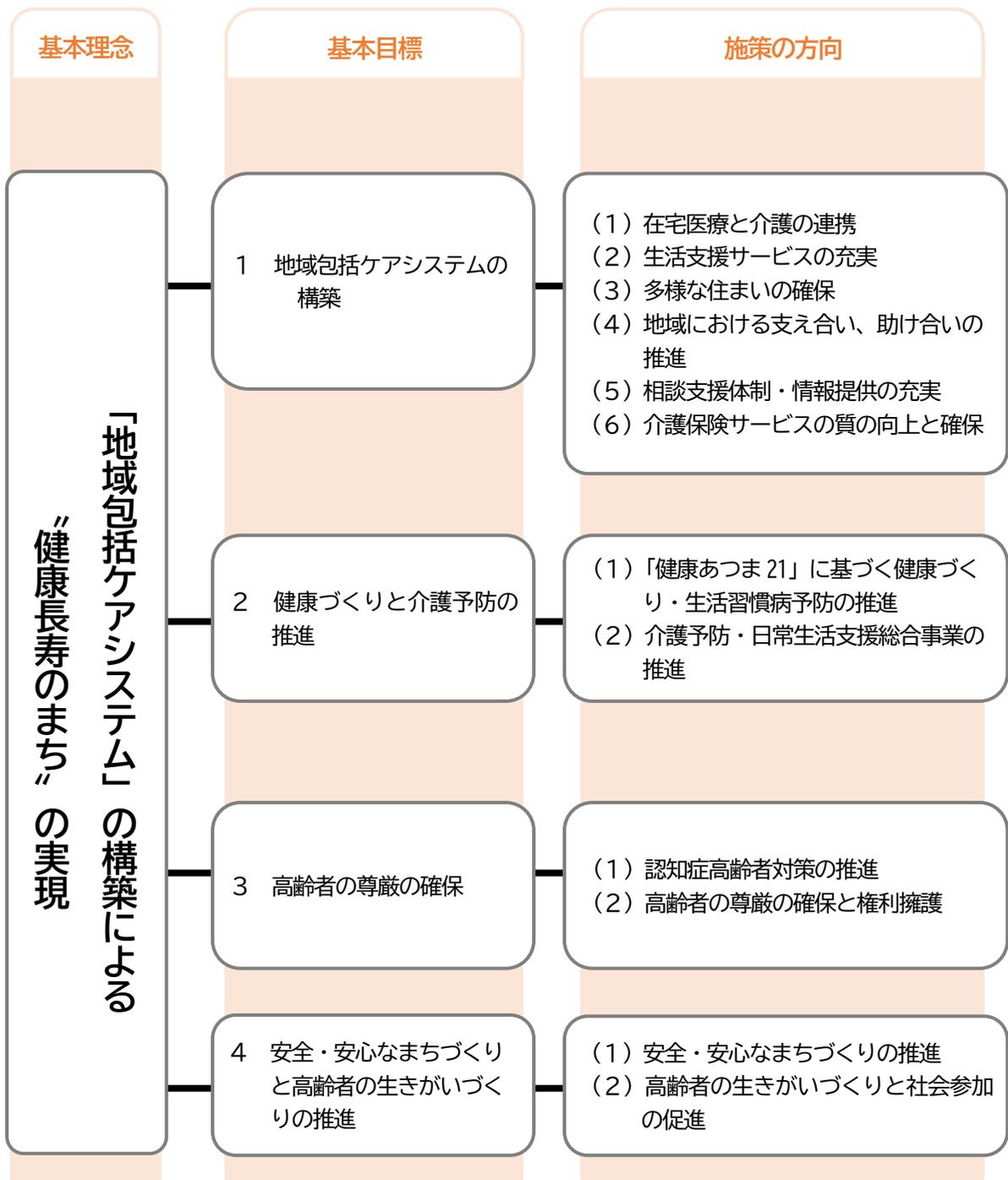


● 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開 ●

第9期計画では、「『地域包括ケアシステム』の構築による“健康長寿のまち”の実現」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、「健やかで安心なあつま」を目標像に進めてまいります。

目標像

健やかで安心なあつま



計画推進のための重点施策

重点施策1 介護予防の強化推進

地域の人口構成等の変化に対応し、地域包括ケアシステムでの要の1つである介護予防を積極的に進めるため、サービス整備と充実に努め、これまでの介護予防サービスの利用促進や、地域課題の把握や共有により、引き続き取り組んでいきます。

介護サービスが必要な人や要介護までとはいかないでも、支援が必要な人が増えています。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。介護予防を強化し、その推進を図るものです。

高齢者の介護予防に関する目標と指標		
指標名	基準値	目標値
	令和5年度	令和8年度
「高齢者生活自立支援事業（いきいきサポート事業）」参加者数（人）	2,880人	2,880人
脳力アップ教室 参加者数（人）	600人	600人
介護予防ボランティア登録者数（人）	24人	30人
通所介護相当事業 利用者（人）	7,560人	7,560人
要介護認定率の状況の変化（%）	22.2%	21.0%

重点施策2 自立支援、介護予防・重度化防止等に資する施策の取組と目標

平成29年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止など取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。

各市町村の地域の実情に即して、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に関する目標と指標		
指標名	基準値	目標値
	令和5年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護事業所の運営	1か所	1か所
高齢者共同福祉住宅（公営住宅）と併設の介護予防施設	1か所	1か所
認知症サポーター養成数（平成21年度からの累計）	410人	500人
認知症カフェ設置か所数	1か所	1か所
認定者の要介護認定の変化率の状況	22.2%	21.0%
介護給付費等に要する費用の適正化への取組の目標と指標		
介護給付の適正化事業の5事業の再編統合により、3事業を実施している（第9期より3事業に集約された）	3事業実施	3事業実施
ケアマネジャーやリハビリテーション専門職が住宅改修等に関与した件数	30案件	30案件

介護給付の見込み

(単位：千円)

介護給付	見込み	推計値			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	11,180	15,376	15,124	15,395	25,034
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	2,419	2,206	2,209	2,209	3,016
訪問リハビリテーション	3,242	2,742	2,746	2,746	3,178
居宅療養管理指導	661	503	503	503	671
通所介護	4,301	3,799	3,804	3,804	5,072
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	9,854	10,728	10,741	10,741	15,839
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	8,183	8,868	8,868	9,432	10,836
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0
住宅改修費	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	12,500	12,677	12,693	14,773	12,693
居宅介護支援	12,162	12,781	12,797	12,797	15,163
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	35,589	37,512	37,560	37,560	42,755
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	42,875	46,441	46,499	46,499	38,596
認知症対応型共同生活介護	105,505	69,873	69,961	69,961	82,275
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	213,176	220,443	224,661	227,496	159,444
介護老人保健施設	31,805	22,462	27,482	28,597	60,592
介護医療院	13,548	16,622	13,757	14,863	21,338
介護療養型医療施設	0	0			
合計	507,982	483,033	489,405	497,376	536,584

予防給付	見込み	推計値			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	501	762	763	763	763
介護予防訪問リハビリテーション	1,084	956	958	958	958
介護予防居宅療養管理指導	81	82	83	83	83
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	2,310	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,282	2,086	2,086	2,164	2,045
特定介護予防福祉用具購入費	304	627	627	304	304
介護予防住宅改修	952	952	952	2,478	2,478
介護予防特定施設入居者生活介護	2,293	2,326	2,329	2,329	2,329
介護予防支援	2,035	1,897	1,899	1,954	1,842
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,307	2,339	2,342	2,342	2,342
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
合計	14,150	12,027	12,039	13,375	13,144

第1号所得段階別の介護保険料

第9期計画では、きめ細かい保険料の設定を行うため、段階設定を13段階とします。

	段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
非課税世帯	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	0.455 (0.285)	30,570円 (19,150円)
	第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超120万円以下の方	0.685 (0.485)	46,030円 (32,590円)
	第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、120万円超の方	0.69 (0.685)	46,360円 (46,030円)
	第4段階	・世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円以下の方	0.9	60,480円
課税世帯	第5段階	・世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超の方	1.0	67,200円 (月：5,600円)
	第6段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満の方	1.2	80,640円
	第7段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上200万円未満の方	1.3	87,360円
	第8段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上300万円未満の方	1.5	100,800円
	第9段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上320万円未満の方	1.7	114,240円
	第10段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上420万円未満の方	1.9	127,680円
	第11段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、420万円以上520万円未満の方	2.1	141,120円
	第12段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、520万円以上620万円未満の方	2.3	154,560円
	第13段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、620万円以上720万円以上の方	2.4	161,280円

※基準額は、年額67,200円。

※基準額に対する割合及び保険料(年額)の()内は公費負担による軽減後の割合及び保険料。

認知症施策推進計画

4つの基本施策を掲げ、各取組を推進していきます。

基本施策1 認知症に対する正しい理解の普及

<主な取組>

- ① 認知症サポーター養成講座の推進
- ② 「認知症ケアパス」の作成と普及
- ③ 普及・啓発イベント等の開催

基本施策2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

<主な取組>

- ① 介護予防に関する教室や講座の実施
- ② 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成

基本施策3 医療ケア・介護サービス・介護者への支援

<主な取組>

- ① 認知症疾患医療センター
- ② 認知症初期集中支援チームの活用
- ③ 医療従事者、介護従事者の認知症対応力の向上
- ④ 認知症地域支援推進員の配置
- ⑤ 認知症相談の実施
- ⑥ 介護者が集い、相談できる場の確保

基本施策4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

<主な取組>

- ① チームオレンジの整備
- ② 認知症高齢者等に対する見守りの推進（見守りあんしんネットワーク）



厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画（概要版）

発行年月：令和6年3月

発行・編集：厚真町 住民課

住所：〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電話：0145-26-7872

F A X：145-26-7733



A-9 プラン

厚真町高齢者福祉計画 厚真町介護保険事業計画

令和6(2024)年度 ~ 令和8(2026)年度

「地域包括ケアシステム」
の構築による
“健康長寿のまち”
の実現



令和6(2024)年3月
北海道 厚真町

町長あいさつ

現在、我が国では少子化と高齢化が急速に進行しており、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者の人口が増加しています。特に、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者になることから、後期高齢者の人口の急増に伴って介護を必要とする方も、さらに増えることが予想されています。

本町においては、令和5（2023）年4月1日現在で、総人口4,355人、高齢者数は1,646人で高齢化率は37.8%、75歳以上の後期高齢者の割合は21.7%となっています。高齢者人口はゆるやかに減少傾向となることが予想されているものの、それを上回る総人口の減少により、高齢化率は上昇を続けております。

また、介護を必要とする高齢者への支援だけでなく、ご家族の介護負担を軽減するための支援、介護専門職の処遇改善や人材確保など、より多くの介護に関わる方々をサポートしていく体制の更なる構築が必要となっています。

本町では、令和7年の団塊の世代が75歳以上となるピークの年を含め、人口構成の変化に対応しながら、中長期で高齢者福祉及び介護保険事業を円滑に実施していくための計画である、第9期「厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画」を策定しました。

本計画を進めていくにあたり、『「地域包括ケアシステム」の構築による“健康長寿のまち”の実現』を基本理念とし、「1 地域包括ケアシステムの構築」、「2 健康と介護予防の推進」、「3 高齢者の尊厳の確保」、「4 安全安心なまちづくりと高齢者の生きがいつくりの推進」等の4つの基本目標を掲げ、「健やかで安心なあつま」を目標像に進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、委員の皆様、並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月
厚真町長 宮坂 尚市朗

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 基本理念と目標像について	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4
6. 日常生活圏域について	5
7. 国の動き・制度改正の主な内容について	6
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	6
(2) 在宅医療・介護の連携推進	7
(3) 地域共生社会の実現に向けた取組	8
(4) 第9期介護保険事業計画策定のポイント	9
第2章 高齢者を取り巻く状況	11
1. 人口・世帯等の状況	11
(1) 人口の状況	11
(2) 世帯の状況	13
(3) 被保険者と要介護認定の状況	14
2. アンケート結果からみた高齢者の状況	16
3. 高齢者の将来推計（目標年度における人口推計）	42
1 計画期間における人口の推計	42
(1) 高齢者人口の見込み	42
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	43
(3) 厚真町の要支援・要介護認定者数と認定率の推移と推計	44
第3章 高齢者保健福祉計画の 基本的考え方と施策の展開	47
1. 計画の基本理念と基本目標	47
2. 施策体系について	51
3. 計画推進のための重点施策	52
4. 主要施策の展開と具体的な取組	54
1 地域包括ケアシステムの構築	54
(1) 在宅医療と介護の連携	54
(2) 生活支援サービスの充実	56
(3) 多様な住まいの確保	61
(4) 地域における支え合い、助け合いの推進	63
(5) 相談支援体制・情報提供の充実	64
(6) 介護保険サービスの質の向上と確保	65
2 健康づくりと介護予防の推進	66
(1) 「健康あつま21」に基づく健康づくり・生活習慣病予防の推進	66
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進（自立支援、介護予防・重度化防止）	67
3 高齢者の尊厳の確保	75

(1) 認知症高齢者対策の推進（包括的支援事業）	75
(2) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	80
4 安全・安心なまちづくりと高齢者の生きがいづくりの推進	82
(1) 安全・安心なまちづくりの推進	82
(2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進	84
第4章 介護保険事業の推進	89
1. 介護保険サービスの現状と見込み	89
1 第8期計画の給付費の計画・実績対比	89
(1) 介護給付費の現状	89
(2) 予防給付費の現状	90
(3) 給付対象サービスの利用状況	91
2 介護給付の見込みについて	93
(1) 介護給付事業	93
(2) 予防給付事業	95
(3) 介護保険サービス事業費の給付見込み	96
2. 介護保険料の算定	98
1 介護保険料算定までの流れについて	98
2 介護保険の財源	99
(1) 介護保険の財源内訳	99
(2) 地域支援事業の財源内訳	99
3 第一号被保険者保険料の算定	101
(1) 標準給付費	101
(2) 地域支援事業費	101
(3) 所得段階別加入者数	102
(4) 保険料の算定	103
(5) 所得段階の設定（案）	104
(6) 厚真町・北海道・全国における保険料基準額の推移	105
(7) 厚真町の介護サービス見込み推計の推移	105
第5章 事業の円滑な実施に向けて	109
1. 高齢者福祉を円滑に進めるための事業等について	109
(1) 福祉人材確保について	109
(2) 高齢者福祉サービスの利用を容易にする方策について	109
(3) 保健・医療・福祉の環境整備について	110
(4) その他の取組	110
2. 計画推進への取組及び推進に必要な事項	111
(1) 計画推進に向けた全体の取組	111
(2) 関係情報と住民ニーズの把握	111
(3) 計画の推進管理	111
第6章 厚真町認知症施策推進計画	113
1. 計画策定の背景と位置付け	113

2 計画の基本的な枠組み.....	113
(1) 基本方針	113
(2) 基本的な考え方.....	114
(3) 4つの基本施策.....	114
基本施策1 認知症に対する正しい理解の普及	115
基本施策2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進	115
基本施策3 医療ケア・介護サービス・介護者への支援	116
基本施策4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援	117
資料編.....	118

第 1 章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1. 基本理念と目標像について

目標像

健やかで安心なあつま

計画の策定に当たっては、次の5つの基本理念と目指す目標像を掲げ、厚真町（以下、「本町」という。）の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定を進めていきます。

■ 5つの基本理念 ■

- 高齢者が自立した日常生活を送ることのできる計画とします。
- 地域ぐるみで高齢者の自立を支援できる計画とします。
- 要介護状態の予防、軽減に資する計画とします。
- 介護者の家族が安心して暮らすことのできる計画とします。
- 高齢者が社会貢献できる計画とします。

厚真町イメージ写真入る予定

2. 計画策定の趣旨

高齢化が進む中、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がより多様化・複合化していくことが予測されます。「地域共生社会」とは、このような社会構造変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

本格的な人口減少社会を迎えた我が国において、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、令和4年10月1日現在29.0%と更新を続けています。令和7（2025）年には団塊の世代すべてが75歳以上となり、さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となります。2040（令和22）年を見据え、その先、75歳以上人口は2055（令和37）年まで増加傾向が予測され、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035（令和17）年頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060（令和42）年頃まで増加傾向が予測されています。我が国の高齢化は進み、医療・介護の複合的ニーズを有し慢性疾患等の高齢者も増加傾向にあり、医療・介護連携の必要性も高まっている状況です。国は、介護保険制度を将来にわたり維持しつつも、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「高齢者の自立と尊厳を守るケア」をできるようにするため、地域特性に応じた「地域包括ケアシステム」構築を継続するよう自治体等に求めています。

本町では、令和5年4月1日現在、高齢化率が37.8%となっており、北海道の令和5年1月1日現在高齢化率32.8%と比べても、高齢化率は進んでいる状況です。

本町に甚大な被害をもたらした胆振東部地震の発生以降、現在も復旧から復興に向けて取り組んでいます。今後も、一人ひとりに寄り添った継続的な生活再建支援や心のケアが求められるほか、森林の再生や被災の記憶の継承、災害に強いまちづくりに向けた取組など、中長期的に取り組まなければいけない課題に対して、施策を進めています。

要介護者の増加が想定される中、地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するものです。一方で、高齢者福祉だけでなく、地域共生社会として障がい者福祉や子ども・子育て支援など福祉分野全体で共有するべきものとしてとらえ、重層的支援の仕組みづくりを推進することも重要となっています。各地域で実情に応じた、それぞれ深化・推進していくことが課題となっています。

第8期「厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画」は、「健やかで安心なあつま」を目標像に掲げ、施策を進めてきました。地域包括ケアシステムでの要の1つである介護予防を積極的に進めるため、介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を進め、介護予防につながる施策や事業を進めています。

本町では、2040（令和22）年を見据えた中長期的な視野で、第6期～第8期計画で取り組んできた施策を第9期計画でも引き続き中長期で推進するとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を継続し、第9期「厚真町高齢者保健福祉計画 厚真町介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

参考資料：内閣府令和5年版高齢社会白書、北海道の高齢者人口の状況（市町村別）、厚労省第9期基本指針

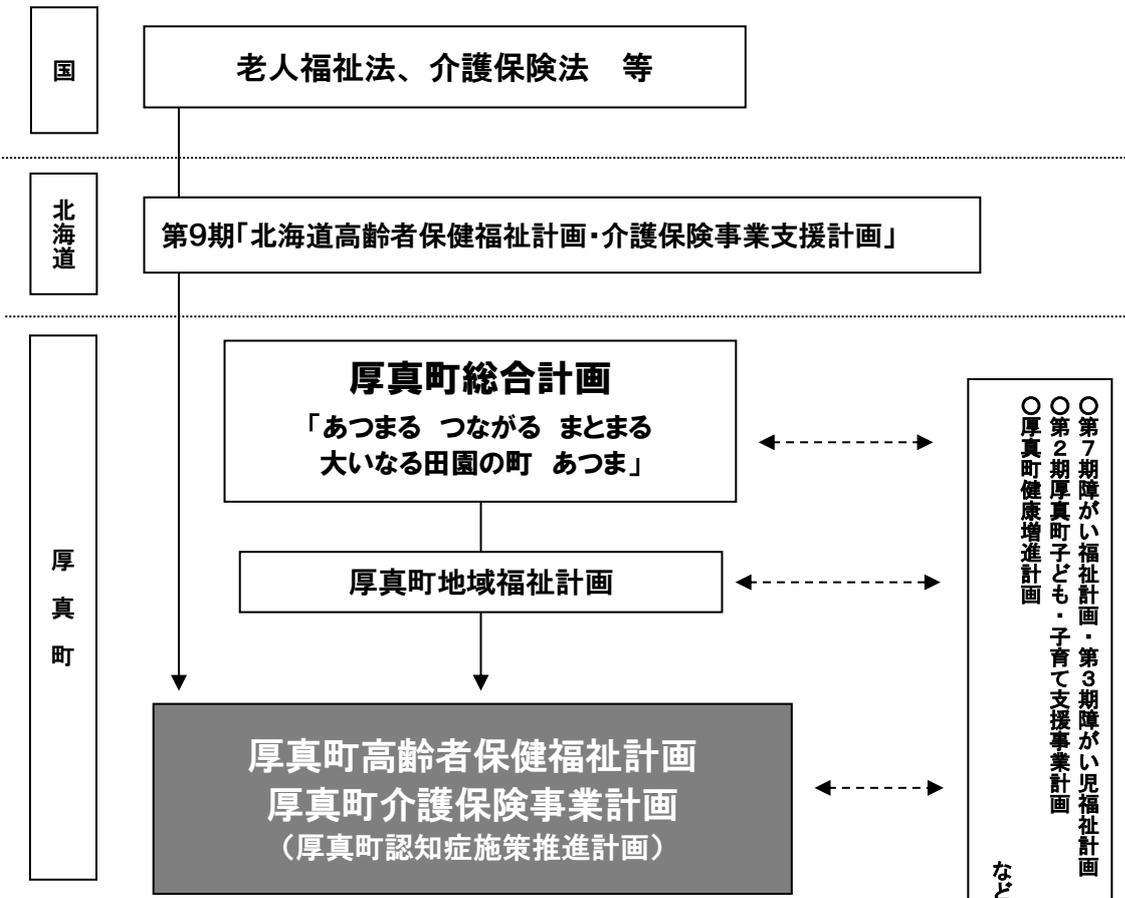
3. 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定するもので、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定します。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に規定する「市町村認知症施策推進計画」も包含して進めていきます。

「高齢者保健福祉計画」は、元気な高齢者を含む65歳以上の高齢者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して自立した生活を営むことができるよう支援していく計画です。

また、「介護保険事業計画」は、要介護状態にある人、または、要介護状態になるおそれのある人を対象として、介護保険事業に係る保険給付サービスの円滑な実施を図る計画です。

さらに、本町の総合計画及び関連する計画と整合性を図りながら策定するものです。



- 老人福祉法 第20条の8
市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 介護保険法 第117条
市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 第13条
市町村は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

第1章 計画の基本的事項

4. 計画の期間

介護保険法第116条の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

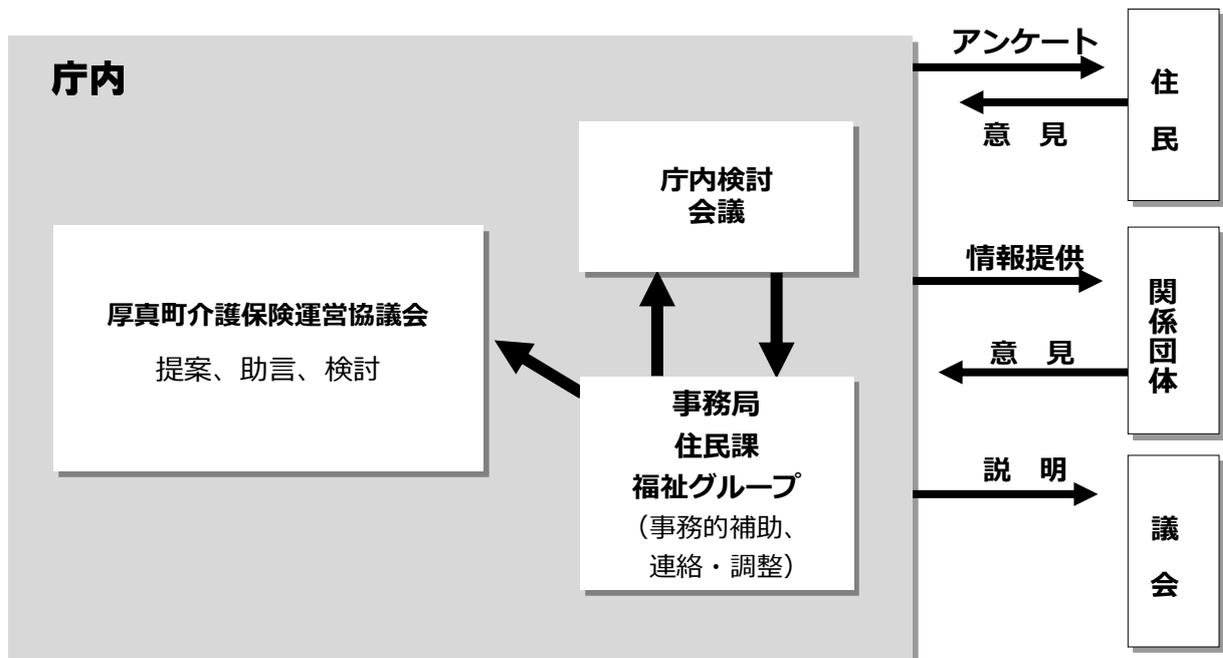
策定に当たっては、国の基本指針に沿って、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が増加する令和7（2025）年度、さらに先の令和22（2040）年度まで、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを中長期で構築することを目標とし、第9期計画における目指すべき姿を明らかにしながら、取組を進めていきます。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
第7期計画			第8期計画			第9期計画			第10期計画	
		改訂年度			改訂年度			改訂年度		
令和22(2040)年度、その先を見据えた中長期的な取組										

5. 計画の策定体制

この計画の策定及び進行管理に当たっては、被保険者の代表・医師・介護サービス事業者の代表・自治会の代表からなる厚真町介護保険運営協議会において、幅広く意見を聴きながら策定を行いました。

《策定体制図》



6. 日常生活圏域について

高齢者の生活を支える基盤は「住まい」を中心に、保健・医療・福祉関係のサービス施設や、その他、公共施設、交通機関、東胆振圏域での医療連携、さらには地域に暮らす人々の見守りといった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要な要素となります。

こうした地域の様々なサービスや主体が連携し、地域の高齢者の暮らしを支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、厚真町全域を1つの日常生活圏域として設定し、高齢者支援の充実に努めていきます。



7. 国の動き・制度改革の主な内容について

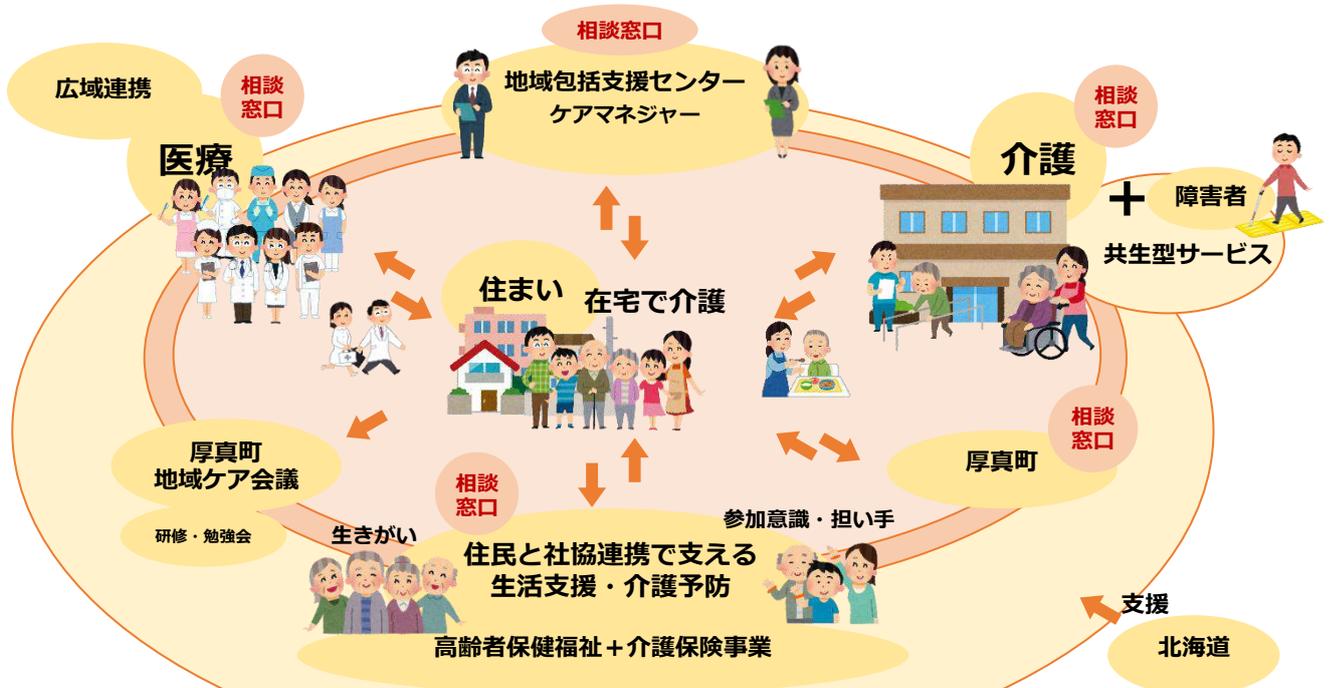
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤となりうるものです。中長期で高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、十分な介護サービスの確保だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的にできる「地域包括ケアシステム」の構築を地域特性に応じ深化・推進するように国は、自治体等に求めています。

また、国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（以下「令和二年の法改正」という。）において、令和22（2040）年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われています。

地域特性に合わせて、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的にできる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を中長期で深化・推進していきます。

地域包括ケアシステムの将来イメージ



注：●相談窓口は、今後の設置検討事項を含んでいます。

(2) 在宅医療・介護の連携推進

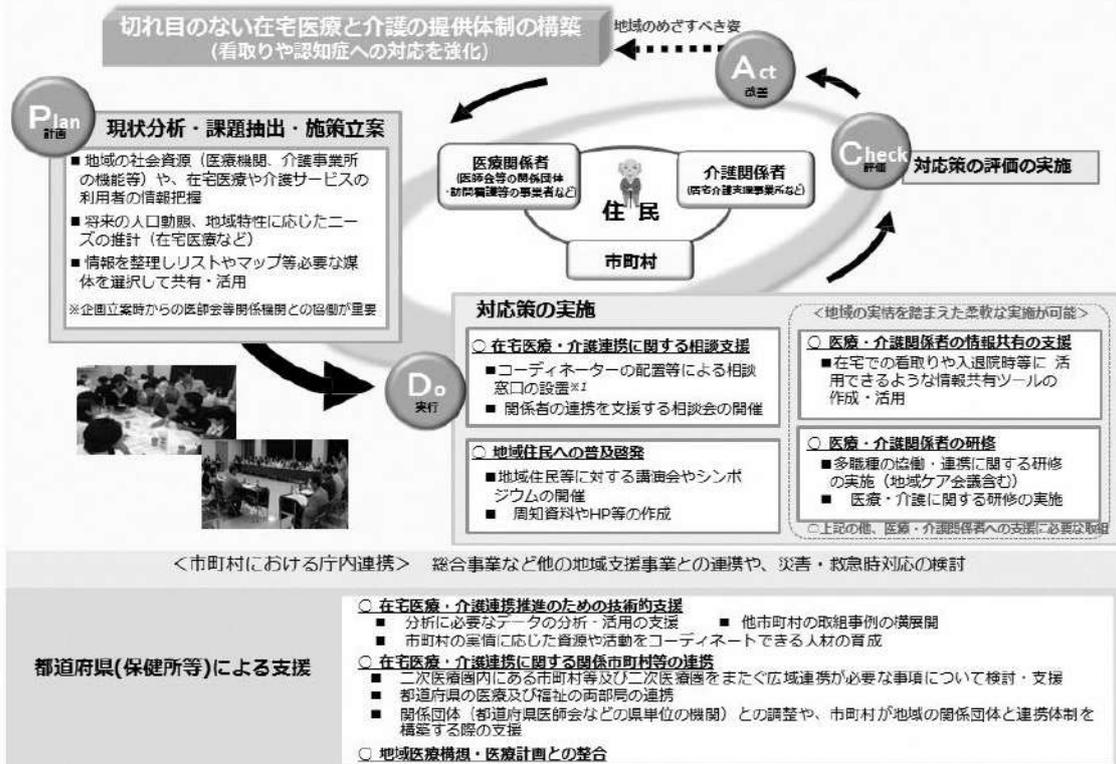
在宅医療・介護の連携推進は、介護保険法の地域支援事業に位置付けられています。在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域での整備が必要であり、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれています。令和5年、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律によって創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告等も踏まえ、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、苫小牧市医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備を中長期で継続していきます。

退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進するための体制整備を「北海道医療計画 東胆振地域推進方針」に沿って、進めていきます。

地域の医師会等と協働し在宅医療・介護連携等の推進を図ることが重要です。医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーションの専門職等の医療関係職種と介護福祉士、介護支援専門員等の介護関係職種等、関係者間の連携を推進するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した取組や在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進します。

在宅医療・介護の連携推進の在り方イメージ

地域包括ケアシステムの実現に向けた第8期介護保険事業計画期間からの在宅医療・介護連携推進事業の在り方



※厚生労働省資料より抜粋

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

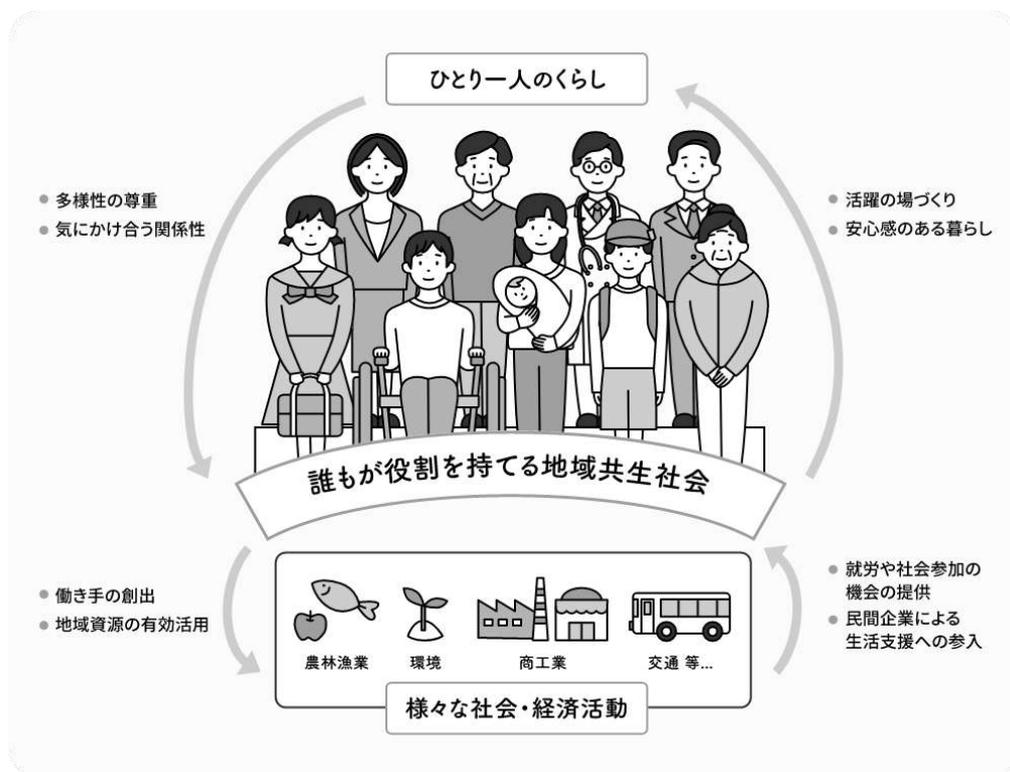
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

平成28（2016）年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロの実現」に向けた取組として「地域共生社会の実現」が設定されました。

これを受けて厚生労働省では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を打ち出しました。地域を基盤とする包括的支援を強化するため、障がい者（児）と高齢者が同一事業所で訪問介護、デイサービス、ショートステイなどを受けやすくするため、新たに共生型サービスが位置付けられています。

また、平成29（2017）年、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域に生きる一人ひとりが尊重され多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた方向性が示されました。高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画においても、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となっています。

「地域共生社会」全体像イメージ



出典：厚生労働省WEB「地域共生社会のポータルサイト」

(4) 第9期介護保険事業計画策定のポイント
国の目指す介護保険制度改革の全体像について

【改革の目指す方向】
<p>○地域共生社会の実現と2040年への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり ・介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応
【改革の3つの柱】 ※3つの柱は相互に重なり合い、関わり合う
<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防・地域づくりの推進～健康寿命の延伸～ 「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場の拡充等による介護予防の推進 ・地域支援事業等を活用した地域づくりの推進 ・認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の総合的推進 等 2. 地域包括ケアシステムの推進 ～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～ <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性等に応じた介護サービス基盤整備 ・質の高いケアマネジメントに向けた環境整備 ・医療介護連携の推進 等 3. 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～ <ul style="list-style-type: none"> ・新規人材の確保、離職防止等の総合的人材確保対策 ・高齢者の地域や介護現場での活躍促進 ・介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進 等
【3つの柱を下支えする改革】
<p>○保険者機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化推進交付金の抜本的な強化 ・PDCAプロセスの更なる推進 <p>○データ利活用のためのICT基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護関連データ（介護DB、VISIT、CHASE）の利活用に向けたシステム面・制度面での環境整備 <p>○制度の持続可能性の確保のための見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の伸びの抑制に向けて、給付と負担について不断の見直し

計画策定における基本的な方針と重点ポイントの検討について

1 基本的な方針について

介護保険制度改革の全体像も踏まえて、第9期計画では、次の基本方針に沿って計画策定に取り組んでいく。

2040年への備えを見据えた重要課題を踏まえる
<ul style="list-style-type: none"> ●2040年頃に高齢者の数はピークを迎えるとされる中、2025年以降は「高齢者の急増」から「現役世代人口の急減」に局面が変化する。（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より）2040年を見据え、推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定する。 ●社会活力を維持・向上するためには、現役世代人口が急減する中で、高齢者をはじめとする多様な就労・社会参加を促進するための「健康寿命の延伸」や、労働力の制約が強まる中での「医療・介護サービスの確保」に取り組む必要がある。

2 重点ポイントについて

国の社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、第9期計画において継続して重点的に取り組むべきポイントとしては、次の6つです。

1. 介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)
<ul style="list-style-type: none">●ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加や、地域のつながりの弱まりが進む中、介護サービス需要の増加、多様化が見込まれます。●高齢者の就労希望や、地域活動への参加ニーズの高まりなどから、高齢者像も変化し続けています。●地域支援事業や健康づくりと介護予防の推進により、地域で暮らし続けるための社会参加を促す取組を推進していく必要があります。
2. 保険者機能の強化(地域の特性に応じたつながりの強化・マネジメント機能の強化)
<ul style="list-style-type: none">●市町村が保険者である介護保険制度においては、介護サービス基盤の整備や取組を通じて、地域のつながりの強化につなげていくことが求められています。●平成30年度より開始した、高齢者の自立支援・重度化防止等へ向けた保険者の取組を推進するための交付金(保険者機能強化推進交付金)の、その実効ある活用を図る必要があります。
3. 地域包括ケアシステムの推進(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)
<ul style="list-style-type: none">●要介護認定率や1人当たり給付費に影響が出やすい85歳以上人口の推移を注視し、①介護離職ゼロに対応した整備量の上乗せ検討、②地域医療構想による病床の機能分化・連携に伴う介護サービスの整備の検討、③介護予防等の取組状況を踏まえる。●医療と介護の連携、地域密着型サービスの小規模化、多機能化、既存施設の活用など、多様なニーズに対応した介護の提供・整備を引き続き図る必要があります。
4. 認知症「共生」「予防」の推進
<ul style="list-style-type: none">●「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」「認知症施策推進大綱」「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づき認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、介護予防の中でも重要な位置付けとしていきます。●「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に沿って、「理解の促進・啓発」、「適時・適切な医療・介護等の提供」、「家族介護者への支援」、「地域での見守り体制整備」、「高齢者の虐待防止と権利擁護の推進等」に引き続き取り組みます。
5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新
<ul style="list-style-type: none">●「持続可能な制度の再構築・介護現場の革新」については、介護保険の運営や介護サービスの整備・人材の確保の上で大きく影響すると思われます。●介護保険事業計画に基づき介護給付適正化の推進等介護保険制度の適正・円滑な運営を進めています。国の審議会の動きを注視しつつ、自治体として、持続可能な介護保険運営のための有効な対応を検討する必要があります。
6. 災害や感染症対策に係る体制整備
<ul style="list-style-type: none">●災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載し、事業継続に向けた取組も進めます。●地域防災計画や新型インフルエンザ対策行動計画などを基盤として、自治体として持続可能な介護事業運営のため、自治体と事業者で日頃から連携する必要があります。

第 2 章 高齢者を取り巻く状況

第2章 高齢者を取り巻く状況

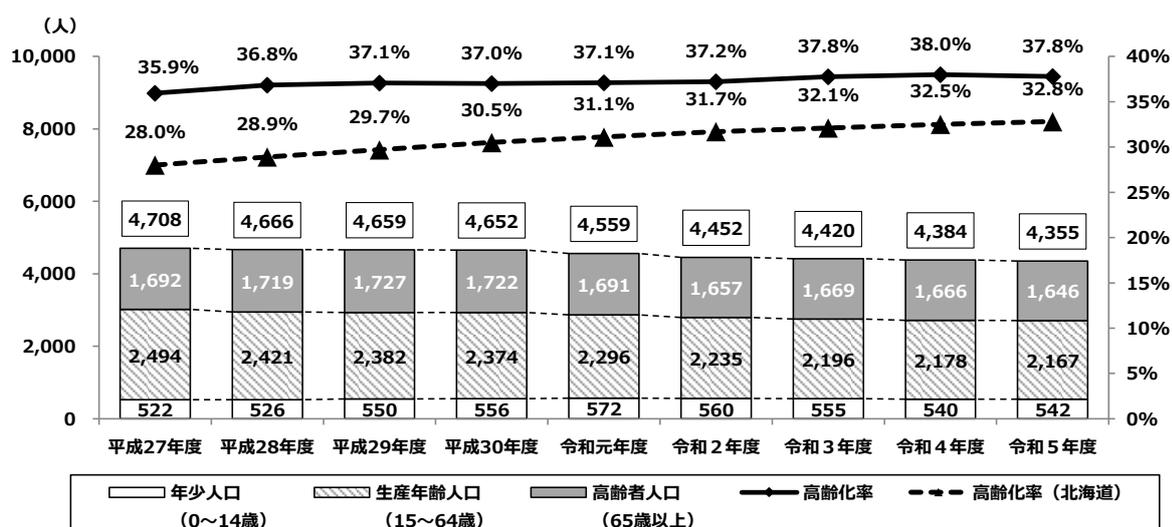
1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

本町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成27年度(4,708人)から令和5年度(4,355人)の9年間で約7.5%(353人)の減少となっています。年齢構造別にみると、年少人口は、平成27年度から令和元年度まで増加し、令和2年度以降減少、令和5年に微増しています。生産年齢人口は、年々減少しています。高齢者人口は平成27年度から平成29年度まで増加し、平成30年度以降、令和2年度まで減少し、一旦、令和3年度増加し、令和4年度以降減少しています。

年少人口と生産年齢人口の減少と、高齢者の人口の減少と相まって、高齢化率は横ばいの傾向で推移し、その結果、令和5年度は37.8%となっています。

総人口の推移



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	4,708	4,666	4,659	4,652	4,559	4,452	4,420	4,384	4,355
年少人口 (0~14歳)	522 (11.1%)	526 (11.3%)	550 (11.8%)	556 (12.0%)	572 (12.5%)	560 (12.6%)	555 (12.6%)	540 (12.3%)	542 (12.4%)
生産年齢人口 (15~64歳)	2,494 (53.0%)	2,421 (51.9%)	2,382 (51.1%)	2,374 (51.0%)	2,296 (50.4%)	2,235 (50.2%)	2,196 (49.7%)	2,178 (49.7%)	2,167 (49.8%)
高齢者人口 (65歳以上)	1,692 (35.9%)	1,719 (36.8%)	1,727 (37.1%)	1,722 (37.0%)	1,691 (37.1%)	1,657 (37.2%)	1,669 (37.8%)	1,666 (38.0%)	1,646 (37.8%)

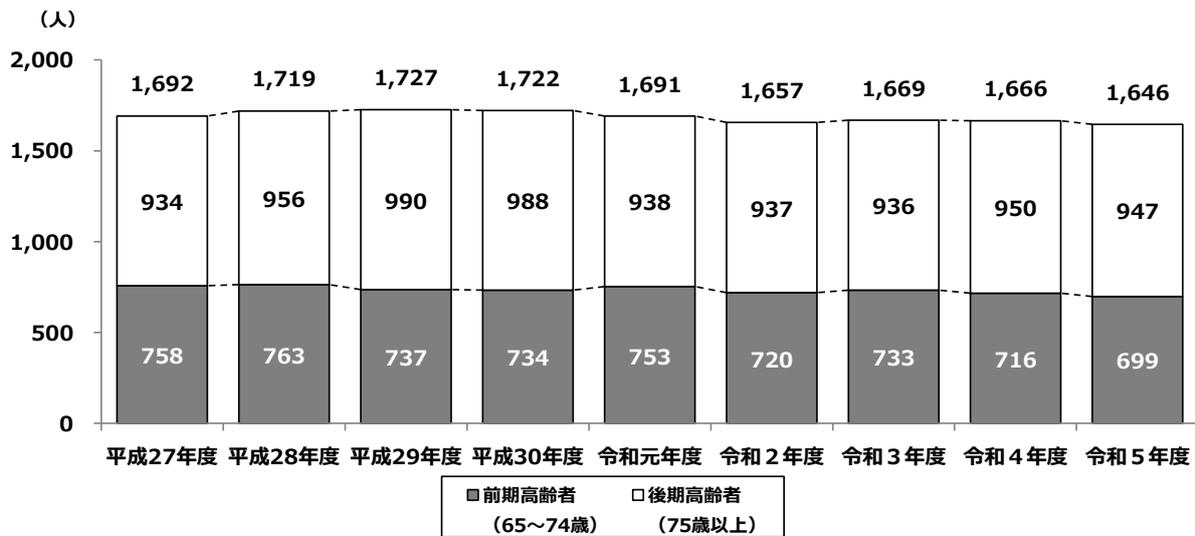
* () 内は総人口に占める割合 資料：住民基本台帳(各年度4月1日)、北海道の高齢者人口の状況(各年度1月1日)

第2章 高齢者を取り巻く状況

○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は増減を繰り返しており、平成27年度と令和5年度を比較すると減少傾向にあります。一方、後期高齢者（75歳以上）は、増減を繰り返しており、平成27年度と令和5年度を比較すると増加傾向にあります。令和5年度の高齢者人口が、総人口に占める割合は、37.8%となっており、後期高齢者（75歳以上）の総人口に占める割合は21.7%となっており、後期高齢者（75歳以上）は大きな比率を占めています。

高齢者人口の推移



(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	4,708	4,666	4,659	4,652	4,559	4,452	4,420	4,384	4,355
高齢者人口	1,692 (35.9%)	1,719 (36.8%)	1,727 (37.1%)	1,722 (37.0%)	1,691 (37.1%)	1,657 (37.2%)	1,669 (37.8%)	1,666 (38.0%)	1,646 (37.8%)
前期高齢者 (65～74歳)	758 (16.1%)	763 (16.4%)	737 (15.8%)	734 (15.8%)	753 (16.5%)	720 (16.2%)	733 (16.6%)	716 (16.3%)	699 (16.0%)
後期高齢者 (75歳以上)	934 (19.8%)	956 (20.5%)	990 (21.2%)	988 (21.2%)	938 (20.6%)	937 (21.0%)	936 (21.2%)	950 (21.7%)	947 (21.7%)

* () 内は総人口に占める割合

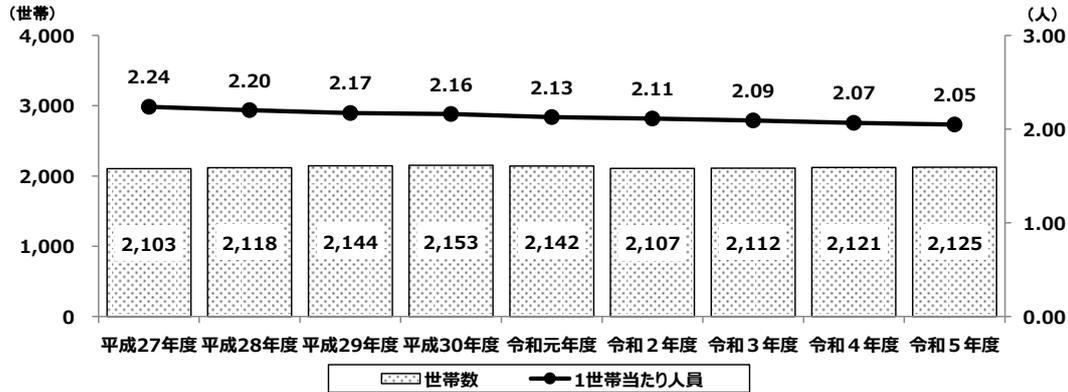
資料：住民基本台帳（各年度4月1日）

(2) 世帯の状況

世帯数は、令和2年4月1日現在で2,107世帯となっており、平成27年度から令和5年度までの9年間で、35世帯増加しています。

一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成27年度の2.24人から令和5年度には、2.05人となっています。核家族化の進展やひとり暮らしの増加がうかがえます。

全世帯の状況

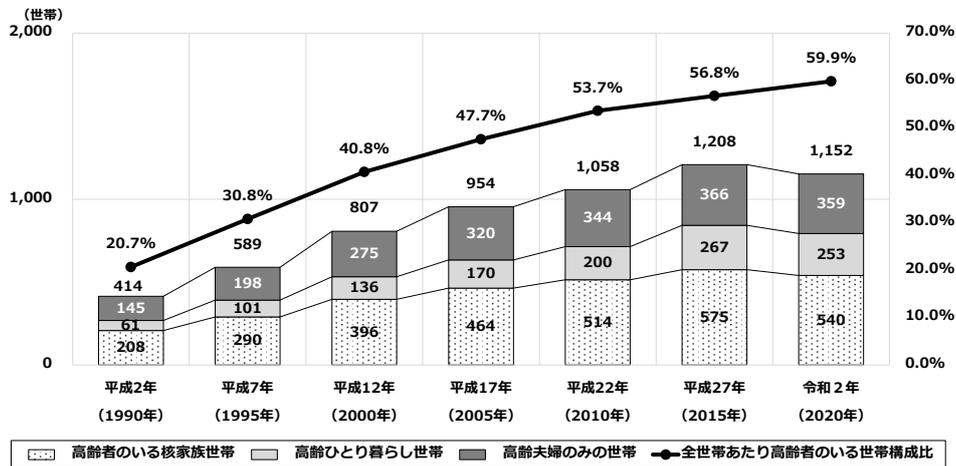


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

○高齢者のいる世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は増加しています。令和2年は1,152世帯となっており、全世帯数に占める割合は59.9%と高くなっています。また、「高齢ひとり暮らし世帯」は253世帯、「高齢夫婦のみの世帯」は359世帯と増加傾向となっています。

高齢者（65歳以上）のいる世帯の変化



(単位：世帯)

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
全世帯数	2,004	1,911	1,980	2,002	1,972	2,126	1,924
全世帯あたり高齢者のいる世帯構成比	20.7%	30.8%	40.8%	47.7%	53.7%	56.8%	59.9%
高齢者のいる世帯数	414	589	807	954	1,058	1,208	1,152
高齢者のいる核家族世帯	208	290	396	464	514	575	540
高齢夫婦のみの世帯	145	198	275	320	344	366	359
高齢ひとり暮らし世帯	61	101	136	170	200	267	253
高齢ひとり暮らし世帯 (男)	-	-	45	52	50	87	87
高齢ひとり暮らし世帯 (女)	-	-	91	118	150	180	166

資料：総務省国勢調査（各年10月1日）

第2章 高齢者を取り巻く状況

(3) 被保険者と要介護認定の状況

○被保険者数の推移

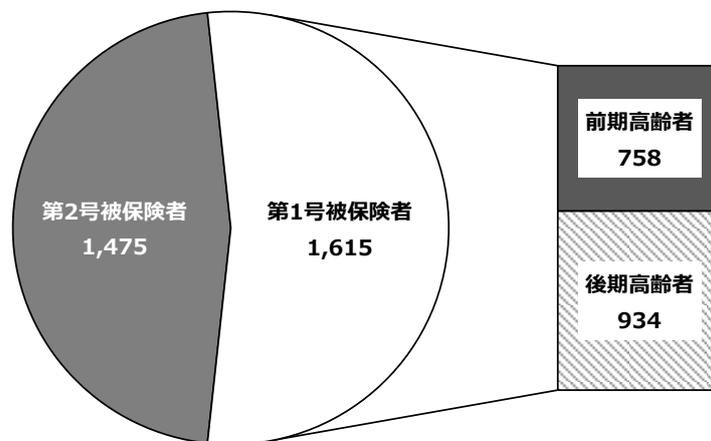
介護保険被保険者総数は年々減少しています。年齢別にみると、第2号被保険者（40～64歳）は年々減少しています。第1号被保険者（65歳以上）の「前期高齢者（65～74歳）」は、平成27年度から平成28年度までは増加し、平成29年度から令和3年度までは、減少と増加を繰り返し、令和4年度以降、減少傾向となっています。

「後期高齢者（75歳以上）」は、平成27年度から平成29年度まで増加傾向、平成30年度以降は令和3年度まで減少し、一旦、令和4年度増加し、令和5年度は減少しています。

被保険者数の推移

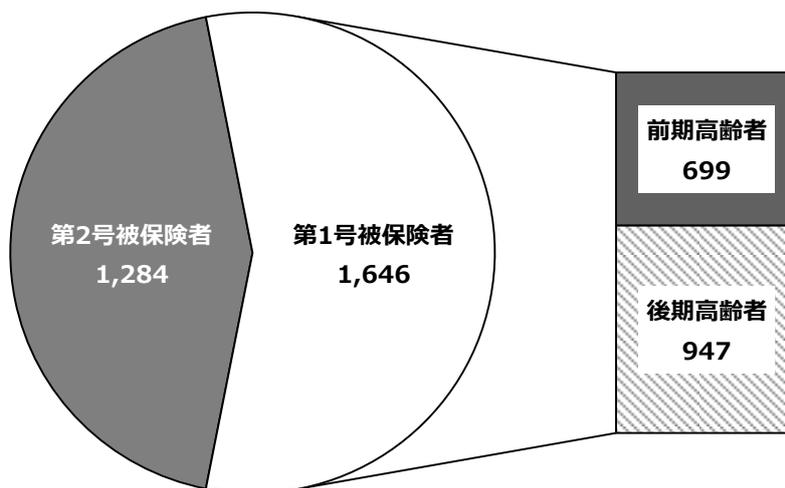
単位：人

平成27年度



単位：人

令和5年度



(単位：人)

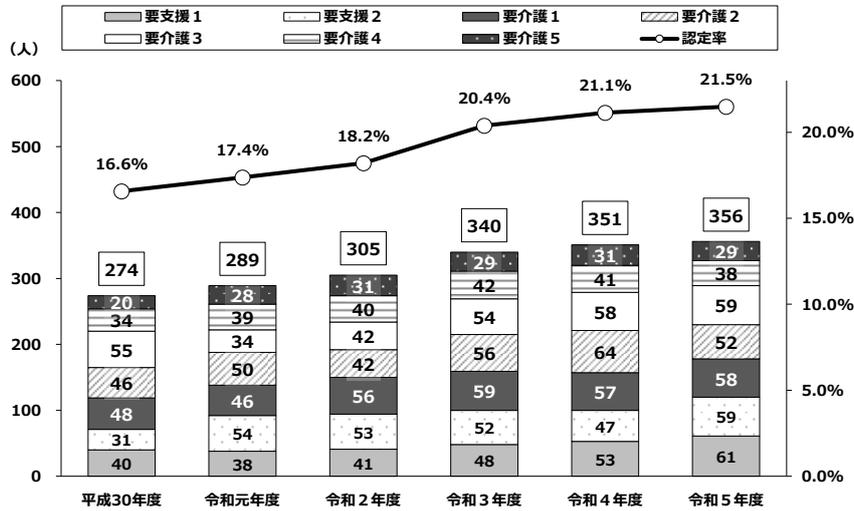
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号（65歳以上）	1,692	1,719	1,727	1,722	1,691	1,657	1,669	1,666	1,646
前期高齢者（65～74歳）	758	763	737	734	753	720	733	716	699
後期高齢者（75歳以上）	934	956	990	988	938	937	936	950	947
第2号（40～64歳）	1,475	1,438	1,425	1,420	1,362	1,346	1,316	1,293	1,284
被保険者総数計	3,167	3,157	3,152	3,142	3,053	3,003	2,985	2,959	2,930

資料：住民基本台帳（各年度4月1日）

○要介護認定者数と要介護認定率の変化

第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は、平成30年度の16.6%（274人）から令和5年の21.5%（356人）と増加傾向です。平成30年度と令和5年度を要介護度別にみると、どの介護度でも増加となっています。特に、要支援1と2は増加傾向となっています。

第1号被保険者の要介護認定者と認定率

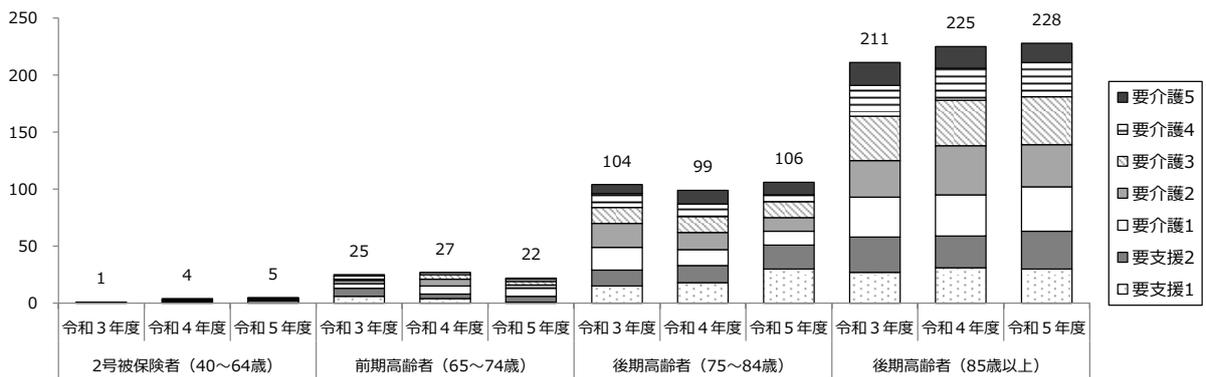


資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（令和5年度は見込み）

○被保険者別要介護認定者数

令和3年度から令和5年度の1号と2号合わせた被保険者別の要介護認定者数は、「後期高齢者（75歳以上）」に多いです。令和5年度「後期高齢者（75歳以上）」要介護認定者数は334人で、要介護認定者全体（361人）の92.5%を占め、また、「後期高齢者（75歳以上）」は「前期高齢者（65～74歳）」要介護認定者数22人の約15倍となっています。さらに、後期高齢者（75歳以上）の中でも、85歳以上の要介護認定者数が228人で、要介護認定者全体（361人）の63.2%を占めています。

被保険者別要介護認定者数



(単位: 人)

	2号被保険者(40～64歳)			前期高齢者(65～74歳)			後期高齢者(75～84歳)			後期高齢者(85歳以上)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	0	0	0	6	4	1	15	18	30	27	31	30
要支援2	0	1	2	7	4	5	14	15	21	31	28	33
要介護1	1	1	1	4	7	7	20	14	12	35	36	39
要介護2	0	1	1	3	6	3	21	15	12	32	43	37
要介護3	0	0	0	1	4	3	14	14	14	39	40	42
要介護4	0	1	1	3	2	2	12	11	6	27	28	30
要介護5	0	0	0	1	0	1	8	12	11	20	19	17
合計	1	4	5	25	27	22	104	99	106	211	225	228

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（令和5年度は見込み）

2. アンケート結果からみた高齢者の状況

調査の目的

本調査は、令和6年度より3年間を計画期間とする本計画の策定に当たり、今後の高齢者保健福祉施策を推進していくための基礎資料を作成するために実施したものです。

調査の方法

○調査対象

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 : 町内にお住まいの令和5年4月1日現在65歳以上で、 「事業対象者」の中から在宅で生活をしている方全員 35人 「要支援1・2認定を受けている方」の中から在宅で生活をしている方全員 117人
在宅介護実態調査 : 町内にお住まいで、令和5年4月1日現在「要介護1～要介護5認定を受けている方」の中から在宅で生活をしている方全員 145人

○調査期間：令和5年8月28日～9月8日

○調査方法：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：郵送配布・郵送回収
 在宅介護実態調査：送配布・郵送回収

○配布・回収状況

	配布数	有効回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	152票	116票	76%
在宅介護実態調査	145票	89票	61%

※社会調査において、誤差が統計学的に5～10%以内であればよいとされており、本町の場合有効回答数が91票以上あれば、住民意向が把握できる票数となります。よって、今回の調査は、有意性がある回答数となっています。

●計画書中のアンケートグラフについて

- 「アンケートグラフ」は原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果、または、回答者が皆無であることを表します。
- 質問文を一部省略しています。また、グラフ及び文章中、選択肢を一部省略しています。

【解説】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果のテーマ設定とまとめについて

●アンケート結果からの計画へつながる検討テーマについて

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、要介護状態になる前の高齢者（65歳以上）を対象として、主に以下のような状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に調査をしました。

- 要介護状態になるリスクの発生状況
- 要介護状態になるリスクに影響を与える日常生活の状況
- 認知症リスクの意識について

■高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の主な論点

国の基本指針における計画策定の必須項目と第7期から第9期計画まで継続しているテーマに合わせたものを論点としています。

論 点	①どの介護サービス利用が介護者の就労継続や在宅生活の継続に貢献するか
	②地域の高齢者を支える人材の確保・育成状況の把握
	③介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、介護予防・生きがいつくり等による元気な高齢者の増加への取組の検討
	④自立支援、介護予防・重度化防止等の取組内容と認知症「共生」・「予防」の推進
	⑤高齢者虐待の防止等、介護者のケアについて
	⑥地域医療の一翼を担う地域包括ケアシステム構築の継続（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
	⑦地域ケア会議の推進と課題の検討
	⑧施策・目標の達成状況の点検・評価

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果まとめテーマ設定について

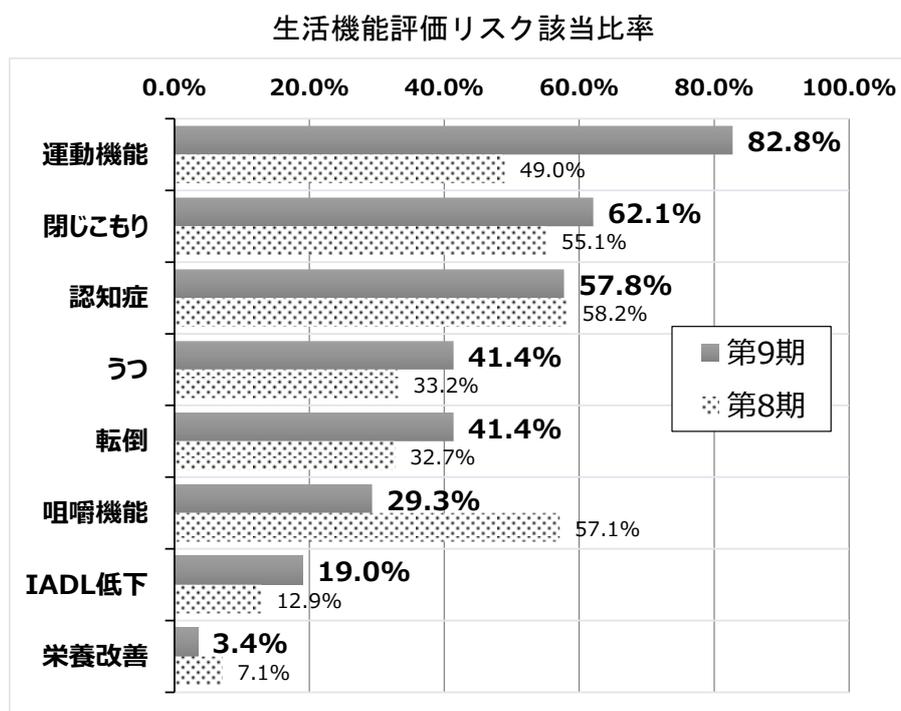
国の調査手引きを参考にしながら、次の4つを計画へつながるテーマとして設定しています。アンケート結果からみえる要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の傾向を把握し、健康寿命の延伸や介護予防などの施策につながる課題としてまとめています。

<p>■テーマ1 アンケート結果からみた生活機能評価リスクについて → 論点④に関係するテーマ</p> <p>■テーマ2 社会参加・地域交流について（地域資源の状況） → 主に論点③とほかに論点②④⑥に関係するテーマ</p> <p>■テーマ3 幸福度について → 計画全体評価と論点⑧に関係するテーマ</p> <p>■テーマ4 地域のつながりについて（孤立が疑われる状況の推察） → 論点②③④⑥⑧に関係するテーマ</p>

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要

■テーマ1 アンケート結果からみた生活機能評価リスクについて

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の生活機能評価リスク（以下、リスク。）をアンケート結果からみると、運動機能82.8%が最も多く、次いで、閉じこもり62.1%、認知症57.8%、うつ41.4%、転倒41.4%、咀嚼（そしゃく）機能29.3%、IADL^{*}低下19.0%、栄養改善3.4%となっています。



第9期アンケート結果のリスク傾向を前期計画のアンケートと比較すると、運動機能リスクが1.7倍に増えている傾向は注視する必要があると考えられます。また、閉じこもりリスクは、1.1倍、うつリスク約1.3倍、転倒リスク1.3倍、IADL低下リスク1.5倍、第8期に比べて増えています。咀嚼（そしゃく）機能リスクと栄養改善リスクについては、約0.5倍と半分ほどに減っています。

運動する機会や運動とまでいわずとも外出する機会が減っていて、身体を動かす機会が減っている可能性が高いです。それに伴って、うつリスクや転倒リスク、IADL低下リスクも増えている可能性があります。介護予防に関わる取組への参加や住民自らの介護予防を含むセルフケアに関する意識を高めていく重要度が増していると考えられます。また、認知症リスクについては、第8期とあまり変動がありませんが、ケガや病気以外での、要介護状態になった理由としてあげられているため、認知症に対する施策の継続や強化は継続が必要です。

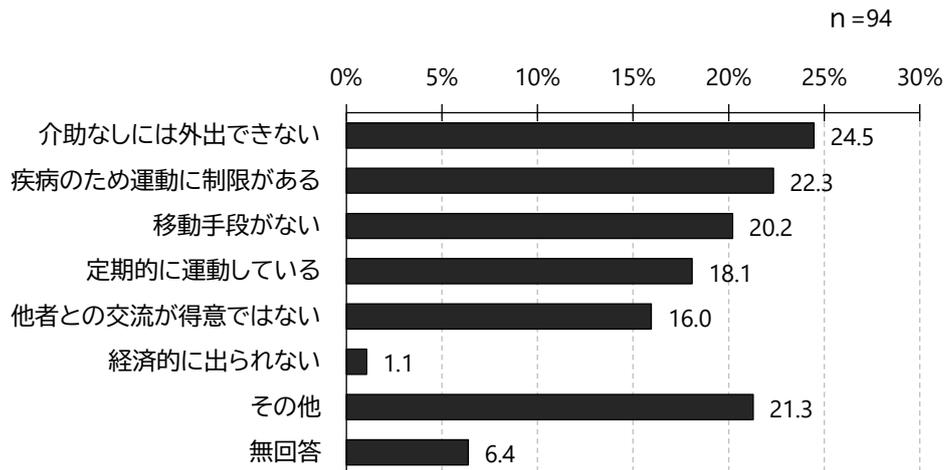
※IADL（あいえーでいーえる） Instrumental Activities of Daily Living = 「手段的日常生活動作」と訳されます。【具体的な行動】買物、洗濯、掃除等の家事全般、金銭管理、服薬管理、交通機関の利用、電話の応対などです。

問2 からだを動かすことについて

(6)運動教室や町民主体の運動サークルに参加していますかで、「ほとんど参加していない」「参加していない」を選択した方

(6)-① 外出を控えている理由は、次のどれですか(複数回答)

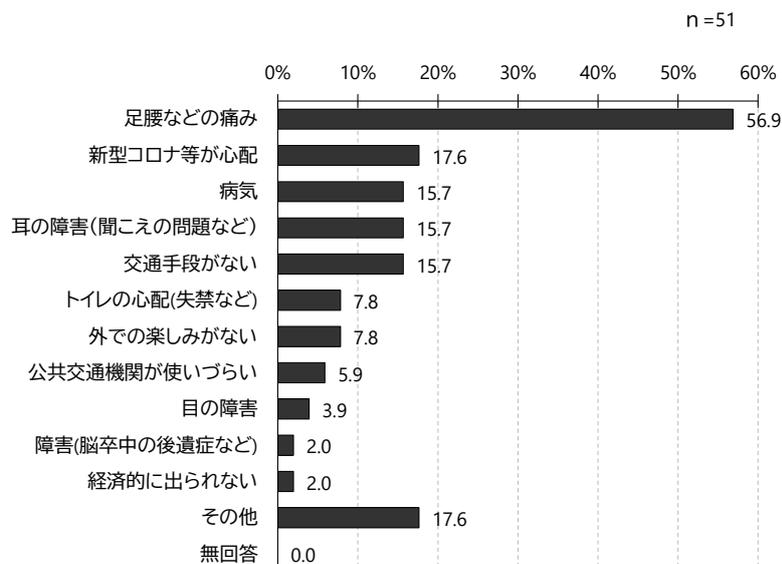
「介助なしには外出できない」が24.5%と最も多く、次いで「疾病のため運動に制限がある」が22.3%、「その他」が21.3%、「移動手段がない」が20.2%、「定期的に運動している」が18.1%となっています。



(9)外出を控えていますかで「はい」(外出を控えている)を選択した方

(9)-① 外出を控えている理由は、次のどれですか(複数回答)

「足腰などの痛み」が56.9%と最も多く、次いで「新型コロナ等が心配」及び「その他」が17.6%、「病気」、「耳の障害(聞こえの問題など)」及び「交通手段がない」が15.7%となっています。



■テーマ2 社会参加・地域交流について(地域資源の状況)

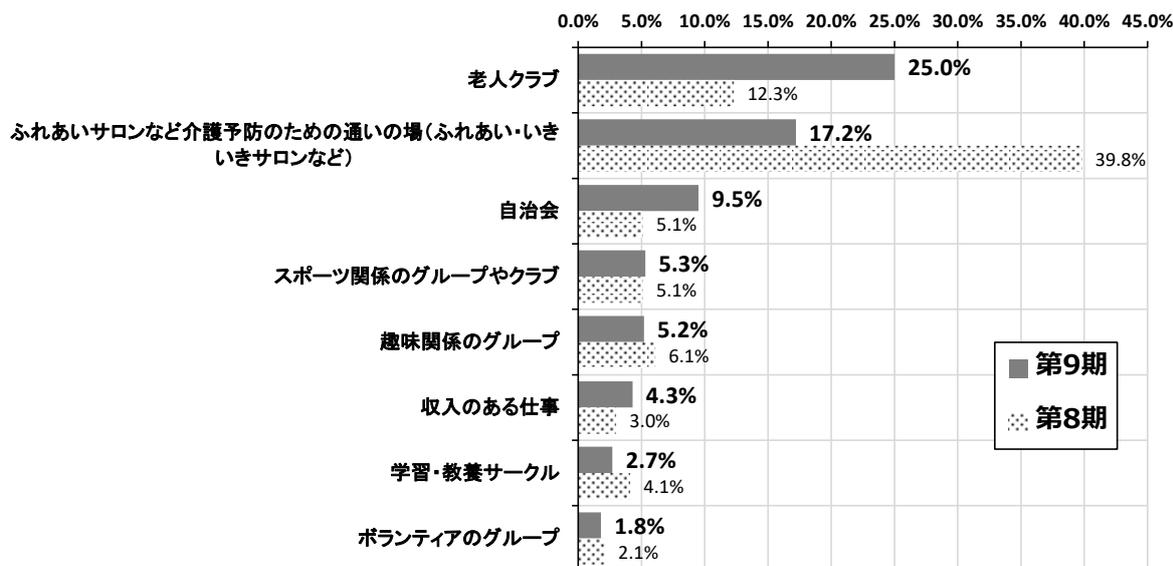
厚真町全体では、地域活動などの参加状況について、老人クラブ25.0%、ふれあいサロンなど介護予防のための通いの場(ふれあい・いきいきサロンなど)17.2%、自治会9.5%、スポーツ関係のグループやクラブ5.3%、趣味関係のグループ5.2%、収入のある仕事4.3%、学習・教養サークル2.7%、ボランティアのグループ1.8%の順となっています。

また、地域づくりへの参加意向については、「参加したい」が町全体で42.4%、「お世話役として参加」が16.5%となっています。4割強の方が地域づくりへ協力をしてもよい、また、2割弱の方がお世話役をやってもよいと考えており、参加協力やお世話役での参加の意向は高い傾向となっています。

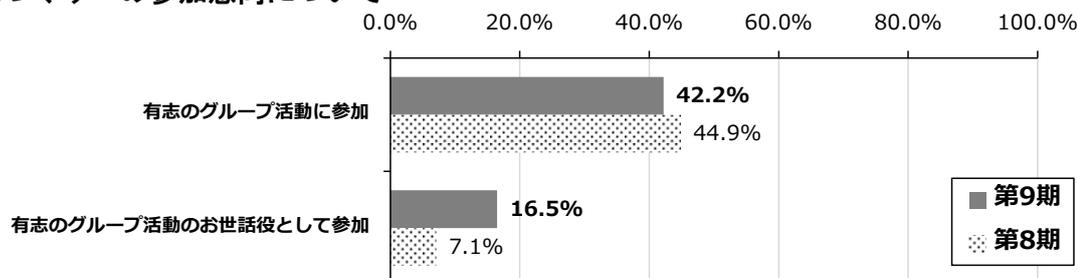
第9期の地域活動などの参加状況について、前回計画と比較すると老人クラブが2倍、自治会が約1.9倍に増えています。ふれあいサロンなど介護予防のための通いの場(ふれあい・いきいきサロンなど)が約0.4倍と半数以下になっています。また、地域づくりへの参加意向については、前回計画と比較すると「お世話役として参加」が2.3倍と増えています。

震災以降、老人クラブや自治会活動などへの参加が増加しているのと、地域活動へお世話役として協力をしてもよいと考えている方が増えているので、今後も、地域活動やその参加支援については、継続していくことが課題です。

○社会参加・地域活動などの参加比率(%)



○地域づくりへの参加意向について



■テーマ3 幸福度について

主観的幸福感とは、国のアンケート指針から施策や計画全体のアウトカム＝成果として、その目安とみることができる項目とされています。主観的幸福感の高い割合（幸福感8点以上の回答）は、厚真町全体では42.3%となっています。主観的幸福感、主観的健康観が維持されていることも大事なポイントですが、8点以上の点数を付けている方の傾向では、経済的なものよりも、家族構成によってばらつきはあります。自分のライフスタイルがあることや日常生活での人間関係等が、主観的幸福感につながっているのではないかと推察しています。

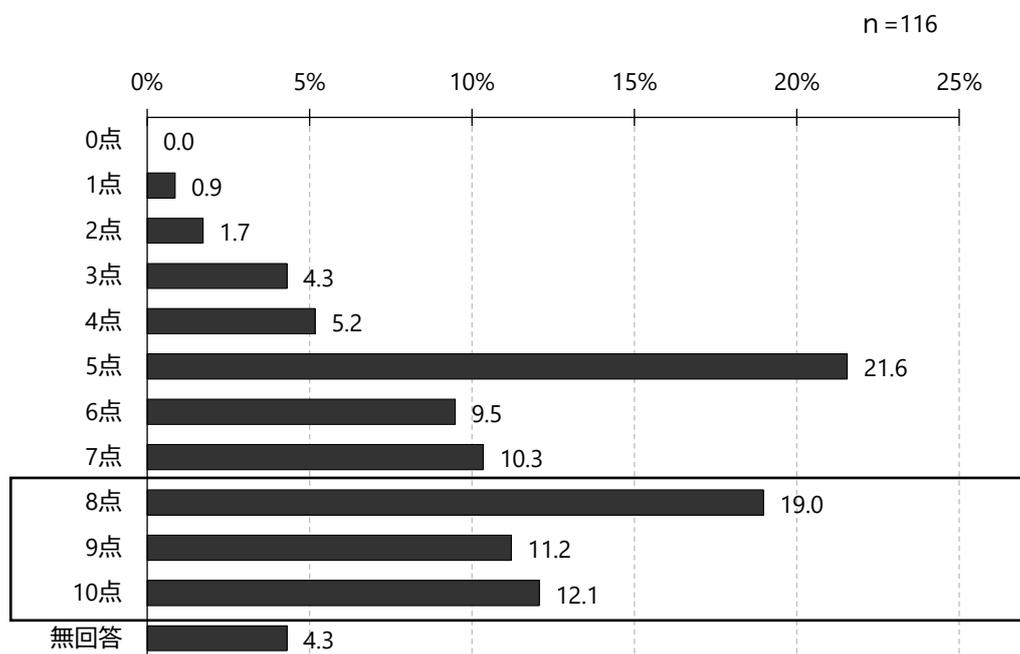
主観的幸福感が、約4割強で高い割合となっており、この割合が今後も維持され、さらに高まるよう計画や施策を継続することが重要と考えます。

○主観的幸福感が高い(8点以上)

問7 健康について

(2)あなたは、現在どの程度幸せですか

「5点」が21.6%と最も多く、次いで「8点」が19.0%、「10点」が12.1%、「9点」が11.2%、「7点」が10.3%となっています。



第2章 高齢者を取り巻く状況

		クロス項目 1 __ 家族構成と経済状況											
		合計	1人暮らし	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	息子・娘との2世帯	その他	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	無回答
全体		116 100.0%	37 31.9%	28 24.1%	4 3.4%	37 31.9%	9 7.8%	5 4.3%	14 12.1%	85 73.3%	6 5.2%	0 0.0%	1 0.9%
問7(2) あなたは、現在のどの程度幸せですか	0点	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	1点	1 0.9%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	2点	2 1.7%	1 0.9%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	3点	5 4.3%	1 0.9%	2 1.7%	0 0.0%	2 1.7%	0 0.0%	1 0.9%	1 0.9%	2 1.7%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
	4点	6 5.2%	3 2.6%	1 0.9%	0 0.0%	2 1.7%	0 0.0%	1 0.9%	1 0.9%	4 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	5点	25 21.6%	9 7.8%	9 7.8%	0 0.0%	6 5.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	19 16.4%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.9%
	6点	11 9.5%	4 3.4%	2 1.7%	0 0.0%	4 3.4%	1 0.9%	0 0.0%	2 1.7%	8 6.9%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
	7点	12 10.3%	0 0.0%	4 3.4%	0 0.0%	7 6.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.9%	10 8.6%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
	8点	22 19.0%	8 6.9%	1 0.9%	2 1.7%	7 6.0%	4 3.4%	3 2.6%	4 3.4%	14 12.1%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
	9点	13 11.2%	2 1.7%	5 4.3%	0 0.0%	4 3.4%	2 1.7%	0 0.0%	3 2.6%	8 6.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	10点	14 12.1%	5 4.3%	2 1.7%	1 0.9%	5 4.3%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	13 11.2%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	5 4.3%	3 2.6%	1 0.9%	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%	4 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

■テーマ4 地域のつながりについて(孤立が疑われる状況の推察)

ここでの孤立状況とは、個々人の生活スタイルを否定するものでなく、あくまでもアンケートで以下の設問の回答から孤立状況の可能性について推察するものです。

設問の回答すべてに該当する方はいませんでした。ただ、どなたかと食事をともにする機会の傾向をみると、家族構成に関わらず孤食が起きている可能性は否定できません。

孤立状況を完全に解消する方法は存在していないので、孤立状況を緩和するためには、高齢者サービスを提供している関係者間の情報共有や地域包括支援センター等からのきめ細かい働きかけを重ねながら、何かしらの人間関係を維持することにつながる趣味や生きがいを支援する施策の検討は、今後、必要になると考察します。

問2 からだを動かすことについて

(7) 週に1回以上は外出していますか

→ 「ほとんど外出しない」が24.1%となっています。

(8) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

→ 「とても減っている」が10.3%となっています。

問3 食べることについて

(8) どなたかと食事をともにする機会がありますか

→ 「ほとんどない」が7.8%となっています。

問6 たすけあいについて

(1) あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人(複数回答)

→ 「そのような人はいない」は6.0%となっています。

(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人(複数回答)

→ 「そのような人はいない」は6.0%となっています。

第2章 高齢者を取り巻く状況

●孤立状況の可能性のある人の傾向

		クロス項目1__家族構成と経済状況											
		合計	1人暮らし	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	息子・娘との2世帯	その他	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	無回答
全体		116 100.0%	37 31.9%	28 24.1%	4 3.4%	37 31.9%	9 7.8%	5 4.3%	14 12.1%	85 73.3%	6 5.2%	0 0.0%	1 0.9%
【孤立の可能性が特に高い人】→SA	孤立状況の可能性あり	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	なし	116 100.0%	37 31.9%	28 24.1%	4 3.4%	37 31.9%	9 7.8%	5 4.3%	14 12.1%	85 73.3%	6 5.2%	0 0.0%	1 0.9%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

●どなたかと食事をとる機会(孤食の状況にある人)の傾向

		クロス項目1__家族構成と経済状況											
		合計	1人暮らし	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	息子・娘との2世帯	その他	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	無回答
全体		116 100.0%	37 31.9%	28 24.1%	4 3.4%	37 31.9%	9 7.8%	5 4.3%	14 12.1%	85 73.3%	6 5.2%	0 0.0%	1 0.9%
【孤食の状況のある人】→SA	あり	9 7.8%	7 6.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%	8 6.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	なし	107 92.2%	30 25.9%	27 23.3%	4 3.4%	36 31.0%	9 7.8%	4 3.4%	14 12.1%	77 66.4%	6 5.2%	0 0.0%	1 0.9%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

【解説】在宅介護実態調査結果のテーマ設定とまとめについて

●アンケート結果からの計画へつながる検討テーマについて

在宅介護実態調査については、第6期計画からの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か（在宅限界点）」といった観点を第9期計画に追加し、また、主に以下のような状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に調査をしました。

- 「高齢者等の適切な在宅生活の継続」
 - 「家族等介護者の就労継続」
- の実現に向けた、介護サービスの在り方

■高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の主な論点

国の基本指針における計画策定の必須項目と第7期から第9期計画まで継続しているテーマに合わせたものを論点としています。

論点	①どの介護サービス利用が介護者の就労継続や在宅生活の継続に貢献するか
	②地域の高齢者を支える人材の確保・育成状況の把握
	③介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)、介護予防・生きがいがづくり等による元気な高齢者の増加への取組の検討
	④自立支援、介護予防・重度化防止等の取組内容と認知症「共生」・「予防」の推進
	⑤高齢者虐待の防止等、介護者のケアについて
	⑥地域医療の一翼を担う地域包括ケアシステム構築の継続(多様なニーズに対応した介護の提供・整備)
	⑦地域ケア会議の推進と課題の検討
	⑧施策・目標の達成状況の点検・評価

○在宅介護実態調査結果調査結果まとめテーマ設定

国の調査手引きを参考にしながら、次の5つを介護保険事業計画へつながるテーマとして設定しています。アンケート結果からみえる、どの介護サービス利用が介護者の就労継続や在宅生活の継続に貢献するかなどの課題としてまとめています。

<p>■テーマ1 要介護者の在宅生活の継続(支援・サービスの提供体制の検討)</p> <p>→ 論点①に関するテーマ</p> <p>■テーマ2 介護者の就労継続(両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討)</p> <p>→ 論点①④⑤⑧に関するテーマ</p> <p>■テーマ3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討</p> <p>→ 論点①②③④⑤に関するテーマ</p> <p>■テーマ4 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討</p> <p>→ 論点①②③④⑤に関するテーマ</p> <p>■テーマ5 介護サービス未利用の理由について</p> <p>→ 論点①⑤に関するテーマ</p>
--

■在宅介護実態調査結果概要

■テーマ1 要介護者の在宅生活の継続(支援・サービスの提供体制の検討)

厚真町の要介護高齢者の施設入所・入居検討状況については、介護者が60歳代を超えると検討している傾向があります。

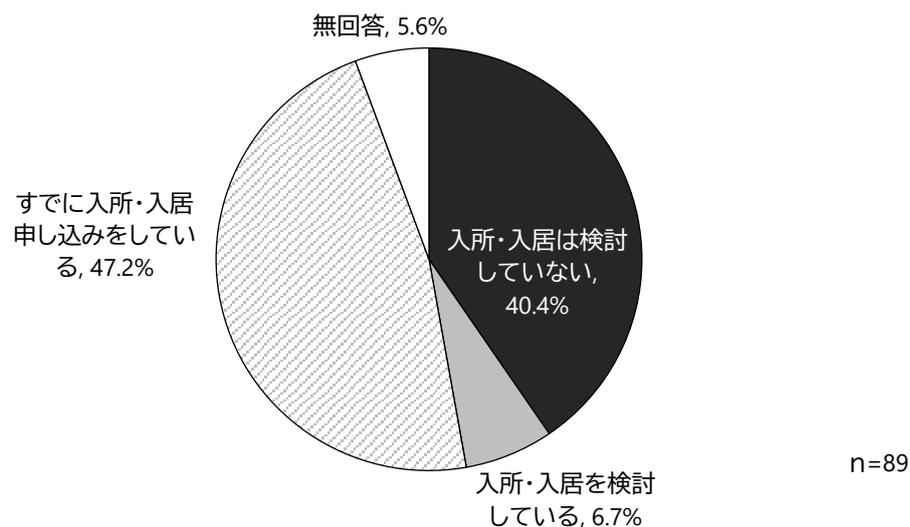
要介護者の在宅生活の継続については、認知症状への対応、外出支援、食事や身の回りの介助に不安を感じており、これらに対応するサービスや施策は、在宅介護を継続させるために欠かせないものと考えられます。

計画や施策への反映として、介護者のニーズに沿ったサービス提供体制の整備や認知症予防、要介護状態の重度化防止などに重点を置き検討していく必要があります。

○介護が理由で仕事を辞めた方について

問3 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください

「すでに入所・入居申し込みをしている」が47.2%と最も多く、次いで「入所・入居は検討していない」が40.4%、「入所・入居を検討している」が6.7%となっています。



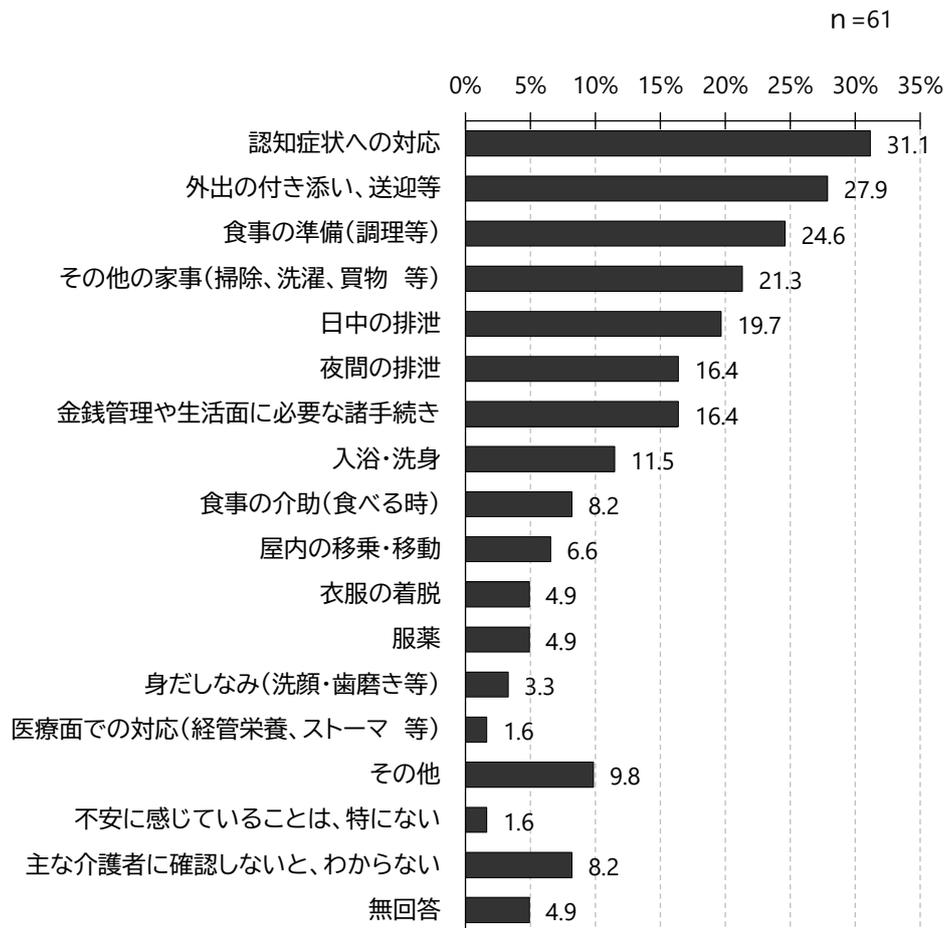
第2章 高齢者を取り巻く状況

		合計	A票_問3 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください			
			入所・入居は検討していない	入所・入居を検討している	すでに入所・入居申し込みをしている	無回答
全体		61 100.0%	28 45.9%	5 8.2%	27 44.3%	1 1.6%
B票_問2 主な介護者の方はどなたですか	配偶者	14 23.0%	10 16.4%	1 1.6%	3 4.9%	0 0.0%
	子	39 63.9%	16 26.2%	3 4.9%	19 31.1%	1 1.6%
	子の配偶者	4 6.6%	1 1.6%	1 1.6%	2 3.3%	0 0.0%
	孫	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%
	兄弟・姉妹	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
B票_問3 主な介護者の方の性別について教えてください	男性	19 31.1%	9 14.8%	1 1.6%	9 14.8%	0 0.0%
	女性	41 67.2%	19 31.1%	4 6.6%	18 29.5%	0 0.0%
B票_問4 主な介護者の方の年齢について教えてください	20歳未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	20代	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	30代	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.3%	0 0.0%
	40代	3 4.9%	1 1.6%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%
	50代	9 14.8%	3 4.9%	0 0.0%	6 9.8%	0 0.0%
	60代	25 41.0%	13 21.3%	2 3.3%	10 16.4%	0 0.0%
	70代	13 21.3%	5 8.2%	1 1.6%	6 9.8%	1 1.6%
	80歳以上	8 13.1%	6 9.8%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%
	わからない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

第2章 高齢者を取り巻く状況

問6 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について教えてください(複数回答/3つまで)

「認知症状への対応」が31.1%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が27.9%、「食事の準備(調理等)」が24.6%、「その他の家事(掃除、洗濯、買物等)」が21.3%、「日中の排泄」が19.7%となっています。



日票_問6 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について教えてください

合計	日中の排 座	夜間の排 座	食事の介 助(食べ る時)	入浴・洗 身	身だしな み(洗 髪・理 髪等)	服薬	認知症状 への対応	医療面で の対応 (医 薬、ス トーマ 等)	食卓の準 備(調理 等)	その他の準 備(掃 除、洗 濯、巨 物 等)	金銭管理 や交通 手続 等	その他	不安に感 じてい ることは、 特にない	主な介護 者に理 解しな い、わか らない	無回答	
全体	61 100.0%	12 19.7%	10 16.4%	5 8.2%	7 11.5%	2 3.3%	3 4.9%	19 31.1%	1 1.6%	15 24.6%	13 21.3%	10 16.4%	6 9.8%	1 1.6%	5 8.2%	3 4.9%
日票_問2 主な介護者 の方はどなたで すか																
子	39 63.9%	9 14.8%	9 14.8%	3 4.9%	4 6.6%	1 1.6%	1 1.6%	11 18.0%	1 1.6%	8 13.1%	7 11.5%	5 8.2%	1 1.6%	3 4.9%	3 4.9%	2 3.3%
子の配偶者	4 6.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.9%	0 0.0%	2 3.3%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
孫	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
兄弟・姉妹	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
男性	19 31.1%	5 8.2%	2 3.3%	1 1.6%	3 4.9%	1 1.6%	2 3.3%	5 8.2%	1 1.6%	7 11.5%	4 6.6%	4 6.6%	2 3.3%	0 0.0%	2 3.3%	1 1.6%
日票_問3 介護者の方の性別につ いて教えてください																
女性	41 67.2%	7 11.5%	8 13.1%	4 6.6%	4 6.6%	1 1.6%	1 1.6%	14 23.0%	0 0.0%	8 13.1%	9 14.8%	6 9.8%	4 6.6%	1 1.6%	3 4.9%	1 1.6%
20歳未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
日票_問4 介護者の方の年齢につ いて教えてください																
20代	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
30代	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.3%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
40代	3 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.3%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50代	9 14.8%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	3 4.9%	3 4.9%	0 0.0%	3 4.9%	3 4.9%	3 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%
60代	25 41.0%	6 9.8%	5 8.2%	4 6.6%	4 6.6%	1 1.6%	7 11.5%	7 11.5%	1 1.6%	5 8.2%	3 4.9%	2 3.3%	5 8.2%	1 1.6%	3 4.9%	1 1.6%
70代	13 21.3%	5 8.2%	5 8.2%	1 1.6%	1 1.6%	1 1.6%	4 6.6%	4 6.6%	0 0.0%	2 3.3%	1 1.6%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%
80歳以上	8 13.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	4 6.6%	4 6.6%	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
わからない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

■テーマ2 介護者の就労継続(両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討)

介護者の就労継続の傾向をみると、現況では、介護が直接的な原因で仕事を辞めたり転職したりする方は、8.2%いる傾向があります。仕事を辞めていないケースでは、「家族が介護するため必要ない」という回答傾向があり、この回答傾向に関しては、介護者自身が介護を休むことをせずに共倒れになってしまう可能性があるため、レスパイトケア*が重要であると考えられます。

働きながら介護を続けていけるかどうかについて、介護と就労の両立については、81.3%の方は継続していけると考える人が多い傾向です。就業先などに望む支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「介護をしている従業員への経済的な支援」、「制度を利用しやすい職場づくり」などがあげられています。一方で、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」の回答が一番多い傾向となっています。

計画や施策への反映としては、就業先等への介護休業制度や介護サービスなどの制度の利用促進、介護サービス支援の周知とともに、介護者が不安になる介護内容についてのサービス提供体制の整備や認知症予防、要介護状態の重度化の防止、また、要介護の本人や介護者が共倒れにならないようにレスパイトケアとして介護サービスを使ってもらいながら、地域で孤立状態にならないために、地域での見守り活動なども継続して進めていく必要があります。

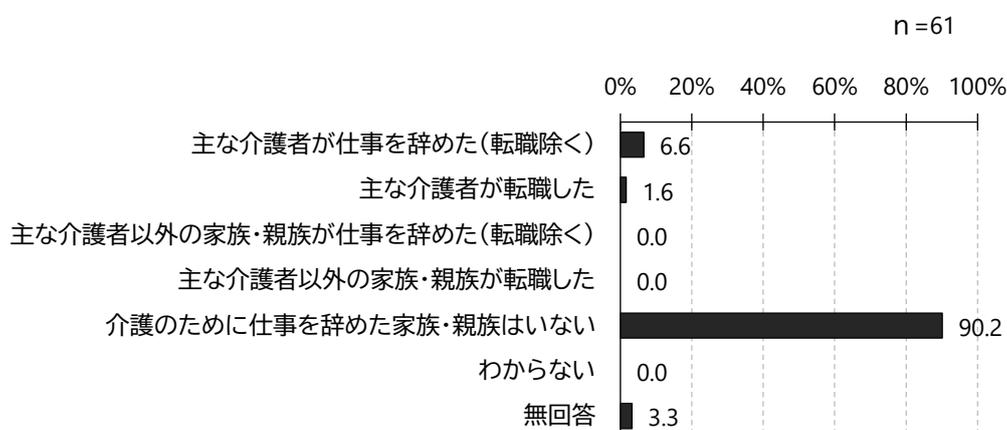
※レスパイトケア：「休息」「息抜き」「小休止」という意味です。高齢者などの在宅で介護をする家族に対して不安を取り除き、一時的にケアを代理し、休息を与える家族支援の意味で用いられます。

○介護が理由で仕事を辞めた方について

B票 主な介護者の方について、うかがいます

問1 ご家族やご親族の中で、ご本人(あて名の方)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)(複数回答)

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が90.2%と最も多く、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が6.6%、「主な介護者が転職した」が1.6%となっています。



第2章 高齢者を取り巻く状況

		B票_問1 ご家族やご親族の中で、ご本人（あて名の方）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）							
合計		主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）	主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）	主な介護者が転職した	主な介護者以外の家族・親族が転職した	介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	わからない	無回答	
全体		61 100.0%	4 6.6%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	55 90.2%	0 0.0%	2 3.3%
B票_問2 主な介護者の方はどなたですか	配偶者	14 23.0%	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 19.7%	0 0.0%	0 0.0%
	子	39 63.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	37 60.7%	0 0.0%	2 3.3%
	子の配偶者	4 6.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 6.6%	0 0.0%	0 0.0%
	孫	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	兄弟・姉妹	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
B票_問3 主な介護者の方の性別について教えてください	男性	19 31.1%	2 3.3%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	17 27.9%	0 0.0%	0 0.0%
	女性	41 67.2%	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	37 60.7%	0 0.0%	2 3.3%
B票_問4 主な介護者の方の年齢について教えてください	20歳未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	20代	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	30代	2 3.3%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%
	40代	3 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.9%	0 0.0%	0 0.0%
	50代	9 14.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 14.8%	0 0.0%	0 0.0%
	60代	25 41.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 37.7%	0 0.0%	2 3.3%
	70代	13 21.3%	3 4.9%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	10 16.4%	0 0.0%	0 0.0%
	80歳以上	8 13.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 13.1%	0 0.0%	0 0.0%
	わからない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

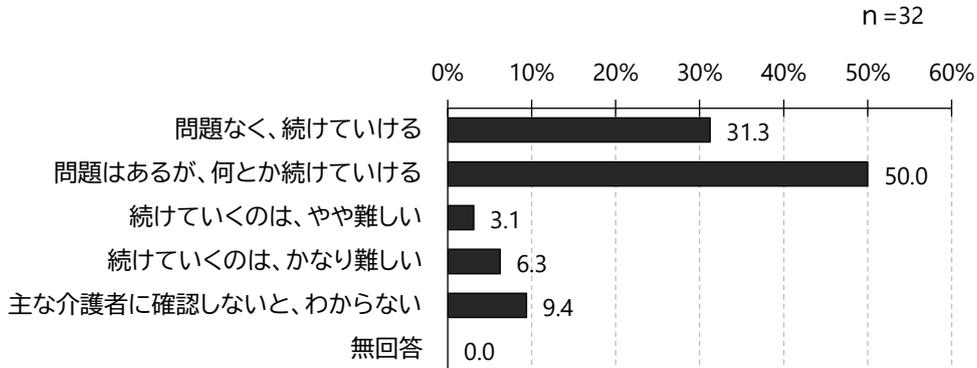
第2章 高齢者を取り巻く状況

B票_問1 ご家族やご本人の中で、ご本人(あて名の方)の介護を主として、過去1年間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうか、現在の勤務形態は問いません)	A票_問7 (住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用していない理由は何ですか	合計	A票_問7 (住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用していない理由は何ですか												
			現状では、サービスを利用するほどの状態ではない	本人にサービスの利用の希望がない	家族が介護をためめない	以前、利用していたサービスに不満があった	利用料を支払うのが難しい	利用したいサービスが利用できない、身近にない	住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため	サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない	その他	無回答			
全体		9	2	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
		100.0%	22.2%	55.6%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
B票_問1 ご家族やご本人の中で、ご本人(あて名の方)の介護を主として、過去1年間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうか、現在の勤務形態は問いません)	主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
		11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
	主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	主な介護者が転職した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	主な介護者以外の家族・親族が転職した	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	8	2	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		88.9%	22.2%	55.6%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	わからない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

○今後の介護生活で仕事を続けられるかどうか

問 10 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか

「問題はあるが、何とか続けていける」が50.0%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が31.3%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が9.4%、「続けていくのは、かなり難しい」が6.3%、「続けていくのは、やや難しい」が3.1%となっています。

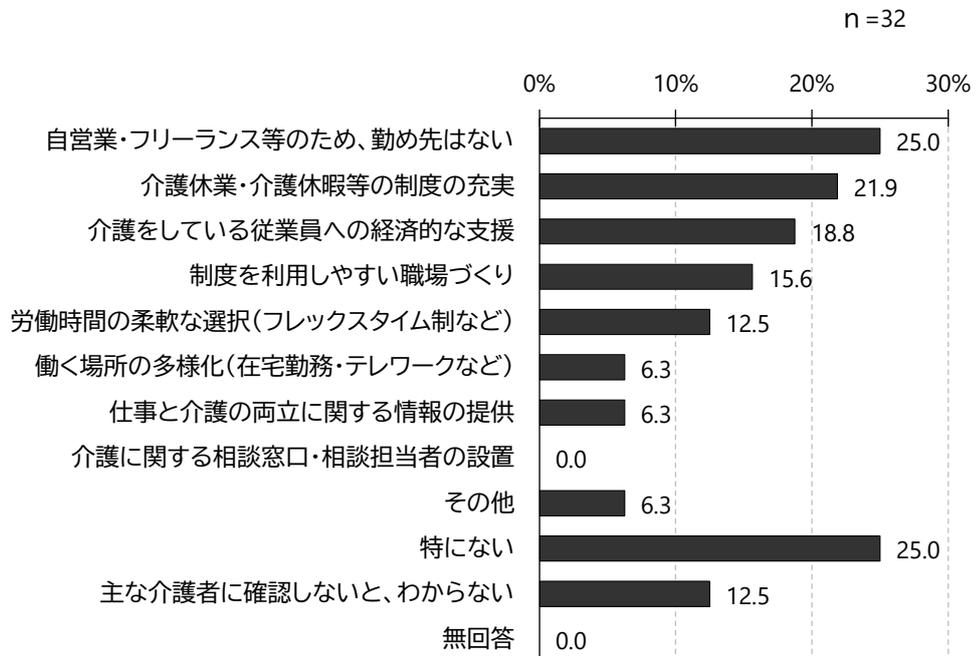


	合計	B票_問10 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか						
		問題なく、続けていける	問題はあるが、何とか続けていける	続けていくのは、やや難しい	続けていくのは、かなり難しい	主な介護者に確認しないと、わからない	無回答	
全体	32 100.0%	10 31.3%	16 50.0%	1 3.1%	2 6.3%	3 9.4%	0 0.0%	
B票_問2 主な介護者の方はどなたですか	配偶者	4 12.5%	1 3.1%	3 9.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	子	23 71.9%	8 25.0%	11 34.4%	0 0.0%	2 6.3%	2 6.3%	0 0.0%
	子の配偶者	2 6.3%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.1%	0 0.0%
	孫	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	兄弟・姉妹	1 3.1%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
B票_問3 主な介護者の方の性別について教えてください	男性	14 43.8%	5 15.6%	5 15.6%	1 3.1%	1 3.1%	2 6.3%	0 0.0%
	女性	18 56.3%	5 15.6%	11 34.4%	0 0.0%	1 3.1%	1 3.1%	0 0.0%
B票_問4 主な介護者の方の年齢について教えてください	20歳未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	20代	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	30代	1 3.1%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	40代	2 6.3%	1 3.1%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	50代	7 21.9%	2 6.3%	3 9.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 6.3%	0 0.0%
	60代	14 43.8%	4 12.5%	8 25.0%	0 0.0%	1 3.1%	1 3.1%	0 0.0%
	70代	4 12.5%	1 3.1%	1 3.1%	1 3.1%	1 3.1%	0 0.0%	0 0.0%
	80歳以上	3 9.4%	1 3.1%	2 6.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	わからない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

第2章 高齢者を取り巻く状況

問9 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(複数回答/3つまで)

「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が25.0%、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が21.9%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が18.8%、「制度を利用しやすい職場づくり」が15.6%となっています。また、「特にない」が25.0%となっています。



■テーマ3 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討

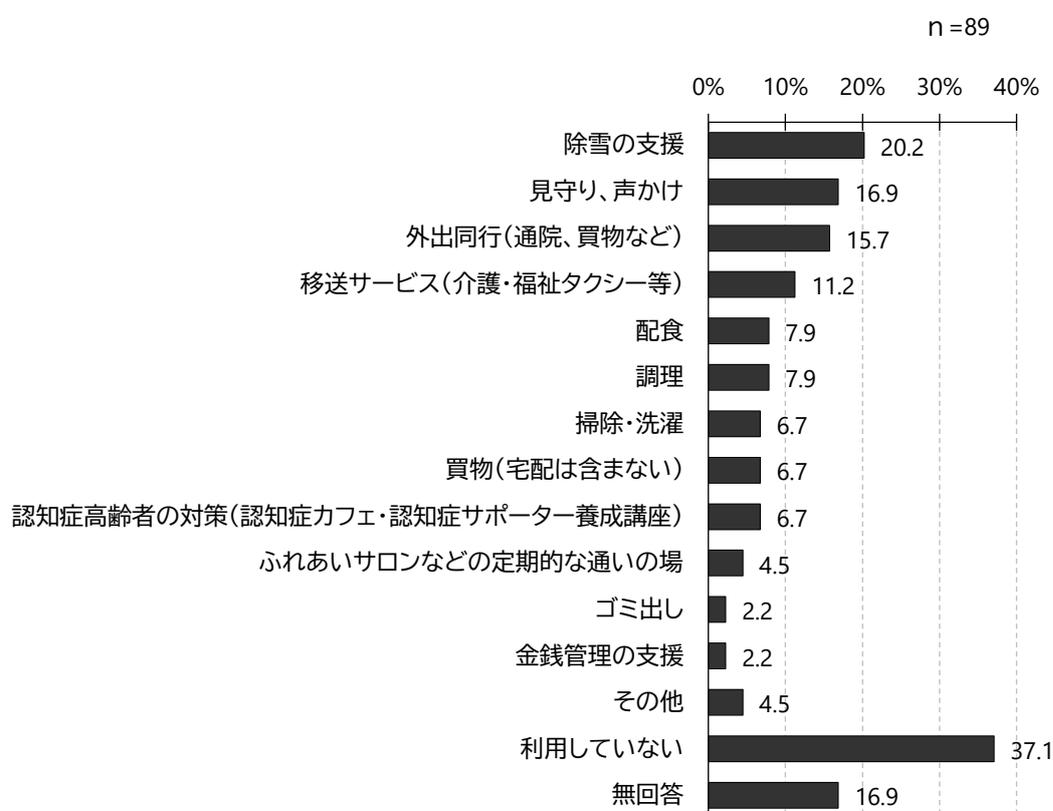
要介護者が在宅生活に必要と感じる支援については、「除雪の支援」、「見守り、声かけ」、「外出同行（通院、買物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「配食」、「調理」が次に続くという傾向になっています。

計画や施策への反映としては、要介護者が必要と感じる支援の充実とともに、地域での見守りや声かけについては、孤立状況やサービスが必要なのに受けていない人を減らす手立ての1つとなるため、支援サービスの提供とともに、住民同士の見守り・声かけや支え合いが、最初の支援につながることも考えられるので、震災以降、日常生活圏域ニーズ調査では、老人クラブや自治会活動などへの参加が増加しているのと、地域活動へお世話役として協力をしてもよいと考えている方が増えているので、今後も、地域活動やその参加支援の継続の重要度が、増えています。

○在宅生活継続に必要な支援・サービスについて

問9 今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について教えてください(複数回答)

「除雪の支援」が20.2%、「見守り、声かけ」が16.9%、「外出同行（通院、買物など）」が15.7%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が11.2%となっています。また、「利用していない」が37.1%と最も多くなっています。



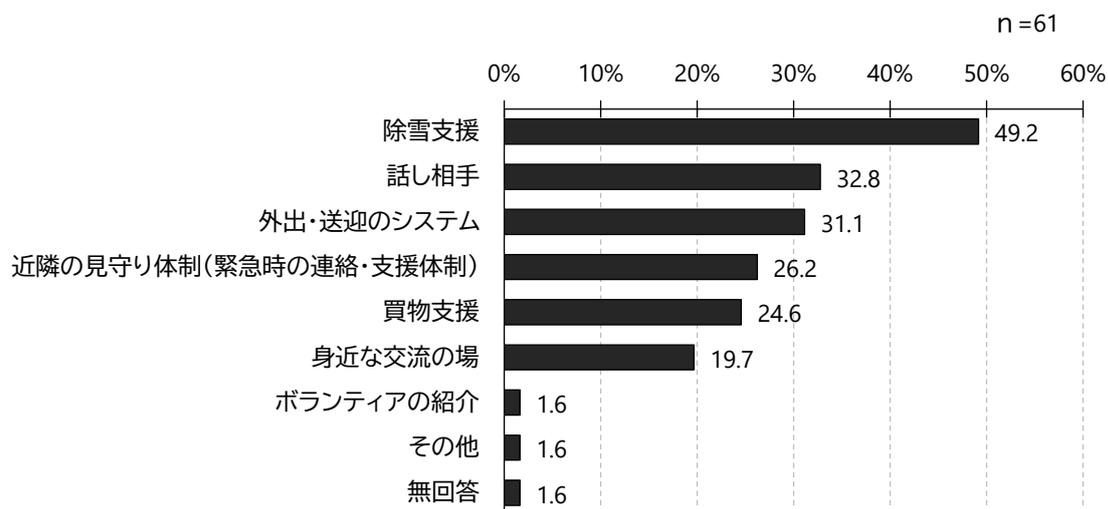
第2章 高齢者を取り巻く状況

		A_票_問9 今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス (現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む) について教えてください														
合計	配食	調理	掃除・洗濯	買物(宅配は含まない)	ゴミ出し	外出同行(通院、買物など)	送迎サービス(介護・福祉タクシー等)	見守り、声かけ	ふれあいサロンなどの定期的な通いの場	認知症高齢者の対応(認知症力フェ・認知症サポートセミナー養成講座)	金銭管理の支援	除雪の支援	その他	利用していない	無回答	
全体	61 100.0%	5 8.2%	5 8.2%	5 8.2%	5 8.2%	1 1.6%	12 19.7%	8 13.1%	11 18.0%	2 3.3%	4 6.6%	2 3.3%	14 23.0%	1 1.6%	23 37.7%	7 11.5%
B_票_問2 主な介護者の方ほどなたですか	14 23.0%	1 1.6%	1 1.6%	1 1.6%	2 3.3%	0 0.0%	1 1.6%	2 3.3%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	5 8.2%	0 0.0%	7 11.5%	1 1.6%
子	39 63.9%	4 6.6%	3 4.9%	3 4.9%	1 1.6%	8 13.1%	4 6.6%	4 6.6%	8 13.1%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	8 13.1%	1 1.6%	14 23.0%	5 8.2%
子の配偶者	4 6.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.3%	1 1.6%
孫	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
兄弟・姉妹	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
B_票_問3 主な介護者の方の性別について教えてください	19 31.1%	3 4.9%	2 3.3%	1 1.6%	0 0.0%	4 6.6%	3 4.9%	4 6.6%	4 6.6%	1 1.6%	2 3.3%	0 0.0%	4 6.6%	0 0.0%	8 13.1%	2 3.3%
男性	41 67.2%	2 3.3%	3 4.9%	4 6.6%	5 8.2%	1 1.6%	8 13.1%	5 8.2%	7 11.5%	1 1.6%	2 3.3%	2 3.3%	10 16.4%	1 1.6%	14 23.0%	5 8.2%
女性	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
B_票_問4 主な介護者の方の年齢について教えてください	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
20歳未満	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
20代	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
30代	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
40代	3 4.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	2 3.3%
50代	9 14.8%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	2 3.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	1 1.6%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	5 8.2%	1 1.6%
60代	25 41.0%	4 6.6%	1 1.6%	2 3.3%	1 1.6%	6 9.8%	4 6.6%	4 6.6%	6 9.8%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	8 13.1%	1 1.6%	7 11.5%	1 1.6%
70代	13 21.3%	1 1.6%	3 4.9%	2 3.3%	1 1.6%	3 4.9%	2 3.3%	2 3.3%	3 4.9%	1 1.6%	2 3.3%	0 0.0%	2 3.3%	0 0.0%	5 8.2%	2 3.3%
80歳以上	8 13.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	1 1.6%	1 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 4.9%	0 0.0%	5 8.2%	0 0.0%
わからない	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

【参考】

問17 今後、地域の支え合い活動として何が必要だと思いますか(複数回答/3つまで)

「除雪支援」が49.2%と最も多く、次いで「話し相手」が32.8%、「外出・送迎のシステム」が31.1%、「近隣の見守り体制(緊急時の連絡・支援体制)」が26.2%、「買物支援」が24.6%となっています。



第2章 高齢者を取り巻く状況

■テーマ4 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

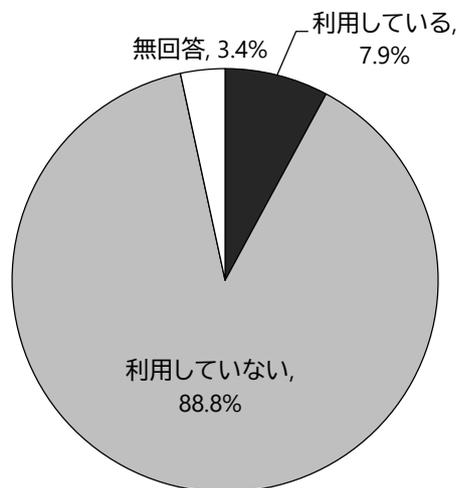
医療ニーズについては、訪問診療を「利用していない」88.8%、「利用している」7.9%となっています。また、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、呼吸器疾患、認知症、眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）、高血圧症、精神疾患（うつ病等）、は介護者が仕事を続けられなくなる可能性がある疾患等と推察され、毎年の健康診断などの住民の健康維持は重要だと考えます。

施策や事業計画への反映については、普段の健康診断含めて、在宅での医療サービスとともに、地域包括ケア体制整備の根幹になるので、地域医療計画との連携強化の継続が推察されます。

○訪問診療の利用について

問 10 ご本人(あて名の方)は、現在、訪問診療を利用していますか

「利用している」が7.9%、「利用していない」が88.8%となっています。



n=89

A 票_問 4 ご本人（あて名の方）が、現在抱えている病状について教えてください

合計	61	9	12	0	3	0	8	2	7	33	2	0	8	4	39	9	4	22	2	0	0
	100.0%	14.8%	19.7%	0.0%	4.9%	0.0%	13.1%	3.3%	11.5%	54.1%	3.3%	0.0%	13.1%	6.6%	63.9%	14.8%	6.6%	36.1%	3.3%	0.0%	0.0%
脳血管疾患（脳卒中）	4	2	3.3%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	3.3%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%
心疾患（心臓病）	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
悪性新生物（がん）	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
呼吸器疾患	1	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
腎疾患（透析）	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
筋骨格系疾患（骨粗しょう症、骨柱管狭窄症等）	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%
変形性関節疾患	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
膠原病（関節リウマチ等）	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
認知症	55	6	9.8%	16.4%	3.3%	0.0%	11.5%	3.3%	11.5%	45.9%	3.3%	0.0%	13.1%	3.3%	59.0%	14.8%	4.9%	32.8%	3.3%	0.0%	0.0%
パーキンソン病	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
糖尿病	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
眼病（白内障、緑内障、糖尿病性網膜症等）	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
聴覚・平衡機能障害	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高血圧症	2	1	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
脂質異常症	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
精神疾患（うつ病等）	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
わからない	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	3.3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

日票_問 1 ご家族やご親戚の中で、ご本人（あて名の方）の介護を主な理由として、過去1年以内に仕事を辞めた方はいますか
 現在働いていない方は、働いていない理由を教えてください

■テーマ5 介護サービス未利用の理由について

介護保険サービス未利用の理由は、現状ではサービスを利用するほどでもない状態である、本人の希望がない、家族の手助けがあるといった理由が多くなっています。

介護者自身の肉体的疲労や精神的疲労は、知らず知らずの内に蓄積し、介護うつになることが懸念されるため、家族が介護から解放される時間を作り、心身疲労や共倒れを防止するため、デイサービスやショートステイなどのサービスを利用できるようにするなど、早めに介護者のケアをすることが必要となります。

また、在宅での介護生活を続けるために必要と考えられるサービスは、配食、調理、見守り、声かけ、認知症高齢者の対策（認知症カフェ・認知症サポーター養成講座）などが、あげられています。

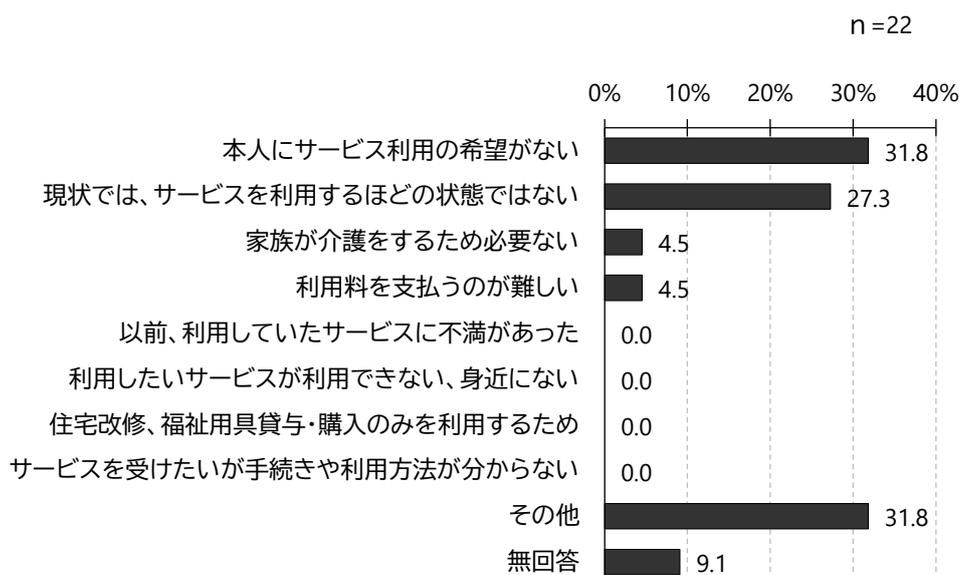
計画や施策への反映としては、介護者のニーズに沿ったサービス提供体制の整備とともに、情報提供の経路や方法の工夫、介護者の望む支援サービスの提供が必要と推察されます。一方で、地域での見守りや声かけなど住民同士のつながりを強化していくことも重要となります。

その他、アンケート調査に現れないが、日本では「家族がケアを休む必要性」の社会的認識が低いことにより、サービス利用への抵抗感があることは、施策を検討する上での見えない課題です。

○サービス未利用について

問7（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していない理由は何ですか(複数回答)

「本人にサービス利用の希望がない」及び「その他」が31.8%、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が27.3%、「家族が介護をするため必要ない」及び「利用料を支払うのが難しい」が4.5%となっています。



		A 票_問7 (住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の) 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか									
合計	現状では、サービスを利用するほどの状態ではない	本人にサービス利用の希望がない	家族が介護をするため必要ない	以前、利用していたサービスがなくなった	利用料を支払うのが難しい	利用したいサービスがない、身近にない	住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため	サービスを受けたいきや利用方法が分からない	その他	無回答	
		全体	22	7	1	0	1	0	0	0	7
A 票_問3 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください	100.0%	27.3%	4.5%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	31.8%	9.1%	
入所・入居を検討していない	7	3	1	0	0	0	0	0	1	0	
入所・入居を検討している	31.8%	13.6%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	
すでに入所・入居申し込みをしている	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
無回答	9.1%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計	12	1	3	0	1	0	0	0	6	2	
	54.5%	4.5%	13.6%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	9.1%	
	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4.5%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

		A 票_問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について教えてください														
合計	配食	調理	掃除・洗濯	買物(宅配は含まない)	ゴミ出し	外出同行(通院、買物など)	移送サービス(介護・福祉タクシー等)	見守り、声かけ	ふれあいサロンなどの定期的な通いの場	認知症高齢者の対策(認知症カフェ・認知症サポーター養成講座)	金融管理の支援	除雪の支援	その他	利用していない	無回答	
																全体
A 票_問3 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について教えてください	100.0%	7.9%	7.9%	6.7%	2.2%	15.7%	11.2%	16.9%	4.5%	6.7%	2.2%	20.2%	4.5%	37.1%	16.9%	
入所・入居を検討していない	36	1	1	2	0	5	5	5	1	1	0	9	2	17	3	
入所・入居を検討している	40.4%	1.1%	1.1%	2.2%	0.0%	5.6%	5.6%	5.6%	1.1%	1.1%	0.0%	10.1%	2.2%	19.1%	3.4%	
すでに入所・入居申し込みをしている	6	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3	1	
無回答	6.7%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	1.1%	
合計	42	5	5	4	2	9	4	8	2	3	2	7	2	12	9	
	47.2%	5.6%	5.6%	4.5%	2.2%	10.1%	4.5%	9.0%	2.2%	3.4%	2.2%	7.9%	2.2%	13.5%	10.1%	
	5	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	2	0	1	2	
	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	2.2%	0.0%	1.1%	2.2%	

3. 高齢者の将来推計（目標年度における人口推計）

1 計画期間における人口の推計

（1）高齢者人口の見込み

人口推計は、見える化システムを使い、第9期将来推計用の推計人口を採用しており、当該推計ではコーホート要因法*を使用しています。総人口は今後、ゆるやかな減少が続き、令和8年度には4,304人、令和12年度には4,048人、令和22年度には3,428人になると予測されます。

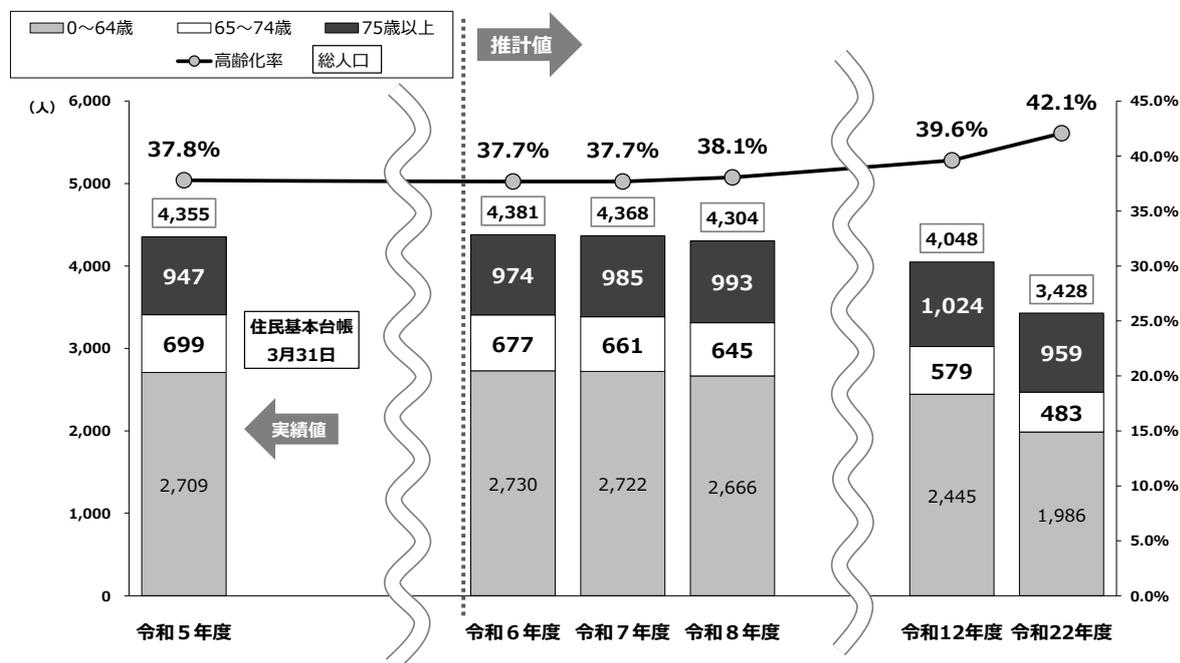
65歳以上の高齢者人口は、令和8年度に1,638人となり、令和12年度には1,603人、令和22年度には1,442人になるものと見込まれます。その結果、高齢化率は上昇を続けると予測されます。

高齢者人口の推計

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総人口(人)	4,355	4,381	4,368	4,304	4,048	3,428
高齢者人口(人)	1,646	1,651	1,646	1,638	1,603	1,442
前期高齢者(人)	699	677	661	645	579	483
後期高齢者(人)	947	974	985	993	1,024	959
高齢化率	37.8%	37.7%	37.7%	38.1%	39.6%	42.1%

資料：地域包括ケア「見える化」システムにより推計

人口・高齢者人口・高齢化率の推計



資料：令和5年度は住民基本台帳、地域包括ケア「見える化」システムにより推計

*コーホート要因法：年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

将来の要支援・要介護認定者数の推計に当たっては、見える化システムを使用して推計しました。

第1号被保険者の認定者数は本計画期間となる令和6年度から令和8年度の間357人から362人へ増加すると見込んでいます。

第1号被保険者認定率は、令和8年度に22.1%になると見込んでいます。

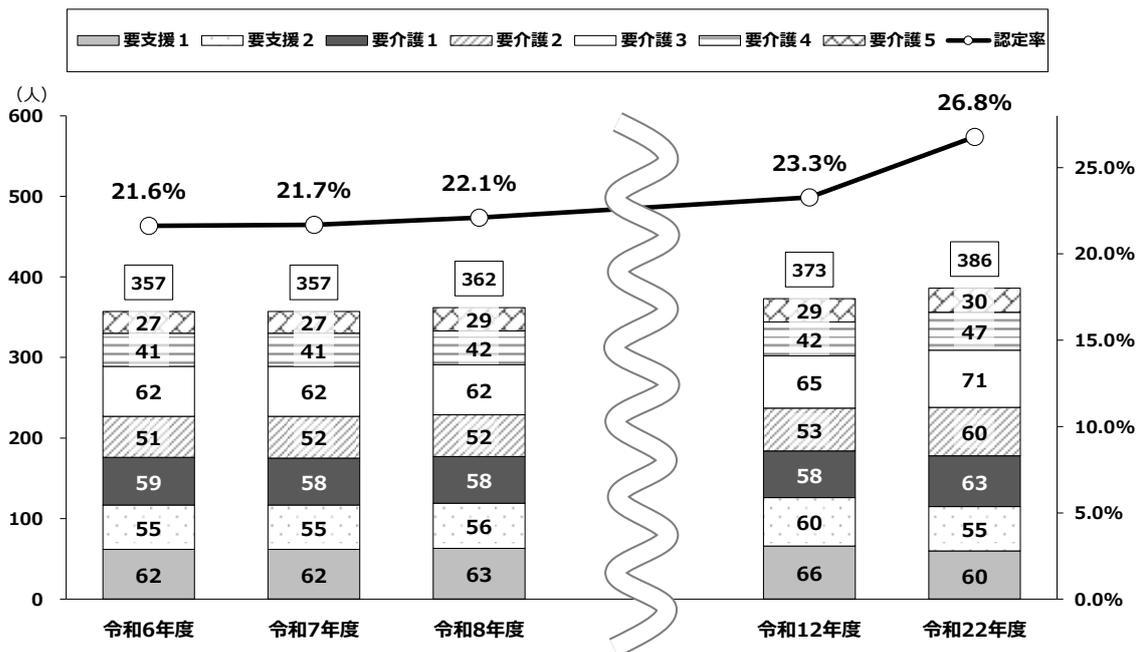
要支援・要介護認定者数の推計

単位：人

区分	実績 (見込み)	推計					
		本計画期間				令和 12年度	令和 22年度
		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		
第1号被保険者数	1,657	1,651	1,646	1,638	1,603	1,442	
認定者数 (第1号被保険者)	356	357	357	362	373	386	
要支援1	61	62	62	63	66	60	
要支援2	59	55	55	56	60	55	
要介護1	58	59	58	58	58	63	
要介護2	52	51	52	52	53	60	
要介護3	59	62	62	62	65	71	
要介護4	38	41	41	42	42	47	
要介護5	29	27	27	29	29	30	
第1号被保険者認定率	21.5%	21.6%	21.7%	22.1%	23.3%	26.8%	
認定者数全体 (第1号+第2号被保険者)	361	361	361	366	377	390	

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システムにより推計

本計画期間中の要支援・要介護認定者数の推計



第2章 高齢者を取り巻く状況

(3) 厚真町の要支援・要介護認定者数と認定率の推移と推計

令和3年から令和5年（見込み）の実績推移を基に、性別、介護度別、年齢別に推計し、積み上げたものです。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度	
第1号（65歳以上）	被保険者数（人）	1,722	1,691	1,657	1,651	1,646	1,638	1,603	1,442	
	認定者数（人）	340	351	356	357	357	362	373	386	
	認定率	19.7%	20.8%	21.5%	21.6%	21.7%	22.1%	23.3%	26.8%	
	前期高齢者 65～74歳	被保険者数（人）	734	753	720	677	661	645	579	483
		認定者数（人）	25	27	22	19	19	19	19	13
		認定率	3.4%	3.6%	3.1%	2.8%	2.9%	2.9%	3.3%	2.7%
	後期高齢者 75歳以上	被保険者数（人）	988	938	937	974	985	993	1,024	959
		認定者数（人）	315	324	334	338	338	343	354	373
		認定率	31.9%	34.5%	35.6%	34.7%	34.3%	34.5%	34.6%	38.9%
	第2号（40～64歳）	被保険者数（人）	1,420	1,362	1,346	1,370	1,342	1,318	1,221	1,023
認定者数（人）		1	4	5	4	4	4	4	4	
認定率		0.1%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	
被保険者総数計	被保険者数（人）	3,142	3,053	3,003	3,021	2,988	2,956	2,824	2,465	
	認定者数（人）	341	355	361	361	361	366	377	390	
	認定率	10.9%	11.6%	12.0%	11.9%	12.1%	12.4%	13.3%	15.8%	

資料：令和3～4年は実績値、令和5年は見込み。令和6年以降厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システムにより推計

第 3 章 高齢者保健福祉計画の 基本的考え方と施策の展開

第3章 高齢者保健福祉計画の 基本的考え方と施策の展開

1. 計画の基本理念と基本目標

基本理念

「地域包括ケアシステム」の構築による “健康長寿のまち”の実現

厚真町総合計画の保健福祉分野におけるまちづくりの目標では「健やかで安心なあつま」を目指し、5つの基本理念を掲げて計画を推進してきました。

団塊の世代が、後期高齢期（75歳以上）を迎える令和7（2025）年を視野に入れ、また、その先の団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年も見据えた上で、国の示す「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築が不可欠となっています。

そのため、本計画においては、『「地域包括ケアシステム」の構築による“健康長寿のまち”の実現』を目指していきます。また、次の基本目標を掲げ、厚真町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を継続させていきます。

● 4つの基本目標 ●

- 1 地域包括ケアシステムの構築
- 2 健康と介護予防の推進
- 3 高齢者の尊厳の確保
- 4 安全安心なまちづくりと高齢者の生きがいくりの推進

基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年には、高齢者の割合は後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）を上回り、ひとり暮らしや高齢夫婦のみ世帯がますます増加していくと予想されています。さらには、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年（2040）も見据えて、地域包括ケアシステムは、医療が必要な高齢者や重度の高齢者が“在宅”で、安全で安心して暮らせるためのその仕組みづくりの継続が課題となっています。

「安全で安心して暮らせるための仕組み」を地域で確保するためには、

- ①「医療と介護の連携」体制をつくること
- ②安心して暮らせる「新たな住まい」の場を確保すること
- ③「24時間活動する在宅介護サービス*」の提供をすること
- ④地域の実情を考慮した多様な「生活支援サービス」（見守り・配食・買物・除雪サービス）の確保と提供をすること
- ⑤30代から「健康づくり」と「介護予防」に取り組むこと

地域における医療、介護、介護予防、住まい、生活支援といったサービスが切れ目なく受けられるよう、関係機関との課題検討を行う「地域包括ケアシステム」を構築し、スムーズな連携により、地域において安全で安心して暮らせるよう取組を継続していきます。

また、いつまでも住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていくためには、介護保険によるサービスのみならず、見守りや配食などの生活支援サービスや在宅での生活を可能にするバリアフリー改修の促進や、見守り型高齢者向け住宅の供給など、高齢者の生活確保が重要となっています。

さらに、介護保険サービスを継続させていくために、質の向上と確保を図っていきます。

施策の方向

- (1) 在宅医療と介護の連携
- (2) 生活支援サービスの充実
- (3) 多様な住まいの確保
- (4) 地域における支え合い、助け合いの推進
- (5) 相談支援体制・情報提供の充実
- (6) 介護保険サービスの質の向上と確保

※「在宅介護サービス」については、重点施策をご覧ください。

基本目標 2 健康と介護予防の推進

国の推計によると、日常生活に制限がない“健康寿命”は、令和元年（2019）年時点で男性が72.68年、女性が75.38年となっていますが、平成22年（2010）年から令和元年（2019）年までの健康寿命の伸び（男性2.26年、女性1.76年）と、同期間における平均寿命の伸び（男性1.86年、女性1.15年）を比べるとその延伸が注目されています。

平均寿命の延伸も大切ですが、日常生活に制限がない“健康寿命”を長く保ち続けることも重要であるといえます。そのためには、日頃から食生活に気を付け、睡眠・運動を適度にとる「健康づくり」と、要支援・要介護の状態にならないように「介護予防」に取り組むことが大切になります。

健康づくりの支援としては、健康増進計画である「健康あつま21」に基づき地域保健活動を推進し、“自分の健康は自分で”と健康づくりへの意識高揚を図り、健康寿命の延伸・生活の質の向上を促していきます。75歳以上の高齢者の生活習慣病対策・フレイル[※]対策としての保健事業（医療保険）と介護予防（介護保険）の一体的な実施も中長期的な視野で進めていきます。

また、地域包括ケアシステム構築の要の1つである介護予防を積極的に進めるため、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）を継続し、高齢者の自立を支援と介護予防を進めながら、地域の実情に応じて住民などの多様な主体が参画し、サービスが充実するよう、整備にも努めていきます。

さらに、地域包括支援センターを中心に総合事業を推進していくとともに、要支援者や介護予防対象となる方々に対する、効果的かつ効率的な事業展開に努めていきます。

※フレイル：加齢に伴う様々な機能変化や生理的な予備能力の低下によって健康障害を招きやすい状態のこと。

施策の方向

- (1) 「健康あつま21」に基づく健康づくり・生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

参考資料：厚生労働省「令和5年厚生労働白書」、内閣府令和5年版高齢社会白書

基本目標 3 高齢者の尊厳の確保

我が国において平成24年で認知症の人の数は約462万人、軽度認知障害（MC I : Mild Cognitive Impairment）の人の数は約400万人と推計され、合わせると65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症の人、またはその予備軍とも言われています。

平成30年には認知症の人の数は、500万人を超え65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症とも推計されてきました。

認知症高齢者対策は、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を推進し、今後の更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府は令和元年6月に「認知症施策推進大綱」（以下、「大綱」という。）を取りまとめました。令和5年6月に成立した、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法。）を踏まえ、認知症を有しても安心して暮らすことのできるよう、地域全体で認知症高齢者を支える体制づくりに努めます。

また、高齢者虐待は心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害する、あってはならないものです。今後も、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図り、虐待防止、迅速かつ適切な保護に努めるとともに、高齢者虐待防止に向けた住民の理解向上と介護事業者での高齢者虐待防止も進めていきます。

施策の方向

- (1) 認知症高齢者対策の推進
- (2) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

基本目標 4 安全・安心なまちづくりと高齢者の生きがいの推進

高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活を送れるよう、安心して暮らせる住まい環境づくりに取り組むとともに、バリアフリー*やユニバーサルデザイン*の考え方に基づき、誰もが外出しやすい、暮らしやすいまちづくりに努めます。

また、台風や地震といった大規模災害に対して、災害時の非難、支援体制の強化を継続するとともに、高齢者を対象とした犯罪の防止にも努めます。

さらに、新感染症等に対する取り組みにも努め、高齢者等が新型コロナウイルス感染症を含む新感染症等に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう働きかけます。

高齢者一人ひとりが“生涯現役”で、明るく活力ある生活を送ることができるよう、生きがいを支援も継続していきます。

施策の方向

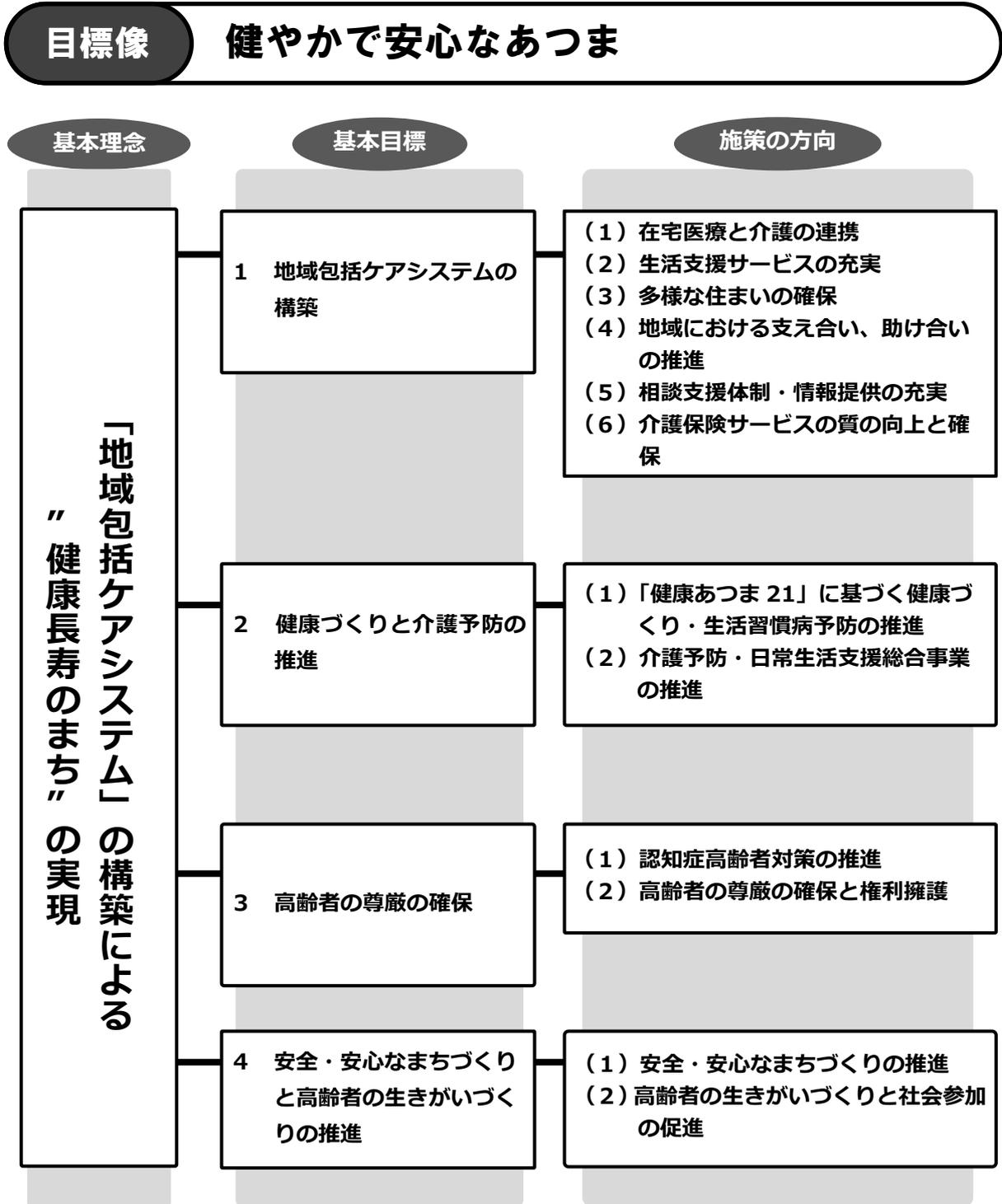
- (1) 安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 高齢者の生きがいの推進と社会参加の促進

※バリアフリー：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に則り行われる施策。町の施設を新築、改築、大規模改修するときには、高齢者や障がい者が利用しやすいよう公共施設の整備・改修を促進する考え方です。

※ユニバーサルデザイン：事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のことをいいます。

2. 施策体系について

厚真町の高齢者保健福祉計画の施策体系については、以下のとおりです。



3. 計画推進のための重点施策

重点施策 1 介護予防の強化推進

地域の人口構成等の変化に対応し、地域包括ケアシステムでの要の1つである介護予防を積極的に進めるため、サービス整備と充実に努め、これまでの介護予防サービスの利用促進や、地域課題の把握や共有により、引き続き取り組んでいきます。

介護サービスが必要な人や要介護までとはいかないでも、支援が必要な人が増えています。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。介護予防を強化し、その推進を図るものです。

■高齢者の介護予防に関する目標と指標（案）

指標名	基準値 令和5年度	目標値 令和8年度	指標選定の考え方
「高齢者生活自立支援事業（いきいきサポート事業）」参加者数（人）	2,880人	2,880人	参加することで閉じこもりや虚弱な高齢者が生活機能の低下を予防することを目的。
脳力アップ教室 参加者数（人）	600人	600人	運動機能向上訓練を短期集中型サービスで実施して介護予防につながるもの。
介護予防ボランティア登録者数（人）	24人	30人	介護予防ボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目指すもの。
通所介護相当事業 利用者（人）	7,560人	7,560人	利用者が減ることで元気な高齢者が増え、その取組を評価するもの。
要介護認定率の状況の変化（%）	22.2%	21.0%	総合事業などの要介護状態の維持・改善の状況として取組を評価するもの。

重点施策

2 自立支援、介護予防・重度化防止等に資する施策の取組と目標

平成29年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止など取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。

各市町村の地域の実情に即して、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

第9期計画において、以下のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを継続していきます。

■高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に関する目標と指標

指標名	基準値 令和5年度	目標値 令和8年度	指標選定の考え方
小規模多機能型居宅介護事業所の運営	1か所	1か所	地域密着型サービス提供体制等の実情に応じた基盤整備を図るための取組を評価するもの。
高齢者共同福祉住宅（公営住宅）と併設の介護予防施設	1か所	1か所	通所型サービスA事業提供体制等の実情に応じた基盤整備を図るための取組を評価するもの。
認知症サポーター養成数（平成21年度からの累計）	410人	500人	認知症支援の体制づくりに向けた取組を評価するもの。
認知症カフェ設置か所数	1か所	1か所	認知症支援の体制づくりに向けた取組を評価するもの。
認定者の要介護認定の変化率の状況	22.2%	21.0%	総合事業などの要介護状態の維持・改善の状況として取組を評価するもの。

■介護給付費等に要する費用の適正化への取組の目標と指標

指標名	基準値 令和5年度	目標値 令和8年度	指標選定の考え方
介護給付の適正化事業の5事業の再編統合により、3事業を実施している（第9期より3事業に集約された）	3事業実施	3事業実施	介護給付の適正化の取組を評価するもの。
ケアマネジャーやリハビリテーション専門職が住宅改修等に関与した件数	30案件	30案件	住宅改修について、介護専門職やリハビリテーション専門職が関与した適切な利用を推進するため、保険者の取組を評価するもの。

4. 主要施策の展開と具体的な取組

1 地域包括ケアシステムの構築

(1) 在宅医療と介護の連携

疾病を抱えても、自宅や住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そこで、苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町の1市4町で、医療介護連携の協定を結び広域連携をしています。関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の強化継続を図っていきます。

また、実施に当たっては、医師会を中心として、地域包括支援センターの機能を充実し、かかりつけ医、介護支援専門員、介護サービス事業者など、多職種連携による支援、ICT（情報通信技術）の活用にも取り組みます。

在宅医療・介護連携推進事業 8つの取組	厚真町の取組
ア 地域の医療・介護の資源の把握	厚真町での社会資源の把握に努め、東胆振圏域での連携強化が必要です。
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	東胆振圏域医療介護連携推進会議や厚真町ケア会議を中心に課題の把握と対応策を検討していきます。
ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	東胆振圏域医療介護連携推進会議を中心に体制の構築を継続します
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	東胆振圏域医療介護連携推進会議を中心に情報の共有や厚真町ケア会議を通じての、情報の共有を図っていきます。
オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	平成28年度からあつまクリニックに委託し、相談窓口を設置して、相談支援を行っています。
カ 医療・介護関係者の研修	北海道での研修や東胆振圏域で開く研修へ参加を促していきます。
キ 地域住民への普及啓発	ホームページや町広報などで、啓発を行っています。また、別途町民向け健康教室や講演会を通じて、周知に努めます。
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	東胆振圏域医療介護連携推進会議を中心に市町間の在宅医療連携について意見交換を実施しています。東胆振圏域の市町での連携を図っていきます。

●在宅医療・介護連携推進事業

■ 施策の対象者	患者や利用者、またはその家族、地域の医療関係者、介護関係者
■ 事業の概要	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的とします。
■ 現状と課題	在宅生活を支えるためにも医療と介護の連携を図る必要があります。平成28年度より、在宅医療・介護連携相談窓口をあつまクリニックに委託し実施しています。町内関係者間の連携は図られつつありますが、実績数は少なく、十分な連携には至っていない状況です。町内での医療・介護資源には限りがあります。入院治療に関しては、町外医療機関となるため、東胆振圏域での連携強化が不可欠です。
■ 今後の方針	町内関係機関と定期的な情報交換を図りつつ、適切な支援につなげます。また、苫小牧市を中心とする東胆振圏域医療介護連携推進会議に出席し、圏域での連携強化を継続していきます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
相談窓口開設日数(日)	240	240	240	240	240	240	240
相談者延べ人数(人)	2	11	15	15	15	15	15

(2) 生活支援サービスの充実

介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくためには、介護保険によるサービスのみならず、見守りや配食などの生活支援サービスなども確保していく必要があります。

高齢者の在宅生活を支える高齢者福祉サービス等、生活支援サービスを今後も継続して提供し、高齢者本人をはじめ、介護者の負担軽減に取り組んでいきます。

また、高齢者の見守り、配食などのサービスは総合事業の実施に伴い、町民やボランティアなど多様な主体によるサービス提供が可能となります。

そのため、実施主体の確保に努めるとともに、これまで厚真町社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）が推進してきた小地域ネットワーク（地域助け合いチーム）づくり活動など、既存の見守り・安否確認体制の強化を図っていきます。

①地域交流活動の推進

社会福祉協議会や民生委員などと連携し、一人暮らしの高齢者の安否確認やふれあいサロン、世代間交流などの地域福祉活動の充実・活性化を支援・育成します。

また、必要に応じて、専門家の派遣や指導、各種情報の提供・相談・指導などを図っていきます。

住み慣れた地域において高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスにとどまらず、地域福祉活動やボランティア活動などを一体的に提供できるよう、社会福祉協議会との連携を強化し、地域包括支援センターの総合調整機能の充実を図っていきます。

②小地域ネットワーク活動（地域助け合いチーム）の推進

何らかの援助を必要とする人たちが、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスの利用を促すとともに、見守りや助け合いなどの身近な地域における課題に即した福祉活動の展開を、地域の活動団体との連携のもとに、社会福祉協議会と共同で支援・促進を強化していきます。

高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を社会福祉協議会内に配置しています。定期的な情報共有及び連携強化などのネットワーク化を図る協議体を設置し、定期的を開催します。

○ふれあいサロン

社会福祉協議会が主体となり高齢者の閉じこもり防止、介護予防、地域の高齢者など住民の交流を図るため、厚真町総合福祉センター、厚南会館、豊川生活会館、東和生活会館で交流会を月に1回程度開催しています。現在の担い手である民生委員やボランティアに加え、今後の担い手の拡充が課題です。

●生活支援体制整備事業（介護保険事業勘定）

■ 施策の対象者	要支援1、2認定者、総合事業対象者、40歳以上の町民
■ 事業の概要	関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用して資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を行い、地域包括ケアシステムの構築を目的としています。
■ 現状と課題	平成28年度から社会福祉協議会に委託し実施しています。社会福祉協議会内に生活支援コーディネーター2名を配置（常勤2名）。ふれあいサロン4か所の立ち上げや活動支援、既存の自主組織活動の調整、サービス担い手の養成、関係者のネットワーク化、地域課題の把握、ニーズに合った取組とのマッチングを実施しています。課題として、サロン参加者の固定化及び参加者数の減少が課題となっています。
■ 今後の方針	社会福祉協議会へ委託継続します。生活支援コーディネーターの増員とボランティアセンターの機能を確立し、自主組織活動を強化し、住民同士のつながりを強化します。介護施設等の人材不足の一部担い手として、ボランティアの活動を充実させます。また、サロンの開催場所を検討し、より多くの対象者が参加できるようにします。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
ふれあいサロン開催数(回)	20	44	32	30	30	30	30
サロン述べ参加者数(人)	384	684	680	680	680	680	680
ボランティア登録者数(人)	22	22	23	24	24	24	24
協議体の設置(設置数)	2	2	2	2	2	2	2
生活支援コーディネーター養成講座参加者数(人)	0	1	0	1	1	1	1

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

●地域ケア会議推進事業

■ 施策の対象者	町民、個別の課題解決や地域支援が必要な方及びそのご家族
■ 事業の概要	住み慣れた地域で暮らし続けることができるように高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築や個別ケースの課題分析から地域の課題を把握し、それを支える社会基盤の整備を進める等で地域包括ケアシステムを確立するための手法として地域ケア会議を開催しています。
■ 現状と課題	サービス事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員による地域ケア会議を1回/月開催しています。また、平成27年度以降「個別課題解決機能の地域ケア会議は1～2件/年開催しています。地域ケア会議の位置付け（区分）が難しく、毎月1回開催している関係者等が参加する会議においても、個別の課題や地域にあるサービスの課題等も検討している状況です。 会議開催回数が少なく、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能までに到達していないのが現状です。平成29年度から地域ケア会議は、個別課題解決機能に付随して地域包括ネットワーク構築機能を持っています。
■ 今後の方針	必要に応じ地域ケア会議を開催し、個別課題解決のみでなく、全町的な地域包括ネットワーク構築を継続させます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域ケア会議開催数（回）	1	1	3	4	4	4	4

「地域ケア会議」の5つの機能	内容
ア 個別課題の解決	多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントも実践力を高める機能
イ 地域包括支援ネットワークの構築	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
ウ 地域課題発見	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
エ 地域づくり資源開発	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域に必要な資源を開発する機能
オ 政策形成	地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

③生活支援サービスの充実

虚弱なひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、また、緊急時等にも安心して生活できるよう、緊急通報システムの設置など、高齢者福祉サービスの充実を継続していきます。

また、社会福祉協議会による配食（給食）サービスや見守り・安否確認などを継続して実施し、民生委員等によるひとり暮らし高齢者訪問を展開し、孤立死の防止に努めます。

さらに、総合事業による見守り等を行う担い手の確保を図っていきます。

○緊急通報システム設置事業

70歳以上のひとり暮らし等の虚弱な高齢者が、急病など緊急な場合にあらかじめ登録した、近隣の地域住民や消防署等に通報するための機器を設置しています。

○寝具類等洗濯乾燥サービス事業

65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者、並びに身体障がい者であって、心身の障がい、または、疾病の理由により在宅での日常生活を営むのに支障があると認められた方に対し、寝具等の衛生管理のため、布団の水洗い及び乾燥を実施しています。

○生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

65歳以上の介護保険判定が「自立」となった方で、支援が必要な方のショートステイ利用を行っています。緊急時対応などにも利用してもらっています。（厚真福祉会に委託）

○介護タクシー利用補助事業

重度の要介護、または、重度身体障がい者で下肢、または、体幹に著しい障がいがあり、乗用車等一般の車両での移動が困難な方が利用した介護タクシー料金の半額を、支援しています。

○配食サービス事業

おおむね70歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者であって、心身の障がい、または、疾病の理由により在宅での日常生活を営むのに支障があると認められた方や調理が困難な世帯に、配食サービスを実施しています。（社会福祉協議会が実施）

○高齢者WEB見守り環境整備事業

新型コロナウイルスの影響により訪問を控えざるを得ない場合等に、タブレット等のWEB端末を活用し、見守りや安否確認を行うため、タブレットの貸し出しや、通信費の補助を実施します。

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

●高齢者在宅生活支援事業

■ 施策の対象者	ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）
■ 事業の概要	ひとり暮らしの高齢者等に対し、各種サービスを提供し長年住み慣れた地域で引き続き生活していくことを支援します。①緊急通報システム設置事業、②寝具洗濯乾燥サービス事業、③生活管理指導短期宿泊事業（介護保険対象外のショートステイ）、④介護タクシー利用補助事業（介護タクシー利用助成）を実施しています。
■ 現状と課題	高齢者が安心して町内に住み続けられるように、介護保険制度外の町独自のサービスを実施します。
■ 今後の方針	今後も、継続して実施していきます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
緊急通報システム設置件数（件）	95	86	90	92	92	92	95

④介護者家族支援の充実（地域支援事業、厚真町独自事業）

在宅で介護をしている家族の悩みの相談や、適切な介護方法の習得により身体的負担や精神的負担の軽減を図ることができるよう、引き続き担当ケアマネジャーを中心に個別の支援に努めるとともに、地域で介護者を支える家族会等の活動を支援していきます。

また、家庭において介護などをされている方の、負担軽減を図るため、介護用品（紙おむつ等）の給付や介護休養手当の給付などを、継続していきます。

○家族介護教室（地域支援事業）

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催しています。

○家族介護用品支給（厚真町独自事業）

住民税非課税世帯で、在宅で介護を受けている要介護4以上の要介護者が使用する紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤などの介護用品を支給します。

○在宅高齢者介護休養手当支援事業（厚真町独自事業）

要介護3以上の要介護者を在宅で介護している方で、要介護者と同居し、無償で要介護者の日常生活を中心的に介護している方を対象として、介護休養手当を支給しています。

(3) 多様な住まいの確保

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（高齢者住まい法）により、全国的にサービス付き高齢者向け住宅が増えている状況にあります。

令和3年3月より町内にも、町が建設費の一部を補助し、民間法人が建設したサービス付き高齢者向け住宅があります。

高齢者がいつまでも住み慣れた地域において、安全に安心して生活できるよう、それぞれのニーズやライフスタイルなどに適応できる住まいの確保と提供を継続していきます。

○高齢者共同福祉住宅の設置

高齢者がライフサポート・アドバイザーの見守り・相談サービスを受けながら、安心して暮らすことができる住宅として、高齢者共同福祉住宅を設置しています。

●いきいきサポートサロン運営事業

■ 施策の対象者	高齢者（総合事業対象者・要支援者等）
■ 事業の概要	平成30年4月から10床のシルバーハウジング（高齢者専用公営住宅）同一敷地内に、高齢者生活自立支援事業（通所型サービスA事業）を実施するための介護予防拠点施設を町営施設として運営しています。
■ 現状と課題	送迎体制の不足により、利用の拡充がなかなかできませんでした。
■ 今後の方針	送迎体制を見直すことにより、利用の拡充を図ります。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
設置件数（件）	1	1	1	1	1	1	1

○住宅改修の助成推進

高齢者が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、バリアフリー化や改修などに関する各種補助・助成制度などに関する相談や情報提供を継続していきます。

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

●在宅高齢者住宅改修支援事業（厚真町独自事業）

■ 施策の対象者	要介護認定を受けていて、厚真町内に住所を有し、かつ1年以上引き続き居住している方、または、3か月以内に在宅での介護を予定している者とその家族
■ 事業の概要	<p>①居宅介護サービス利用者負担額軽減対策事業 介護保険の住宅改修に10万円上乘せ補助（住民税非課税世帯対象）</p> <p>②介護住宅改修補助事業 介護保険による要介護者等がいる住宅のトイレや浴槽、居室などを改修する場合に、所得税非課税世帯は70万円、所得税課税世帯（前年分の所得税の合計額が50万円以下の場合）は、35万円を限度に補助しています。</p> <p>要介護者及び要支援者が、在宅において家族や介護サービスを受けながら、住み慣れた地域や自宅において、安全かつ快適な生活ができるとともに、介護者の負担を軽減するために住宅改修費用を補助し、在宅における高齢者介護の充実を図る事業です。</p>
■ 現状と課題	地域包括支援センター職員やケアマネジャーを通じて、大規模住宅改修が必要な利用者に適切に情報提供をしています。
■ 今後の方針	介護保険対応以外の住宅改修が必要になった場合のセーフティネットとして継続します。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用件数（件）	0	0	1	1	1	1	1
利用者数（人）	0	0	1	1	1	1	1

(4) 地域における支え合い、助け合いの推進

地域コミュニティの希薄化が問題視される中、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加している状況です。

高齢者の孤立や閉じこもり防止に向けた地域のつながり・見守り体制の強化を図るため、社会福祉協議会をはじめとして、地域住民、民生委員・児童委員、サービス提供事業者など、様々な関係機関が連携強化に努めます。

また、本町では「厚真町見守りあんしんネットワーク」の取組を継続し、郵便局、新聞配達店等の協力を得て、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の見守りを強化していきます。

①小地域ネットワーク活動の推進（再掲）

何らかの援助を必要とする人たちが、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスの利用を促すとともに、見守りや助け合いなどの身近な地域における課題に即した福祉活動の展開を、地域の活動団体との連携のもとに社会福祉協議会と共同で支援・促進していきます。

②孤立死の防止など見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が、地域の中で孤立しないよう、民生委員・児童委員及びボランティア団体など地域の活動団体の見守りや声かけ、訪問など、重層的な見守り体制の充実を図っていきます。

(5) 相談支援体制・情報提供の充実

高齢者が抱える不安や悩みが多様化している中、身近な地域で適切かつ的確に相談に応じられるよう、介護保険相談窓口の厚真町地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの相談機能の充実・強化を図るとともに、各相談窓口の周知・啓発に取り組みます。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な役割を果たすことが期待されるため、保健・医療・福祉など様々な関係機関との連携強化を図り、これまでの取組を継続し、関係担当課の体制強化とともに、住民の見守りネットワークなどとの連携構築にも努めていきます。

すべての町民が、介護保険制度などを適切かつ的確に利用できるよう、主体的に判断し選択できる各種の施策やサービスなどに関する情報の提供に努めていきます。

●地域包括支援センター運営事業

■ 施策の対象者	町民
■ 事業の概要	地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、3職種チームアプローチにより、介護予防をはじめ、町民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。
■ 現状と課題	平成31年1月より厚真町社会福祉協議会に運営を委託しています。総合相談件数等も増加しており、相談窓口として定着しています。課題として、精神疾患等を併発しているケース等の相談もあり、地域包括支援センターのみで対応しかねる事例も増えています。
■ 今後の方針	相談内容によっては、保健部門等関係者と連携して相談支援を行います。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
総合相談述べ件数（件）	7,920	5,584	5,200	5,300	5,300	5,300	5,300
要介護認定率（%）	19.4	20.3	21.9	21.0	21.0	21.0	21.0

(6) 介護保険サービスの質の向上と確保

①介護給付費等に要する費用の適正化への取組（介護給付適正化計画・任意事業）

令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点を持ちつつ、持続的な介護保険事業運営を図るために、介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率の良い制度の運用を図り、介護保険制度の安定的な運営を図り、保険者機能の強化に努めます。

国の第9期基本指針では、5事業を再編統合して3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検）に統合しました。本計画では3事業を「介護給付適正化計画」として位置付け、介護保険事業計画等との連携のもと、着実な推進を図るものとします。

認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、サービス提供体制及び介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検等を実施し、道が策定した「北海道介護給付適正化推進要綱」に基づき、介護給付の適正化に努め、令和7（2025）年、その先の令和22（2040）年も見据えて介護保険事業を継続できるように努めていきます。

介護給付費適正化事業の種類（適正化3事業）

種 類	内 容
●要介護認定の適正化	○要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関するチェック等の実施
●ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査	○居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、または事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等 ○住宅改修費の給付に関する利用者宅の実態調査や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等 ○福祉用具購入費・福祉用具貸与に関する利用者に対する必要性の確認等
●縦覧点検、医療情報との突合	○北海道国民健康保険団体連合会の「適正化システム」を活用し、介護情報と医療情報との突合帳票（入院期間中の介護サービスの利用等）による請求内容のチェック ○給付適正化システムの縦覧点検帳票（複数月の請求における算定回数確認等）による請求内容のチェック

2 健康づくりと介護予防の推進

(1) 「健康あつま21」に基づく健康づくり・生活習慣病予防の推進

要支援・要介護状態になることを未然に防ぎ、元気な高齢期（65歳以上）を送るためにも、30歳代からの健康づくり、生活習慣病の予防が重要となります。

「健康あつま21」に基づき、高齢者のみならず、すべての町民が生涯を通じて主体的に健康づくり・介護予防に取り組み、「健やかな心のふるさとまちづくり」を目指し、町民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と、健康づくりに取り組む支援を引き続き進めます。75歳以上の高齢者の生活習慣病対策・フレイル対策としての保健事業（医療保険）と介護予防（介護保険）の一体的な実施にも努めていきます。

また、各種健（検）診や健康教育の推進により、30歳代から生活習慣病の予防の充実を図るとともに、身近な地域の中で近隣の人たちとの交流を通じた健康づくりにも取り組めるよう、社会福祉協議会や地域団体等と連携し支援します。

高齢期を健康で生き生きと過ごすことができるよう、本町の疾病状況を踏まえて、わかりやすい予防知識の周知に努めます。また、生活習慣病予防のための健康教育、健康相談を継続します。

さらに、加齢により低下する筋力・体力を維持するため、総合ケアセンター「ゆくり」の機能訓練室に備えたトレーニング機器を利用した体力増進の啓発を進めるとともに、基本・特定健康診査の結果に基づいた栄養士による栄養指導など、町民の健康増進に向けた各種教室、事業等の周知・啓発から参加促進を図り、町ぐるみで健康づくりを継続していきます。

その他、「食」を通じたボランティア活動を行っている食生活改善推進協議会の事業活動を広く啓発しながら、食生活改善推進員の活動の充実も図ります。

○特定健康診査・特定保健指導の推進

高血圧症・糖尿病等生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査により、その該当者や予備群を把握し、運動習慣の定着や食生活の改善などの指導を継続していきます。

○各種がん検診等の推進

町民の各種がん検診（肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・肝炎ウイルス検診等）の受診機会の充実とともに、受診率の向上に向けた啓発活動を充実していきます。

○後期高齢者対象の生活習慣病検診

北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、被保険者（主に75歳以上の高齢者）を対象に、集団及び個別に生活習慣病検診を実施していきます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進(自立支援、介護予防・重度化防止)

地域の人口構成等の変化に対応し、地域包括ケアシステムでの要の1つである介護予防を積極的に進めるため、サービス整備と充実に努め、これまでの介護予防サービスの利用促進や、地域課題の把握や共有により、引き続き取り組んでいきます。

総合事業は、地域の実情に応じた住民などの多様な主体による、「多様なサービス」を充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、高齢者の生きがいつくり、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

国の介護保険制度は、高齢者の各自能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援すること、また、要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を理念としています。

一方で、地域全体へ自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や、口腔機能向上、低栄養防止、栄養改善にかかる活動の推進、多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実情に応じた様々な取組を行うことがさらに重要となっています。

高齢者が要介護状態等となることの予防、または、要介護状態等の軽減、もしくは、悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者への取組だけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができる生活環境の調整や地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境への取組も含めた、バランスのとれた取組も重要となっています。

また、効果的な取組を実践するため、地域におけるリハビリテーションの専門職等の知見を活用しながら、高齢者の自立支援となる取組を推進することで、要介護状態等になっても、「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することは継続した課題となっています。

さらに、高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。しかし、75歳を超えると介護が必要な人の割合が増えている状況があることから、介護が必要となる前に、適切な介護予防事業につなげていく取組が重要となっています。

その他、元気な高齢者が人生経験と時間を生かしつつ、世代を超えた人とのつながりを持ち、自らの役割を感じて活躍できる社会の実現も求められていることから、元気な高齢者が地域の支え合い体制づくりに参加できるよう努めていきます。

それから、令和3年度より総合事業の対象者の弾力化によって、一部のサービスにおいて要介護認定者についても利用可能になったことから、介護予防・生活支援サービスの充実を図ることが重要となっています。

総合事業は、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者（総合事業対象者）に対して行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全高齢者及び総合事業の活動に関わる人を対象とした「一般介護予防事業」で構成されます。

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

●総合事業を構成する各事業の概要及び対象者

種別	事業	概要	サービス
介護予防・生活支援サービス事業 ■対象者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者	訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。	訪問介護相当事業
	通所型サービス	対象者に対し、機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を提供します。	通所介護相当事業 高齢者生活自立支援事業（いきいきサポート事業） 通所型サービスC事業（元気アップ教室）
	その他の生活支援サービス	対象者に対し、栄養改善を目的とした配食や見守り等の支援を提供します。	配食サービス 見守り（住民主体） 厚真町あんしんネットワーク事業
	介護予防ケアマネジメント	対象者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。	介護予防ケアマネジメント事業
一般介護予防事業 ■対象者 ・第1号被保険者（65歳以上の方） ・介護支援のための活動に関わる者	介護予防把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。	基本チェックリストの実施
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。	介護予防講演会、健康教育、健康相談、高齢者料理教室
	地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。	・住民主体の活動支援事業（老人クラブ等健康教育・健康相談） ・介護予防ボランティア支援 ・ふれあいサロン事業など
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。	1次予防事業評価事業 2次予防事業評価事業

○対象者判定のための基本チェックリストについて

基本チェックリストは、相談窓口において介護認定や生活の困り事等の相談をした高齢者に対して、この基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及び介護保険給付）の振り分けを行い、適切なサービス利用と提供に努めるためのものです。

①介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、町民主体の支援等も含め、多様なサービスを提供するものです。

事業の実施に当たっては、地域住民やボランティア、NPOなど、多様な主体によるサービス提供が可能であることから、実施主体の調査、把握に努めるとともに、既存のサービス提供事業者も含め、適切なサービス提供に努めます。

(ア) 訪問型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり・認知症、うつ等のおそれのある総合事業対象者を対象に、訪問介護員や保健師等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価して、必要な相談・指導等、その他、日常生活上の援助を行うサービスです。

●訪問介護相当事業（介護保険事業勘定）

■ 施策の対象者	総合事業対象者、要支援1、2の認定者
■ 事業の概要	居宅で能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴や排せつ、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。
■ 現状と課題	従来介護予防訪問介護事業を第1号訪問事業として移行して実施しています。
■ 今後の方針	多様なサービスで対応する事業がないため、現状を維持して実施します。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用者数（人）	161	132	130	120	120	120	96
給付費（千円）	2,953	2,144	3,000	3,000	3,000	3,000	2,213

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

(イ) 通所型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり・認知症、うつ等のおそれのある総合事業対象者を対象に、通所型サービス事業を実施していきます。

●通所介護相当事業（介護保険事業勘定）

■ 施策の対象者	総合事業対象者、要支援1、2の認定者
■ 事業の概要	デイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図られるサービスです。
■ 現状と課題	平成28年3月から「高齢者生活自立支援事業（いきいきサポート事業）」を実施しています。新規の事業対象者・要支援者については、「多様なサービス」の利用が難しいケースのみ通所介護相当を利用してもらう方針です。
■ 今後の方針	多様なサービスの利用が難しいケース及び、既存の利用者のために通所介護相当を継続するが、適切なケアマネジメントにより、多様なサービス（通所型サービスA、通所型サービスC）へ移行できるよう支援します。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
利用者数（人）	260	200	260	240	240	240	192
給付費（千円）	8,258	6,343	7,000	6,000	6,000	6,000	8,071

●高齢者生活自立支援事業（いきいきサポート事業）・通所型サービスA事業（介護保険事業勘定）

■ 施策の対象者	要支援1、2の認定者、総合事業の対象者、40歳以上の町民
■ 事業の概要	閉じこもりや虚弱な高齢者に対して通所型介護予防事業を行うことで生活機能の低下を予防することを目的としています。
■ 現状と課題	平成28年3月から「高齢者生活自立支援事業（いきいきサポート事業）」を実施しています。既存の介護予防通所介護の利用者、「多様なサービス」の利用が難しいケース以外のケースについて総合事業への移行を目指します。
■ 今後の方針	平成30年4月から「高齢者生活自立支援事業（いきいきサポート事業）」の専用施設「いきいきサポートサロン」は定員を以前の9名から18名へ拡充し入浴サービスを拡充しています。また、新規の総合事業対象者・要支援者については、「多様なサービス」の利用が難しいケースのみ通所介護相当を利用する方針でいます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
開催数（回）	234	228	240	240	240	240	240
延べ参加者数（人）	1,759	1,731	1,750	1,750	1,755	1,760	1,800

●通所型サービスC事業（元気アップ教室）（介護保険事業勘定）

■ 施策の対象者	高齢者（65歳以上）、総合事業対象者、要支援1、2の認定者
■ 事業の概要	総合事業対象者及び要支援者に対して、リハビリ専門職等の支援による生活機能の改善を目的とした運動機能向上訓練を短期集中型サービスで実施して介護予防につなげます。
■ 現状と課題	あつまクリニックに委託し実施しています。対象者の把握方法が確立していないため、定員数に対し少ない人数での事業実施となっています。
■ 今後の方針	委託先と連携し、対象者を把握します。対象者の把握に関しては、チェックリストの配布や窓口での案内など、関係者間で連携して把握に努め、利用につながるように周知していきます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
教室開催数（回）	96	99	99	99	99	99	99
延べ参加者数（人）	434	503	520	550	550	550	550

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

(ウ) 生活支援サービス

「要支援者」と「非該当（自立）」を行き来する高齢者等を対象に、利用者の状態や意向を踏まえて、介護予防と配食や見守り等の生活支援サービスを総合的に提供するサービスです。提供に当たっては、地域包括支援センターが中心となって、ケアマネジメントを実施することとなります。

(エ) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

総合事業対象者を対象にケアプランを作成するとともに、事業実施の前後において効果の評価（アセスメント）を実施し、高齢者が要介護状態の予防や軽減と、悪化防止のためのマネジメントを行います。地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアプランの作成をします。

また、要介護状態の重度化を防ぐことができるよう、より適切なサービス等の利用支援に努めるとともに、総合的な相談窓口として地域包括支援センターの機能の強化を図り、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援も行うことで、ケアマネジメントの強化等も含め、一層の質の向上を図ります。

●介護予防ケアマネジメント事業（介護保険事業勘定）

■ 施策の対象者	居宅介護支援事業所、介護支援専門員（ケアマネジャー）
■ 事業の概要	介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対して、サービス利用前と後に、重症化していないか等の、介護予防ケアマネジメントを行っています。
■ 現状と課題	平成28年3月より開始し、地域包括支援センター4名ほか、一部居宅支援事業所に委託し実施しています。要支援から要介護へ移行する者も多く重症化予防が重要です。ケアマネジャーやサービス管理責任者の資質の向上が大事になります。
■ 今後の方針	ケアプラン作成者の資質の向上を図り重症化予防を促進します。また、研修会等を開催して、事業所や関係機関スタッフの参加を促し、介護予防ケアの向上を目指します。必要に応じて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の3職種を確保します。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
委託先居宅介護支援事業所数（事業所）	2	2	2	2	2	2	2
介護予防ケアマネジメント件数（訪問介護、通所介護、住宅改修のみ利用者）（延べ件数）	642	583	402	600	600	600	600

②一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や要介護認定者を分け隔てなく、すべての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が、継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、機能回復訓練等の高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくり等の高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含め、バランスのとれたアプローチができるような介護予防事業に努めていきます。地域密着型介護予防サービスの提供については、介護予防小規模多機能型居宅介護へ移行し実施していきます。

(ア) 介護予防事業対象者把握事業

基本チェックリストの実施や、保健師等の訪問活動による実態把握、主治医や民生委員等からの情報によって、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防普及啓発事業、地域介護予防支援事業等で重点的に対応していきます。

(イ) 介護予防普及啓発事業

生活習慣病や認知症をはじめ、健康づくりや介護予防などに関する知識や理解を深め、介護予防の必要性や重要性を再認識し、自主的・主体的に日常生活の継続を図ることができるよう、広報・啓発活動の強化に努めます。

各種介護予防教室の継続実施と、既存の高齢者の集まる場を専門職が支援し、身近な地域での介護予防の環境整備に努めます。パンフレットの配布、ホームページや広報への掲載等を実施します。

さらに、町民自らが実施するものについても、手をあげやすい体制づくりを継続します。

●介護予防普及啓発事業

■ 事業の概要	包括支援センター職員を中心に、専門職等により介護予防に関する内容での講演会や健康教育・健康相談を実施し、介護予防及び重度化を予防します。
■ 現状と課題	脳力アップ教室をはじめ、介護予防講演会、高齢者大学、老人クラブ等での健康教育・健康相談を実施していますが、参加者の固定化もみられるため、より多くの人に参加できる体制づくりを検討し、積極的に参加してもらう必要があります。
■ 今後の方針	ニーズ調査において希望の多かった認知症予防等、町民のニーズに沿った内容及びKDB（国保データベースシステム）等を活用し町民の介護の状況（介護の要因となった疾患等）を分析し、保健・医療分野と連携しながら町民の状態に合った内容での普及・啓発に努めます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
実施回数（回）	3	83	82	82	82	82	82
延べ利用者（人）	29	671	841	840	840	840	840

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援するため、地域における住民主体の介護予防活動の支援を図ります。運動機能の向上や認知機能の低下予防に資する活動を通じ、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進していきます。

●地域介護予防活動支援事業

■ 事業の概要	高齢者の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援するため補助金を交付することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進する事業です。
■ 現状と課題	令和4年2月から「厚真町地域介護予防活動支援事業」を実施しています。運動機能の向上や認知機能の低下予防に資する活動を、町内のボランティア団体等が地域介護予防活動で行っています。
■ 今後の方針	多くの対象者に介護予防を取り組んでいただけるよう、積極的な利用を周知するとともに、専門職や関係機関と連携し、介護予防につながるよう支援していきます。 また、幅広い地区で地域介護予防活動に参加できるよう事業団体の促進を検討していきます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
教室実施回数（回）	25	146	200	200	200	200	200
事業団体数（団体）	1	3	4	5	5	5	5

(エ) 介護予防事業評価事業

事業への参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より効果的なサービス提供につなげていきます。

3 高齢者の尊厳の確保

(1) 認知症高齢者対策の推進（包括的支援事業）

認知症施策は、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を推進してきました。更なる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府は令和元年6月に大綱を取りまとめました。大綱では、対象期間の令和7（2025）年まで、「共生」と「予防（発症を遅らせるという意味での予防）」を基本的な考え方として、5つの柱に沿って（都道府県、市町村は4つの柱）施策を推進するとされています。令和5年6月に成立した、認知症基本法の第3条基本理念を踏まえ、国や道とも連携しながら、厚真町認知症施策推進計画に沿って、認知症施策を進めます。

認知症施策をより充実させるため、認知症の人や家族の意見を踏まえた支援体制の整備を進めながら、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」とともに、大綱で示された「共生」と「予防（発症を遅らせるという意味での予防）」を基本的な考え方として、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」、障壁を減らす「認知症バリアフリー」、通いの場の拡大などの「予防」の取組を進めていきます。

また、東胆振SOSネットワークや厚真町見守りネットワークをはじめ、町民、団体、ボランティア、サービス提供事業者など、地域全体で認知症高齢者を見守り、支えられる地域づくりに取り組むとともに、家族介護者の負担の軽減を図ることができるよう、社会福祉協議会などと連携し、介護者の会の育成などを促進していきます。

さらに、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、早期発見・早期治療に結び付ける体制づくりを、地域や医療機関等と連携しながら構築していきます。

その他、認知症に対し、住民一人ひとりが、誰もが関わる可能性のある病気であるという認識や正しい知識を持つことも重要であることから、認知症サポーター養成講座への参加を継続し、地域住民が協力して、地域全体で見守る環境づくりを推進していきます。

※「共生」と「予防」の定義について

- ・「共生」：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味。
- ・「予防」：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

■認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）7つの柱と自治体で取り組むべき事項

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の7つの柱	厚真町の取組
1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	● 認知症サポーター養成講座開催と活動の支援、フォローアップ講座
2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	● 認知症ケアパスの普及 ● 認知症初期集中支援チームの設置
3 若年性認知症施策の強化	● 若年性認知症ハンドブック（第3版）の配布 ● 認知症サポーター養成講座での啓発
4 認知症の人・介護者への支援	● 認知症初期集中支援推進事業の実施 ● 認知症カフェへ設置に向けた技術支援 ● 家族介護支援事業（家族介護教室及び交流会）
5 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	● 高齢者共同福祉住宅の設置 ● 高齢者サロン整備・拡充 ● 認知症カフェ等の設置検討 ● 東胆振SOSネットワーク ● 厚真町見守りあんしんネットワーク ● 成年後見制度の活用促進 ● 高齢者の虐待防止
6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	● 最新の情報や研究等の成果を把握し、活用・普及を図る。
7 認知症の人やその家族の視点の重視	● 認知症施策の企画・立案や評価へ、認知症の人やその家族の参画を求めます。

■認知症施策推進大綱 4つの柱と厚真町で取り組む事項

認知症施策推進大綱 4つの柱	厚真町の主な取組
1 普及啓発・本人発信支援	● 認知症サポーター養成講座の開催 ● 認知症ケアパスの普及 ● ホームページ等による相談窓口の周知 ● 啓発イベントの開催
2 予防	● 認知症ケアパスの普及 ● 介護予防の通いの場への参加を促進
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	● 認知症地域支援推進員による周知活動 ● 認知症初期集中支援チームによる支援活動 ● 家族介護支援事業（家族介護教室及び交流会） ● 認知症カフェの開催支援 ● 認知症ケアパスの普及
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	● 地域の見守り体制の構築（東胆振SOSネットワーク、厚真町見守りあんしんネットワーク等） ● 認知症カフェの開催支援 ● 若年性認知症の人と家族への支援 ● 成年後見制度の活用促進 ● 高齢者虐待防止の取組 ● 消費者被害防止の取組 ● 認知症サポーター等による支援チームが、支援ニーズに沿った活動を行う「チームオレンジ」の検討 ● オレンジセーフティネットを利用した認知症高齢者の見守り

●認知症初期集中支援推進事業

<p>■事業の概要</p>	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする事業です。認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、本人や家族支援などに、認知症初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う支援チームです。</p>
<p>■現状と課題</p>	<p>平成29年10月から認知症サポート医と地域包括支援センター、健康推進グループ、福祉グループ職員を配置しています。 認知症の早期診断・早期対応は、その後の認知症の人と家族の生活の質を高めることにつながります。今後、設置した支援チームでチーム員会議により情報交換や情報共有を行い、認知症の早期診断と早期対応に取り組む必要があります。</p>
<p>■今後の方針</p>	<p>本人や家族からの相談から、認知症地域支援推進員が中心になり、チームで情報交換や情報共有を行うとともに、認知症専門医からの助言・指導を受け、個別ケースの検討会議を実施します。 また、認知症疾患医療センター等の専門医療機関とも連携し、認知症の早期診断・早期対応支援に取り組みます。</p>

○認知症ケアパスの普及

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、その人の状態に応じた、適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスについて、普及を図ります。

●地域支援・ケア向上事業

<p>■事業の概要</p>	<p>認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス、圏域での支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする事業です。</p>
<p>■現状と課題</p>	<p>個別のケースには症状や状況に応じた相談対応をしていますが、町における標準的な認知症ケアの適切なサービスの流れを定める「認知症ケアパス」の普及・啓発を進め、状態に応じた適切な相談・支援の提供や、町民の認知症に対する理解の促進を図る必要があります。</p>
<p>■今後の方針</p>	<p>認知症の人が、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人を地域で支える仕組みを整備していきます。 また、「認知症ケアパス」の普及・啓発を図り、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、認知症についての情報の提供や周知をします。また、認知症の人やその家族など、誰もが気軽に集まって話ができる居場所である「認知症カフェ」を令和5年度に設置し、今後も、継続していきます。</p>

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

○認知症サポーターの養成

認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、社会福祉協議会と協力して認知症の人やその家族を支える「認知症サポーター」の養成を継続して進め、また、認知症キャラバンメイト*の育成にも努めていきます。

※認知症キャラバンメイトとは、認知症サポーターを養成する講師役をいいます。

●認知症総合支援事業（介護保険事業勘定）

■ 施策の対象者	町民、認知機能の低下があり医療や介護サービスの必要な方とその家族
■ 事業の概要	認知症の方が住み慣れた地域で生活するために医療・介護及び生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の方にとって効果的な支援を行うことを目的とします。
■ 現状と課題	サポーター養成講座受講者の拡大を継続します。サポーターの活動方針については、地域ケア会議、認知症初期集中支援チームの活動実績等に基づき課題等を検討します。また、生活支援コーディネーターと連携しながら、認知症サポーターを含めた住民同士の見守り・支え合い活動を確立する必要があります。
■ 今後の方針	サポーター養成講座の継続、フォローアップ講座を継続します。認知症初期集中支援チームの活動を継続し、サポーター養成等については、生活支援体制整備事業の中で取り組んでおり、委託先の社会福祉協議会と連携・協議を行いながら実施します。また、認知症サポーターの組織化により、チームオレンジコーディネーターを中心とした支援チーム「チームオレンジ」（認知症サポーター活動促進事業）として活動できるように、促していきます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症サポーターフォローアップ講座回数（回）	0	0	0	1	1	1	1
認知症サポーター数（人）	313	349	410	420	430	440	570
認知症サポーター養成講座回数（回）	1	1	2	2	2	2	2

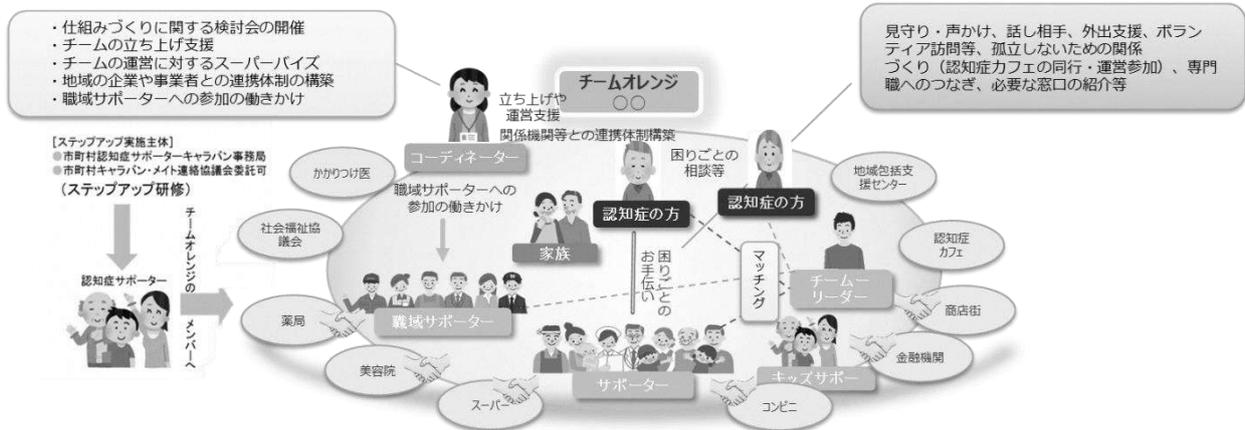
■認知症サポーター・キャラバンメイト人数

区分	令和5年度
サポーター（人）	410
キャラバンメイト（人）	18

区分	令和5年度
サポーター+メイト1人当たり担当高齢者数（人）	3.9人

出典：認知症サポーターキャラバン資料（令和5年9月末現在）

○チームオレンジのイメージ



出典：厚労省「チームオレンジの取組の推進」資料より

○認知症カフェ等本人家族が集える場の設置

認知症の方やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。また、認知症や介護の専門職に相談することができたり、同じ悩みや経験を持つ人たちと情報交換をしたりすることができる集いの場でもあります。

本人・家族が集える場所の運営サポートに向けて、関係機関との連携も視野に入れて、補助金等の支援を継続し、利用と継続を促していきます。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症カフェの設置 (か所)	-	-	1	1	1	1	1

○成年後見制度利用支援事業の推進

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所契約、遺産分割の協議が必要な場合や、自分に不利益な契約の判断ができずに契約を結び、悪徳商法の被害に遭うのを防ぐためには、後見人のような第三者の支援が必要となります。

このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するため、成年後見制度や町長申立てについて周知を継続し、利用支援を促進します。

(2) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

高齢者虐待に関する相談や対応件数が増えています。高齢者虐待は、心身に深い傷を負わせ、基本的人権を侵害するものであることから、未然に防ぐことが重要となります。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称、「高齢者虐待防止法」）の趣旨に則り、町民、介護サービス事業者、医療機関等、様々な人に高齢者虐待についての周知・啓発に努めるとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、虐待の防止と迅速かつ適切な被虐待高齢者の保護に取り組みます。

さらに、高齢者の虐待や各種サービスでのトラブルなどに関する様々な相談窓口の整備と周知徹底を図り、高齢者の人権や財産などの侵害などの早期発見・対応に取り組みます。

さらに、介護者による虐待を防止するために、家族の不安や悩みへの相談支援や介護疲れを防ぐための施策の充実を図っていきます。

○日常生活自立支援事業の推進

認知症や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人のために、地域で安心して暮らしていくための介護や福祉サービスの選択、契約の援助や金銭管理などの相談や援助等を行い、民生委員・児童委員など各関係機関と協力・連携を図り、権利擁護などに関する情報提供に努めていきます。

日常生活自立支援事業は、主に在宅の認知症高齢者などで日常生活上の判断に不安を感じている方を対象に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに関しての自己決定を支援するため、北海道社会福祉協議会の「地域福祉生活支援センター」が実施しています。

○成年後見制度の利用促進

団塊世代の高齢化に伴い、認知症を有する高齢者が増えることが予測されます。これに伴い、認知症等により判断能力が不十分なため、介護保険サービスの利用手続や金銭管理ができず、日常生活に支障を来す事例が増すことが予想されます。

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して暮らせるよう成年後見制度や町長申立てについての周知・啓発を図るとともに、制度利用の促進に向けた相談体制の充実に努めていきます。

また、東胆振圏域の苫小牧市、白老町、安平町、むかわ町と共催で、市民後見人養成講座を開催しています。

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度への移行がスムーズに行えるよう、法人後見制度の導入や市民後見人の養成を継続して、促していきます。

■成年後見制度の種類

類型	任意後見制度 (判断能力のある人)	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)		
		名称	後見制度	保佐制度
対象者	判断能力のある人	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	判断能力があるうちに自分で任意後見受任者を決めておく。 判断能力が衰えたときには、申立てにより任意後見受任者が任意後見人となる。	本人又は親族や町長の申立てにより裁判所が選任した成年後見人	本人又は親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した保佐人	本人又は親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した補助人
		配偶者や親族、市民後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人から、家庭裁判所が本人にとって適切と思われる人や法人から選任する。		

○高齢者虐待防止の推進と対応の充実

高齢者虐待や通報窓口等について、町民への普及・啓発を行うとともに、高齢者虐待を発見したり、虐待があると思ったりしたときは、地域包括支援センターや住民課が窓口となり、各関係機関と協力・連携を図り、高齢者虐待の早期発見や防止に努め、虐待を受けた高齢者の保護を図ります。

また、虐待が起きる状況は、介護者の孤立や疲労などによって起こることが多いため、家族介護支援事業などを通じて、介護者やその家族に対する支援の充実により、虐待防止を進めていきます。

さらに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームを含む介護事業所での高齢者虐待を未然に防げるよう、介護現場の安全性確保とリスクマネジメントの推進するため、介護事業所職員の道開催の研修への出席を促したり、高齢者虐待防止対策を推進していきます。

○個人情報保護

高齢者の権利擁護が必要な方の情報を適切に把握し、関係機関と共有することが重要となります。情報の共有に当たっては、「厚真町個人情報保護条例」に基づき、情報が適切に扱われるよう徹底していきます。

4 安全・安心なまちづくりと高齢者の生きがいくりの推進

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

災害と新感染症大規模発生時の対応については、厚真町地域防災計画や厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画等の計画に沿って、高齢者の生活を支える施策に取り組みます。

災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。本町では、「厚真町避難行動要支援者避難支援計画」に沿って、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意のもと、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等へ情報を提供し、災害発生時に避難の手助けや安否確認などの支援につなげることを目的に実施しています。

高齢者世帯や要支援・要介護認定者、障がいのある人などが、地震や火災などの緊急時に円滑に避難できるよう、地域住民や関係団体と連携を取りながら、災害時の避難体制の強化を図るとともに、町民への周知や避難行動要支援者名簿への登録を引き続き進めていきます。

また、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を事業者や一人ひとりが行い、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。

それから、窃盗や悪質商法、振り込め詐欺・利用の覚えのないインターネットショッピングの利用詐欺や返金詐欺、入金先間違い訂正詐欺などの犯罪、交通事故などに際して、適切かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携して、厚真町あんしんネットワークづくりに取り組んでいきます。

○避難行動要支援者対策の充実

大規模災害時に自力で避難することが困難と考えられる重度の障がいのある人や要援護高齢者の迅速な安否確認、避難の支援等を関係機関と連携して行うため「厚真町避難行動要支援者避難支援計画」に沿って実施してまいります。要支援者名簿を適宜、更新します。実施に当たっては個人のプライバシーにも配慮しながら進めてまいります。

○災害時における支援策の充実

関係課や地域団体、事業者等との連携のもと、障がいのある人や支援を必要とする高齢者等が、災害時に安全に避難できるよう、避難情報を確実に伝達する体制や避難場所の確保に努めてまいります。

○災害への対策

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、地震や水害等に対して「厚真町地域防災計画」や「厚真町水防計画」、「厚真町津波避難計画」などに沿って、高齢者の生活を支える施策に取り組みます。また、国や北海道、近隣市町村とも連携しながら実施してまいります。さらに、災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の高揚に努めるように促してまいります。

ア 各地域・地区において事業に関する説明を行い、普及啓発に努め、より広範囲で避難行動要支援者への支援体制の整備を図ります。また、介護事業者等と連携を進め、介護事業者へ事業継続計画の作成を促し、日頃から連携していきます。

イ 福祉避難所（高齢者）施設の拡充に取り組んでいくとともに、関係機関と連携して訓練や検討会等を実施するなど、災害時の実効性を高める取組を進めます。また、多様化する自然災害に備えるため、今後必要となる備蓄物資・器材の選定や確保の方法等を検討します。

ウ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健福祉サービス事業者等と連携し、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を図ります。

○新感染症の大規模発生時の対応について

厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って、高齢者等が、新型コロナウイルス感染症を含む新感染症等に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切な対人距離の確保など「3密」を避ける行動や、マスクの着用、手洗いと手指消毒、大声での会話の自粛などを働きかけるとともに、大規模発生時には、北海道や近隣市町村、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に最大限努めながら、正しい知識の啓発を進めます。また、高齢者福祉施設等の運営事業者へ事業継続に向けた取組を支援しながら、事業の継続を図ります。

ア 事業者や一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。また、新感染症等の健康危機の発生時に備え、関係機関（医療・警察・消防等）との定例的な協議を行い、連携・協力体制を確保します。また、介護事業者へ事業継続計画の作成を促しながら、日頃から連携し、啓発をしていきます。

イ 新感染症等の健康危機の発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への健康危機に関する正確な情報提供や相談できる体制の整備を図ります。また、生活の維持に向けて、社会福祉施設等の運営維持や、支援を必要とする高齢者等への適切な対応等などを関係団体等と連携し、速やかに進めます。

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

(2) 高齢者の生きがいくくりと社会参加の推進

アクティブシニア*が地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、趣味や教養、生涯学習、生涯スポーツ、ボランティア活動などへの参加・参画の機会や情報提供などを充実し、自主的・主体的な取組を支援・促進していきます。

また、今後さらに高齢化が進むことから、高齢者自身が見守りや支え合いの担い手として活動していただけるような、仕組みづくり、活動支援を図っていきます。

さらに、地域での世代間交流や趣味のグループ活動、老人クラブ活動や、シルバー人材センター活動など、様々な地域活動を支援していきます。

※アクティブシニア：自分なりの価値観を持ち、定年退職後にも、趣味など様々な活動に意欲的な、元気なシニア層のことを意味しています。また、ステレオタイプの「高齢者は身体機能や認知機能が低下する」といった状況は、個々人によって異なっていて、知恵やノウハウを生かして社会参加意識の高い人たちをアクティブシニアと呼んでいます。

○生涯学習活動の促進

町民が生涯のそれぞれの時期に、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができるよう、生涯学習に関する様々な情報の提供を充実していきます。

また、アクティブシニアが元気で生き生きと生活するとともに、住みよい地域社会づくりにも取り組めるような学習と仲間づくりの機会に関する情報を提供していきます。

●高齢者大学運営事業

■ 施策の対象者	町内在住の65歳以上の方、老人クラブ加入者の方
■ 事業の概要	65歳以上の引きこもりを防止するため、また、高齢者の社会活動を促進し、系統的な学習の機会を提供し、生きがいを高めるための事業です。
■ 現状と課題	年11回、開催しています。高齢者の社会参加と生きがいを高めるための場として継続し、参加者の増加を目指しています。参加者への動機付けの後押しとして、「こぶしの湯」無料入浴券を贈呈しています。
■ 今後の方針	65歳以上の高齢者を対象に、生涯学習活動の一環として、年11回福祉・保健・健康をテーマとして学習します。老人クラブ連合会や自治会への周知、町広報、ホームページでの周知を拡充し参加者増を目指します。

■現状・計画値

区分	現状			計画値			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
開催数(回)	-	5	11	11	11	11	11
大学の参加人数(人)	-	62	54	60	60	60	60

○スポーツ活動・レクリエーション活動の促進

閉じこもりなどを防ぎ、アクティブシニアが自らの体力や年齢に応じて、広くスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康増進や仲間づくりなどを通じて、健康で生きがいのある充実した生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

また、地域や老人クラブなど、様々なグループ・団体による世代間交流のイベントや行事の開催などの自主的・主体的な取組を促進していきます。

○シルバー人材センターへの支援

アクティブシニアの技能や経験を生かした社会参加と生きがいの充実を図るため、シルバー人材センターに対する普及啓発を行い、高齢者の就労の機会確保を促進するなど、厚真町シルバー人材センターの支援を充実していきます。

○老人クラブ活動の促進

アクティブシニアが親しい仲間とともに楽しく健全な生活を送ることができるよう、老人クラブの活動の活性化を支援し、魅力あるプログラムづくりや広報活動などの支援を継続していきます。

○高齢者バス利用助成事業

外出の機会を促すため、65歳以上の高齢者を対象に、あつまバスを利用した町内移動の利用者負担が、100円になるパスを発行しています。さらに、70歳以上の方で、バスで町外への移動の際、介護保険料段階が1～3段階の方は月3往復分を利用無料、4段階以上の方は料金半額を助成しています。

第3章 高齢者保健福祉計画の基本的考え方と施策の展開

第4章 介護保険事業の推進

第4章 介護保険事業の推進

1. 介護保険サービスの現状と見込み

1 第8期計画の給付費の計画・実績対比

第8期介護保険事業計画における給付費の計画値と実績値は、次のとおりです。

(1) 介護給付費の現状

第8期計画期間の介護給付費は、令和3年度が約4億5千5百万円(計画対比99.9%)、令和4年度が約4億6千5百万円(計画対比101%)となり、令和3年度から令和4年度までの給付費の伸びをみると1千3万8千円の増となっています。

令和3年度の内訳をみてみると、居宅サービスでは、訪問看護が6割2分増し、福祉用具貸与が3割8分増し、特定福祉用具購入費が約1割増し、特定施設入居者生活介護が2割5分増し、地域密着型サービスのみで見ると、小規模多機能型居宅介護が5割増し、施設サービスのみで見ると、介護老人福祉施設が2割1分増し、制度改正に伴い、介護療養型医療施設から介護医療院に移った結果、介護療養型医療施設の計画値よりも2割3分増しとなっています。居宅介護支援については、4割5分増しとなっています。

また、令和3年度から令和4年度までの介護給付費の伸びをみると、居宅サービスの給付費は、居宅療養管理指導が40万2千円増、通所介護が42万5千円増、短期入所療養介護(老健)が50万5千円増、福祉用具貸与が175万8千円増、特定福祉用具購入費が15万4千円増、地域密着型サービスの給付費は、小規模多機能型居宅介護が516万8千円増、認知症対応型共同生活介護が787万9千円増、看護小規模多機能型居宅介護が228万円増、施設サービスの給付費は、介護老人福祉施設が758万2千円増、介護医療院が155万9千円増となっています。

※給付費は年間累計の金額

	合計	令和3年度			令和4年度			実績の伸び(金額) 令和3→令和4年
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	
居宅サービス		74,268	58,161	78%	74,413	57,516	77%	△ 644
訪問介護	給付費(千円)	18,093	14,368	79%	18,103	14,135	78%	△ 233
訪問入浴介護	給付費(千円)	688	596	87%	689	243	35%	△ 353
訪問看護	給付費(千円)	2,443	3,963	162%	2,444	3,470	142%	△ 492
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	3,813	3,002	79%	3,815	2,882	76%	△ 121
居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	381	-	0	783	-	402
通所介護	給付費(千円)	6,858	4,555	66%	6,862	4,980	73%	425
通所リハビリテーション	給付費(千円)	0	159	-	0	0	-	△ 159
短期入所生活介護	給付費(千円)	26,627	12,081	45%	26,642	10,906	41%	△ 1,175
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	67	-	0	572	-	505
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	4,741	6,527	138%	4,848	8,285	171%	1,758
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	436	473	109%	436	423	97%	△ 50
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	8,128	10,191	125%	8,133	10,345	127%	154
住宅改修費	給付費(千円)	2,441	1,797	74%	2,441	492	20%	△ 1,305

第4章 介護保険事業の推進

※給付費は年間累計の金額

		令和3年度			令和4年度			実績の伸び(金額)
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	令和3→令和4年
地域密着型サービス	合計	144,376	144,611	100.2%	144,457	158,644	110%	14,033
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	0	1,296	-	0	519	-	△ 777
	給付費(千円)	28,434	42,594	150%	28,450	47,762	168%	5,168
	給付費(千円)	83,054	61,068	74%	83,100	68,947	83%	7,879
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	0	1,405	-	0	3,685	-	2,280
	給付費(千円)	32,888	38,248	116%	32,907	37,731	115%	△ 517
施設サービス	合計	226,861	238,263	105%	229,820	235,656	103%	△ 2,607
	給付費(千円)	153,691	185,948	121%	156,610	193,530	124%	7,582
	給付費(千円)	57,434	32,940	57%	57,466	24,109	42%	△ 8,831
	給付費(千円)	0	16,458	-	0	18,017	-	1,559
	給付費(千円)	15,736	2,918	19%	15,744	0	0%	△ 2,918
居宅介護支援	給付費(千円)	9,969	14,408	145%	9,974	13,664	137%	△ 744
合計		455,474	455,443	99.99%	458,664	465,480	101%	10,038

(2) 予防給付費の現状

第8期計画期間の介護予防給付費は、令和3年度が1千351万8千円（計画対比92%）、令和4年度が1千256万9千円（計画対比85%）となり、令和3年度から令和4年度までの給付費の伸びをみると約94万9千円の減となっています。

令和3年度の内訳をみると、介護予防訪問看護が8割7分増、介護予防訪問リハビリテーションが1割7分増、介護予防住宅改修が5割8分増、地域密着型介護予防サービスでは、介護予防小規模多機能型居宅介護が4分減、介護予防支援が2割7分減となっています。

また、令和3年度から令和4年度までの介護給付費の伸びをみると、介護予防サービスの給付費は、介護予防訪問看護が12万4千円増、介護予防訪問リハビリテーションが10万5千円増、介護予防居宅療養管理指導が4万9千円増、介護予防通所介護が9万5千円増、介護予防通所リハビリテーション26万1千円増、特定介護予防福祉用具購入費が21万5千円増、介護予防特定施設入居者生活介護が12万4千円増、地域密着型介護予防サービスの給付費は、介護予防認知症対応型共同生活介護が62万円増となっています。

※給付費は年間累計の金額

		令和3年度			令和4年度			実績の伸び(金額)
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	令和3→令和4年
介護予防サービス	合計	8,314	8,102	97%	8,397	7,674	91%	△ 428
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	309	579	187%	309	703	228%	124
	給付費(千円)	876	1,026	117%	876	1,131	129%	105
	給付費(千円)	0	117	-	0	166	-	49
	給付費(千円)	0	124	-	0	219	-	95
	給付費(千円)	502	68	14%	503	330	66%	261
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	2,649	2,209	83%	2,730	2,174	80%	△ 35
	給付費(千円)	422	132	31%	422	347	82%	215
	給付費(千円)	2,218	1,740	78%	2,219	1,864	84%	124
	給付費(千円)	1,338	2,108	158%	1,338	741	55%	△ 1,367
地域密着型介護予防サービス	合計	3,479	3,339	96%	3,481	2,900	83%	△ 439
	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	0
	給付費(千円)	3,479	3,339	96%	3,481	2,279	65%	△ 1,060
	給付費(千円)	0	0	-	0	620	-	620
介護予防支援	給付費(千円)	2,853	2,077	73%	2,924	1,995	68%	△ 82
合計		14,646	13,518	92%	14,802	12,569	85%	△ 949

(3) 給付対象サービスの利用状況

第8期計画（令和3～5年度）における各サービスの利用状況（年間の利用人数・利用回数）を計画値と実績値で表すと次のとおりです。

① 居宅介護サービス

実績の伸びで特徴的なところをみると、居宅サービス内では、訪問リハビリテーションで月平均2人、居宅療養介護管理指導で月平均1.8人、通所介護で月平均0.5人、福祉用具貸与で月平均7.9人、短期入所生活介護で月平均0.3人、短期入所療養介護（老健）で月平均0.4人増加している傾向があります。地域密着型サービス内では、小規模多機能型居宅介護で月平均0.7人、認知症対応共同生活介護で月平均4.8人、看護小規模多機能型居宅介護で月平均0.3人、増加している傾向があります。施設サービス内では、介護老人福祉施設で月平均3.3人、増加している傾向があります。介護医療院は、介護療養型医療施設からの移行です。

※月平均の数値

		令和3年度			令和4年度			実績の伸び(人) 令和3→令和4年
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	
居宅サービス								
訪問介護	回数(回)	528.9	383.1	72.4%	528.9	395.1	74.7%	
	人数(人)	23	23.7	102.9%	23	20.8	90.6%	△ 2.8
訪問入浴介護	回数(回)	4.7	4.1	86.9%	4.7	1.7	35.5%	
	人数(人)	1	1.0	100.0%	1	0.4	41.7%	△ 0.6
訪問看護	回数(回)	34.1	49.3	144.4%	34.1	42.0	123.2%	
	人数(人)	7	11.3	160.7%	7	10.6	151.2%	△ 0.7
訪問リハビリテーション	回数(回)	107.5	88.8	82.6%	107.5	85.4	79.5%	
	人数(人)	14	11.0	78.6%	14	13.0	92.9%	2.0
居宅療養管理指導	人数(人)	0	3.1	-	0	4.8	-	1.8
通所介護	回数(回)	78	55.3	70.8%	78	58.9	75.5%	
	人数(人)	8	6.3	79.2%	8	6.8	85.4%	0.5
通所リハビリテーション	回数(回)	0	2.9	-	0	0.0	-	
	人数(人)	0	0.4	-	0	0.0	-	△ 0.4
短期入所生活介護	日数(日)	281.2	123.7	44.0%	281.2	107.8	38.3%	
	人数(人)	18	10.1	56.0%	18	10.4	57.9%	0.3
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0	0.6	-	0	4.8	-	
	人数(人)	0	0.2	-	0	0.6	-	0.4
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0	0.0	-	0	0.0	-	
	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
福祉用具貸与	人数(人)	41	54.8	133.5%	42	62.7	149.2%	7.9
特定福祉用具購入費	人数(人)	2	1.2	58.3%	2	0.9	45.8%	△ 0.3
特定施設入居者生活介護	人数(人)	4	4.6	114.6%	4	5.0	125.0%	0.4
住宅改修費	人数(人)	2	1.3	66.7%	2	0.9	45.8%	△ 0.4
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
認知症対応型通所介護	回数(回)	0	21.1	-	0	9.1	-	
	人数(人)	0	1.0	-	0	0.4	-	△ 0.6
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	13	18.1	139.1%	13	18.8	144.2%	0.7
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	27	17.9	66.4%	27	22.7	84.0%	4.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	0	0.3	-	0	0.9	-	0.6
地域密着型通所介護	回数(回)	351.4	412.0	117.2%	351	401.0	114.1%	
	人数(人)	41	58.2	141.9%	41	52.5	128.0%	△ 5.7
施設サービス								
介護老人福祉施設	人数(人)	52	62.4	120.0%	53	65.8	124.1%	3.3
介護老人保健施設	人数(人)	17	9.4	55.4%	17	7.4	43.6%	△ 2.0
介護医療院	人数(人)	0	3.7	-	0	4.2	-	0.5
介護療養型医療施設	人数(人)	4	0.8	20.8%	4	0.0	0.0%	△ 0.8
居宅介護支援	人数(人)	61	86.1	141.1%	61	84.3	138.3%	△ 1.8

第4章 介護保険事業の推進

②介護予防サービス

実績の伸びで特徴的なところをみると、介護予防サービス内では、介護予防訪問看護で月平均0.6人、介護予防リハビリテーションで月平均1.6人、介護予防短期入所生活介護で月平均0.7人、増加している傾向があります。地域密着型介護予防サービス内では、介護予防認知症対応共同生活介護で月平均0.3人増加している傾向があります。

※月平均の数値

		令和3年度			令和4年度			実績の伸び(人) 令和3→令和4年
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比	
介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0	0.0	-	0	0.0	-	
	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
介護予防訪問看護	回数(回)	4	5.3	131.3%	4	6.6	164.6%	
	人数(人)	2	2.5	125.0%	2	3.1	154.2%	0.6
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	25	30.4	121.7%	25	33.8	135.3%	
	人数(人)	5	3.6	71.7%	5	5.2	103.3%	1.6
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	0	1.0	-	0	1.0	-	0.0
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	1	0.3	25.0%	1	0.5	50.0%	0.3
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	0.0	2.0	-	0	4.2	-	
	人数(人)	0	0.1	-	0	0.8	-	0.7
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	0.0	0.0	-	0	0.0	-	
	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	-	0	0.0	-	
	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	39	34.9	89.5%	40	34.9	87.3%	0.0
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	1	1.0	100.0%	1	1.0	100.0%	0.0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	2	1.0	50.0%	2	1.0	50.0%	0.0
介護予防住宅改修	人数(人)	1	2.7	266.7%	1	2.7	266.7%	0.0
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0	0.0	-	0	0.0	-	
	人数(人)	0	0.0	-	0	0.0	-	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	3	3.4	113.9%	3	2.3	77.8%	△ 1.1
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	0	0.0	-	0	0.3	-	0.3
介護予防支援	人数(人)	42	38.0	90.5%	43	37.0	86.0%	△ 1.0

2 介護給付の見込みについて

本計画期間中の介護給付の見込み量や給付については、第8期計画（令和3～5年度）の給付実績を基本として、サービス別の利用人数、1人当たりの日数・回数を算出し、それらを基に、国の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、本計画（令和6年度～8年度）のサービス見込量と給付費の推計を行います。

(1) 介護給付事業

① 居宅サービスの見込み

本計画期間における居宅サービスの利用者数等については、次のように見込みます。

要介護者が安心して在宅生活を維持するための重要なサービスであり、人材の確保、サービスの質の向上を図っていく必要があります。

※月当たりの数値

介護給付		見込み	推 計 値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス						
訪問介護	回/月	308.9	417.1	409.2	417.1	679.0
	人/月	15	13	13	13	21
訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	29.3	26.0	26.0	26.0	35.0
	人/月	7	7	7	7	9
訪問リハビリテーション	回/月	95.9	80.0	80.0	80.0	92.6
	人/月	15	12	12	12	14
居宅療養管理指導	人/月	4	3	3	3	4
通所介護	回/月	47.1	41.4	41.4	41.4	55.2
	人/月	6	6.0	6.0	6.0	8.0
通所リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0.0	0.0	0.0	0.0
短期入所生活介護	回/月	92.2	99.9	99.9	99.9	149.4
	人/月	9	8.0	8.0	8.0	11.0
短期入所療養介護(老健)	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	人/月	52	55	55	57	68
特定福祉用具購入費	人/月	0	2	2	2	2
住宅改修費	人/月	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	人/月	6	6	6	7	6
居宅介護支援	人/月	74	76	76	76	90

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

第4章 介護保険事業の推進

②地域密着型サービスの見込み

本計画期間における地域密着型サービスの利用者数等については、次のように見込みます。

※月当たりの数値

介護給付		見込み	推 計 値			令和22年度
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	385.9	395.4	395.4	395.4	451.6
	人/月	50	50	50	50	58
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0.0	0.0	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護	人/月	15	16	16	16	14
認知症対応型共同生活介護	人/月	35	23	23	23	27
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

※サービス表記の順序については、見える化システムに習っています。

③施設サービスの見込み

本計画期間における施設サービスの利用者数については、次のように見込みます。

なお、介護療養型医療施設については法改正（平成29年6月公布）で令和6年度3月31日までとなり、令和7年度から介護医療院へ移行することとなっています。

※月当たりの数値

介護給付		見込み	推 計 値			令和22年度
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
施設サービス						
介護老人福祉施設	人/月	73	74	75	76	84
介護老人保健施設	人/月	9	7	8	9	5
介護医療院	人/月	3	5	3	4	3
介護療養型医療施設	人/月	0				

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

(2) 予防給付事業

① 介護予防サービスの見込み

本計画期間における予防給付サービスの利用者数等については、次のように見込みます。介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成29年度に総合事業へ移行しています。

※月当たりの数値

予防給付		見込み	推 計 値			令和22年度
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	4.8	7.2	7.2	7.2	7.2
	人/月	2	2	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	32.1	27.9	27.9	27.9	27.9
	人/月	4	3	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	回/月	27.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	2	0	0	0	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	37	34	34	35	33
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	2	2	1	1
介護予防防住宅改修	人/月	1	1	1	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	3	3	3	3	3
介護予防支援	人/月	37	34	34	35	33

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

② 地域密着型介護予防サービスの見込み

本計画期間における地域密着型介護予防サービスの利用者数等については、第8期の利用実績を勘案して、小規模多機能型居宅介護のみの見込みとなります。

※月当たりの数

予防給付		見込み	推 計 値			令和22年度
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	2	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

第4章 介護保険事業の推進

(3) 介護保険サービス事業費の給付見込み

① 介護給付事業費

本計画期間における介護給付事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位:千円)

介護給付	見込み	推 計 値			令和22年度
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅サービス					
訪問介護	11,180	15,376	15,124	15,395	25,034
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	2,419	2,206	2,209	2,209	3,016
訪問リハビリテーション	3,242	2,742	2,746	2,746	3,178
居宅療養管理指導	661	503	503	503	671
通所介護	4,301	3,799	3,804	3,804	5,072
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	9,854	10,728	10,741	10,741	15,839
短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	8,183	8,868	8,868	9,432	10,836
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0
住宅改修費	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	12,500	12,677	12,693	14,773	12,693
居宅介護支援	12,162	12,781	12,797	12,797	15,163
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	35,589	37,512	37,560	37,560	42,755
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	43,857	46,441	46,499	46,499	38,596
認知症対応型共同生活介護	105,505	69,873	69,961	69,961	82,275
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
施設サービス					
介護老人福祉施設	213,176	220,443	224,661	227,496	159,444
介護老人保健施設	31,805	22,462	27,482	28,597	60,592
介護医療院	13,548	16,622	13,757	14,863	21,338
介護療養型医療施設	0	0			
合 計	507,982	483,033	489,405	497,376	536,584

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

②予防給付事業費

本計画期間における予防給付事業費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位:千円)

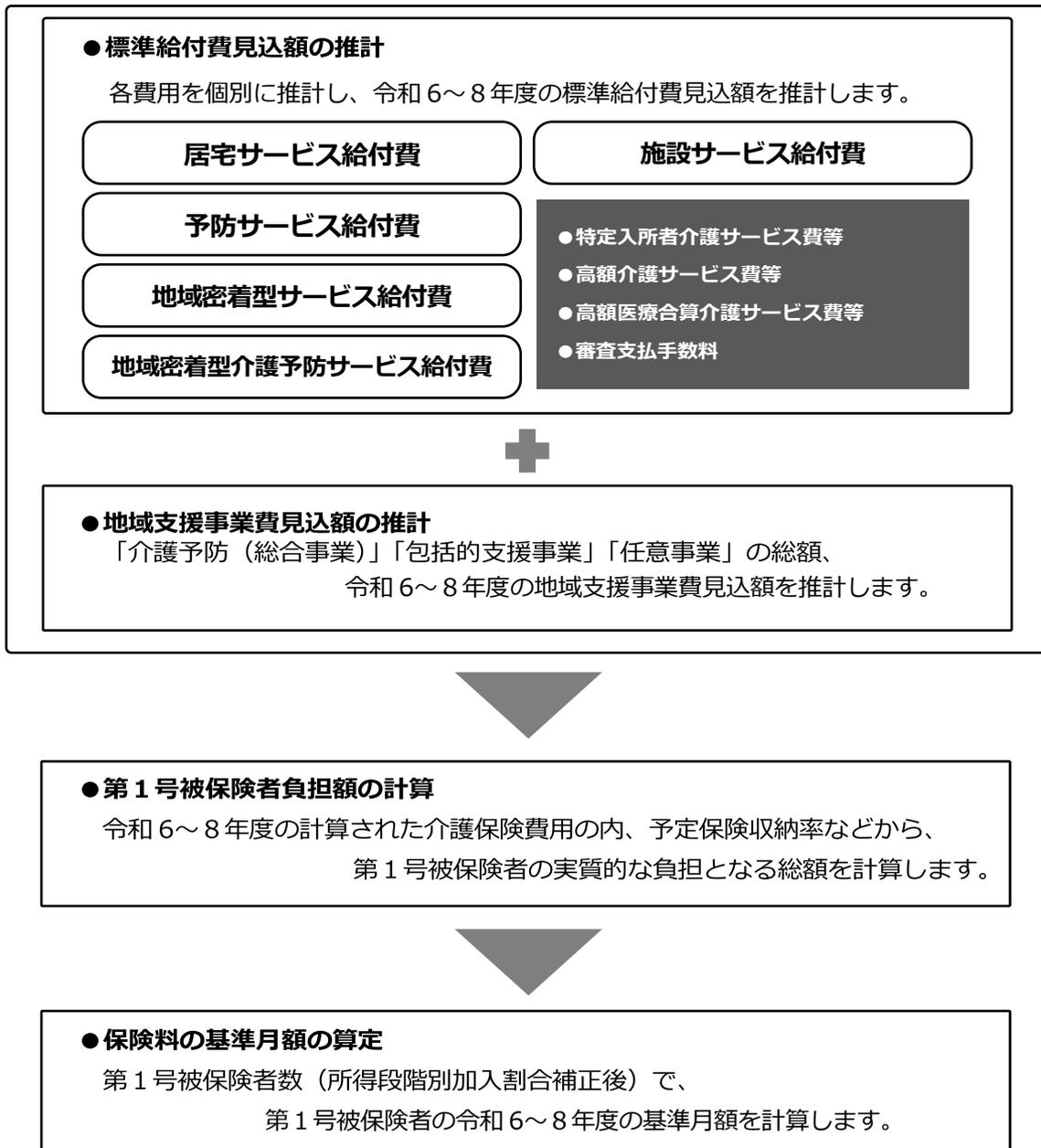
予防給付	見込み	推 計 値			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	501	762	763	763	763
介護予防訪問 リハビリテーション	1,084	956	958	958	958
介護予防居宅療養管理指導	81	82	83	83	83
介護予防通所 リハビリテーション	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	2,310	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老 健)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,282	2,086	2,086	2,164	2,045
特定介護予防福祉用具 購入費	304	627	627	304	304
介護予防住宅改修	952	952	952	2,478	2,478
介護予防特定施設入居者 生活介護	2,293	2,326	2,329	2,329	2,329
介護予防支援	2,035	1,897	1,899	1,954	1,842
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	2,307	2,339	2,342	2,342	2,342
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0
合 計	14,150	12,027	12,039	13,375	13,144

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

2. 介護保険料の算定

1 介護保険料算定までの流れについて

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。



2 介護保険の財源

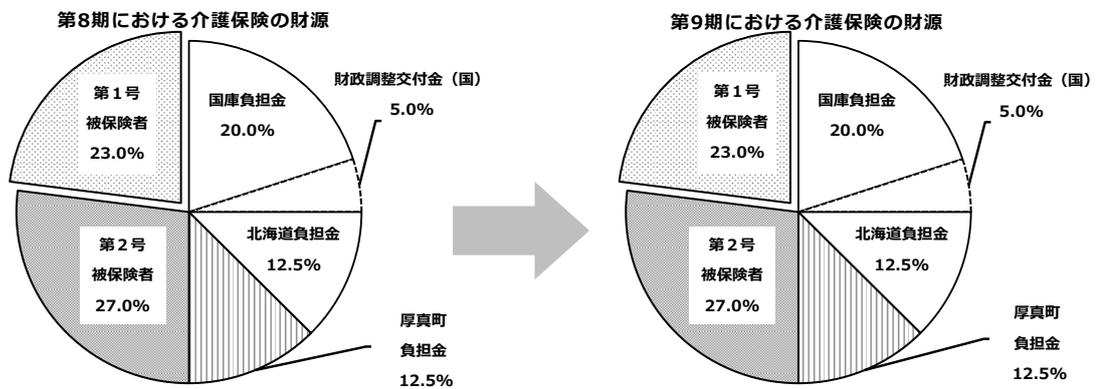
介護保険の財源については、事業内容により、公費負担と対象者負担の割合が異なります。財源内訳については、以下のとおりです。

(1) 介護保険の財源内訳

介護保険は、社会全体で支える制度としておおむね半分を公費、半分を65歳以上の高齢者と40歳～64歳の人の保険料で運営されており、その内訳は次のとおりです。

また、国の25%の内5%部分は、調整交付金となっており、各市町村の後期高齢者（75歳以上）の占める割合が高く所得水準が低い市町村に対しては、調整交付金が5%プラス α となって増え、プラス α 分は、第1号被保険者の負担が減る仕組みとなっています。

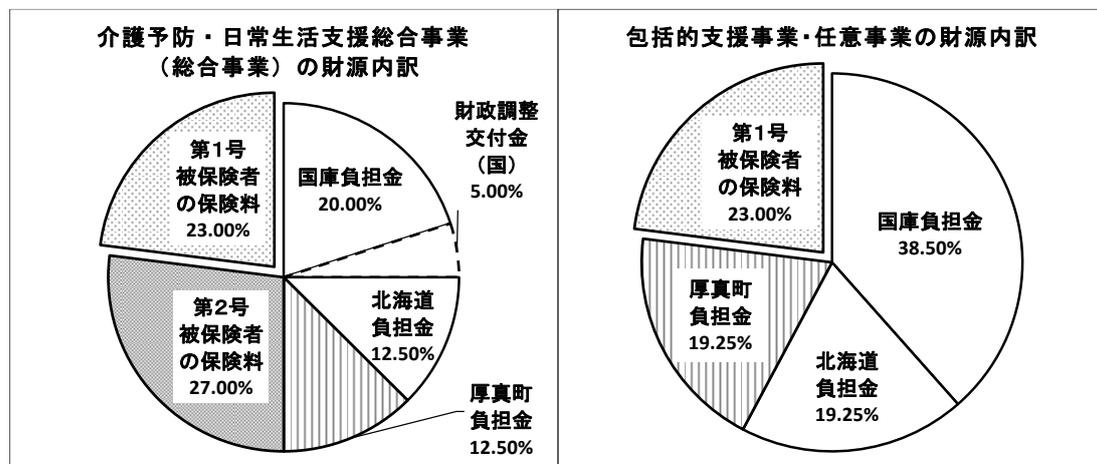
第9期に関しては、第1号被保険者の負担割合23%の予定となっています。



※なお、施設系サービス費については国庫15%、北海道17.5%の負担となっています。

(2) 地域支援事業の財源内訳

地域支援事業については、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」、「包括的支援事業」と「任意事業」の3つの事業に分けられ、政令において一定の限度額が定められています。その財源構成は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）については、現行の介護給付費と同様となっており、包括的支援事業、任意事業については第1号被保険者保険料と公費で構成されています。



注：政令において定められている限度額を超える部分については、それぞれ市町村の負担となります。

第4章 介護保険事業の推進

◆要支援・要介護状態（おおむねの状態像）とサービスについて

介護状態区分	心身の状態の例	利用できるサービス・事業等
非該当（自立）	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作（日常生活動作 ^{*1} ）を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作 ^{(*)2} を行う能力のある状態	総合事業
要支援1	日常生活動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、現在の状態の悪化防止により要介護状態となることへの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態	在宅と一部施設の介護予防サービス
要支援2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	総合事業
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的介護が必要となる状態	在宅と施設の介護サービス
要介護2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態	
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作と手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	
要介護4	要介護3の状態に加えて、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	
要介護5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態	

*1 日常生活動作：食事、椅子とベッド間の移動、整容、トイレ動作、入浴、移乗、階段昇降、更衣、排便自制、排尿自制

*2 手段的日常生活動作：電話の使い方、買物、食事の支度、家事、洗濯、移動の仕方、外出、服薬の管理、金銭の管理

◆居宅・介護予防サービス等区分の支給限度額（令和5年度現在）

認定区分	支給限度額(単位) (1か月の基準)	居宅・介護予防サービス等区分に含むサービス種類
要支援1	5,032単位	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護
要支援2	10,531単位	訪問リハビリテーション 通所介護
要介護1	16,765単位	通所リハビリテーション 福祉用具貸与
要介護2	19,705単位	短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入所者生活介護（短期利用に限る）
要介護3	27,048単位	定期巡回・随時対応サービス 夜間対応型訪問介護
要介護4	30,938単位	認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）
要介護5	36,217単位	地域密着型特定施設入所者生活介護（短期利用に限る） 看護小規模多機能型居宅介護
支給限度額が適用されないサービス		居宅療養管理指導、特定施設入所者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）、認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

3 第一号被保険者保険料の算定

(1) 標準給付費

本計画期間における標準給付費の見込みは下記のとおりとなっています。

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	495,060,000	501,444,000	510,751,000	1,507,255,000
特定入所者介護サービス費等給付額	25,952,606	25,985,449	26,345,356	78,283,411
高額介護サービス費等給付額	13,728,979	13,748,141	13,938,559	41,415,679
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,413,487	1,413,487	1,433,064	4,260,038
算定対象審査支払手数料	370,804	370,804	375,972	1,117,580
合計	536,525,876	542,961,881	552,843,951	1,632,331,708

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

※特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、居住費と食費について限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行います。

(2) 地域支援事業費

本計画期間における地域支援事業費の見込みは、下記のとおりとなっています。地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防する介護予防とともに、要介護・要支援状態となった場合においても、できる限り地域において自立した生活を送れるよう支援することであり、介護保険の重要な施策として取り組んでいるものです。

なお、「予防通所介護」「予防訪問介護」相当事業は「総合事業」の中で実施しています。

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	52,121,100	52,121,100	49,421,100	153,663,300
介護予防・日常生活支援総合事業費	26,020,000	26,020,000	23,320,000	75,360,000
包括的支援事業・任意事業費 (地域包括支援センターの運営含む)	14,000,000	14,000,000	14,000,000	42,000,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	12,101,100	12,101,100	12,101,100	36,303,300

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム

第4章 介護保険事業の推進

(3) 所得段階別加入者数

各年度の所得段階別加入割合を推計すると、下表のようになります。

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	第1号被保険者全体に対する構成比(令和6年度)
第1段階	310人	308人	306人	924人	18.8%
第2段階	188人	186人	184人	558人	11.4%
第3段階	153人	152人	151人	456人	9.3%
第4段階	123人	123人	121人	367人	7.5%
第5段階	221人	221人	221人	663人	13.4%
第6段階	279人	279人	279人	837人	16.9%
第7段階	174人	174人	174人	522人	10.5%
第8段階	98人	98人	98人	294人	5.9%
第9段階	48人	48人	48人	144人	2.9%
第10段階	14人	14人	14人	42人	0.8%
第11段階	7人	7人	7人	21人	0.4%
第12段階	6人	6人	6人	18人	0.4%
第13段階	30人	30人	29人	89人	1.8%
計	1,651人	1,646人	1,638人	4,935人	—
所得段階別加入割合補正後被保険者数	1,624人	1,621人	1,614人	4,859人	—

(4) 保険料の算定

第1号被保険者の保険料基準額は次のように見込んでいます。本計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、標準給付費見込額、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付費見込額(A)	536,525,876円	542,961,881円	552,843,951円	1,632,331,708円
地域支援事業費(B)	52,121,100円	52,121,100円	49,421,100円	153,663,300円
第1号被保険者負担割合(C)	23.0%			
第1号被保険者負担分相当額(D) = (A+B) × C	135,388,804円	136,869,086円	138,520,962円	410,778,852円
調整交付金相当額(E)	28,127,294円	28,449,094円	28,808,198円	85,384,585円
調整交付金見込交付割合(F)	8.13%	7.77%	7.50%	
調整交付金見込額(G)	45,735,000円	44,210,000円	43,212,000円	133,157,000円
介護給付費準備基金取崩額(H)				30,000,000円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(I)				2,000,000円
財政安定化基金取崩による交付金(J)				0円
保険料収納必要額(K) = D+E-G-H-I-J				331,006,437円
予定保険料収納率	99.50%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	1,624人	1,621人	1,614人	4,858人
保険料の基準額【年額】	68,475円			
保険料の基準額【月額】	5,706円			

※保険料については、端数を調整する予定です。

第4章 介護保険事業の推進

(5) 所得段階の設定(案)

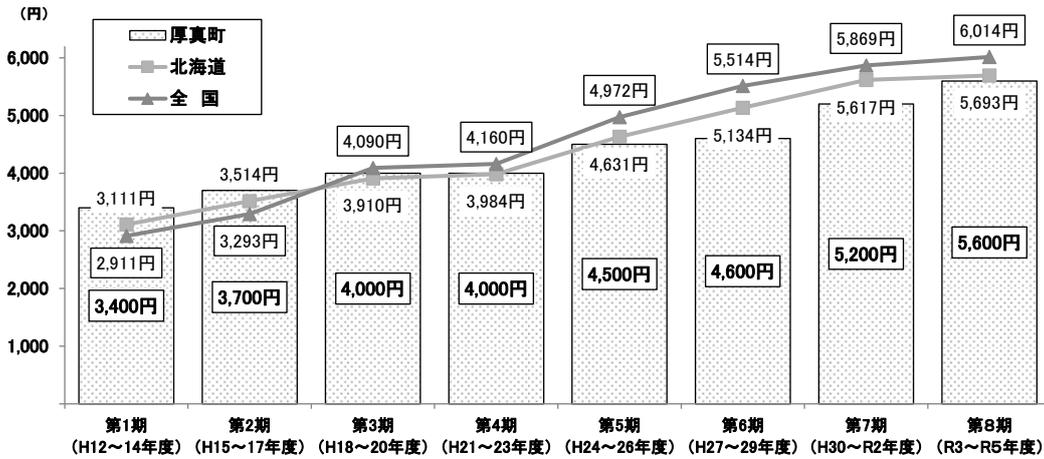
本計画では、国の第9期介護保険法施行に応じて、標準9段階から標準13段階への見直しをし、きめ細かい保険料の設定を行うため、段階設定を13段階とします。

	段階	対象者	基準額に対する割合	保険料	
				月額	年額
非課税世帯	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方 	0.455 (0.285)	2,540円 (1,590円)	30,570円 (19,150円)
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超120万円以下の方 	0.685 (0.485)	3,830円 (2,710円)	46,030円 (32,590円)
	第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、120万円超の方 	0.69 (0.685)	3,860円 (3,830円)	46,360円 (46,030円)
	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円以下の方 	0.9	5,040円	60,480円
課税世帯	第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が、80万円超の方 	1.0	5,600円	67,200円
	第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満の方 	1.2	6,720円	80,640円
	第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上200万円未満の方 	1.3	7,280円	87,360円
	第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上300万円未満の方 	1.5	8,400円	100,800円
	第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上320万円未満の方 	1.7	9,520円	114,240円
	第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上420万円未満の方 	1.9	10,640円	127,680円
	第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、420万円以上520万円未満の方 	2.1	11,760円	141,120円
	第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、520万円以上620万円未満の方 	2.3	12,880円	154,560円
	第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が、620万円以上720万円以上の方 	2.4	13,440円	161,280円

※第1～第3段階までの軽減措置と軽減措置後の保険料率及び保険料額です。

※保険料については、1円単位での端数を調整しています。

(6) 厚真町・北海道・全国における保険料基準額の推移



単位：円

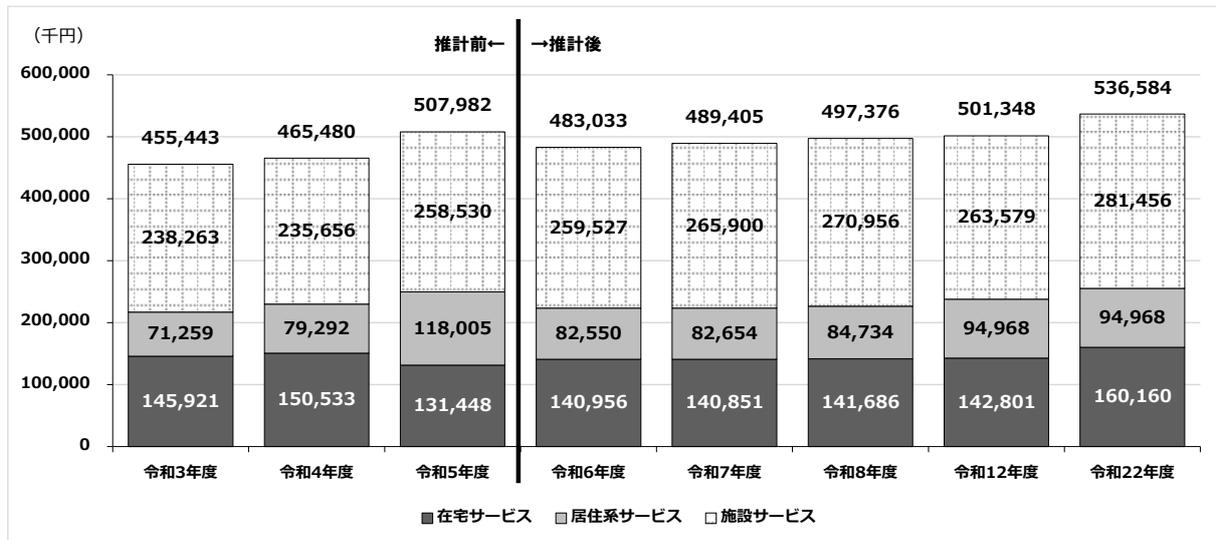
	第1期 (H12~ 14年度)	第2期 (H15~ 17年度)	第3期 (H18~ 20年度)	第4期 (H21~ 23年度)	第5期 (H24~ 26年度)	第6期 (H27~ 29年度)	第7期 (H30~ R2年度)	第8期 (R3~ 5年度)
厚真町	3,400	3,700	4,000	4,000	4,500	4,600	5,200	5,600
北海道	3,111	3,514	3,910	3,984	4,631	5,134	5,617	5,693
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	5,869	6,014

資料：厚生省 令和4年3月24日「介護保険制度をめぐる最近の動向について」、
北海道「北海道各市町村（保険者）の第8期（令和3～5年度）介護保険料について」

(7) 厚真町の介護サービス見込み推計の推移

令和3年度から令和5年度の実績を基に、各サービスの費用を個別に推計し、積み上げたものです。推計によると、令和8年度には497,376千円になると推計され、令和12年度では501,348千円、令和22年度では536,584千円になると見込まれます。

介護サービス見込み推計の推移



資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値について令和5年度は見込み）

第4章 介護保険事業の推進

第 5 章 事業の円滑な実施に向けて

第5章 事業の円滑な実施に向けて

1. 高齢者福祉を円滑に進めるための事業等について

(1) 福祉人材確保について

令和7(2025)年、さらに令和22(2040)年を見据えた介護サービスの構築を推進するとともに、そのサービス提供を担う介護人材の確保に向け、国や北海道と連携し、介護の仕事の魅力向上と啓発、多様な人材の確保・育成、介護ロボットやICTなど現場の声を生かした生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱とする総合的な取組を推進することがさらに重要となっています。

また、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携・協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて、厚真町らしい人材の確保及び資質の向上に取り組んでいくことも重要となっています。

厚真町では、町事業として、下記の2事業の実施を計画し、町内法人の介護人材の確保支援を継続します。

○介護職員育成支援事業

①介護職員初任者研修受講者への補助

町内在住の無資格者が介護職員初任者研修を受講する場合に受講料の一部を補助します。

②インターンシップへの支援

町外在住者が町内の介護保険事業所への勤務を希望した場合、短期間のインターンシップ雇用の、賃金の一部を補助します。

○介護人材確保支援事業

厚真町内の介護サービス事業所に新たに雇用され、本町に移住される方、町外から本町に通勤される方、町内在住者に対して、3年間勤務することを条件として、事業所を運営する法人が新規雇用者(正職員または雇用保険適用者)に就労支援金を支給した場合に、町が法人に補助します。

■今後の方策

介護職員初任者研修等の資格取得の支援、町内の介護保険事業所でこれから勤務する方への支援等、町内の介護保険事業所の介護人材を確保し、人材を育成することにより安定した介護保険サービスの提供を推進していきます。

(2) 高齢者福祉サービスの利用を容易にする方策について

本町における保健福祉サービス全般のインフォメーション機能については、住民課が担い、生活支援サービスと訪問介護サービスなどの居宅介護サービスの提供については、社会福祉法人北海道厚真福祉会、社会福祉法人厚真町社会福祉協議会、特定非営利活動法人ゆうあいネットあつまと連携を取りながらサービスを提供していきます。また、施設を中心とした介護サービスについては、社会福祉法人北海道厚真福祉会が担っています。

(3) 保健・医療・福祉の環境整備について

教育委員会や社会教育グループ等との連携による健康づくりや、生きがいくりにつながる講座を継続して実施します。

また、建設課建築住宅グループとの連携により、厚真町住生活基本計画に基づいて、高齢者住宅等の整備に努めます。さらに、各種介護施設の老朽部分については、厚真町公共施設等総合管理計画などに基づいて、ユニバーサルデザインのまちづくりも含めて、計画的に補修等を進めていきます。

(4) その他の取組

高齢者にやさしい地域づくりは、人にやさしいまちでもあることから、住環境の整備や外出支援、権利擁護などノーマライゼーションのまちづくりのため、次の施策を推進していきます。

①居住環境の整備

ノーマライゼーションの思想に基づき、高齢者や障がい者の社会参加を推進するため、道路や建物のバリアフリー化やユニバーサルデザインなどを取り入れて、安心して暮らせる居住環境の整備を促進します。

また、高齢者や障がい者が安全に利用できるよう、公共施設においては段差の解消や手すりなどの設置を積極的に行い、高齢者や障がい者の利用に配慮した施設整備を進めます。

②外出支援

高齢者の外出や社会参加等が円滑となるよう、利用しやすい循環福祉バス（めぐるくん）の運行をはじめ、機能訓練用移送車軸や町内の公共交通機関を利用して町外へいく70歳以上の高齢者に対してバス料金の助成などのほか、「こぶしの湯 あつま」の無料入浴券発行を継続していきます。

■今後の方策

道路や建物等の整備や修繕時には、バリアフリー化やユニバーサルデザインを含めた整備に努め、高齢者や障がい者にとってやさしいまちづくりを中長期で継続します。

2. 計画推進への取組及び推進に必要な事項

本計画の推進に当たっては、住民生活に密接に関わる関係機関、団体との連携を進め日常的な関わりの中で様々な対応を行う必要があります。

また、施策の実現には、国や北海道、東胆振保健医療福祉圏域連携推進会議との連携を図るとともに、町関係部署はもとより、事業者や団体などと、地域の実情の把握や情報の共有など積極的な関わりを持ちながら、施策の展開を進めていきます。

(1) 計画推進に向けた全体の取組

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指していくためには、行政内部における福祉部門、保健部門、地域包括支援センターなどが連携を図り、保健福祉サービスの提供体制の強化を図ります。また、それぞれの役割分担と協働のもと住民の理解を得ながら、計画を推進していきます。

高齢者保健福祉サービス、介護保険サービスなどの推進に当たっては、総合ケアセンターを中心として、地域包括支援センターにおける総合的な相談や調整などの機能も生かし、必要に応じた様々なネットワーク体制の構築を進めることで、個々への支援を推進しつつ地域支援に取り組み、地域包括ケアの実現に努めていきます。

なお、総合事業については、関係各分野との連携や厚真町介護保険運営協議会における協議を踏まえ、具体的事業の整備と充実に努めていきます。また、総合事業については、住民が主体となったサービス提供もあることから、担い手育成や情報提供にも努めます。

(2) 関係情報と住民ニーズの把握

各種サービスの情報提供に当たっては、町の広報媒体などを通じて情報を提供し、引き続き必要な情報の提供を行い、サービス普及啓発のための様々な手段の検討を進めていきます。

また、住民ニーズの把握に当たっては、各種の相談などを通じて行うことや潜在的に何らかのサービスを必要とする人も存在すると想定されることから、地域住民からの気づきの声に迅速に対応し、高齢者の実態把握をさらに進める必要があります。

総合事業や健康づくり事業なども通じて地域住民のニーズや課題の把握に努めていきます。

(3) 計画の推進管理

本計画は、各種サービスの見込量を基礎としており、次期計画に向けた分析評価を継続して行っていく必要があります。そのため、厚真町介護保険運営協議会を中心に、毎年、分析評価を行い次期計画に反映させることに留意します。

○高齢者保健福祉計画の進行管理

高齢者保健福祉施策の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を所管課で点検するとともに、これを「厚真町介護保険運営協議会」に定期的に報告をしていくことなどにより、進行管理を図ります。

第5章 事業の円滑な実施に向けて

○第9期介護保険事業計画の点検と評価

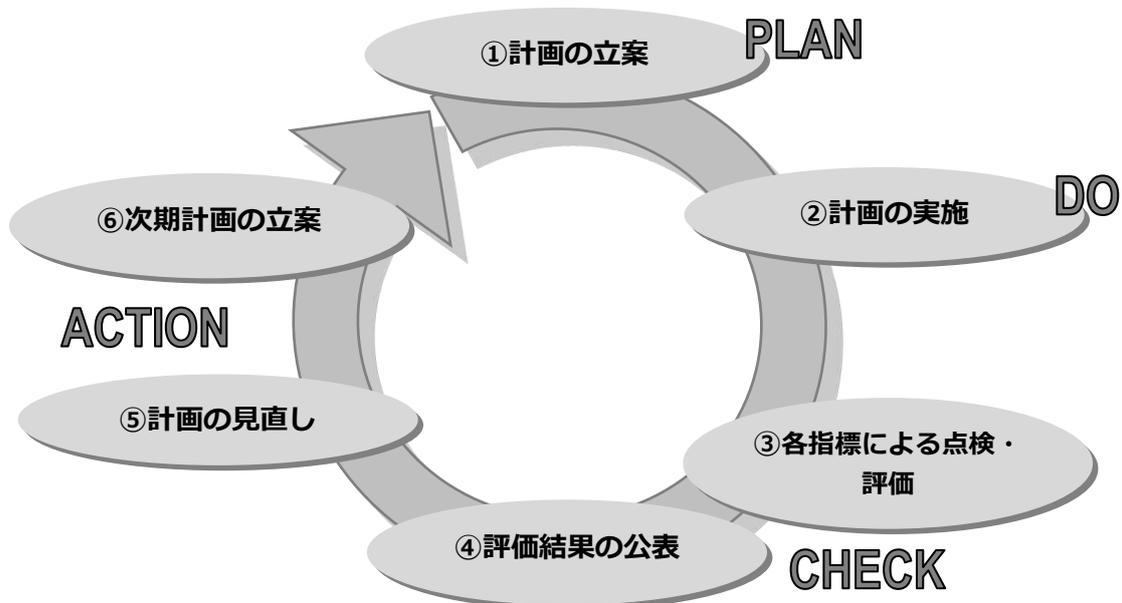
介護保険事業計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に、毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、「厚真町介護保険運営協議会」において、事業計画期間を通して総合的な進捗状況の把握と評価を行います。

また、地域包括支援センターの運営を中心的に協議する地域包括支援センター運営協議会との連携を図りながら、適正な介護保険事業を運営していきます。

○計画の実施状況の公表

点検・評価の結果については、適宜、協議・検討が必要なため、今後も現行のまま継続します。

また、計画の進行管理として定期的を実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険事業の運営状況などの点検・評価の結果については、毎年、広報やホームページ等を通じて公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めます。



第6章 厚真町認知症施策推進計画

1. 計画策定の背景と位置付け

我が国の認知症の人の数は、平成24（2012）年でおよそ462万人と推計されており、令和7（2025）年には約78万人、65歳以上高齢者の約5人に1人に達する見通しです。認知症の人の増加を見据え、国では、平成24（2012）年9月に「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）、平成27（2015）年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）、そして令和元（2019）年6月には「認知症施策推進大綱」を策定し、取組が進められてきました。

本町では、認知症施策を介護保険事業計画に「認知症高齢者対策の推進」と位置付け各事業の一体的推進を図っており、第8期計画では、重点的な取組の1つに「認知症サポーター養成の促進」、「認知症カフェ等本人が集える場の設置」を掲げるなど、認知症の人やその家族の視点を大切にしながら、認知症の理解を深めるための普及・啓発や早期発見の取組等を推進してきました。

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっているため、認知症の人にやさしい地域づくりを一層推進し、本町の認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことが要です。そこで、国がまとめた認知症推進大綱（以下、「大綱」という。）に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、認知症施策推進計画を第9期計画と一体的に策定することとしました。

認知症施策推進計画は、市町村の任意計画であるものの、国の大綱と令和5年6月に成立した、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）を踏まえ、認知症を有しても安心して暮らすことのできるよう、地域全体で認知症高齢者を支える体制づくりに努め、第9期計画と調和のとれた計画とします。

2 計画の基本的な枠組み

（1）基本方針

国の大綱の基本的な考え方において、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」※と「予防」※を車の両輪として施策を推進していくことが示され、この考えの下、「5つの柱」に沿って施策を推進するとしています。

※「共生」と「予防」の定義について

- ・「共生」：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味。
- ・「予防」：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

(2) 基本的な考え方

計画の基本的な考え方は、大綱の「共生」と「予防」の考え方に沿って、また、第8期計画までの考え方を踏襲し、認知症に対して正しい知識を持ち、認知症の人やその家族にやさしい地域を目指して、次のとおり基本的な考え方として定めます。

▶ 基本方針

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、4つの基本施策を柱とし総合的に認知症対策を推進します。

▶ 基本的な考え方

● 認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目のない支援に取り組みます。

▶ 4つの基本施策

- 1 認知症に対する正しい理解の普及
- 2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

認知症基本法 抜粋

第三条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- 五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。)に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- 六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- 七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

(3) 4つの基本施策

大綱では、①普及啓発・本人発信、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に沿って施策を推進するとしています。計画においては、専ら国の役割である「研究開発」の項目を除いた①～④の4つの柱に沿って施策を推進します。

基本施策1 認知症に対する正しい理解の普及

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていく必要があります。そのため、引き続き地域や職域、小・中・高等学校で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成等を進め、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

<主な取組>

①認知症サポーター養成講座の推進

- ・人格形成の重要な時期にある小・中学生から働く世代、高齢者までのすべての町民を対象に、「認知症サポーター養成講座」を実施します。
- ・「認知症サポーター養成講座」を受講済で、更なる活動に意欲のある人を対象に、「認知症サポーター」からステップアップし、認知症の方とその家族に寄り添い、ともに歩む伴走者として地域で活動に取り組む「オレンジパートナー」を目指します。

②「認知症ケアパス」の作成と普及

- ・認知症ケアパスは、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、認知症の人とその家族がいつ、どこで、どの様なサービスを利用することができるのかを示したものです。
- ・本町では、認知症に関する様々な情報や認知症の人とその家族の想いを掲載した「認知症ケアパス」を作成、公開しており、今後も普及に努めていきます。

③普及・啓発イベント等の開催

- ・認知症に関する普及・啓発イベントを開催します。

基本施策2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等は、認知症予防に資する可能性のある取組として示唆されています。

このため、認知症予防に資する可能性のある活動について新型コロナウイルス感染症対策を講じながら推進し、今後、国において予防に関するエビデンスの収集等を行うこととされていることから、その結果を踏まえ新たな取組を検討していきます。

<主な取組>

①介護予防に関する教室や講座の実施

- ・フレイル予防等を目的として、運動、口腔ケアを含めた栄養、社会参加の要素を取り入れた様な介護予防教室を開催します。
- ・教室等の参加者が通いの場につながるよう支援を行っていきます。

②介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成

- ・介護予防のボランティアである担い手を育成し、高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができる通いの場の拡充を図ります。

基本施策3 医療ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症医療・介護等に携わる方が、認知症の類型や進行段階を十分理解し、容態の変化に応じて適時・適切なサービスの提供ができるよう医療・介護等の質の向上を図っていきます。また、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等が連携し、認知機能に低下のある人や、認知症の人に対して早期発見・早期対応が行える体制を推進します。加えて、認知症の人の介護者への支援として、「認知症カフェ」の実施や気軽に相談ができる認知症相談事業など介護者の負担を軽減する支援に取り組みます。

<主な取組>

①認知症疾患医療センター

- ・苫小牧市内に設置されている専門医療相談、鑑別診断とそれに基づく初期対応・合併症や行動・心理症状への急性期対応を行う「認知症疾患医療センター」と連携し、適切な治療とそれに基づく支援体制構築を目指します。

②認知症初期集中支援チームの活用

- ・認知症が疑われる人、または、認知症の人やその家族を訪問し、初期の支援を集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療や支援につなげ、自立生活のサポートを実施します。
- ・引き続き、拠点病院と役場、地域包括支援センター等が連携し、早期診断・早期対応の仕組みの構築を推進します。

③医療従事者、介護従事者の認知症対応力の向上

- ・認知症の人が、それぞれの状況に応じて適切な医療・介護を利用できるように、認知症サポート医養成研修や各認知症対応力向上研修といった医療系の研修、認知症介護基礎研修や認知症介護実践者研修といった介護系の研修については、道が実施する研修参加を促していきます。

④認知症地域支援推進員の配置

- ・地域において認知症の人とその家族を支援するため、関係者の連携強化及び相談支援や支援体制の構築を目的に認知症地域支援推進員を配置しています。
- ・認知症ケアパスの作成・更新を担います。

⑤認知症相談の実施

- ・認知症地域支援推進員のコーディネートのもと、認知症の人とその家族に対する電話相談及び専門医の面談による個別相談を実施し、医療、介護及び福祉が連携して相談者を適切な支援につなげ、相談者の不安や悩み、ストレス等の負担の軽減を図ります。

⑥介護者が集い、相談できる場の確保

- ・介護者同士の情報交換、悩みことの相談、介護技術の講習などを行う介護者サロン（「認知症カフェ」を含む）を実施します。
- ・介護者がほっとひと息つきに立ち寄ることができ、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェの開設を支援します。
- ・「認知症カフェ」は、認知症の人本人にとっては自ら活動し、地域とつながることができる場、家族にとっては介護についての悩みを相談できる場、地域の方にとっては認知症についての理解を深めることができる場として位置付けられる等、様々な効果が期待されます。「認知症カフェ」は、今後の「オレンジパートナー」の活動の場の1つに位置付け、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの拠点として運営を目指します。

基本施策4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

認知症の人やその家族が地域で安して暮らしていくためには、認知症の正しい理解の広がりとともに、認知症の人やその家族の気持ち、意向を尊重し、さりげない見守りや配慮ができる地域づくりを進めることが大切です。

このため、認知症の正しい理解のための「認知症サポーター」の養成のほかに、徘徊見守りSOSネットワーク（厚真町見守りあんしんネットワーク）の地域での見守り活動の支援などに取り組みます。

また、若年性認知症支援コーディネーターの活動の充実を図り、居場所づくりや社会参加支援に取り組みます。

※認知症バリアフリーとは、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で普通に暮らしていくための障壁を減らしていくことです。

<主な取組>

①チームオレンジの整備

- ・「認知症サポーター」等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）の構築に向けた検討を行います。

②認知症高齢者等に対する見守りの推進（見守りあんしんネットワーク）

- ・本町では検索アプリ「オレンジセーフティネット」を令和5年度から導入しており、ネットワークに登録することで見守り協力員が事前に見守る対象者を知ることができ、今後有効な見守りネットワークとなるよう推進していきます。また、アプリを活用した徘徊搜索訓練を実施しており、アプリを活用することで、コミュニティ単位での見守り意識の向上を目指します。

資料編

○厚真町介護保険運営協議会委員名簿

	委員氏名	区 分	備 考
1	佐 藤 秋 夫	介護サービス事業者を代表する者	
2	金 光 朋 充	被保険者を代表する者	
3	加 藤 恵 子	被保険者を代表する者	
4	川 本 清 美	被保険者を代表する者	
5	高 橋 幸 江	被保険者を代表する者	
6	前 田 正 行	被保険者を代表する者	
7	石 間 巧	医師を代表する者	
8	中 島 巧	介護サービス事業者を代表する者	
9	當 田 昭 則	自治会を代表する者	

○厚真町介護保険運営協議会開催状況

区 分	開催日	内 容
第1回	令和6年1月17日	第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定に伴う素案について
第2回	令和6年3月18日	第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定について

厚真町高齢者保健福祉計画

厚真町介護保険事業計画

令和6年3月

発行・編集	厚真町 住民課
住所	〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地
電話	0145-26-7872
F A X	0145-26-7733
U R L	http://www.town.atsuma.lg.jp

3 主な質疑・意見

① 学校給食センター及びこども園のアレルギー対応について

- ・あらかじめアレルギー対応された食品を購入しているのか。
- ・こども園のアレルギー対応について、お弁当を持参し対応をしている方は何名いるのか。
- ・こども園でレベル4の代替食対応をすることが可能なのか。また、家庭で調理した代替食をこども園で冷凍しておいて、都度出すことはできないのか。
- ・アレルギー専用調理室の稼働運用後、保護者や生徒児童の反応は。
- ・アレルギー給食の調理を職員一人で対応しているようだが、こども園、小学校、中学校、高校とメニューや品数が違うのではないかと思うが、どのように対応されているのか。
- ・給食提供までの流れで、調査表、病院受診、個別面談と献立作りは、入園、入学前に行われるのか。スケジュールを教えてください。

② 高齢者福祉及び介護保険事業の次期3か年に向けた各計画について

- ・令和5年度実績で要支援1から要介護5のうち、在宅および施設入所者数は把握しているのか。
- ・要介護1から要介護5に認定され、在宅で生活している方のうち、介護保険サービスを受けていない方はいるのか。
- ・介護給付費の現状で、地域密着型サービスと施設サービスは計画を上回る支払い実績があるのに対し、居宅サービスは計画よりも少ない実績になっているが、そのことについてどのように分析をされているのか。
- ・通所型サービスA事業は、国から地域の特色を出してほしいという流れがあると認識しているが、町独自の色を出していく方向性の検討はしているのか。
- ・認知症の境目はどのように判断しているのか。
- ・令和5年度見込みがゼロの介護給付が、令和6年度以降の見込みもゼロで推移している経緯は。
- ・地域包括支援センターの役割とは。

令和6年5月27日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

所管事務調査報告書

令和6年第1回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る5月13日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(現地調査)

- ① スマート農業推進事業の導入農家

(事務調査)

- ① スマート農業推進事業の進捗状況について
- ② エゾシカ被害防止対策事業の今後の対応について

2 主な説明内容

① スマート農業推進事業の導入農家

1 ハウス内環境制御技術

ハウス内の環境をモニタリングシステムで取得し、スマートフォンのアプリで気温・湿度・CO2濃度・土壌水分等のデータを管理・確認を行う。取得したデータを基に、必要な水分・養分管理、ハウス内の温度管理まで自動で行う。

2 事業費

(ハウス仕様) 7. 2m×50m×2棟

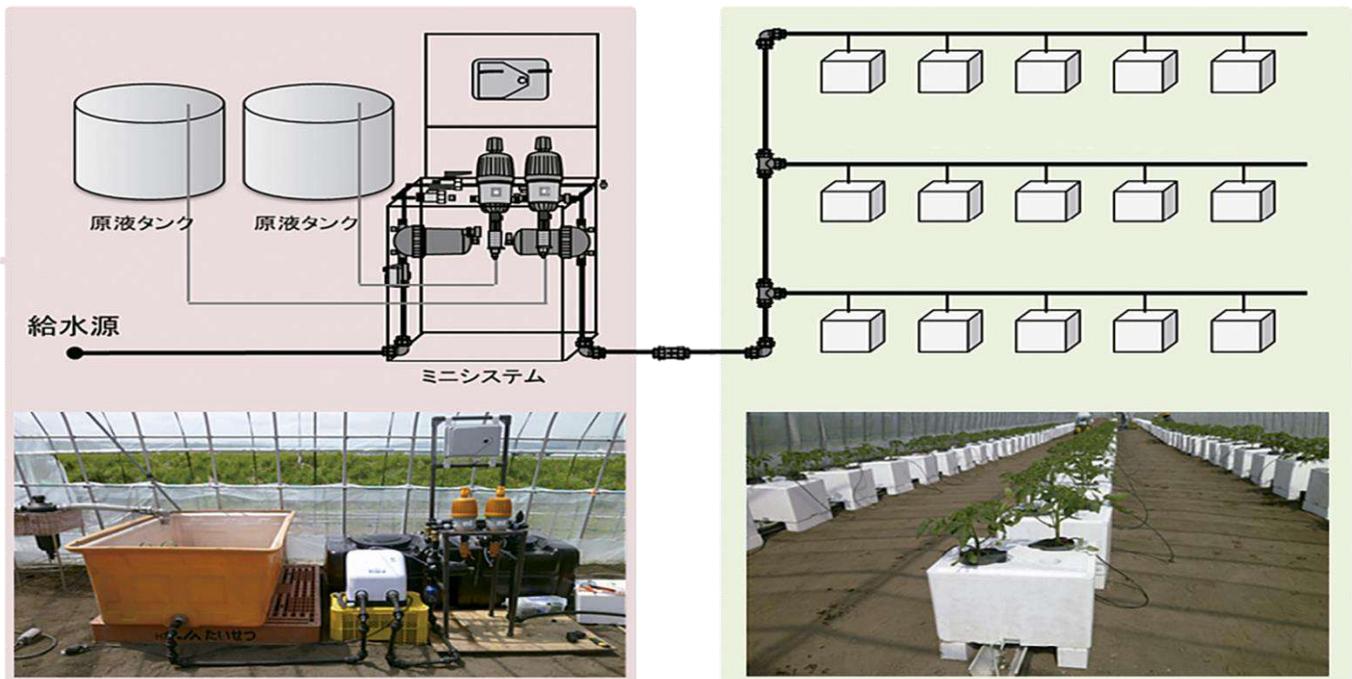
区分	金額 (円)	割合 (%)
国交付金	1,684,000	90
デジタル田園都市国家構想推進交付金	936,035	50
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	747,965	40
自己負担	188,070	10
総事業費	1,872,070	

3 導入効果

10aあたり 2,250株

	令和4年度	令和5年度	増加率
収量(kg)	3,724.2	4,189.9	1.1

4 システム配置図



① スマート農業推進事業の進捗状況について

1 厚真町の農業情勢

厚真町の農家戸数は、全国の例にもれず減少傾向にあり、平成23年度の農家戸数382戸に対し令和5年度の農家戸数255件と、1年で約10戸、10年間で約100戸減少しています。認定農業者（耕種）1戸あたりの平均経営面積は令和5年度で23haであり、20ha以上の農家が増加傾向にあります。しかし、農家1戸あたりの農業従事者数は1.8人と夫婦以下であるのが現状です。

少ない農業従事者数で大規模な農地を耕作していくためには、厚真町農業委員会が推進する地続きでの農地拡大に加えて、スマート農業技術の導入による作業の効率化・省力化を図ることが不可欠です。

2 厚真町のスマート農業技術導入の経緯

厚真町では平成28年度より RTK-GNSS 基地局を開設し、スマート技術の普及による農業労働時間の大幅な縮減や作業効率化による経費削減等を目的として、厚真町独自に「スマート農業導入支援事業」を創設し、自動操舵や農業用ドローン等の普及を推進してきました。

また、厚真町に新たに必要な農業技術について JA とまこまい広域とも協議の上、令和4年度はハウス内環境管理システム、令和5年度は水田の水管理システムと新技術の導入を推進しています。令和5年度末時点でスマート農業技術を導入した農業者（農業法人を含む）52戸です。

(1) 厚真町スマート農業導入支援事業の実績

年 度	自動操舵システム	ドローン	ハウス内環境制御技術	水管理システム	計	事業費実績（千円） （総務省デジタル田園都市交付金）
H28（基地局役場設置）	3	—	—	—	3	2,462
H29	3	—	—	—	3	1,857
H30	4	—	—	—	4	2,764
R1（R2.2 基地局 JA 移管）	5	1	—	—	6	4,103
R2	7	5	—	—	12	7,685
R3	8	1	—	—	9	4,623
R4	10	3	2（デジ田）	—	15	11,893 (1,372)
R5	15	2	2	6（デジ田）	25	9,094 (1,998)
計	55	12	4	6	77	44,481 (3,370)

(2) 産地生産基盤パワーアップ事業の活用

水田・畑作・野菜等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用により生産基盤の強化を支援する事業である農水省の「産地生産基盤パワーアップ事業」を活用し、本町においても、JA と協議の上、経営面積拡大等の収益力強化への計画的な取り組みに必要な大型スマート農業機械の導入を推進するために、本事業を積極的に活用しています。

また、農水省や北海道の事業において活用できる事業についての情報収集を行い、迅速に農業者に案内できるよう努めます。

対象作物	件数	台数	事業費(千円)	補助額(千円)
畑作	4	4	59,348	26,795
水稲	18	25	141,602	64,357
計	22	29	200,950	91,152

※令和4年度事業のうち、町内農業者のスマート農業機械導入実績

(3) スマート農業技術の普及率

厚真町におけるスマート農業技術の普及状況は、水稲・畑作については20ha以上かつ経営者が60歳以下の農業者の約8割を達成しており、平成28年度から開始したスマート技術の普及については、一定の成果をあげていると認識しています。

	全体数	スマート技術導入戸数	スマート技術導入割合
認定農業者数(耕種)	145戸 (4,358ha)	52戸 (3,331ha)	36% (76%)
20ha以上かつ経営者が60歳以下(水稲)	8戸	8戸	100%
20ha以上かつ経営者が60歳以下(水稲・畑作)	56戸	43戸	77%

3 今後の支援の方向性について

(1) 施設園芸分野のスマート農業技術の導入

一方、厚真町の施設園芸の分野におけるスマート農業技術の導入は始まったばかりです。施設園芸については、厚真町農業担い手育成センターにおいても、新規就農者が小規模な農地と設備投資で営農開始が可能な作物としてホウレンソウ・イチゴについては、重点的に栽培指導をしています。

令和4年度は総務省のデジタル田園都市交付金を活用し、厚真町のトマト・ミニトマトのハウス栽培において、施設園芸分野におけるスマート農業技術を初めて導入しました。これにより、作業時間を削減しつつ、一定品質・収量を収穫し、若い世代の農業後継者や新規就農者からも関心が高まっているところです。

この関心の高まりを受けて、令和5年度は、厚真町独自の「厚真町スマート農業導入支援事業」の支援メニューに新たにハウス内環境制御技術等導入事業を追加し、施設園芸分野におけるスマート農業技術の導入を推進しています。

今後は先駆的にスマート農業技術を導入した農業者から導入効果や活用方法のノウハウを発信し、関心を持つ他の農業後継者や新規就農者が効果を共有することにより、新たなスマート農業技術が更なる広がりを見せると思われます。このような場を農業者主体で作っていくことができるような働きかけを行っていきたいと考えております。

(2) 厚真町に適したスマート農業技術の選定・導入

JA とまこまい広域と連携し、厚真町に適したスマート農業技術を選定しています。厚真町の水稲栽培においては、田植え機、トラクターの自動操舵が普及し労働時間が削減される傾向にあるのに対して、水管理については機械化されておらず労働時間はほとんど削減されていません。水管理については、昼夜を問わず、人がわざわざ水田に出向き湛水状況を確認するという従来と変わらない「水回り」が行われています。先駆的に水管理システムを導入し、水稲栽培における労働時間の約3割を削減したという滝川市を令和4年度に視察しました。視察後、JA とまこまい広域と協議の上、厚真町の水口に適合する水管理システムの機種選定を行い、令和5年度に、総務省のデジタル田園都市交付金を活用し、6件118台の水管理システムを導入し、令和6年度より本格稼働する予定です。

(3) 他地域の事例

水稲・畑作分野では一定程度、スマート農業技術の普及が達成されましたが、厚真町の農業を持続的に発展させていくためには、スマート農業技術の情報収集・共有・意見交換をすることができる場が必要ではないかと考えています。

滝川市では、実際にスマート農業機器を導入している農業者及び今後、導入を検討している農業者が集い、これから導入を進めたいスマート機器のメーカー実演会等を開催し、有効性を互いに確認しあったり、既に導入したスマート農業技術の長所・短所を共有し短所を克服する活用方法についてお互いに共有する等の取組みを行っています。

厚真町においても、このような意見交換の場があることで、スマート農業技術の普及率の上昇にもつながり、厚真町のほ場に合った活用方法が共有され、作業効率・有効性の向上にもつながると考えますので、どのような場が適切か農業者の意見を聞きながら検討して参りたいと考えています。

② エゾシカ被害防止対策事業の今後の対応について

1 農作物の鳥獣による被害状況及び被害実績

年度	道 (百万円)	厚真町 (千円)	計画頭数 (頭)	捕獲頭数 (頭)	うち 捕獲連携事業
H26	4,510	21,739	1,300	1,116	—
H27	4,152	23,155	800	734	—
H28	3,851	24,631	800	835	—
H29	3,918	21,952	1,000	847	—
H30	3,799	19,704	1,000	815	—
R1	3,760	47,111	1,000	786	—
R2	4,029	35,699	1,000	802	—
R3	4,440	64,782	1,000	870	18
R4	4,798	89,510	1,100	1,102	127
R5	集計中	58,446	1,300	1,290	158

2 年度毎の捕獲連携事業の連携地区・捕獲頭数

年度	実施地区	捕獲頭数(頭)	協力ハンター数(人) ()は実働者数
R3※1	幌内・鯉沼	18	3 (2)
R4※2	本郷・豊沢・鯉沼・豊丘	127	8 (5)
R5	豊沢・鯉沼・豊丘・軽舞	158	13 (4)
R6	高丘(予定)・豊沢・鯉沼・豊丘・軽舞	—	11

※1 R3年度はモデル事業として実施(9~10月)

※2 R4年度以降は捕獲連携事業として実施(5~10月)

3 鹿柵設置状況

厚真町鳥獣被害対策防止協議会では、毎年、農事組合と協議の上、鹿柵を設置しています。

年度	設置 距離 (m)	総事業費 (円)	補助金額 (円)	補助率 (%)	事業名
H30	1,524	2,243,434	2,243,434	100	中山間地域所得向上
R1	44,000	65,309,096	65,309,096	100	鳥獣被害防止総合対策
R2	9,700	13,706,921	13,706,921	100	中山間地域所得向上
R3	0	0	0	—	
R4	1,800	2,747,639	2,747,639	100	鳥獣被害防止総合対策
R5	1,700	3,241,196	3,241,196	100	鳥獣被害防止総合対策
R6(予定)	7,175	15,345,000	15,345,000	100	鳥獣被害防止総合対策
計	65,899	102,593,286	102,593,286		

4 現状における課題

(1) ハンターの高齢化

60歳以上のハンターが17人と全体の約6割を占め、ハンターの高齢化が課題となっています。厚真町鳥獣被害対策防止協議会では、新たに狩猟免許を取得する方への支援を行っています。

(令和6年4月1日現在)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
人数(人)	2	2	3	4	5	11	1	28人
割合(%)	7	7	11	14	18	39	4	

(2) ハンターの高齢化に伴う埋設作業に係る負担増

鳥獣保護法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）では、捕獲したエゾシカは、放置が禁止されており、原則として「持ち帰り」しなければなりません。持ち帰りが困難な場合などはやむを得ず「埋設」による処理が認められています。

エゾシカ捕獲連携事業では、捕獲後の個体を地域農業者の皆さまに処理していただくこととしております。ハンターではなく、地域農業者の皆さまに処理を実施していただく理由は2点あり、1点目は、捕獲後の処理の円滑化です。くくり罠は、侵入防止柵周辺で地域の意向に沿ってハンターが設置します。このため捕獲したエゾシカは農地や侵入防止柵に近接した場所に埋設することとなります。ハンターが山間部などで駆除したエゾシカはその場で埋設を行うことがほとんどですが、捕獲連携事業では、農地や農地周辺で捕獲したエゾシカを、ハンターが土地所有者の意図しない場所に埋設してしまうとトラブルにつながりかねないため、地域農業者の皆さまが埋設することで、円滑な処理を目指すものです。

2点目は前述のとおりハンターの高齢化、かつ全員兼業であるため、ハンターとして活動できる時間が限られているため、捕獲に専念してもらうことで捕獲頭数の増加を目指すものです。

(3) 埋設場所の不足

エゾシカの埋設に関しては、農地周辺での埋設場所も不足している、また埋設後のヒグマなどの野生動物による掘り返されるのではないかと懸念の声もいただいております。

町内ではクマの掘り返し事例は確認されておりませんが、埋設する際の深さについては、町では1m程度を目安としてお伝えしております。既に事業を実施している地区では、地区内で役割分担し、小型のバックホーにより1.5m程の深さで掘削し埋設している状況を確認しております。深すぎても土壌や地下水に影響を及ぼす恐れがあるため、今後、捕獲頭数が増加していくと、地区によっては、埋設箇所の不足等が懸念されるところです。

5 減容化施設等の設置に向けた検討

捕獲頭数の増加に伴い、ハンターの負担や処理場所等の課題も顕在化していますので、民間事業者とも協議を行い、公設民営・民設民営の場合のメリットとデメリットを踏まえ、減容化施設等の設置の方向性について検討を進めます。

(1) 民設民営の場合と公設民営の場合の比較

	民設民営	公設民営
候補地	周辺環境に配慮して選定する必要がある	
事業用地	民有地の活用を検討できる（町有地の活用も可能だが整備時に要件設定が必要）	適当な町有地がない場合は用地取得が必要
整備内容	自社で運用しやすい整備が可能（ジビエ加工等と連携した整備など）	補助事業による場合は、駆除実績を基にした整備に限定される 運用開始後に運営管理者の使い勝手が悪くなる可能性がある（運営管理者が変わると管理方法も変わるため再整備の可能性もある）
整備期間	随時整備可能	補助事業の場合は採択を待ち、交付決定後は原則年度内の完了が必須
事業費	民間整備は公共事業と比較して割安	公共事業は割高になる場合が多い
運営主体	民設民営の場合、意思決定が迅速	指定管理者又は業務委託先を選定する必要がある
運営費用	自社で設定可 利益を得るために利用料金が高くなる可能性がある（町から処理費用の支援を行うことも考えられる）	利用料を徴収する場合は条例への位置づけが必要 （利用料金変更の場合も同様） 利益は最優先ではないため利用料金を抑えることは可能
維持管理費用	不具合発生時にも早期の応急対応が可能（事業拡大・規模縮小も柔軟に対応可能）	予期せぬ修繕には予算措置の必要があり、対応には一定の時間を要する （補助事業を活用する場合は、施設の規模拡大や縮小には制限が発生）
処理量	食肉（ジビエ）利用等が進めば、残滓量は減少できる	ハンターの駆除の難易度が上がる
産業の創出	減容化施設の整備により食肉（ジビエ）利用等の事業化が期待できる	
処理コスト	処理費用については町の支援も検討	

(2) 減容化施設関係の国庫補助等

	交付金等	補助率（上限額）
減容化施設整備	鳥獣被害防止総合対策交付金	1/2（上限 38.1 万円/m ² ）
個体処分経費	特別交付税措置対象	8割

3 主な質疑・意見

① スマート農業推進事業の進捗状況について

質疑なし

② エゾシカ被害防止対策事業の今後の対応について

- ・捕獲連携事業の実施地区が下地区に偏っているが、被害の発生としては上地区が多いように聞いている。実施地区が増えない要因は何が想定されるのか。
- ・捕獲後のエゾシカを農地周辺に埋設するスペースが確保できないとのことだが、山間地であれば確保できるのではないか。
- ・ハンターの高齢化が課題になっているが、全国的に、一般の方だけではなく公務員や農協職員等に重点的に狩猟免許取得のアプローチをしていると聞いている。本町においては、そのような傾向はあるのか。
- ・減容化施設等を設置の方向で検討を進めるという説明だが、結論を出す時期は。また結論を出した時に即予算対応していくのか。

報告第6号

委員会調査報告について

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会から、別紙のとおり委員会調査報告があったので提出する。

令和6年6月13日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

令和6年5月27日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員長 吉岡 茂樹

委員会調査報告書

令和6年第1回定例会において付託された調査事件について、去る4月9日、4月17日～4月19日に本委員会を開催し、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況

令和6年4月9日、4月17日～19日

2 調査事件（所管事項）

令和6年4月9日

（事務調査）

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

令和6年4月17日～19日

（道外現地調査）

① 道外の複合施設等を建設した市町村の現地視察（栃木県茂木町）

② 道外の複合施設等を建設した市町村の現地視察（高知県梶原町）

3 主な説明内容

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会
委員長 吉岡茂樹様

新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会副委員長 高田芳和

事務調査報告書

調査目的	図書館を核とした複合施設の状況について
調査期間	自 令和6年4月17日 至 令和6年4月19日
調査場所	栃木県芳賀郡茂木町、高知県高岡郡梶原町

調査の概要

庁舎周辺等整備により、図書館を核とした文化交流施設の建設を計画していることから、先進的な取り組みをされている栃木県芳賀郡茂木町と高知県高岡郡梶原町を視察してきましたので、その概要を報告します。

1 栃木県芳賀郡茂木町

名称 茂木町まちなか文化交流館 ふみの森もてぎ

構造 鉄筋コンクリート造一部木造

敷地面積 6,419.99 m²

延床面積 2,977.74 m²

開館 平成28年7月

収容可能蔵書数 開架書庫 90,000冊、閉架書庫 35,000冊

事業費 約15億円

ふみの森もてぎは、「図書情報館」「歴史資料展示室」「展示・町民ギャラリー」「体験研修室」「ブックカフェ、まちかどサロン」の機能が繋がり、子供から高齢者まで、町民が自らの活動を楽しむ場所になることを目指していた。

2 高知県高岡郡梶原町

名称 ゆすはら雲の上の図書館

構造 鉄骨造一部木造

敷地面積 3,087.85 m²

延床面積 1,938.31 m²

開館 平成30年5月

収容可能蔵書数 開架書庫 55,000冊、閉架書庫 35,000冊

事業費 約12億9千万円

ゆすはら雲の上の図書館は、「学びの場」「憩いの場」「文化継承・想像・発信の場」の創出を目的として整備され、人・本・文化の懸け橋となるような「わ

くわくする図書館」を目指していた。

また、デイサービス、フィットネス、町民交流室、高齢者生活支援ハウス、ケアハウスやこども園が併設されており、地域との結びつき交流促進が図られている。

3 感想

両施設とも、町産の杉及び桧材を豊富に使用しており、安心感と温もりを感じる施設であった。

これまでの図書館は、資料や図書を貸し出すことが目的であったが、近年は、誰もが気楽に利用でき、さらには憩いの場としての機能も担っている第5世代図書館について認識できた研修であった。

厚真町議会議長 渡部孝樹様

新庁舎周辺等整備調査検討委員 三國和江

事務調査報告書

調査目的	新庁舎等整備に向けて先進地である複合施設の調査
調査期間	自 令和6年4月17日 至 令和6年4月19日
調査場所	栃木県茂木町「ふみの森もてぎ」 高知県檮原町「雲の上の図書館、YURURI ゆすはら」

調査の概要

栃木県東南部に位置し面積 172.69 km²森林面積、64%占める中山間地域・明治大正時に（たばこ産業）で栄え、昭和22年の人口31,637人令和5年6月現在、11,201人茂木町の特徴①環境に配慮した循環型農業 特徴②地方創生の拠点（道の駅もてぎ） 特徴③町産木材を利用した公共施設整備に積極的に町産木材を活用した整備・事業コンセプトは、まちなかに図書館・歴史・文化の中心が誕生 人々がにぎわう街の再生へ平成26年度に工事着手しました。施設整備・町有木材を活用し木のぬくもりに溢れた人と環境にやさしい木造、木質化、旧質蔵や仕込み蔵の既存資源の移築活用・環境・負荷の低減と災害時避難機能、太陽光発電設を完備 中心商店街と相関に連携・まちなかの賑わい再生特色のある施設であります。知る、学ぶ、楽しむ図書館は役に立つ心を豊かにする。大きくなく先端的でもない。手づくり感のある、少し変わった、おもしろい図書館でした。玄関から入ると右側が図書館で、左側がカフェでした。

檮原町は高知県の中西部に位置し、日本三大カルスト、四国カルスト、総面積の91%森林が占める自然な町です。施設のデザイン、外観意匠は隣接図書館、町中心部の街並み或いは周辺の景観と調和が図られている。屋根については、図書館と一体となって周辺の山並みを表現し、背後の山並みとも違和感なく溶け、外壁には、檮原町産の杉材を使用、他の公共施設と調和も図りながら木の特徴を活かし柔らかな表情を創り出している。施設的には鉄骨造となっていることから木材使用は少なめですが可能な限り町産材の活用を図っている。雲の上の図書館の施設は、（学びの場）（憩いの場）（文化継承、創造発信の場）、創出の目的として整備されている。人・本・文化・繋ぐ架け橋（わくわくする図書館）を目指すものであり、図書館にはカフェ、ボルダリングスペース、視聴覚スペース、ラウンジ、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層、空間を共有できる施設となっていました。檮原町産・杉檜、沢山使用している図書館でした。視察して、目で見ると大切さを実感しました。

令和6年5月7日

厚真町議会議長 渡部 孝樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討委員 伊藤 富志夫

事務調査報告書

調査目的	新庁舎等整備に向けて先進地である複合施設の調査
調査期間	自 令和6年4月17日(水) 至 令和6年4月18日(木)
調査場所	栃木県芳賀郡茂木町茂木 155 「ふみの森もてぎ」 高知県高岡郡梶原町梶原 1212 番地 1 「雲の上の図書館・YURURI ゆすはら」

調査の概要

新庁舎周辺等整備調査検討委員会では、先進地である複合施設（文化施設）を現地訪問し、その実態を視察した。

○「ふみの森もてぎ」

茂木町は人口 12000 人で 65%が山林のまちで栃木県南東部に位置する。現地では、議長・副議長・副町長らが対応し、まちづくりの森林計画、町有林で造った「ふみの森もてぎ」、事前に質問された回答等の説明が行われた。その後、副町長の説明の下、ふみの森もてぎの視察を行った。とりわけ「文化交流会館『ふみの森茂木』」は、複合文化施設で中心が図書館、他に歴史資料展示室、ギャラリー、カフェなどを併設していた。建物は、18 世紀初め創業した造り酒屋の跡地を地元木材を利用して建設する。木材は、町の所有する 400 haの樹齢 50 年以上のヒノキを利用して、木造+RC造の組合せで、大きな空間の広がる図書館を作り出した。またそれは木のぬくもりで包まれていた。年間 8 万人以上が来館し町外からの訪問も多いという。総事業費は 15 億円。

木造建築での木のぬくもりやRC造との組み合わせで広い空間など 8 年過ぎたこの日でも新しさを感じる、また何度でも来たいという気持ちを起こさせるものであった。経費も 15 億円と現在とは違う事態に驚きを持った。ぜひ、今後の厚真町の取組みに生かしていける事を望む。

○ゆすはら雲の上図書館と YURURI ゆすはら

複合施設で図書館と福祉施設が併設。視察は両方を行うが、ここでの報告は、図書館に限って行う。

梶原町は高知県中西部に位置し、人口 3300 人、総面積の 91%が森林のまち。現地では副議長が歓迎挨拶、視察では図書館係長が説明を行った。建物は地元産のヒノキを使い総工費 12 億円（図書館のみ）。有名建築家による建物ゆえ目を見張るものがあつた。又、図書館アドバイザー（このアドバイザーは、私たちの同行中、席を同じにして説明も行って

頂きました) の声を随所に具体化し、従来の暗いイメージの図書館を、躍動的に創り出していた(詳細はパンフがあるのでそちらを参考に)。カフェが併設されている。また交流広場では一日いても飽きないリラックス空間が良かった。

図書館は、14 の部屋が、人を包み、そこにいれば自ずと新しい本に手を差し出して初めての出会いが生まれるよう工夫した場が設定してある。

厚真町でも、是非、一日いても飽きない、自由な雰囲気とワクワクする空間の施設建設を作り出せる思いを新たにしたい。

厚真町議会議長 渡部孝樹様

新庁舎周辺等整備調査検討委員 橋本豊

事務調査報告書

調査目的	新庁舎等整備に向けて先進地である複合施設の調査
調査期間	自 令和6年4月17日 至 令和6年4月19日
調査場所	栃木県茂木町「ふみの森もてぎ」 高知県梶原町「雲の上の図書館、YURURI ゆすはら」

調査の概要

○ふみの森もてぎ

「ふみの森もてぎ」の視察にあたり、学びと楽しみを通じて人が集まる中心市街地活性化の拠点として、図書館を中心に、城下町として発展してきた町の歴史資料の展示の場、茂木ゆかりの芸術家、町民の文化・芸術活動の発表・展示の場を併せ持つ複合文化施設には驚きと感銘を受けたところでもあります。

町有林のスギ、ヒノキは先人が植林を続け下草刈りや枝打ち間伐作業を行い管理し、大切に守り続けてきた樹木を町が先頭に立ち、森林組合や木材業者と協力し合い、有効活用の取り組みとして木質化事業を始めたとの事で、様々な施設において可能な限り木造木質化を図り整備しているところは、現在の変化に柔軟に対応していると感じました。また森林の有効活用は、山や森の機能を回復し、土砂災害防止や洪水の緩和などが期待でき、木材がもつあたたかさには私たちに癒しと安心感を与えてくれると思います。木造の建物はSDGs、カーボンニュートラルの最先端、木造建築にはさまざまな可能性があるのだとますます興味がわいたところでもあります。

○雲の上の図書館、ゆすはら

この施設は「学びの場」「憩いの場」「文化継承、創造、発信の場」を目的とし整備されたもので、人、本、文化を繋ぐ架け橋となるような「わくわくする図書館」を目指すものであり、図書館にはカフェやボルダリングスペースも整備し、更には視聴覚スペースやラウンジもあり、子供からお年寄りまで幅広い年齢層が一つの空間を共有できるような施設整備がなされていた。

また、図書館に併設する複合福祉施設や梶原こども園など地域との結びつきの深まりや来町者や地域住民同士の交流がなされると考えられます。

施設内部の森の中を表現するような木が林立するような空間整備や、たくさんの本と木に包まれた森の中にあるような図書館スペースは、本町も参考にしてはどうかと感じた。

複合施設(YURURI ゆすはら)は在宅と特別養護老人ホームの中間的な役割を果たすとともに、健康づくり、介護予防の機能を有した複合的な施設となっており、この施設も可能な限り木材活用を図っており温かみを感じることでできる空間整備がなされていた。

この度、視察研修を通して二カ所の施設とも可能な限り木材を再利用しており、温もりを感じ町民との融合性、利便性に優れていると痛感いたしました。本町のこれから建

設する施設においても町民が、また行きたくなる憩いの場となるような施設にするために、今回視察で得た知識を反映していきたいと考えている。

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討委員 菅原 文子

事務調査報告書

調査目的	新庁舎等整備に向けて先進地である複合施設の調査
調査期間	自 令和6年4月17日 至 令和6年4月19日
調査場所	栃木県茂木町「ふみの森もてぎ」 高知県梶原町「雲の上の図書館、YURURI ゆすはら」

調査の概要

2024年4月9日の新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会において「厚真町の未来を展く日本一の図書館へまちづくりの核としての図書館整備」について町から説明がありました。本議会では見識を深めるために先進地の2町を訪れ、図書館を含む複合施設を視察調査しました。

① 名称「茂木町まちなか交流館 ふみの森もてぎ」

図書館名称「ふみの森もてぎ図書館」

構造：鉄筋コンクリート造一部木造

建物面積 延床面積：2,977.74 m²

事業費：約15億円

(補助金；599,573千円 過疎債；858,850千円 一般財源；18,418千円)

旧病院跡地と旧酒造跡地の用地を取得し、解体した蔵の部材を再利用したほか、町有林の杉、ひのきを多く使用して建築、まちなかの記憶をつなぐ文化交流の広場を目指し平成28年7月にスタートしました。

図書館、町民ギャラリー、歴史資料館、体験研修室、カフェ・まちかどサロンがあり「みんなの居場所」としての機能を持っています。

町の人口は約11,000人。令和5年度の来館者数は概ね87,000人。町が運営し、生涯学習課が担当しています。

図書館のカード登録は町内外を問わず、誰でも登録することができます。(町内53.1%)太田 剛氏(図書館と地域をむずぶ協議会代表)による(注)「カメレオンコード」を導入し(2014年幕別町で初導入)管理、分類、配置等を町独自で行っています。

一般図書54,373冊、子ども図書室には23,772冊、視聴覚資料2,191点、計80,336点があり平日200人、土・日曜日は300～400人が来館しています。

ギャラリー(旧酒の仕込み蔵)では、プロのアーティストの展示や、町民など誰でも使用することができます。

体験研修室は町民が使用でき、まちかどサロンは町が運営。2階には子どもたちが遊べる砂場もあります。

町にはケーブルテレビもあり町民のほぼ100%が加入し、イベント情報も把握できます。町では、旧建築物の解体から、建設修了までのビデオ撮りを行っており(NPO法人に依頼)、記録を残しています。

「ふみの森もてぎ」は木材を多く使用した建築になっていますが、建築費を少なくするために市販の木を使用していると説明を受けました。図書館を含む複合施設は一棟

1,000 m²以内、全体で5棟の建物からできており、耐火や準耐火ではなく一般木造として設計されています。建物の天井部分、屋根など随所に工夫や技術の跡が見られ、一般建築というより、大工仕事のような緻密さが見受けられました。旧酒蔵跡地ということもあり、歴史を重んじた建物の外観や資料館であると感じました。

② 名称：「栲原町立図書館 雲の上の図書館」

構造：鉄筋コンクリート造一部木造

建物面積 延床面積：1,938.31 m²

事業費：約13億円

新国立競技場を設計した隈 研吾氏の設計で建築されました。

「学びの場」「憩いの場」「文化継承・創造・発信の場」の創出を目的とし整備されたものであり、人・本・文化を繋ぐ架け橋となるような『わくわくする図書館』を目指しています。

図書館1階にはカフェもあり、1階でのみ飲食可能となっています。ロビーではコンサートやイベントなども行われます。小学生から高校生まで放課後に立ち寄り勉強をする姿もありました。また、1階には半畳ほどの畳スペースもあり、子どもたちの憩いの場でもあります。図書館の奥には、教育長室と生涯学習課も併設されています。

1階から中2階への階段には、びっしりと本が入っていて、中2階はミニコンサートができるスペースとなっています。「いろは〜ん」までの48の本棚があり、半地下や2階へ通ずる階段や総合カウンターの上の棚には、本が入っていない空の箱が展示されていました。これは全集の空箱ですが、中身の本は本棚に格納されています。

ここでも、太田 剛氏が選書から配置まで指導していて、カメレオンコードが導入されていました。

2階のライブラリーは4つの小部屋に分かれており、テーマ別の本の配置がなされ、テーマを表す特注のジオラマが設置してあります。本棚の下段には子ども用の本、上段には親が読む本が置いてあり、親子一緒に本を楽しむようになっています。また、寝そべって本を読む事ができるよう床はカーペット敷きになっています。この4部屋にどのような本を配置したらよいのか、悩んだと太田氏が言われていました。2階の奥の部屋は、防音のドアが設置されていて、静かな場所が欲しい人が入る部屋になっています。組み合わせ自由なテーブルが設置され、学生が本を読んだり勉強しているそうです。また、ゆったりくつろげる座り心地のいいソファもありました。

「隈 研吾氏のデザインは素晴らしいが、実用性に欠けるところがありました。例えば、四角にこだわりがあったのですが、子どもたちが角にぶつかった時にけがをすることもかもしれません。そういった時に、デザインと実用性で悩んだことがあります」と担当の方がおっしゃっていたのが印象的でした。

ベビールームもありますが、現在では父親もベビールームを使用する方もいるので、女性も男性も使用しやすいようにしてありました。

岩波新書は買い取りになるので、多くの本を置くことは難しいが、小さい町ほど岩波新書を置くべきだと太田氏が言っていたのが印象的でした。

次に、隣の建物にある複合福祉施設「YURURI ゆすはら」を視察しました。

延床面積：2,758.61 m² 総工費：約15億円

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい」という思いを実現するために建設されました。ボランティアの方々が、ひきこもりの高齢者をお連れし、一緒に食事を作るなどの利用もしています。

1階はデイサービス（通所介護、通所型サービス）、フィットネス、町民交流室があり、フィットネス施設のジムは誰でも無料で使用できます。

2階はケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護）で、9室ありますが満室で常時入居待ちがいる状態だそうです。3階は高齢者生活支援ハウス（18室）で、独居用と夫婦用の2パターンがあります。こちらは、主に冬だけ入居希望が多く、冬以外は満室になることはありません。将来的には、食事室を作りケアハウスにするよう検討していくと説明を受けました。

- ③ 両町の図書館の共通点は、自分の町の木材を使用した建築であり、コストダウンに心がけ市販の木材も使用していたことです。次に、太田 剛氏に指導を受け独自の選書、配置、カメレオンコード使用、親が子どもを見ながら本を選べるように棚の上下段を活用していること、来館者も職員も使い勝手がよくなるように考慮している点が挙げられます。本町では年間の来館者数30万人を目指す、とありますが関係人口を増やすことにより本町の経済も潤うような施策が必要だと考えます。今後、新庁舎と新文化交流施設の2館を建設することにより、既存の総合ケアセンター、総合福祉センターと併せて4館の使用方法を再考し重複することがないようにしなければならないと考えます。

（注）カメレオンコード：

- 図書館資料についている、2次元カラーバーコード（カメレオンコード：4色のブロックの2次元配列によりコードを表現。複数のラベルを一括で認識することができる）をカメラで読むことで、貸出返却等の手続きを行う。
- 書棚と図書を結びつけた管理が可能。
- 棚ごとに蔵書点検ができ、日々点検を行うことにより、長期間の一斉点検を無くすことができる

厚真町議会議長 渡部孝樹様

新庁舎周辺等整備調査検討委員 折坂泰宏

事務調査報告書

調査目的	新庁舎等整備に向けて先進地である複合施設の調査
調査期間	自 令和6年4月17日 至 令和6年4月19日
調査場所	栃木県茂木町「ふみの森もてぎ」 高知県梶原町「雲の上の図書館、YURURI ゆすはら」

調査の概要

令和6年度新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会において行われた、先進地である複合施設の調査視察についてご報告いたします。

栃木県茂木町「ふみの森もてぎ」、高知県梶原町「雲の上の図書館 YURURI ゆすはら」の両先進地を視察いたしました。

「ふみの森もてぎ」については、シビックプライド、子供たちの教育、生涯教育、快適な居場所といった KEYWORD のもと、図書施設利用者の利便性・利用環境など、考えぬかれた図書施設となっており、特に町内木材をふんだんに使用した施設は何と言っても木の香りに包まれた、自然に溢れた空間を創り出していました。

また、蔵書管理もカメレオンコードを用いた一括管理が可能なものとなっており、利便性はもとより、職員の煩雑になりがちな蔵書管理にも配慮された施設でありました。

次に「雲の上の図書館 YURURI ゆすはら」では、交流・出会い、学び、地消地産を KEYWORD に世界的にも有名な隈研吾氏設計による図書館であります。細部にこだわった創りの中に、蔵書の種類・分野に豊富な書籍の数々は圧巻でした。

蔵書の分類や普段目にするのできない書籍もあり、大人も子供も楽しめる図書館だと感じました。特に、利用者が気軽に集まり、それぞれ勉強をする子供や、それを見守る大人の姿は大変印象深かった光景です。

施設の創りで気になった部分で、スプリンクラーがどこにも見当たらなかった点ですが、尋ねたところ隈研吾氏の設計の中で、ひとの目からは見えない所に配置がされているということで、ここでも拘りのある創りを目指したことが垣間見えます。

またふみの森もてぎと同様に、ここでもカメレオンコードが持ち入れられており、大量の蔵書管理の一括化が図られておりました。

両図書施設の視察を通じてまず一番に感じたことは、利用者の立場に立った設計、蔵書であったことです。そして、居心地の良い空間創りにこだわったことです。

それぞれに利用者の様々なニーズに応えられる図書空間が作られており、紙媒体の利用から離れつつある現代に、やはり本を手にとって活字を目で追うことは大切であると感じさせられた視察でありました。今後複合施設を設計・建設するにあたり、大変参考になり且つ慎重に協議を重ね、厚真町として利用者の立場に立った施設であるべきことが重要であると思われまます。

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

新庁舎周辺等整備調査検討委員 寺坂 康生

事務調査報告書

調査目的	新庁舎等整備に向けて先進地である複合施設の調査
調査期間	自 令和6年4月17日 至 令和6年4月19日
調査場所	栃木県茂木町「ふみの森もてぎ」 高知県檮原町「雲の上の図書館、YURURI ゆすはら」

調査の概要

視察内容

1, 栃木県茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」

栃木県茂木町は人口約 11,000 人で、面積の約 65%が山林に囲まれた、自然豊かな歴史のある町です。

その町の中心部に位置する「ふみの家もてぎ」は特徴的な図書館やギャラリー、体験研修室など様々な施設が入る延床面積 2,977.74 m²で、現在厚真町で計画されている文化交流施設とほぼ同等の規模の施設です。

建築には、町有林であるスギやヒノキの丸太を約 4,000 本使用しており、先人たちが大切に残した町有林を町の財産として後世に伝えていくという思いから、可能な限り木質化を目指し設計されたそうです。また約 300 年もの歴史がある酒造蔵の一部を利用することにより、ふるさとの歴史や文化を学べる機会をつくっています。

そして最も特徴的だと感じたのは構造上、建築基準法上（防火・耐火）の基準で本来 1 棟であれば準耐火以上の性能が求められるなどの様々な制約がある中で、一つの建物ではありますが5つの棟に分け、棟の間に RC 造を挟むことにより別棟区画にするという非常に特殊な方法でそれらの基準をクリアしています。これは‘地元の木に包まれて本と触れ合える空間を’というまちの願いを実現するために目に見えるところはほぼ町有林と非常に工夫されていると感じました。

運営については、町の直営で教育委員会部局が 100%運営しており広報やホームページのほか町のケーブルテレビまた県内で多く読まれている新聞掲載活用、さらには町の観光事業と連携など様々な周知方法により平日で約 200 人、土日で約 300 人～400 人の来館者があり、たいへん高い利用率だと驚きました。

その要因として特徴的な建物や本の数だけではなく、観光事業との連携や図書館のボランティアによるギャラリーや体験研修室などで行われている様々なイベントや展示、学習会の開催などみんなが集まり交流できる場を積極的に展開しています。

図書館のとしての管理も大変工夫されており、それぞれの用途や目的を想定し特徴やレベルを考慮した町独自の分類法で配架されています。

災害時の対応として、太陽光発電設備や蓄電池設置により事務所や避難所として想定されている箇所には非常用電源を有し、屋外のベンチには炊き出し機能も備えております。

2, 高知県梶原町「雲の上の図書館」

高知県梶原町は人口約 3,100 人の町で、面積の 91%が森林が占め自然に囲まれた標高が高く、雲の上の町と呼ばれています。

その梶原町中心部に建てられている「雲の上の図書館」は建築家の隈研吾氏の設計による延床面積 1,938.31 m²で独特な内外装ですが周辺の景観との調和が図られた図書館です。

構造は鉄骨造一部木造となっておりますが、図書館の中に入ると木材だけでできているのではと思うほど、それぞれの‘木’が目飛び込んできます。外壁や構造木組みやフローリングなどの内装には町産材が多く使われており梶原町の森が設計のヒントとなっているようです。

子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が一つのスペースを共有できるよう図書館のいたるところに工夫がされており、来館者の視線で大変考えられていると感じました。その一つには、同じコーナーにおいても本棚の上部には大人向け、下部には子ども向けの本を配置しているところは親子などで来館してもどちらも楽しめるように工夫されていました。また、注意喚起などを緩やかにし誰でも気軽に来館しやすくしている上で、ゆっくりと静かに読書ができるサイレントルームも併設されているなど創意工夫を感じました。

その他にも、独特な配架や本の空箱の利用、図書館内のエレベーターを鏡張りにすることにより景観の邪魔にならないようにしていることや、子どもたちへのけが防止の対策などきめ細かい配慮が随所に見られました。

冊数もさることながら音楽イベントや映画上映会などの様々な催し事で町民や町外の方にも興味を持ってもらい、また隣接する福祉施設やこども園などと連携することにより、地域とのつながりを深め来館への意識高揚を図っておりました。

3, 視察を終えて

両施設ともに、その町の歴史や文化に触れ学びそして交流ができる、みんなが集える場所をコンセプトに、その地域にあった施設を試行錯誤しながら運営していると感じました。施設管理についても両施設ともにカメレオンコードを使用するなど、運用開始後のヒントも多く学ばせていただきました。今回の視察先でご教示いただいた両町の成功例や反省点を大いに参考にし、これから本格的に計画される厚真町の文化交流施設においては今後の特別委員会で反映させていきたいと思っております。

令和6年5月7日

厚真町議会議長 渡部孝樹様

新庁舎周辺等整備調査検討委員 澤口 千里

事務調査報告書

調査目的	新庁舎等整備に向けて先進地である複合施設の調査
調査期間	自 令和6年4月17日 至 令和6年4月19日
調査場所	栃木県茂木町「ふみの森もてぎ」 高知県梶原町「雲の上の図書館、YURURI ゆすはら」

調査の概要

4月17日 ふみの森もてぎ（栃木県茂木町）

対応者 渡辺直子議長、古田士副議長、小崎正浩副町長、ほか

林野庁が進める「木材利用の推進」にかかる流れを受け、中心市街地拠点施設として整備された「ふみの森もてぎ」のみならず、茂木町では、町産木材を活用し様々な公共施設の木質化を進めてきた。

町有林そのもとと、町有林の背景にある歴史（現在の町有林の植樹に関わった町民がいらっしやるとのこと）双方に触れ、木質建築の温かみを町民全体が認知し享受している、との説明があった。

図書館内は広い吹き抜けがあり、開放感のある空間となっており、利用者にとって教室風の学習スペースはあまり人気がないとのこと。ヌック風の学習・読書スペースを提供することでプライベート感を作り出し、適度な雑音のなか集中できる環境が整っていた。

文化施設内の展示ギャラリー等でのイベント周知について聞き取り。

茂木町では、未成線（幻の）「長倉線」や昭和レトロの街並みを観光資源として観光振興にも力を入れており、図書館内の歴史資料展示室や展示ギャラリーでのイベントについては町広報やHPだけでなく、地元のケーブルテレビや地元新聞にて情報発信を行っているとのこと。また、展示内容を観光事業と連携したものになるよう企画し、一帯となって発信することで、注目度向上に相乗効果をもたらしている。

4月18日 雲の上の図書館、YURURI ゆすはら（高知県梶原町）

対応者 下元秀俊副議長、見目佳寿子館長、太田剛チーフディレクター（図書館と地域を結ぶ協議会）

視察で訪れた施設は世界的に有名な建築家・隈研吾氏が手掛けた建築物であり、梶原町は人口3,600人程度のまちであるが、同時に年間30万人の観光客が訪れる名所ともなっている。

本屋がない地方における図書館の重要性について聞き取り。

当該図書館の図書選別の基本的姿勢として、文芸書（小説等の文学）だけでなく、教養本の充実を意識しているとのこと。

新書の充実や新聞・雑誌は11紙・52種（茂木町は9紙・61雑誌）を取り揃えるこ

とで、町民に現代社会の情報を提供するという考えのもと行う。

一般家庭では高価で購入しづらいが、文字を読むのに困難を感じる方や高齢者も読みやすい「大活字本の取り扱い」や展示方法についての工夫で、親子3代で利用できる憩いの場としての機能を発揮することができる。

例えば、科学のコーナーにおける展示方法として「上段に大人向けの教養本。下段に子供向けの図鑑」を同空間に陳列することで、大人も子どもも同じ空間で本に親しむことができる。「大人が本を読まなければ、子どもは本を読むようにはならない」という考えのもと、デザインされたものであり、これまでの図書館とは異なる、未来型の図書館の一要素であると感じた。

また、昨今の図書館では「おしゃべり禁止」ではなく、「ひとが集い、語れる場」としての機能が重視されている。同時に、「サイレントルーム」をつくり、これまで同様読書を楽しむこともできる場を別に提供することも重要である。

また、ハード・ソフト両面で集える施設、場があることに加え、そこから派生して雇用創出の機会が生まれることができている、当該施設が、移住効果が高いものになっている。

高知空港から梶原町までのバス移動中、太田剛チーフアドバイザーから「近年の公立図書館の意義」や「これからの社会におけるリベラルアーツの重要性」について聞き取り。

本の貸し借りだけでなく図書館司書に求められる役割やフェーズフリーの図書館像。集う場所としての機能、移住促進・雇用創出の場としての機能の説明を受けた後、臨んだ「雲の上の図書館」の視察であり、厚真町立図書館の目指すべき姿や図書館モデルの社会的変遷を実感することができた。

これからのまちづくり、図書館整備において欠かせない理解だと思ったので、事前に時間をとって全議員でレクチャーを受けてから視察をできたら、より理解度が深まったのではと振り返る。

以上です。

「ふみの森もてぎ」視察資料

令和6年4月17日(水)

厚真町議会視察資料

1 施設の概要

- 1) 名称 茂木町まちなか文化交流館 ふみの森もてぎ
図書館名称 ふみの森もてぎ図書館
 - 2) 所在地 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木 1720 番地 1
 - 3) 構造 鉄筋コンクリート造一部木造
 - 4) 敷地面積 6,419.99 m²
 - 5) 建物面積 延床面積 2,977.74 m²
 - 6) 図書館
 - ・一般図書 (1 F) 415.03 m² (2 F) 181.19 m²
 - ・子ども図書室 145.26 m²
 - ・読み聞かせコーナー 23.45 m²
 - ・ブラウジングコーナー 24.83 m²
 - ・学習室 68.99 m² (42席)
 - ・グループ学習室 15.77 m² (8席)
 - ・読書室 32.49 m² (キャレル席6席 椅子2席)
 - ・会議室 29.05 m²
 - ・歴史資料展示室 75.53 m²
 - ・閉架書庫 84.26 m²
 - ・歴史資料収蔵庫 1 82.13 m²
 - ・歴史資料収蔵庫 2 28.98 m² (24時間空調)
 - ・カフェ 74.93 m²
 - 7) ギャラリー
 - ・ギャラリーふくろう 174.53 m²
 - ・町民ギャラリーこもれび 128.45 m²
 - ・ギャラリー質蔵 28.53 m²
 - 8) 体験研修室
 - ・交流広場あすなろ1 122.58 m²
 - ・交流広場あすなろ2 141.75 m²
 - 7) 工期 平成26年12月9日～平成28年3月18日
 - 8) 開館 平成28年7月16日
 - 9) 事業費 約15億円
- その他 ・太陽光発電・蓄電設備による停電時の対応
・地震時に本が散乱しない書架の採用



2 各施設の内容について

ふるさと茂木の歴史と文化に触れ、学びと楽しみを通じて人が集まる中心市街地活性化の拠点として、図書館を中心に、城下町として発展してきた町の歴史資料の展示の場、茂木ゆかりの芸術家、町民の文化・芸術活動の発表・展示の場を併せ持つ複合文化施設として整備された。

1) 「ふみの森もてぎ」の名称について

「ふみ」は文化の「文」、歴史の「史」、書物の「書」を意味し、「森」は茂木の自然木の建築、豊かさと恵みを意味している。

2) 各施設の概要

①図書館

○収容可能冊数 125,000 冊（一般 68,000 冊・児童 22,000 冊・閉架 35,000 冊）

○蔵書数（令和 5 年 3 月末時点）

図書資料 78,145 冊（一般 54,373 冊・児童 23,772 冊）

視聴覚資料 2,191 点

計 80,336 点

○図書館内の読書・学習スペース

学習室 4 2 席

グループ学習室 8 席（2 テーブル）

館内キャレル 2 4 席

読書室 8 席

②歴史資料展示室

茂木町の歴史を中心にテーマに沿って展示する。常設展示はなく、企画ごとに年 4 回の展示を開催している。館内 2 階の歴史資料収蔵庫は 24 時間空調により管理し、町所有の文化財、町ゆかりの作家の絵画作品等を保管している。

③ギャラリー

【ギャラリーふくろう】 【町民ギャラリーこもれび】 【ギャラリー質蔵】

町民の文化振興・まちなか活性化を目的とし、茂木町内外の芸術作品や茂木町の商工業の振興に寄与する展示等を行う。酒造仕込み蔵の面影を残す「ふくろう」は町ゆかりの芸術家をはじめ幅広く貸し出している（有料）ほか、町主催展示、小中学校、高等学校等の作品展示を開催する。「こもれび」「質蔵」は、町民及び町にゆかりのある方が無料で作品を展示できる。

【交流広場あすなる 1、2】

各種教室への貸出しやギャラリーの展示に合わせた体験教室・講座等に使用し

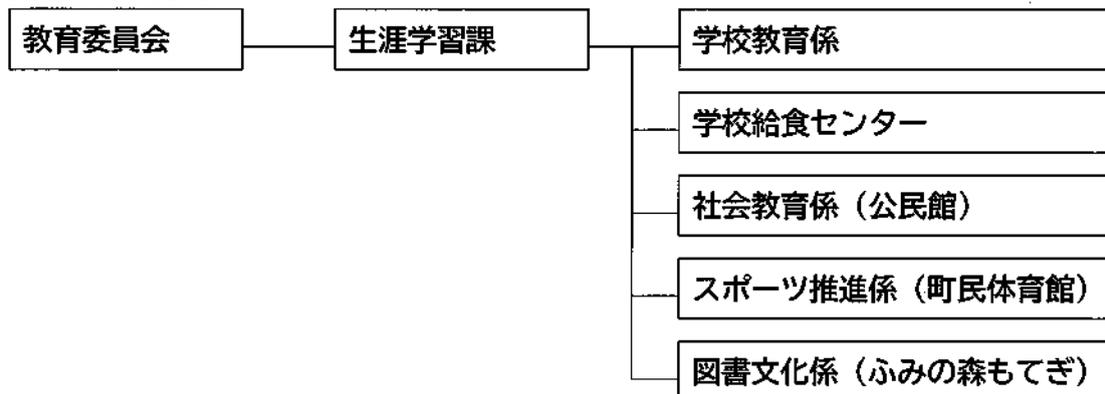
ている。2階の「あすなろ2」は、親子が一緒に過ごせるスペースとして開放。

④カフェ「ラ・パンセ」

道の駅もてぎが運営。フタのある飲み物は図書館内への持ち込み可。

3 ふみの森もてぎの運営

1) 茂木町教育委員会機構



2) ふみの森もてぎの職員配置

- 館長 (生涯学習課長兼務) 1名
- 課長補佐兼係長 1名 (司書)
- 職員 4名 (司書1、学芸員1)
- 会計年度任用職員 6名 図書館業務4 (司書3)
歴史資料専門員、埋蔵文化財専門員

3) 来館者・貸出数等の推移

	年間来館者数	年間貸出冊数
平成30年度	102,058人	77,102冊
令和元年度	94,479人	74,572冊
令和2年度	50,072人	75,931冊
令和3年度	67,358人	93,769冊
令和4年度	73,598人	86,163冊
令和5年度※	87,060人	87,857冊

※未確定

4 図書館奉仕業務

【ふみの森もてぎ図書館運営の特徴】

- 町在住・在勤に関わらず図書館利用登録・貸出ができる。
- 蔵書を独自の分類法 (MCC) で分類している。
- カラーバーコードにより資料と書架を結び付けた管理

- 1) 開館時間 平日 午前9時から午後7時まで
土日祝 午前9時から午後6時まで
- 2) 休館日 月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日）
年末年始（12月29日～1月3日）
- 3) 貸出サービス 町内に在住・在勤に関わらず、どなたでも貸出します
図書・雑誌など 1人15点以内
DVD・CD 1人 5点以内 15日間
- 4) リクエスト 町内に在住・在勤・在学の方のみ
予約とあわせて10件まで可能
図書館カウンターのみの受付
- 5) 閲覧パソコン インターネット利用のためのパソコン 2台
利用時間は、1回60分
- 6) 視聴コーナー 1席 1回2時間以内（2時間を超える作品は終了まで）
- 7) Wi-Fi 接続 全館無料、OPEN-IDが必要
パスワードを館内表示でお知らせ 1回1時間、1日2回まで
- 8) 館内飲食 ふた付きの飲み物（ペットボトル、水筒など）は館内持ち込み可
飲食スペース設置
- 9) オンライン手続き 図書館HPから資料の予約、貸出延長等が可能
- 10) その他 BDS（セキュリティシステム）は設置していない

○図書館登録者数

	登録者数	割合
茂木町内	3,913人	53.1%
芳賀郡内	2,341人	31.8%
その他県内	648人	8.8%
県外	467人	6.3%

5 茂木独自の分類法による配架

茂木独自の分類法「MCC」（Motegi Categorization and Connection）

棚の配置のみでなく、資料の書誌情報も独自分類により管理している。

（別紙：書架マップ参照）

【考え方】

- ・NDC（日本十進分類法）のように10区分を繰り返す必然性も必要性もないので、この方法を採用しない
- ・NDCのように学問の分類を基本区分とせず、現実の事象とその関係性を分類の基本とする
- ・資料及び情報の特徴やレベルを考慮し、その使われ方（用途や目的）を想定した分類とする

- ・時事的な観点や具体的な場所性を無視することなく、それらを分類に反映させる
- ・いたずらに分類項目を細分化せず、最終単位である小項目の中は、職員が資料実物に即して書架上必要な区分を行う
- ・最初に設定した分類項目を固定化せず、現実の変化に柔軟に対応しながら、必要な変更や追補を施していく

6 図書館システムについて

独自分類により運営するための図書館システムとして導入している。

- 1) システム 図書館向けチェンジマジックシステム
- 2) コーディネータ 図書館と地域をむすぶ協議会代表 太田 剛氏
- 3) 委託業者 ナカバヤシ株式会社
 - ・システム ケープレックス・インク
 - ・MARC 株式会社トーハン
 - ・背ラベル ナカバヤシ株式会社
- 4) 特 徴
 - ・図書資料等についている、2次元カラーバーコード（カメレオンコード）をカメラで読むことで、貸出返却等の手続きを行う。
 - ・書棚と図書を結び付けた管理が可能。
 - ・棚ごとに蔵書点検ができ、日々点検を行うことにより、長期間の一斉点検を無くすることができる。

※カメレオンコード

4色のブロックの2次元配列によりコードを表現。複数のラベルを一括で認識することができる。

7 図書館ボランティアの協力「ふみの森の仲間たち こだまの会」

- 1) 会 員 団体会員 4団体
個人会員 37人
- 2) 活動内容
 - ・おはなし会の開催（個人会員月1回、団体会員隔月1回）
 - ・特集棚づくり ・ブックスタート
 - ・布えほん制作 ・シトラスリボン設置
 - ・書架整理作業 ・生け花、一輪挿しの設置
 - ・折り紙飾りつけ ・学校図書室の支援 等

8 ふみの森もてぎ 各種事業実施状況

- 1) 図書館イベント（令和5年度）
 - ・おはなし会 17回
 - ・工作教室 12回

- ・ボランティア・高校生による読み聞かせイベント 3回
 - ・ブックスタート 年6回
 - ・特集棚づくり（高校生・読み聞かせボランティア）
 - ・遊学講座 1回 ・映画上映会 3回
- 2) 歴史資料展示室（令和5年度）
- ・企画展 年4回
 - 「茂木の五輪塔－武士たちの生きた証－」
 - 「幻の長倉線－語り継ぐ先人たちの想い－」
 - 「県立博物館移動博 かわいい狩野派大集合！」
 - 「茂木の近代建造物－伝え残したい優れた建物－」
 - ・企画展関連講座 3回
 - ・歴史フォーラム 1回
- 3) 展示ギャラリーの活用（令和5年度）
- ・展示、イベント等の開催 57回
 - 絵画、陶芸、写真、ボタニカルアート、仏画、木工芸、切り絵等
 - ヴァイオリン、フルートコンサート等
 - ・各種教室、学習会
 - 油絵教室（全12回）、水彩画教室（全20回）、編み物教室（全23回）、
 - 体操教室、学習会（全12回）、講演会等

茂木町まちなか文化交流館

ふみの森もてぎ

|完|成|記|念|誌|

まちなかに新たなにぎわいを

栃木県茂木町

事業経過

旧商家の歴史ある佇まいを活かして 未来へとつづく道を

2011

- 12月28日 旧病院跡地用地取得

2012

- 3月14日 旧酒造跡地用地取得
- 4月24日 敷地周辺用地取得
- 5月31日 基本計画策定業務を委託

2013

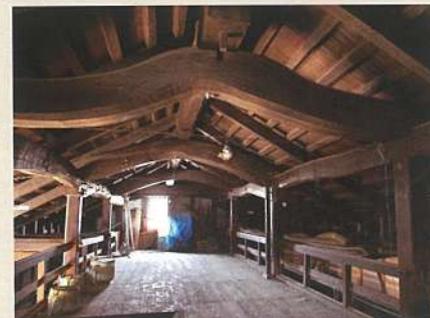
- 1月21日 敷地周辺用地取得
- 3月29日 敷地周辺用地取得
- 4月19日 基本計画プロポーザルの実施
- 5月17日 基本設計業務を委託 (株)龍環境計画



質蔵



店舗全景



仕込み蔵の内部

2014

- 3月15日 中心市街地拠点整備事業町民説明会 (第1回)
- 6月10日 実施設計業務を委託 (株)龍環境計画
- 10月 2日 既存建築物解体工事の契約 (旧病院等) (株)まさる建設・(有)高松建設
- 10月16日 中心市街地拠点整備事業町民説明会 (第2回)
- 12月 5日 中心市街地拠点施設新築工事の契約議会承認 (渡辺建設(株))
- 12月 5日 監理業務を委託 (株)龍環境計画



既存建築物の解体



旧病院の解体

2015

- 2月16日 町有林原木引渡し開始
- 3月25日 中心市街地拠点施設新築工事安全祈願祭
- 4月15日 木材強度乾燥試験の実施(第1回)
- 5月15日 既存建築物解体工事の契約(旧烏山信用金庫)(有)半田造園土木)
- 6月18日 木材強度乾燥試験の実施(第2回)
- 9月16日 木材強度乾燥試験の実施(第3回)
- 10月21日 太陽光発電設備設置工事の契約(渡辺建設(株))
- 11月10日 外構工事の契約(渡辺建設(株))
- 12月25日 棟札の設置



旧クラリオン跡地原木ストック



製材



製材ストック状況

2016

- 2月 3日 木材強度乾燥試験の実施(第4回)
- 3月18日 施設完成
- 3月22日 外構完成(施設全体引渡し)
- 3月26日 内覧会の開催
- 3月31日 建設課より教育委員会事務局へ引渡し
- 4月17日 旧まちかど図書館から本の引越し大作戦(町民350名参加)
- 11月 8日 第28回 栃木県マロニエ建築賞(まちづくり貢献賞) 受賞



外構完成



本の引越し大作戦の様子

2017

- 6月27日 平成28年度 全建賞(建築部門) 受賞 (一社)全日本建設技術協会

2018

- 10月19日 第34回 日本図書館協会建築賞 受賞

建物及び事業費概要

城下町の面影を残す市街地に
人と自然と文化の共生の場を

- 名 称 茂木町まちなか文化交流館
「ふみの森もてぎ」
- 建築場所 芳賀郡茂木町大字茂木1720-1
- 敷地面積 6,414.99㎡
- 建物面積 延床面積 2,977.74㎡
- 構 造 鉄筋コンクリート造一部木造
- 事業費合計 約15億円

■歳入内訳

- ①補助金 605,973千円
<内訳>
 - 社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業… 436,860千円
(約40%補助)
 - 森林・林業再生基盤づくり交付金事業…………… 131,113千円
(約50%補助)
 - 森林整備加速化・林業再生基金事業…………… 7,000千円
(約50%補助)
 - 木の香る環境づくり支援事業…………… 4,000千円
(約80%補助)
 - 市町村防災拠点施設再生可能エネルギー導入支援事業… 27,000千円
(約99%補助)
- ②過疎債 845,900千円
- ③一般財源 42,712千円

図書館に架かる
太陽光パネル



一般財源 42,712千円

過疎債
845,900千円

歳入
1,494,585千円

社会資本整備総合交付金
都市再生整備計画事業
436,860千円

森林・林業再生基盤
づくり交付金事業
131,113千円

森林整備加速化・
林業再生基金事業
7,000千円

木の香る環境
づくり支援事業
4,000千円

市町村防災拠点施設
再生可能エネルギー
導入支援事業 27,000千円

太陽光発電設備工事 27,194千円
外構工事 62,024千円

設計監理等委託費
59,655千円
既存建築物解体工事
30,920千円

歳出
1,494,585千円

中心市街地拠点
施設建設工事
1,314,792千円

■歳出内訳

- ①設計監理等委託費…………… 59,655千円
(基本・実施・監理)
- ②既存建築物解体工事…………… 30,920千円
- ③中心市街地拠点施設建設工事 1,314,792千円
- ④外構工事…………… 62,024千円
- ⑤太陽光発電設備工事…………… 27,194千円

木材の有効活用

先人が植林を続けてきたスギ・ヒノキの活用と歴史的既存建築物「蔵」の再活用

茂木町の木質化への取り組み

町有林のスギ・ヒノキは、先人が植林を続け、下草刈りや枝打ち・間伐作業を行い管理し、大切に守り続けてきた樹木です。

木材価格が安いからと言って、このまま放置して近い将来朽ち果て埋もれてしまわないよう、町が先頭に立ち森林組合や木材業者と協力し合い、有効活用の取り組みとして木質化事業をはじめました。

茂木中学校改築事業を皮切りに、茂木小学校耐震補強に合わせた、内装木質化事業に取り組み、その後中川中学校、中川小学校、須藤小学校と事業を進め、町内7校の木質化及び茂木町庁舎の木質化が、平成26年度で完了しました。

図書館、資料館、ギャラリー等の機能を有した「茂木町まちなか文化交流館 ふみの森もてぎ」においても、可能な限り木造木質化を図り整備しました。

使用木材の確保

平成25年度にとちぎの元気な森づくり県民税の奥山林整備事業を活用し、次年度以降の木造施設整備や内装木質化事業に備えるため、町有林（福手三枚坂）より搬出間伐を実施しました。

- 旧クラリオン原木ストック量：
スギ・ヒノキ丸太材 4,068本、約525㎡
- 地元製材所原木ストック量：
ヒノキ丸太材 883本、約100㎡
- 町保管板・角材ストック量：
スギ・ヒノキ板、角材 9,051枚、約 83㎡



旧島崎泉治商店の質蔵



旧島崎泉治商店の仕込み蔵



町有林の伐採状況

質蔵は、そのままの姿で曳家、補修を行いギャラリーとして茂木町の歴史の記憶を継承



質蔵の柱等を曳家にて移築



施工の様子



蔵ギャラリー

仕込み蔵の部材を再利用、造り酒屋の記憶を伝えながら新たなギャラリーとして生まれ変わる



仕込み蔵解体



古材を再利用し組み立て



展示ギャラリー

木造建築と耐震対策

町有林の無垢材で立体トラス架設と 桁工法による無柱空間の実現

町有林のスギ製材を用いた軸組構法を主体とし、幅120mm、せい240mm、長さ6m程度までの中小断面材を主に用い、大空間が必要となる部分はこれらを組み合わせた架構により長スパンを実現しました。

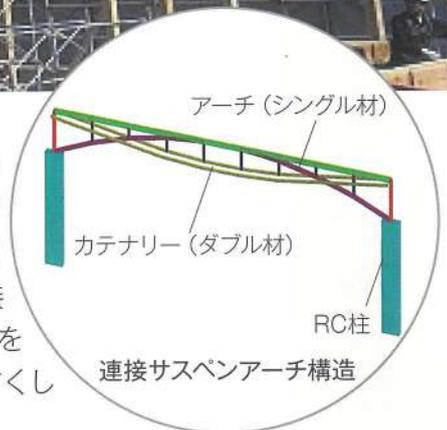
アーチとカテナリー（懸垂線）の組み合わせによる、16.2mスパンの屋根架構はアーチとカテナリーが相互に応力を負担し合うことにより、各部材に作用する応力を小さくし、最大の部材断面寸法を120×240mmに抑えました。

圧縮力を負担するアーチはシングル材、引張力を

負担するカテナリーはダブル材にすることによって、接合部で部材を交差させやすくなりました。

これらの交差部では、部材を15mmずつ欠き込んで木材どうしをはめ合わせる嵌合接合とし、支圧によって直接的に応力を伝達できるようにしました。

（構造計画：(株)山田憲明構造設計事務所）



強度試験



含有率試験 (乾燥検査)



接合部で部材を交差



交流広場 あすなる2

交流広場
「平行弦トラス桁構造」

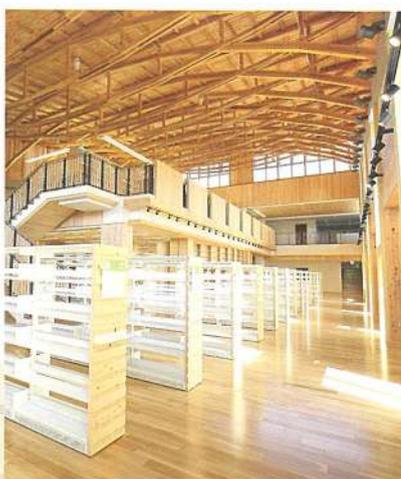
4m以下の定尺木材を梯子状に組んで丸鋼を逆ハの字状に入れた平行弦トラスを桁行方向に架け渡し、スパン10.8mの屋根を支えています。引張軸力が作用しない位置に弦材の継手を設けることで簡易な接合を可能にします。下弦材の振れ止めとして隣接するトラスの束同士を通し貫でつないでいます。



交流広場 あすなる2

図書館
「接続サスペンアーチ構造」

吊り橋のような「吊り(サスペンション)構造」とローマ時代の水道橋のような「アーチ構造」という力に強い2つの構造を組み合わせ、スパン16.2mの屋根を支えています。アーチ材は地震の力も下部構造へ滑らかに伝える役割も持ち、通直な木材を折れ線状に連ねて曲線をつくっています。



ふみの森図書館

町民ギャラリー
「重ね垂木によるゲルバー梁構造」

展示ギャラリー側と庇側とからそれぞれ垂木を約2mずつ跳ね出し、その間に別の垂木を架け渡すことでスパン6.0mの屋根をシンプルに支えます。垂木を一部重ねることで様々な外力に耐えやすくしています。力が作用しにくい位置に垂木の継手を設けることで簡易な接合を可能にしています。



町民ギャラリー こもれび

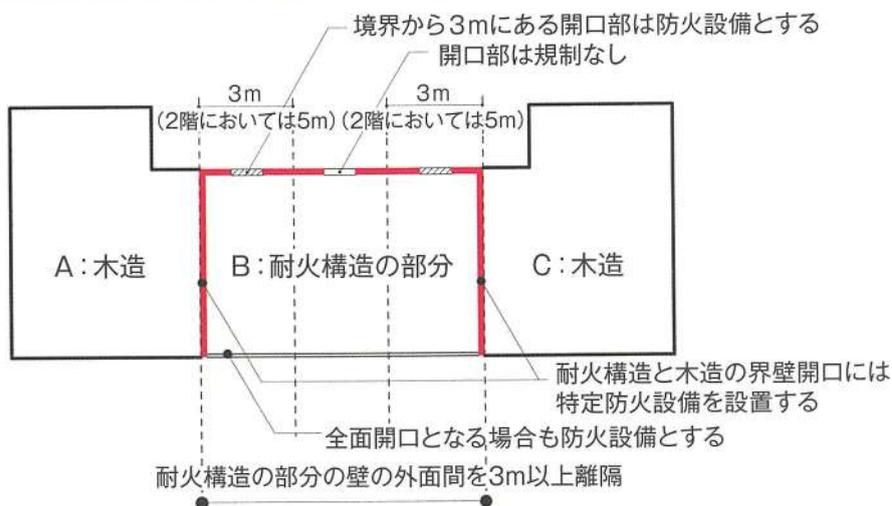
防耐火上の要件と対策

耐火構造の建物で区切り、別棟扱いとすることで、木造建築を可能に。

敷地が準防火地域にまたがる3,000㎡の木造建築

敷地が準防火地域と22条区域にまたがるため、木造建築をたてるために防耐火上の制約がかかります。それらの要件を満たすために、各木造建築物の間に耐火構造部（耐火建築物）を配することで、各建物（全体平面図内の①～⑤の5棟）を別棟扱いとしました。

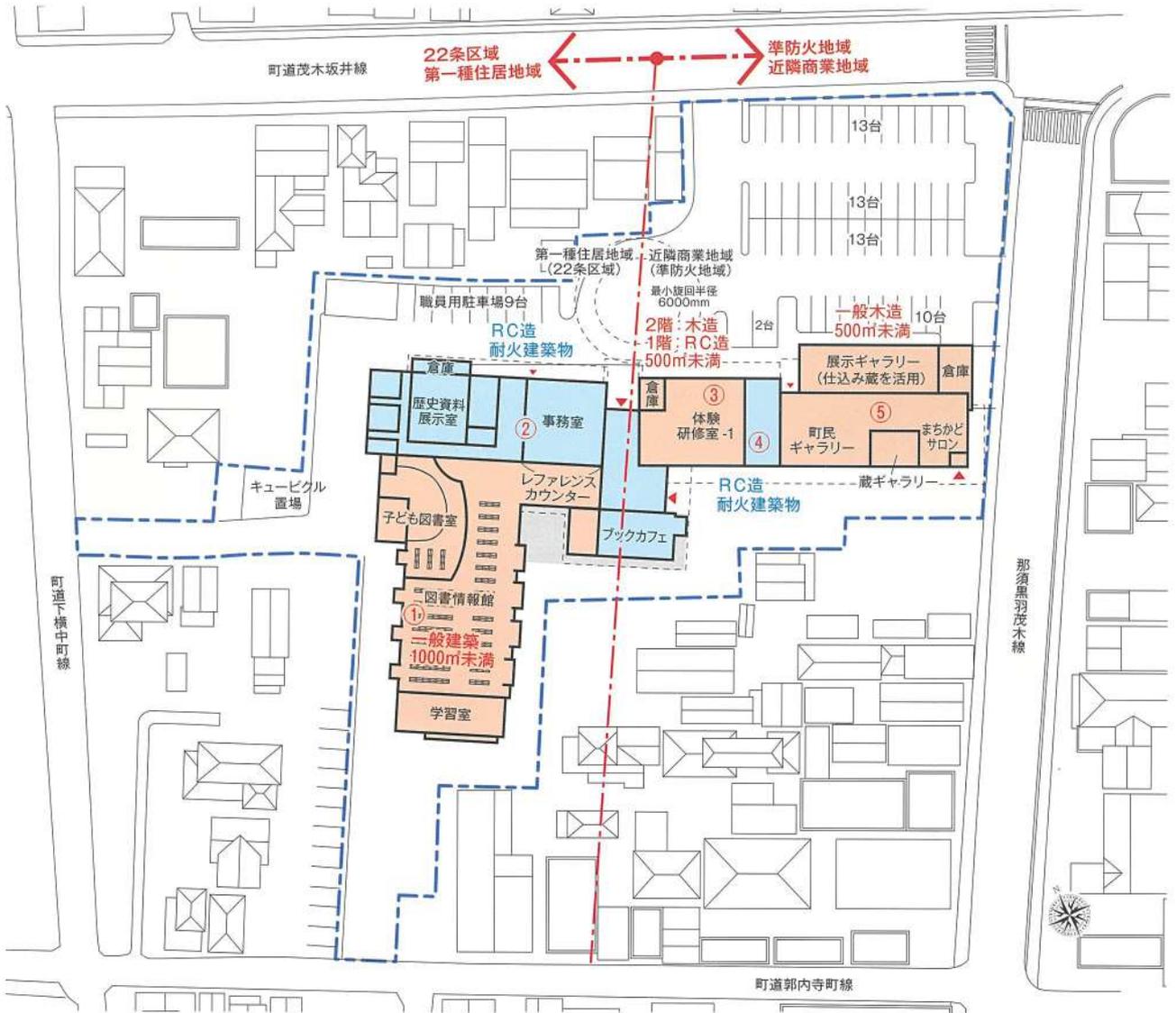
耐火構造部分を介した別棟の取り扱い



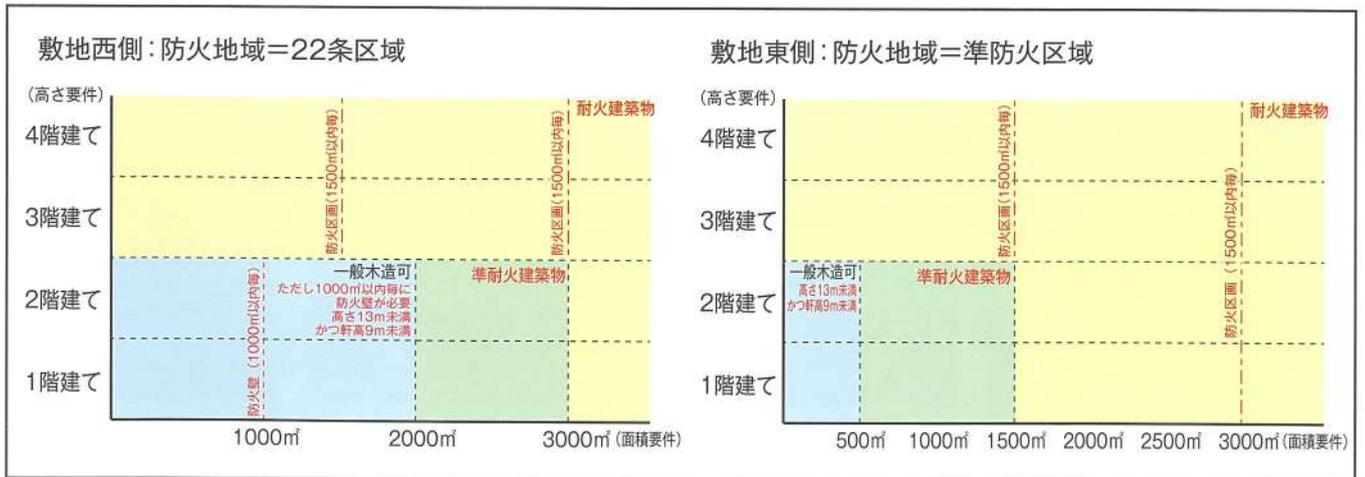
以下2つの通達（通知）『部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について』を根拠として各建物を別棟扱いとしています。

住防発第14号 昭和26年3月6日 建設省住宅局建築防災課長による通達
国住指第2391号 平成20年9月30日 国土交通省住宅局建築指導課長による通知

敷地条件概要図



防火地域別の防耐火上の要件



- 防火地域別に以下の延床面積で各木造建築物を区画する
22条区域内の建物＝1000㎡未満 (床面積が1000㎡を超え2000㎡未満となる場合は、1000㎡以内毎に防火壁を設ける。)
準防火地域内の建物＝500㎡未満

平面案内図

光・風・木のぬくもりにあふれた、
人々の集う居心地よい場所を



ゆずもんち (こども図書館)



歴史資料展示室



交流広場 あすなる1



ギャラリー ふくろう



学習室



カフェラ・バンセ



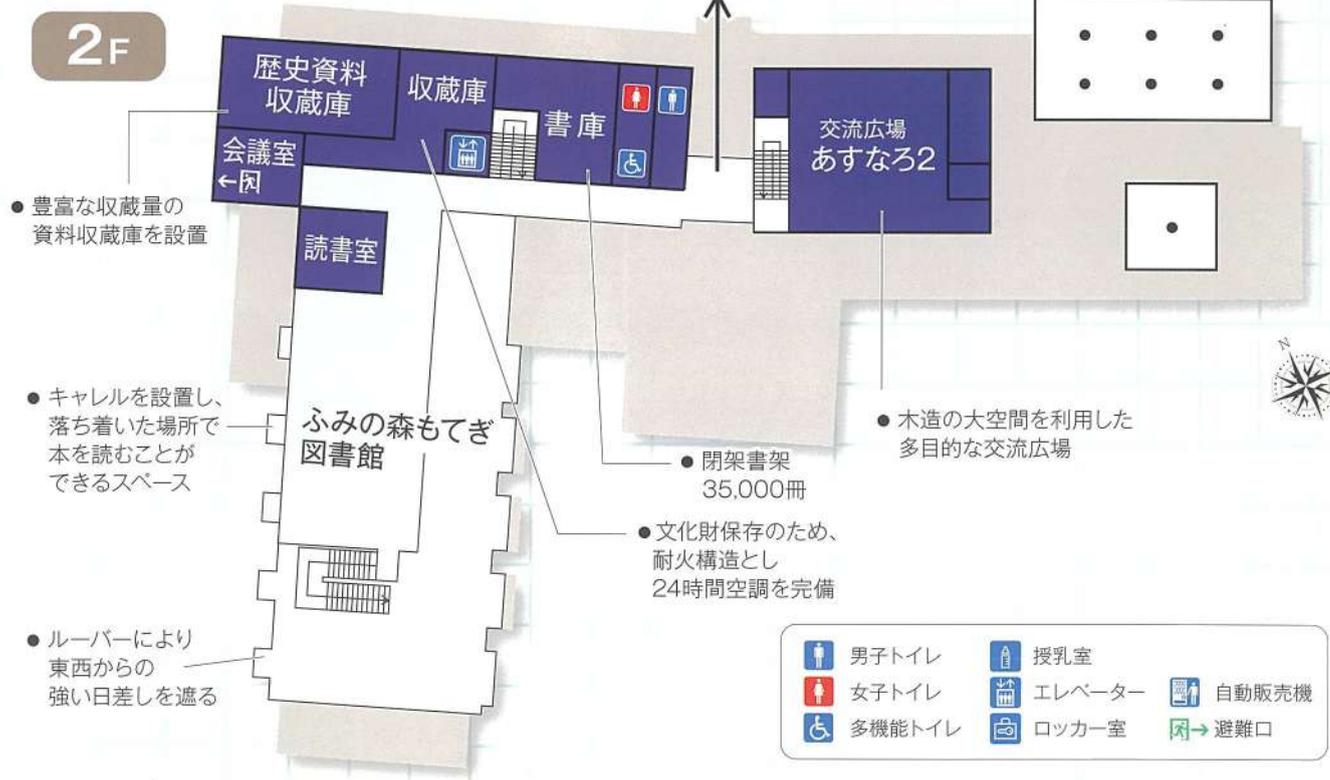
町民ギャラリー こもれび



質蔵



町のシンボルである城山への眺望を大切にする



会議室



収蔵庫



書庫



読書室



図書館エントランス

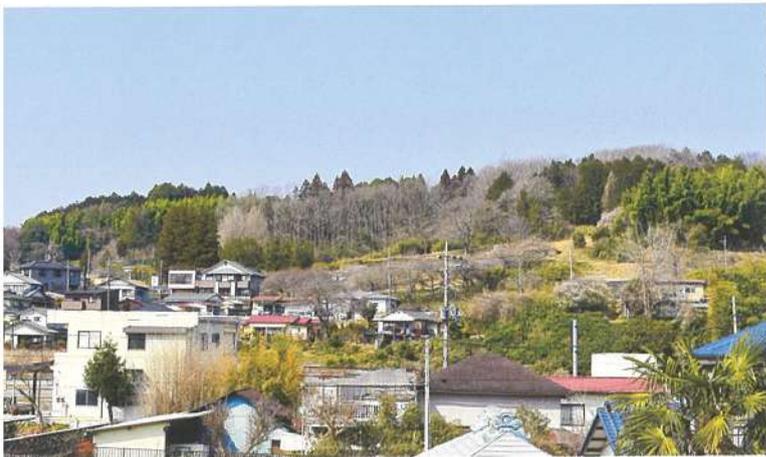


茂木町建設課 都市計画係

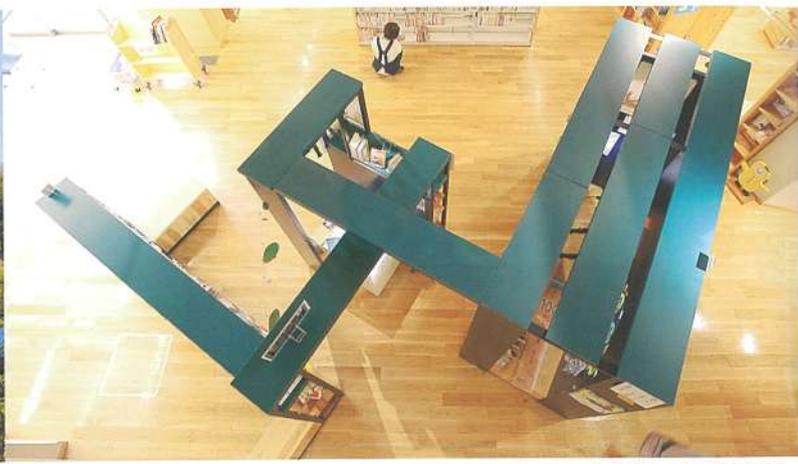
〒321-3598 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155
 TEL 0285-63-5621 FAX 0285-63-5601

ふみの森 散策のしおり

A-1 自然01-04
ともに
生きる
自然 環境 地域
子育て 教育 観光 福祉



読書室からの眺め



森の道しるべ(2Fから)

ふみの森ってなに？

ふみの森 = 図書館 + 歴史資料展示室 + 交流広場 + ギャラリー + カフェ

里山に見える市街地の中心、歴史ある酒蔵蔵元の跡地に、町有林の木材をふんだんに用いて建てられた複合文化施設。木の香りとぬくもりが感じられる癒やしの空間で、人と自然と文化が出会い、交流します。

基本理念

ふるさと茂木の歴史と文化を現在に伝え、
学びと楽しみ、出会いと交流を通じて、町の豊かな未来を拓く。

名前の由来

「ふみ」は歴史の「史」、文化の「文」、書物の「書」に共通の訓。「森」はこの建物の木に囲まれた空間を表し、また「ふみ」が豊かな森となって恵みや安らぎをもたらしてくれることをイメージしています。

施設各部の愛称も、多くは森にちなんで名づけられています。酒造蔵元の仕込み蔵を再現したギャラリーは森に棲む鳥で、西洋では知の象徴とされる「ふくろう」、南に面した町民ギャラリーは森に

射し込む日光から「こもれび」、交流広場は明日への希望を込めて森の樹木「あすなろ」と名づけられています。もう一つの蔵を原形のまま保存したギャラリーは、名前も元の「質蔵」を受け継いでいます。

カフェ「ラ・パンセ (la pensée)」はフランス語で花の「パンジー」と「思い、思索、思想」の両方を意味します。森へと続く野に咲く花と、図書館で思索を深めることを一語に込めています。



本の引っ越し大作戦



来館者10万人達成



森の道しるべ

図書館は楽しい

小説、エッセイ、話題の本、子どもなら、絵本、コミック、児童読み物……読書は時の経つのも忘れるくらい楽しいものです。本ばかりではありません。いろいろな雑誌もあれば、音楽や落語のCD、名作映画やアニメのDVDもあります。ふみの森でゆっくり楽しんでも、家に借りて帰っても、きっと素敵な時間が過ごせます。



書架(2Fから)

図書館は役に立つ

健康、子育て、介護、料理、住まい、ペット、家庭菜園……私たちの暮らしは日々さまざまな疑問に会い、解決のヒントを必要としています。そんなとき図書館の本や雑誌から役に立つ情報が手に入ります。ネットに情報があふれている時代ですが、裏づけのある確かな情報なら図書館がおすすめです。職員も疑問解決のお手伝いをします。



書架見出し

図書館は心を豊かにする

人類は悠久の時のなかで、自らの歩みを記録し(歴史)、生き方を求め(宗教・倫理)、また世界を認識し(哲学・科学)、物語や美を創造して(文学・芸術)今日に至っています。このように人類が培ってきた成果を私たちは「文化」と呼んでいます。図書館は古今東西の文化に通じる万人に開かれた扉であり、文化は人の心を豊かにしてくれます。



独自分類

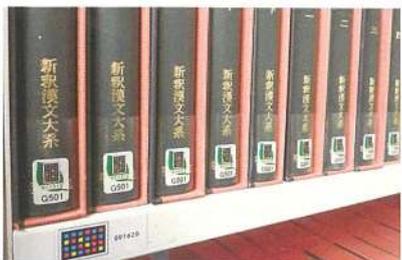
ふみの森もてぎ図書館の個性と魅力

この図書館はMCC(Motegi Categorization and Connection)という独自の分類法で本を書架に並べています。書架を巡ってこれまでの図書館とは一味違う本との出会い、新たな発見を楽しんでください。

MCCを支えるのがこれまでの図書ラベルとは異なる小さなカメレオンコード。これを活用して、検索すれば本がどの棚に置かれているかがすぐわかります。

私たちがめざすのは訪れる人に魅力を感じてもらえる書棚づくり、なかでも図書館に入ってすぐ目につく特設書架「森の道しるべ」には、新着資料のほか、時の話題やふみの森のイベントにちなんだ特集コーナーがいつも設けられています。

大きくはないし、先端的でもないけれど、手づくり感のある、少し変わった、おもしろい図書館、それがふみの森もてぎ図書館です。



カメレオンコード

森を見わたす

ふみの森の延床面積は2,977.74㎡(敷地面積6,414.99㎡)。小さいようで意外に広い。地形もやや複雑。森で道に迷わないように、このマップを携えて、ふみの森の散策を心ゆくまでお楽しみください。





子ども図書室 ゆずもんち



豊かな未来を拓く 子どもの居場所

ゆずもんち・靴を脱いで座れるコーナー

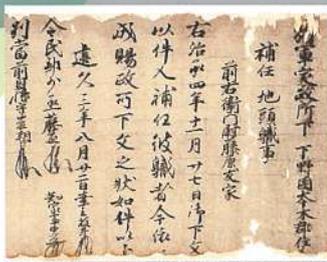


交流広場あすなろ2



ぼくは茂木町のマスコットキャラクター
ゆずも。町の特産品ゆずの妖精です。
ふみの森にはぼくの家・ゆずもんちが
あるよ。みんな遊びにきてね。

子どもは茂木町の宝です。
子どもには豊かな感性を！若者には確かな知識を！
ふみの森はそう願っています。



將軍家政所下文(茂木文書・複製)



島崎雲圃「鮎魚溯漲水之図」

当時は人口密集地だった(?)縄文時代、
茂木氏の治めた中世、細川家の陣屋町
が形成された近世、そして現在に至る近
現代の歩み—茂木は悠久の歴史ととも
にあり、伝えられた文化
が今も息づいています。



ミミスク土偶

ふるさとの歴史と文化に親しむ 歴史資料展示室



九石古宿遺跡展(2018)

アートを創る、アートと出会う

ギャラリーふくろう

150年前の酒造仕込み蔵の面影を残す天井の高い空間、茂木ゆかりの芸術家の作品展示から各種の文化パフォーマンスまで、幅広く活用されています。



もてぎの秋の作品展「森の傍流」(2017)

町民ギャラリーこもれび

南側に傾斜した木の天井、窓からはやわらかな日射し、絵画・書道・写真・工芸・華道・盆栽など、文化活動が盛んな茂木町民の発表の場になっています。



水彩画三人展(2018)

ギャラリー質蔵

酒造業とともに金融業も営んでいた近江商人島崎家の質蔵を原形のまま補修・復元、ほの暗いコンパクトな展示空間は独特な魅力を感じさせます。



質蔵 外観



布の会つるしびな展(2018)



金輪継ぎによる、古材と新材の根継ぎをした柱(ギャラリーふくろう)



建物東面



建物西面



建物南面



建物北面

利用案内

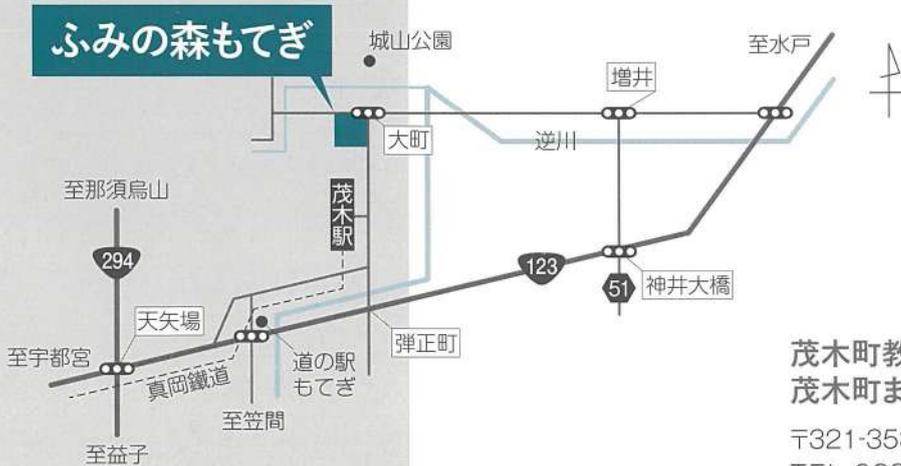
●開館時間

平日 9:00~19:00
(ギャラリーは18:00まで)
土日祝 9:00~18:00

●休館日

- ・月曜日(祝日は開館し、翌日が休館)
- ・年末年始
- ・設備点検等による臨時休館

アクセスマップ



ロゴマークについて



全体の形は MotegiのMであると同時に、建物の切妻屋根の連なりを表現しています。また、二つの頂をもつ「山」と左上の「川」の字で茂木の地形も表しています。中央の交差する正方形の線は「交流」を象徴し、二人の人物が腕を組み合っているようにも見えます。
(制作:グラフィック・デザイナー 美柑和俊氏)

茂木町教育委員会

茂木町まちなか文化交流館ふみの森もてぎ

〒321-3531 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1720-1

TEL 0285-64-1023 FAX 0285-63-3024

URL <http://fuminomori.jp/>

ゆずももんち(子ども図書室)

- 1~4 日本のえほん
- 5~6 ちしきえほん
- 7~8 音楽・図工・家庭科・体育
- 9 総合・遊び
- 10~12 日本の物語
- 13 児童書・児童文化研究 | 外国の物語
- 14 ノンフィクション・外国語えほん
- 15 ほんやくえほん
- 16 赤ちやんえほん・紙芝居
- 17 百科事典・図鑑・国語・算数
- 18 社会・理科
- 19 シリーズ(青い鳥文庫/岩波少年文庫ほか) 料理レシピ | 子育て | 旅行ガイド

2F

H 人間を問う

- 69 人類 | 生理学 | 心理学
- 70 言語

G 歴史と文化の森に遊ぶ

- 51~52 学問 | 書物 | 文化
- 53~55 思想 | 哲学 | 思想家 | 宗教
- 56~58 世界史 | 日本史(通史・各時代・テーマ史)
- 59~61 考古学 | 民話/神話 | 人物・伝記 | 文学論
- 61 日本文学(総合 | 上代・中古)
- 62 日本文学(中世~近現代)
- 63 東洋・西洋文学 | マンガ論
- 64 名作マンガ
- 65~66 美術 | 絵画 | 書道 | 彫刻 | 工芸 | 写真
- 67 古事類苑 | 国史大系
- 68 歴史 | 戦史叢書
- 70 文庫(学術・教養系) | 詳書類従

グレートワークス

- 71 全集・叢書
- 73 美術全集

**森の道しるべ
新聞 | 特集
大型えほん**

**ゆずももんち
(子ども図書室)**

**サービス
カウンター**



A ともに生きる

- 1~3 健康 | 医療 | 介護
- 4 家族 | コミュニティ | 地方自治
- 5 都市問題/教育
- 6 労働 | 福祉 | 社会の課題

B すぐに役立つ

- 7 家事 | 投資 | アプリケーション | 手芸
- 8~9 美容 | 食 | インテリア | DIY | ぐらしの法律
- 10 ペット | 園芸
- 11 趣味 | マナー
- 12 文章 | ICT | 外国語入門
- 13 人生訓 | 仕事術

C 人生をたのしむ

- 14~16 スポーツ | アウトドア | ゲーム | 音楽 | 演劇
- 17 能・狂言 | 歌舞伎 | 映画
- 18 観光 | 現代日本の詩歌
- 19~29 現代日本の小説
- 30 現代海外小説

D 自然と環境をみつめる

- 37 数学 | 自然科学 | 宇宙 | 生命
- 38 動物 | 環境 | 農林水産業

E 世界と日本の現在を読む

- 39 世界の現在 | 世界の国と地域
- 40 日本の現在 | 日本の地方と地域

F 社会と経済を知る

- 40 社会 | 政治 | 防災
- 41 法律 | 人権 | 交通 | 経済 | 経営
- 42 広告 | 技術 | 工業 | 情報 | マスコミ



- 43 茂木資料(歴史/人物/文化/町政)
- 44 ニア茂木(栃木県/芳賀郡(隣接市町))
- 45 リンク茂木(ふるさと | 食文化 | たはこ | SL)
- モータースポーツ | 近江商人 | 二宮尊徳)
- 46 参考図書(辞書 | 事典) | 外国語図書
- 47 建築学体系 | ファーブル昆虫記
- 48 プルーバックス | Newton | 名曲解説全集
- 49~50 昭和万葉集 | コミック
- 31 ユース(岩波ジュニア新書 | なるにはBOOKS | ライトノベルほか)
- 32~35 新書 | 文庫 | 大活字本
- 36 CD | DVD

公共施設の木造・木質化の取組みから 木材コーディネートの必要性について

～茂木町の木造建築を事例として～



栃木県 茂木町

1

CONTENTS

1. 茂木町の概要
2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて
3. 事例紹介
 - ① 茂木中学校改築事業について
 - ② 町内小中学校の内装木質化について
 - ③ 茂木町庁舎の内装木質化について
 - ④ 茂木町まちなか文化交流館
「ふみの森もてぎ」建設事業について
4. 最後に

2

1. 茂木町の概要

① 茂木町の概要

面積の約65%が山林で占めており、その多くは標高200m前後の広葉樹に囲まれた里山の原風景を今に残しています。

北部を流れる那珂川は東日本屈指の清流として知られており、全国の水の郷百選や棚田百選にも選ばれています。

都市と農村交流事業が盛んで、現在は年間約320万人の来訪者があります。

茂木町MAP —もてぎのふれあいの郷 地域活動MAP—



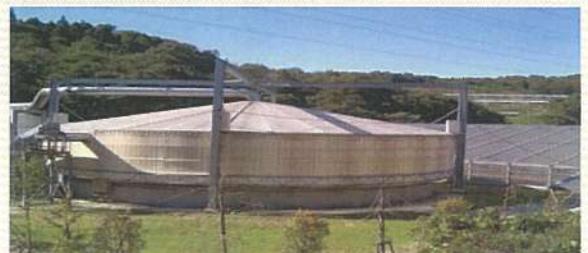
3

1. 茂木町の概要

② 茂木町の特徴 有機物リサイクルセンター美土里館

基幹産業である農業の各施設林業、畜産業、家庭からの生ゴミ等の有機資源(バイオマス)から堆肥を製造しています。

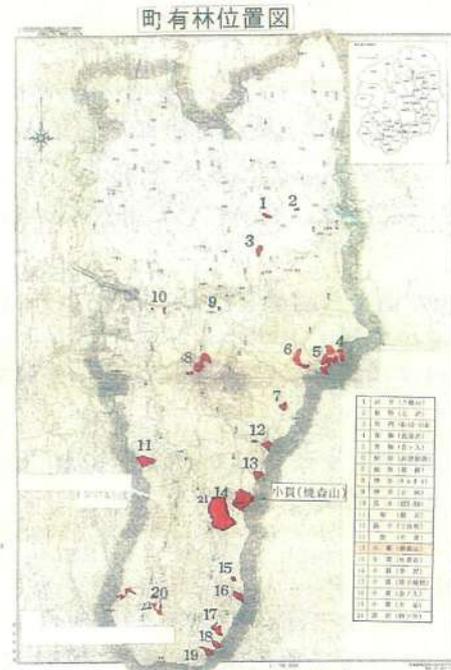
地産地消システムは全国的にも有名な施設です。



2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

①茂木町の町有林

- ・町内には376haの町有林があり、その6割が杉・桧の人工林です。
そのほとんどが、昭和29年の合併前の旧逆川村の村有林です。
- ・旧逆川村の先人は、大正2年から将来の財政への寄与を願い全戸出役によって、150ha山林に65万本の杉・桧の苗を植樹し、昭和56年まで逆川財産区として管理を続けていました。
- ・昭和50年代の外材輸入による木材価格の低迷等により維持することが困難となり、平成12年に町へと移管されました。



5

2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

②茂木中学校改築事業がきっかけ

- ・旧逆川材昨区林の町有林の樹齢65～95年の杉・桧を現在に引き継いだ現在の私達行政は、そのまま放置してしまえば朽ち果て、先人の偉業までも埋もれてしまうのではないかと。
- ・これらの木の有効活用と先人達の思いを後世に伝えていくことが、今の行政が果たさなければならぬ使命であると考えました。
- ・平成16年度から開始した茂木中学校改築事業は、祖先の熱い想いと魂の宿る財産を活用する取り組みから始めました。
- ・学校は「木が交わるところで学ぶ」と書くように、昔の学校は温もりのある木造校舎でした。しかしながら、戦時中の都市部の大火災を基本に、都市部の不燃化をはじめとして、従来の木造建築物が造れなくなり、1970年代には不燃化の波は地方にも波及し、全国各地でRC造の公共建物がつくられるようになり、その代表的なものは統一されたマッチ箱型の学校でした。
- ・その後、木造建築物は力学的構造解析が困難なことから、大学の建築学講義からも木造建築がなくなり衰退していったと言われています。

6

2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

※逆川村公有林記念碑「恵澤洽著」の碑

私たちの祖先の人々が約100年間にわたり平和で明るい豊かな村を築くために、村民一丸となって焼け森（約150ha）に苗木を植え、手入れを続けてきた祖先たちの尊い血と汗の結晶が「焼森」である。

その結果、村の財政や村民の生活は豊かになり、教育環境の整備として小中5校が建立され、納税完納の「模範村逆川」として天皇陛下より賞詞を賜った。

この偉業を子々孫々に至るまで伝え、その精神を忘れてはならない。（碑文要約）

昭和26年

文 参議院議員 徳川 宗敬
書 前東京府知事 岡田 周造（逆川村出身）



小学生の課外事業の様子

7

2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

③公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

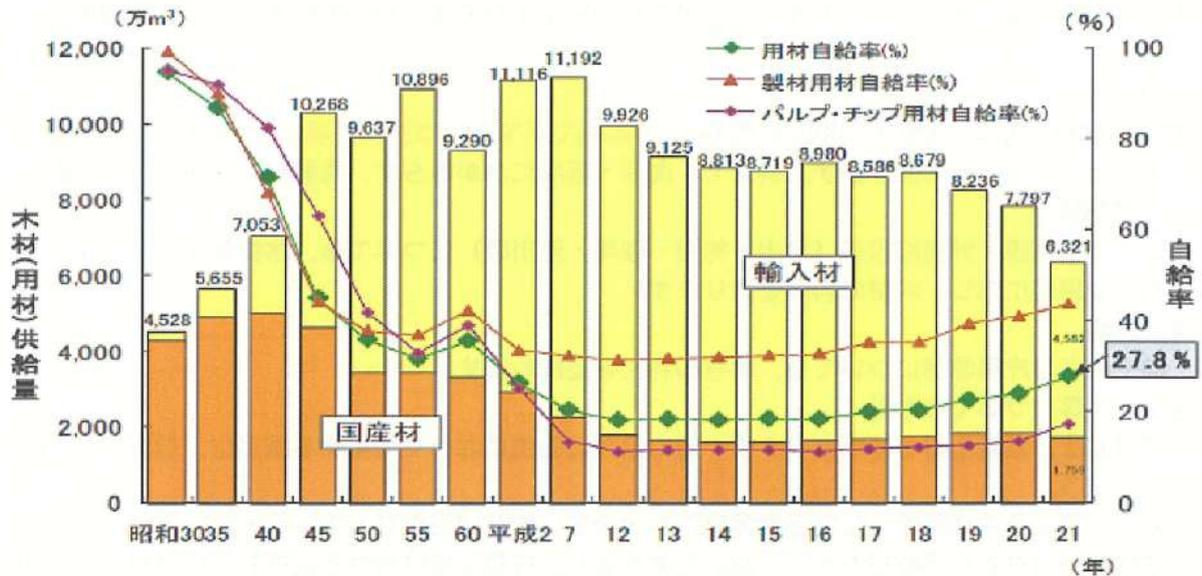
- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（木促法）が、平成22年10月1日施行されました。（平成28年4月1日改定）
- ・我が国では、戦後、造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響などにより森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念される事態となっています。
- ・このような厳しい状況を克服するためには、木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることが急務となっています。
- ・本法律は、こうした状況を踏まえ、現在、木造率が低く（平成20年度7.5%床面積ベース）今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先して木材利用に取り組むこととしています。
- ・また、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的な取組を促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、木材全体の需要を拡大することをねらいとしています。

8

2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

参考 日本における木材利用率

木材供給量と自給率の推移



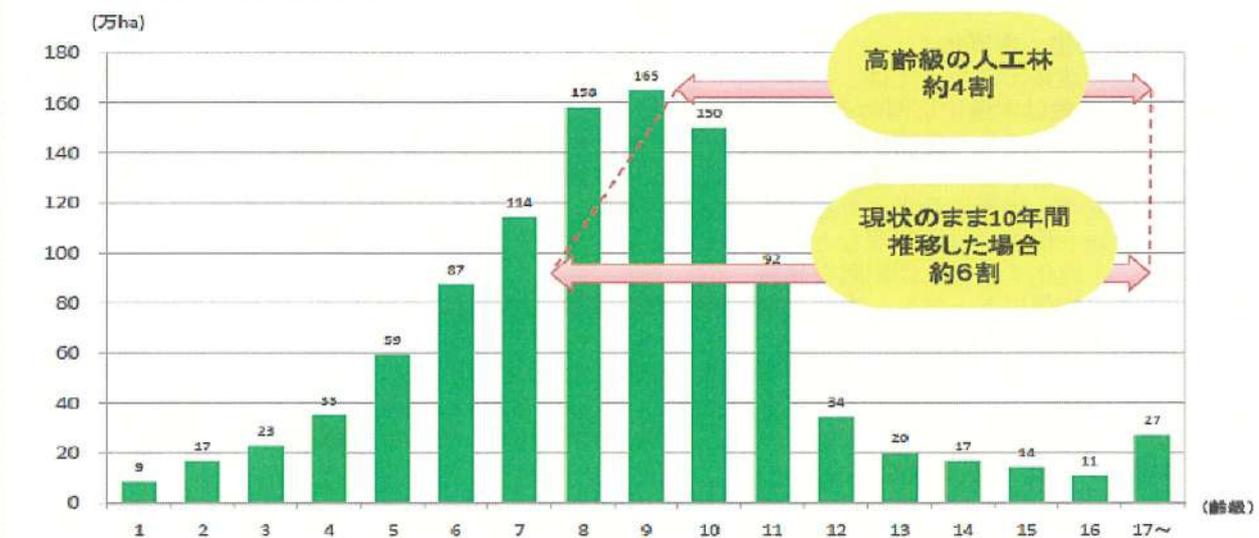
資料：林野庁「木材需給表」

9

2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

参考 日本における人工林の齢級別面積

人工林の齢級別面積



(平成19年3月31日現在)

(10年後)

資料：林野庁業務資料

注：1) 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる森林の面積である。10
2) 平成19年3月31日現在の数値である。

2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

④とちぎ木材利用促進方針

平成22年10月、栃木県では「とちぎ木材利用促進方針」を策定しました。本方針では、県直営又は県補助により整備される、次のものを対象とし、以下の方針で木材の利用を促進します。(以下抜粋)

■公共建築物

「県有施設の木造化に関する基準」に即し、「**2階建て以下、かつ延べ面積3,000㎡以下**」の建築物について、原則として**木造化**を図ります。併せて、高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を図ります。

■公共土木施設等

工作物・土木施設・外構施設等(治山・林道・砂防・河川等)についても、木材の特性を活かしながら施設の特質や用途に応じ、木材の利用を図ります。

■庁用物品等

机・椅子などの庁用物品についても、木材の利用を促進します。

■木材の使用等についての方針

- ①使用木材は、県産出材を基本とします。特に公共建築物において使用する製品は、原則JAS又はJAS相当材とする。
- ②木材使用量は公共建築物・公共土木施設等を併せて、単年度当たり2,000m³とする
- ③とちぎ材利用をより進めるために、設計上の工夫や大規模建築における長期計画等を推進します。

11

2. 公共建築物の木造木質化の取組みについて

⑤茂木町産材等の利用を促進する公共建築物

基本方針 (平成24年8月15日から適用)

1 町有施設の木造化、木質化

(1) 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、「**2階建て以下、かつ延べ面積3,000㎡以下**」の施設は**木造化に努める**。

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化をすることが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合

(2) 木造以外の施設にあっても、**木質化が可能な床や壁等の内装材については**、法令の規定により制限等がある場合を除き**木質化を図る**。

(3) 町民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設また多くの町民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてより積極的に木造・木質化に努めるとともに、**ロビー・応接用テーブル・椅子などの備品等**に茂木町産材及び県産出材等を用いた製品を**積極的に使用する**。

2 公共工事等における木材等の利用

町が実施する公共工事においては、工事個所の周辺環境や利用上のコスト、施設としての必要な性能等を考案しつつ、茂木町産材及び県産出材等や県産出木製品等の利用に努めるものとする。

3 町有林から産出される材の有効活用

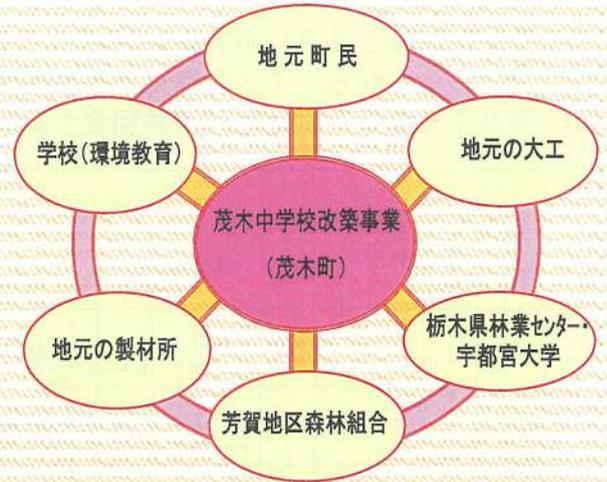
公共建築物等の整備にあたり、町有林の樹木の活用に努めるものとする。

12

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-1 プロジェクトチームの組織化と町有林アドバイザーによる課題解決

- ・木材を調達するには、それぞれの分野で知識のある方達の協力が不可欠であり、教育委員会を中心に農林担当課職員や木材に詳しい町民、地元森林組合の職員、学校の教員を含めたプロジェクトチームを組織し連携を図りました。
- ・栃木県林業センターや宇都宮大学農学部森林科学科、さらには町有林アドバイザーとして、町内の木材有識者2名のアドバイスを受けながら、木材調達方法の課題等を順次解決していく方法により協力体制を築いていきました。



茂木中学校建設プロジェクト組織図 13

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-2 改築事業のコンセプト

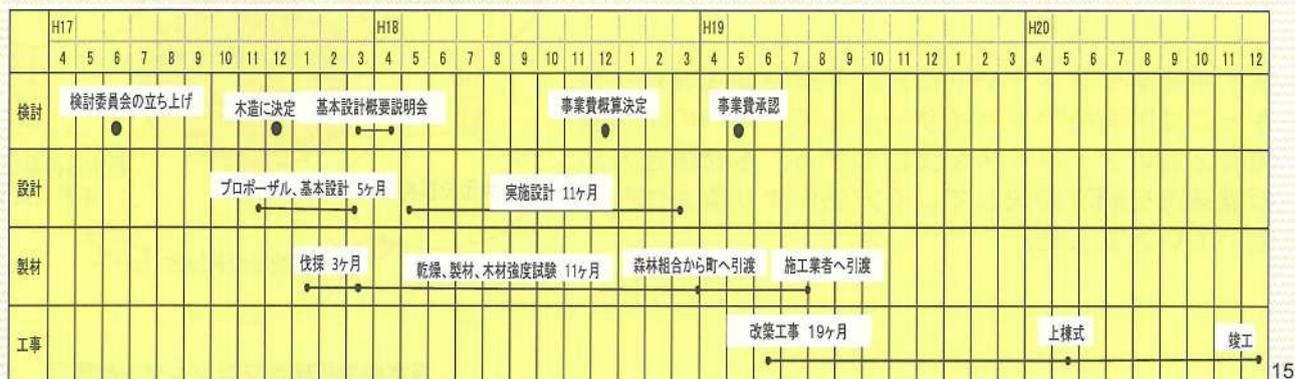
森の国の学び舎 町有林を活用した町の歴史と町民の心に残る学び舎づくり

- ・木材は豊富な国産資源であり、林業・建築業等の育成や環境保全の取組みをするため、できるだけ多くの町民が改築事業に携わるよう配慮するため、材料調達と工事を分離発注することにしました。
- ・祖先の残した大切な木材を全て無駄なく利用し、茂木らしさを表現する場としました。
- ・日本に残る伝統木造建築は、全て自然乾燥による無垢材でできています。このように木の特質性を失わないよう、自然乾燥、無垢材に拘り建設することとしました。
- ・子孫繁栄を願う先人の偉業と地域住民が引き継いできた歴史を、町内全ての小中学校の情操教育に役立てることとしました。
- ・建物はできるだけシンプルで機能的な間取りとし、管理しやすい設備を取り入れることとしました。

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-3 改築事業のスケジュール

- ・ 今回の事業を実施するにあたり、大規模木造建築に係わる設計技術者が全国的にも不足している現状を把握したうえで、できるだけ実績のある設計業者を選定し、指名によるプロポーザル方式により業者選定を行いました。
- ・ 平成17年12月に町有林を活用した木造校舎で建設することを決定し、木材調達に時間を要することから、12月補正で予算を確保し、平成18年1月より伐採作業を開始しました。平成19年3月には地元森林組合から1,580m³全ての木材の引き渡しを受けました。



3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-4 木材の確保(その1)

- ・ 2ヶ所の町有林 約29haから4,800本を上層間伐により伐採しました。
- ・ 上層間伐、集積、丸太材皮むき、搬出、製材、自然乾燥、ストック小屋建設等の作業全てを一括して、地元の森林組合に委託しました。

- ・ 確保材は

杉丸太材	630本
杉角材	約5,000本
桧床板材	約10,000枚
杉・桧壁板材	約30,000枚

- ・ 確保量は 1,580m³ 内訳 丸太材 580m³
製材 1,000m³

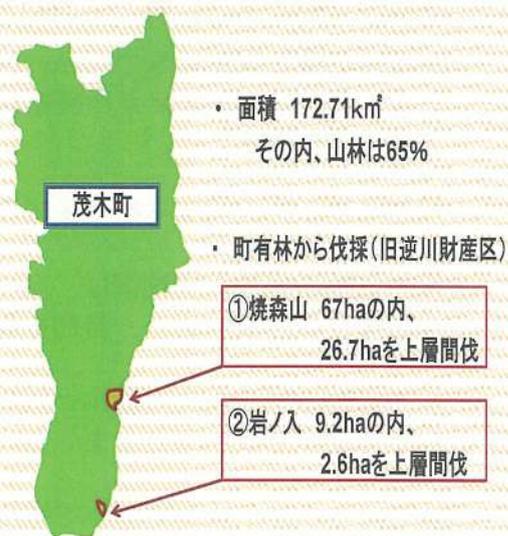
経費総額 50,526,000円

- ・ 不要雑木は 415m³ (杉・桧の丸太材)

販売額(手数料等差引き後) 2,096,672円

- ・ 木材確保の経費は 約48,429,000円 (m³当たり単価 約30,000円)

茂木中学校改築のための木材調達



3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-4 木材の確保(その2)

町有林の伐採(上層間伐)状況



丸太材の皮剥き作業



町有林から町有地(旧クリオン跡地)へ搬入



1本1本丸太材の寸法を検測



17

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-4 木材の確保(その3)

防腐材の散布



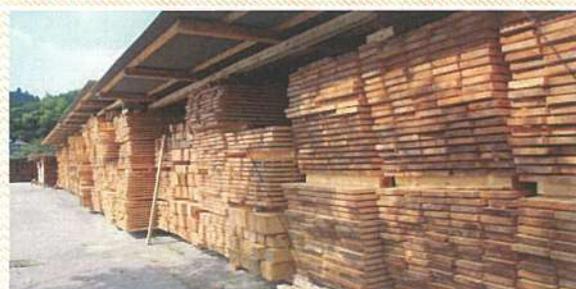
角材・板材は地元の製材業者で



杉丸太材 630本を天然乾燥



角材5000本・板材4万枚の保管状況



18

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-5 木材の強度・乾燥試験(その1)

- ・町が調達した木材には、JAS規格(日本農林規格)の証明がない!
- ・栃木県林業センターと宇都宮大学農学部(計測機械)により、2か月に一度定期的に検査を実施してもらえたこととなった。
- ・2か月ごとの定期的なデータをまとめて官学連名の証明付きで、請負業者に引き渡すことができました。
- ・試験データは自由に使用できることとし、栃木県林業センターと宇都宮大学農学部とも自主研究事業として、試験経費の全てを無料で行ってもらいました。



19

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-6 木材の強度・乾燥試験結果

- ・約2か月ごとの定期的なデータをまとめて官学連名の証明付きで、木材を問題なく請負業者に引き渡すことができました。
- ・最終的な含水率は右表のとおり、**14.7%**となった。このことにより、割れ防止の「背割」等は実施しないこととした。
- ・伐採後に山で葉が枯らしを行ってから、玉切り、伐採を行ったことにより、検査開始時には一定の乾燥がされていたと思われる。



20

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-7 木材の強度・乾燥試験結果

・強度試験も2か月ごとの定期的に行っていただきました。平均のデータは以下の通りです。

平均計測値

- ⑥2007.05.18
7.8 (E90)
- ⑤2007.02.26
7.9 (E90)
- ④2006.12.19
7.8 (E90)
- ③2006.10.25
7.6 (E70)
- ②2006.08.03
7.5 (E70)
- ①2006.08.03
7.2 (E70)

茂木中学校建築に係るスギ部材：第6回調査表(2007.5.18測定)

パイロット材(丸太) 9mもの										
計算例1 本口割れを含んだ実際の円周長計測値から算出した場合										
№	長さ(m)	直径(cm)			材積(m ³)	重量(kg)	密度(kg・m ³)	周波数(Hz)	動的ヤング係数(GPa)	等級区分
		元口	元口上40m	本口						
196	9.00	40	34	30	0.83	305	367	239	6.8	E70
218	9.00	39	32	28	0.75	269	359	241	6.8	E70
195	9.00	41	35	30	0.87	302	347	255	7.3	E70
431	8.75	39	34	29	0.79	276	349	266	7.6	E70
739	9.00	44	38	33	1.02	372	385	231	6.3	E70
307	9.00	32	29	25	0.58	234	403	265	7.2	E70
302	9.00	37	29	24	0.62	236	381	251	7.2	E70
444	9.00	33	29	24	0.58	229	395	248	7.3	E70
309	9.00	32	28	24	0.55	250	455	246	7.3	E70
439	9.00	36	32	27	0.70	307	439	255	7.3	E70
10本					0.73	278	386	平均値	7.8	

集計：10本

1 動的ヤング係数平均値 7.8(E90)

2 機械等級区分別出現数

E70	5本
E90	5本

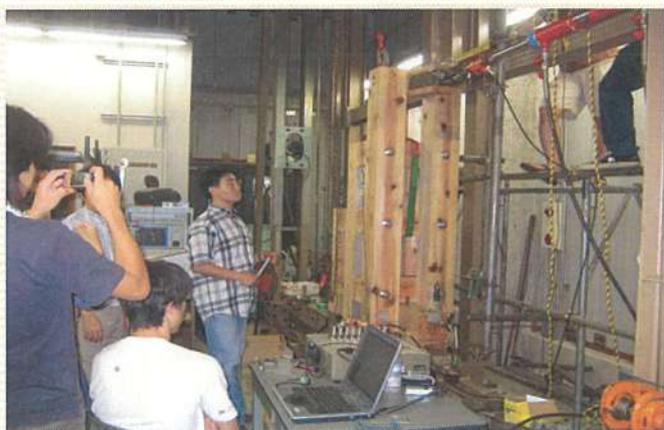
〈留意点〉

今回の測定では、収縮が進み、割れ幅が小さくなっているが、多数の割れを有する。

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

①-8 木材の強度・乾燥試験(その2)

- ・木造構造に加え、無垢材だけで柱を少なくした大空間をつくるための検討を行い、日本で初めてとなる木造による「井桁工法」を採用することに決めました。
- ・独自の構造計算を行ったため、実物大の構造体による試験が必要となり、東京大学農学部(稲山研究室)の協力を得て、安全性の検証を行ないました。
- ・井桁組みの他にも、丸太柱の柱脚部の試験体も作成し、合わせて検証しました。



東京大学農学部(稲山研究室)で強度試験

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

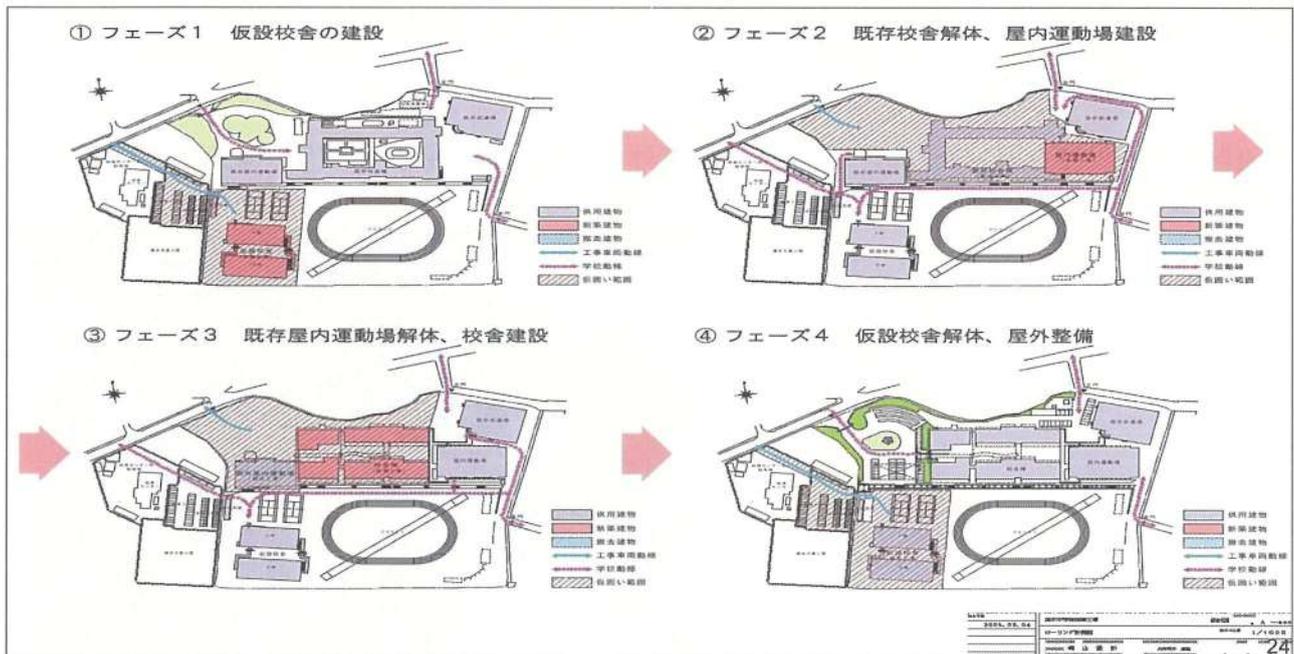
②-1 校舎・体育館の規模(概要)

敷地面積 : 30,041.76 m²
 校舎 : 延床面積 4,669 m² (他渡り廊下あり) 木造・一部鉄筋コンクリート造 2階建
 屋内運動場 : 延床面積 1,173 m² 鉄筋コンクリート造 1階建
 工事期間 : 平成19年6月12日～平成20年12月10日
 ※屋内運動場は平成20年3月3日に仮使用開始

番号	名称	構造・規模	床面積
1	管理棟	木造一部鉄筋コンクリート造、2階建て	1,781.59 m ²
2	普通教室棟	木造一部鉄筋コンクリート造、2階建て	1,577.36 m ²
3	特別教室棟	木造一部鉄筋コンクリート造、2階建て	1,268.08 m ²
4	屋内渡り廊下	鉄筋コンクリート造、2階建て	41.60 m ²
5	屋外渡り廊下	鉄骨造、一部2階建て	632.44 m ²
6	屋内運動場	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、平屋建て	1,172.88 m ²
7	既存校舎解体 既存屋内運動場解体	鉄筋コンクリート造、2階建て 鉄骨造、平屋	6,111.10 m ² 23

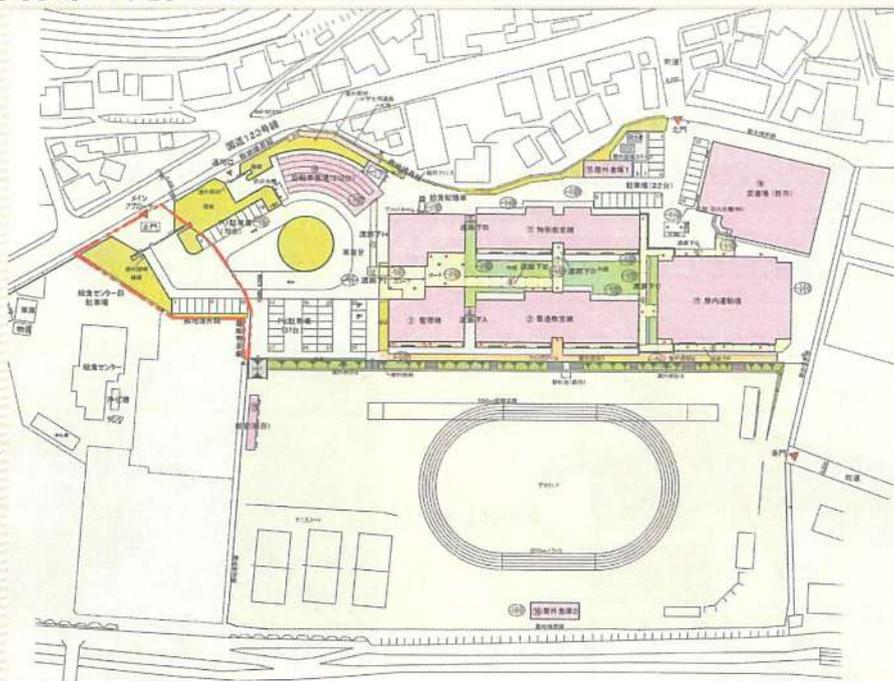
3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

②-2 校舎・体育館の建設工程



3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

②-3校舎・体育館の配置



3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

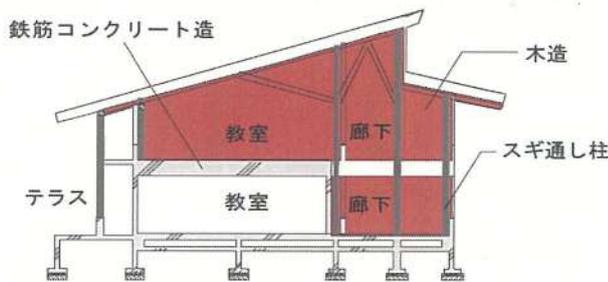
②-4校舎・体育館の規模(平面図)



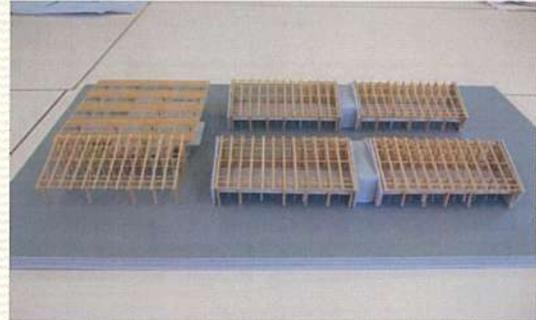
3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

③-1 木材の使用箇所

- ・ 建築基準法や消防法を遵守するため、RC造との混構造としました。特に1階の教室は2階の床面の防音面等を考慮しRC造としています。
- ・ 床面は全て桧の無垢板 (W180×@18) を貼りました。
- ・ 壁は3年生は桧材 2年生は杉(赤身材) 1年生は杉(白太材)と学年順に高価な板材を張り差別化をしました。
- ・ 外部はできるだけ風雨にさらさないよう南面のテラス、デッキ以外はガルバニウム鋼板で覆っています。



校舎の断面概要図

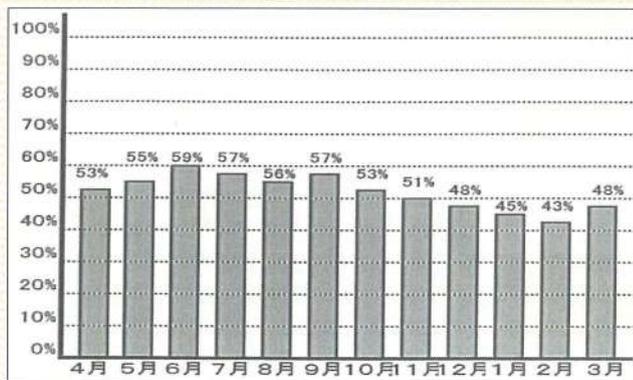


木構造を模型で表現

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

③-2 自然塗料の活用

- ・ 無垢材の特性である水分の吸収放出を阻害しないよう、自然塗料(植物水性塗料)を採用しました。
- ・ 床、壁全ての木材に自然塗料を使用。
- ・ 中学校では、年2回(夏休みと冬休みの前)に生徒がワックスがけをしています。
- ・ 通常の清掃時は水雑巾を使用。



茂木中学校の年間湿度の推移(月平均)

本物の自然塗料(植物水性塗料)です。

ゼロシース (浸透性塗料) VS 石油系合成塗料 (塗膜性塗料)

石油系合成塗料は揮発性有機化合物はゼロです。 VS 石油系合成塗料は揮発性有機化合物の基準値以下しかし含有している!

木は呼吸しています。 VS 木が呼吸できなくなります。

呼吸を止めたら木を枯らす原因になります。 VS 塗膜性塗料は表面にビニールをのせたのと同じ状態になり、調湿機能や風合い、臭いを失ってしまいます。

湿度変化: 55% → 55% (ゼロシース) VS 湿度変化: 20% → 80% (石油系合成塗料)

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

③-3 児童生徒の校外学習

- ・ 町内4小学校の3、4年生の校外学習として、伐採した町有林、恵澤治著の碑、木材ストックの現場を見学しました。
- ・ 町内4中学校の全生徒が、課外学習の一環として伐採した町有林、恵澤治著の碑、木材ストックの現場を見学しました。



木材ストック場での見学会の様子



伐採現場での課外事業の様子

29

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

③-4 茂木中生徒の校外学習

- ・ 茂木中の生徒は古来の儀式に古式に則った「地鎮祭」や「上棟式」等の行事に全員参加しました。
- ・ 各工事工程の度に大工さんなどの職人さんたちが働いている工事現場を見学することにより、木造建築への理解を深めました。



茂木中生徒の工事現場見学の様子



茂木中生徒全員参加による上棟式

30

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

③-5 木材の有効活用

- ・ 建設用材として使用できない不要雑木は共販所にて販売しました。
- ・ 製材時に発生した「オガ粉・バタ材」や建設現場で発生した「端材」等も全て有機物リサイクルセンター美土里館で回収しました。
- ・ 回収したオガ粉、バタ材、端材等は有機肥料の原材料としました。
- ・ 丸太材は山の沢水を使いバーカーで皮むきを行い、樹皮はそのまま堆肥として山に戻しました。
- ・ 現場の端材を活用し、生徒用の机・椅子、教卓、テーブル等を製作しました。



端材、おが粉の状況



バタ材のストック状況



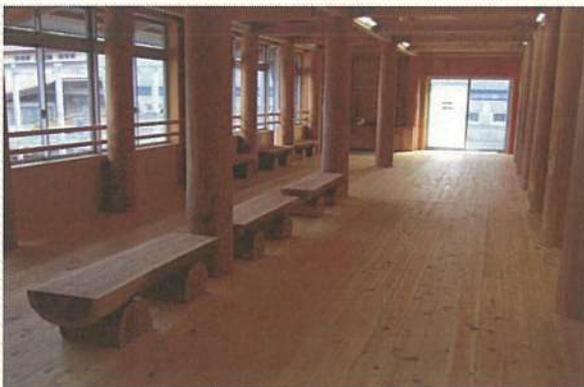
美土里たい肥

31

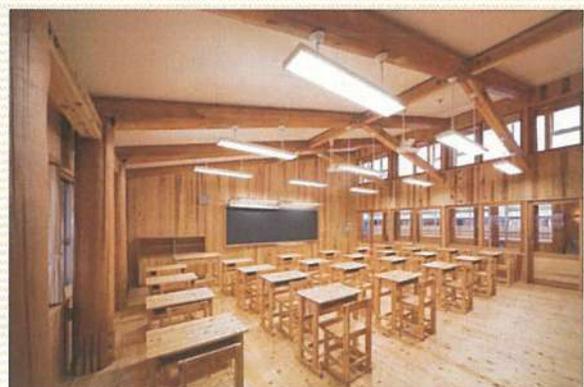
3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

③-6 木製備品の導入 (とちぎの元気な森づくり県民税事業の導入)

- ・ 現場で発生した端材(桧材)を同一規格に製材し、無駄なく使用するため木製家具の材料としました。
- ・ 森林環境税(とちぎの元気な森づくり県民税)の補助を活用し、生徒用の机、椅子、教卓、教師用机、長テーブル等を製作しました。
- ・ 生徒用の机、椅子は、何度も試作品をつくり、生徒・教諭の意見を集約し、町独自の仕様にて整備しました。



2年生教室 廊下の丸太ベンチ

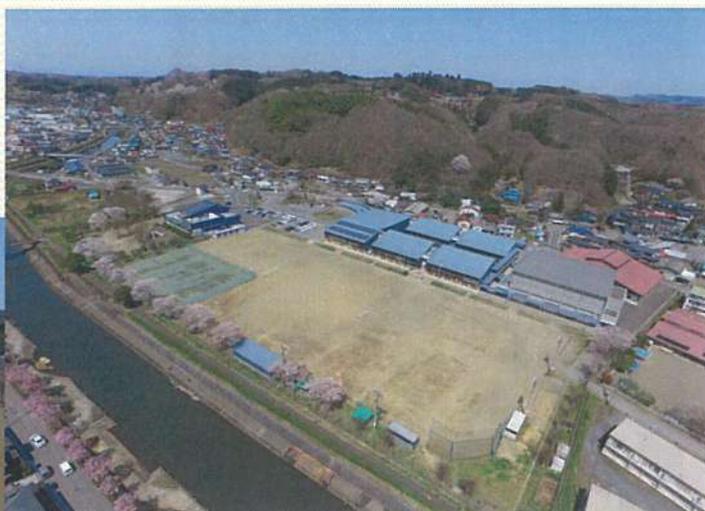


1年生教室の木製の机と椅子

32

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

④-1 完成状況 (上空より)



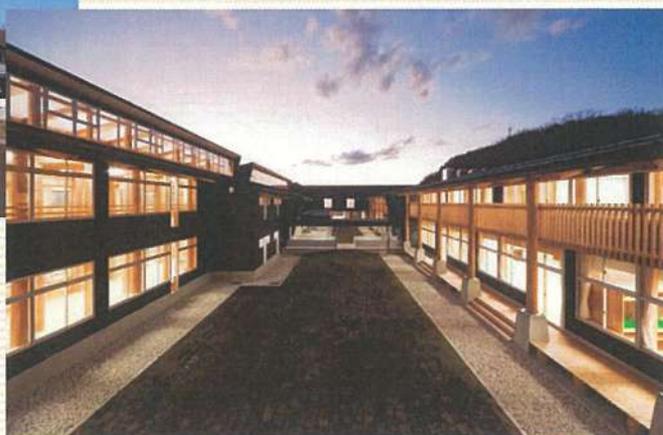
33

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

④-2 完成状況 校舎外部 (南面)



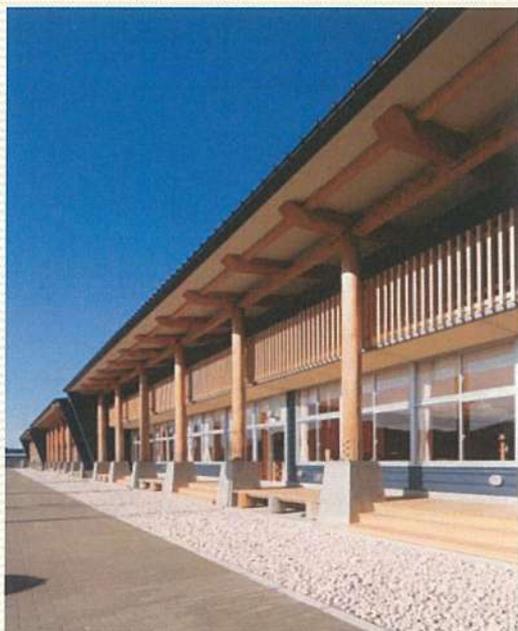
校舎外部 (中庭)



34

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

④-3 完成状況 校舎外部（普通校舎北面）



校舎外部（普通校舎南面）

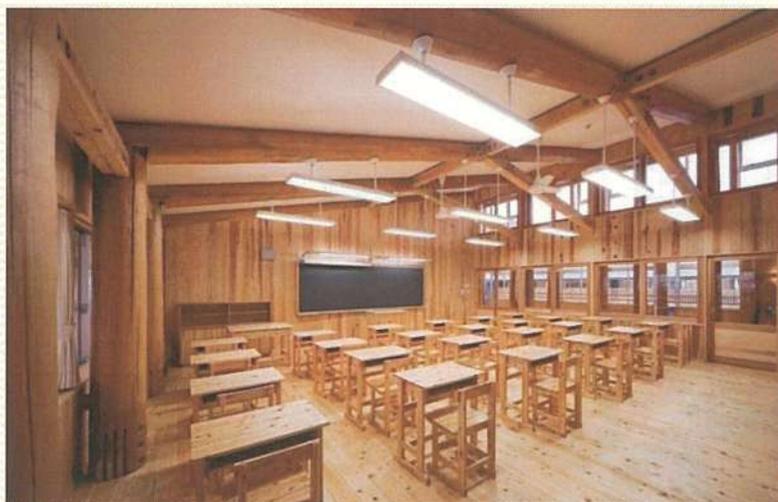


校舎外部（普通校舎北面）

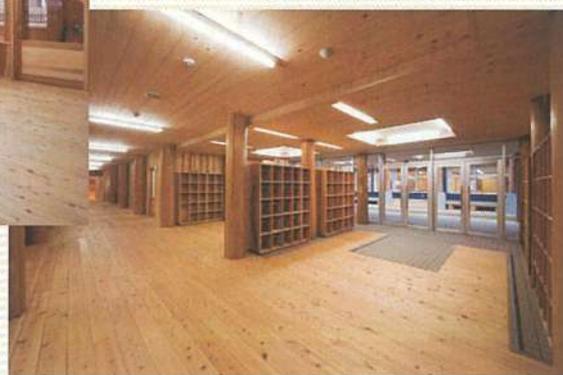
35

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

④-5 完成状況 校舎内部（普通教室 1年生）



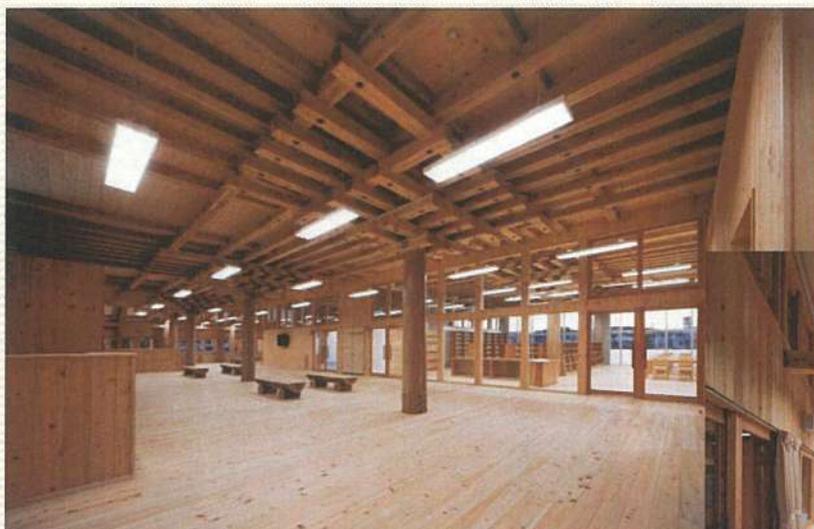
校舎内部（昇降口）



36

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

④-5 完成状況 校舎内部（2階多目的スペース）

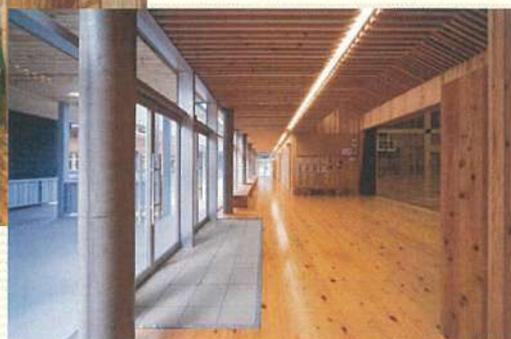


校舎内部（理科室）

37

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

④-6 完成状況 体育館内部（アリーナとエントランス）



38

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

④-7 完成状況 附帯施設（自転車置場と屋外倉庫）



- ・ 強い林業・産業づくり交付金事業により整備
林野庁（事業費の1/2補助） 栃木県（事業費の1/10補助）

39

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

⑤-1 建設事業を振り返って（当初に課題を設定）

- ・ 木材を調達では、プロジェクトチームが機能し、効率的な作業ができた。
- ・ 栃木県林業センター、宇都宮大学農学部森林科学科、町有林アドバイザーの協力により、木材の製材、自然乾燥、請負業者への確実な引き渡しができるようになった。
- ・ 町の整備方針(コンセプト)を学校に示し、先生、生徒と一緒に計画を進めることができた。そのため、教員や生徒が木造の良さを理解している。
- ・ 実施設計では機能面と管理面を重視し、使用する学校の意見をまとめ設計に取り入れた。設計段階で茂木中学校全員の先生より意見を聞いた。ただし全てが実現できるはずがない。
- ・ 設計事務所はデザインを重視するのをチェックし、廊下と多目的スペースを一体とするなど、機能的な間取りや導線を一緒に考えた。
- ・ 建設コストを常にチェックしたため、鉄筋コンクリート造と同等以下の坪単価で建設することができました。木材調達経費を入れても校舎は㎡あたり23万円となっている。



40

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

⑤-2 木造施設の利点 その1

- ・ 木質空間の保湿性の良さについて実証できました。
乾燥時期でも40%以上を確保。梅雨時期でも60%台をキープ。
- ・ 床の柔らかさを実感できる。
成長期にある生徒にとって
理想の施設となった。
- ・ 桧の香りによるリラックス効果と
脳の活性化が図られた。
現在は学力が向上？
県内トップクラスの学力に！
- ・ 生徒の学力と生活態度の良さは？
先生の指導？
それとも木のせい！！



地元大工さんによる丸太加工状況

41

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

⑤-3 木造施設の利点 その2

- ・ 学校全体を教材として活用できる。構造体の柱(木柱・鉄柱・RC柱)は化粧しない。
- ・ 町内の多くの関係者が工事に携わることができる。
- ・ 町内の大工の活躍による丁寧な施工があちこちに。



井桁の上棟を記念（関係者にて）



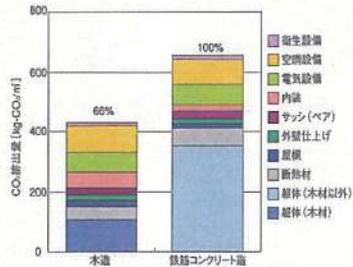
平成21年度県植樹祭の会場風景

42

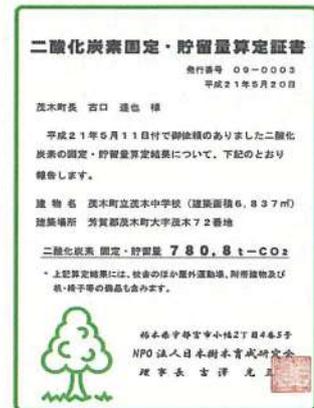
3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

⑤-4 CO₂削減と貯留量

- ・鉄筋コンクリート造と比較すると約**1,100 t-CO₂**を削減。
80年生の杉林に例えると**12.9ha**が呼吸する分に相当。
- ・全ての木材を人工乾燥せず、自然乾燥によるCO₂削減。
- ・CO₂固定・貯留量は**約780 t-CO₂**と算出。
人間が排出する年間CO₂の**2.440人分** 乗用車が排出する年間CO₂の**339台分**



*建築物のLCAツール-Enviro4.0を用いて算出
*サッシ、断熱材、電気・空調・衛生設備に関しては、同じ設定
*木造の屋根の仕上げは瓦
*木造の構造体の材種は平均値（『木の学校選集（文部省）』の2,000㎡以上の木造校舎の木材使用量による）
図5 単位床面積あたりの建設にかかわるCO₂排出量の比較（中村 勉）



3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

⑤-5 未来への財産として（記念植樹）

- ・伐採した町有林約29haのうち、皆伐をした焼森山の2.7haに福田知事にも参加をいただき、桜の苗木の植樹を行ないました。
- ・今回の茂木中学校建設にまつわる茂木町の壮大な歴史と祖先の残してくれた「**恵澤洽著**」の精神を決して忘れることなく、大切に守り未来へと引き継いでいきたいと思ひます。



焼森山への植樹状況



植樹終了後全員で記念撮影

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

⑤-6 未来への財産として（茂木中生徒へ）

※茂木中学校のみなさんへ

平成20年12月13日、幾多の困難を乗り越え構想より4年の歳月を経て 茂木中学校は、全町民の熱い想いと祖先の魂の宿る木造りの新しい学校として落成することができました。今日からみなさんに3つのお願いを継続していただきたい。

1つ目は、町民の期待にこたえるべく、今後更なる精進を積み重ね、新校舎のふさわしい茂木中学生になること。

2つ目は、今回の茂木中学校建設にまつわる茂木町の壮大な歴史、祖先の残してくれた「恵澤治著」の言葉の意味をよく理解し、その歴史を後輩にしっかりと語り継いでいくこと。

3つ目は、校舎の柱の一本一本を、壁や廊下の板一枚一枚を、庭の木々や草花の一つ一つを、いとおしんで大切にすること。

この学校は、生命を持った生きた学校であります。この学校を大切にしこの学校から多くのことを学び、この学校に感謝の念を持って、毎日の生活を送ってください。よろしく頼みましたよ。

平成20年12月13日（落成式にて）

茂木町長 古口達也

45

3. 事例紹介 ①茂木中学校改築事業について

⑤-7 本体工事の概要

①契約名	茂木町立茂木中学校改築工事		
②工期	平成19年6月12日～平成20年12月10日（548日間）		
③請負金額	¥1,654,275,000円		
④請負業者	東洋建設株式会社 栃木営業所		
⑤工事内訳	校舎建設費	約 1,079百万円	(4,669㎡ ㎡あたり約23万円)
	体育館建設費	約 311百万円	
	渡り廊下他	約 63百万円	
	解体工事費	約 58百万円	
	外構工事費	約 143百万円	

⑥主な受賞歴

平成21年6月30日 平成20年度「全建賞（建築部門）」受賞

平成21年7月8日 「全国木材活用施設 林野庁官賞」受賞

平成22年11月10日 「マロニエ建築賞 大賞」受賞

46

3. 事例紹介 ②町内小中学校の内装木質化について

①茂木町内の小中学校木質化整備状況

・平成26年度までに、当時の小学校4校(600人)、中学校3校(328人)全ての学校の木造・木質化を完了しました。

学校名	建設年	構造	面積	木質化状況	児童生徒数
逆川小学校	S62	RC造3階	2105㎡	建設時腰壁下一部木質化 H25 内装木質化	7クラス 106人
茂木小学校	S41	RC造3階他	5347㎡	H23・24内装木質化	15クラス 316人
中川小学校	S55	RC造3階	2009㎡	H24 内装木質化	7クラス 108人
須藤小学校	S51	RC造2階他	1968㎡	H25・26内装木質化	6クラス 70人
逆川中学校	H9	RC造2階	2677㎡	建設時 内装木質化	4クラス 56人
茂木中学校	H20	RC+W造2階	4669㎡	建設時 木造、木質化	11クラス 227人
中川中学校	S57	RC造3階他	3028㎡	H22 内装木質化	3クラス 45人

3. 事例紹介 ②町内小中学校の内装木質化について

事例① 逆川小学校の木質化状況 H25森林整備加速化・林業再生基金事業を活用



3. 事例紹介 ②町内小中学校の内装木質化について

事例② 須藤小学校の木質化状況 H25 学校施設環境改善交付金事業を活用



3. 事例紹介 ②町内小中学校の内装木質化について

事例③-1 茂木小学校木質化事業の流れ

【 副題改修 】 平成23年度の主要建築物

茂木町立茂木小学校耐震補強等工事（階梯・中央棟）

本工事では、旧耐震基準で建てられた階梯・中央棟について、耐震診断を行い、強度不足の部・箇所を、修繕で補強する等の耐震補強工事を行いました。また、地震害の木材を応用した階段の仕上とすると共に、内装木質化を行いました。その他、高齢者等利用者の見やすい表示と適正な傾度の確保、歩道きき器等視覚的の設置、下水道へのごみ捨てなどの工事を行いました。

全修工事（左：階梯、右：中央棟）

耐震補強 内装 耐震補強 内装改修（階梯） 木材利用 内装改修（階梯）

耐震補強 内装改修（中央棟） 木材利用 内装改修（中央棟）

【工事概要】
 建設地：茂木町大字茂木1621番地
 構造：階梯 鉄筋コンクリート造2階建、中央棟 鉄筋コンクリート造3階建
 延床面積：階梯 1225㎡、中央棟 1871㎡
 担当：茂木町教育委員会 生涯学習課
 設計監理：㈱ 興研設計 施工：(耐震補強等)㈱ まさる建設(内装木質化)㈱ 保建設

【耐震補強の仕様】
 階梯 鉄骨プレース耐震補強4部、耐震スリット13ヶ所
 中央棟 鉄骨プレース耐震補強12部、コンクリート打ち筋耐震補強2部、耐震スリット16ヶ所

【木材利用概要】
 区 分：階梯、中央棟
 使用材種：杉、桧（仕上材は全て取寄材を使用）
 使用数量：約置仕上材（杉）2006㎡、桧取寄材（杉）160㎡
 特 徴：内装の木・壁の造作材や下水道の地、耐震補強部の仕上材にも木材を積極的に活用している。

公開日時2012



町有林伐採現場
 児童生徒の課外授業の状況
 （講師は作業員さん）



町有林ストック場
 板、角材をストック



内装木質化の教室
 机も椅子も町有林材

3. 事例紹介 ②町内小中学校の内装木質化について

事例③-2 茂木小学校の工事概要

H23~24

森林整備加速化・林業再生基金事業と学校施設環境改善交付金事業を活用



階段 施工前



階段 施工後

51

3. 事例紹介 ③町内小中学校の内装木質化について

事例③-3 茂木小学校の工事概要

H23~24 森林整備加速化・林業再生基金事業と学校施設環境改善交付金事業を活用



普通教室 施工前



普通教室 施工後

52

3. 事例紹介 ④茂木町庁舎の内装木質化について

①茂木庁舎の木質化整備状況 H26 木の香る環境づくり支援事業



住民課・保健福祉課窓口付近 施工前



住民課・保健福祉課窓口付近 施工後



階段部（曲面壁）施工状況



階段部（曲面壁）施工完了状況

3. 事例紹介 ④茂木町庁舎の内装木質化について

②茂木庁舎の木質化整備状況 H26 木の香る環境づくり支援事業



放射能検体測定（異常なし）

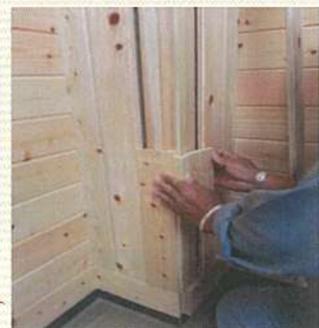


木質化下地材取付け状況（枠組設置）



桧板材（実加工状況）120×12mm

縦張り施工に関して
 ・RC造を木質化すると和風になってしまうのを防ぐため、出隅を出さない、幅木も出さない、見切り材（廻縁含む）を小さくすることを注意し施工した。



3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

茂木町中心市街地拠点施設整備プロジェクト

茂木町都市再生整備計画事業について

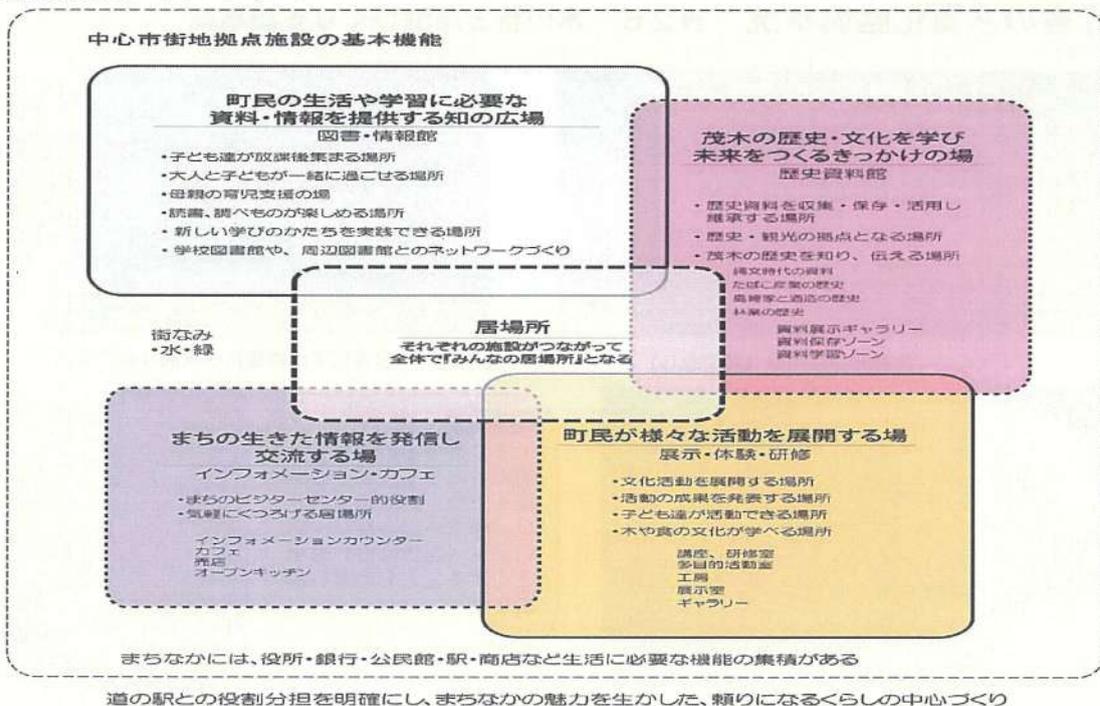
～まちなかに暮らしと情報の中心を～



完成予想図（東側から）

3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

①-1 施設構成のコンセプト



3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

①-3 既存施設取り壊し完了 (H27.4現在)



59

3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

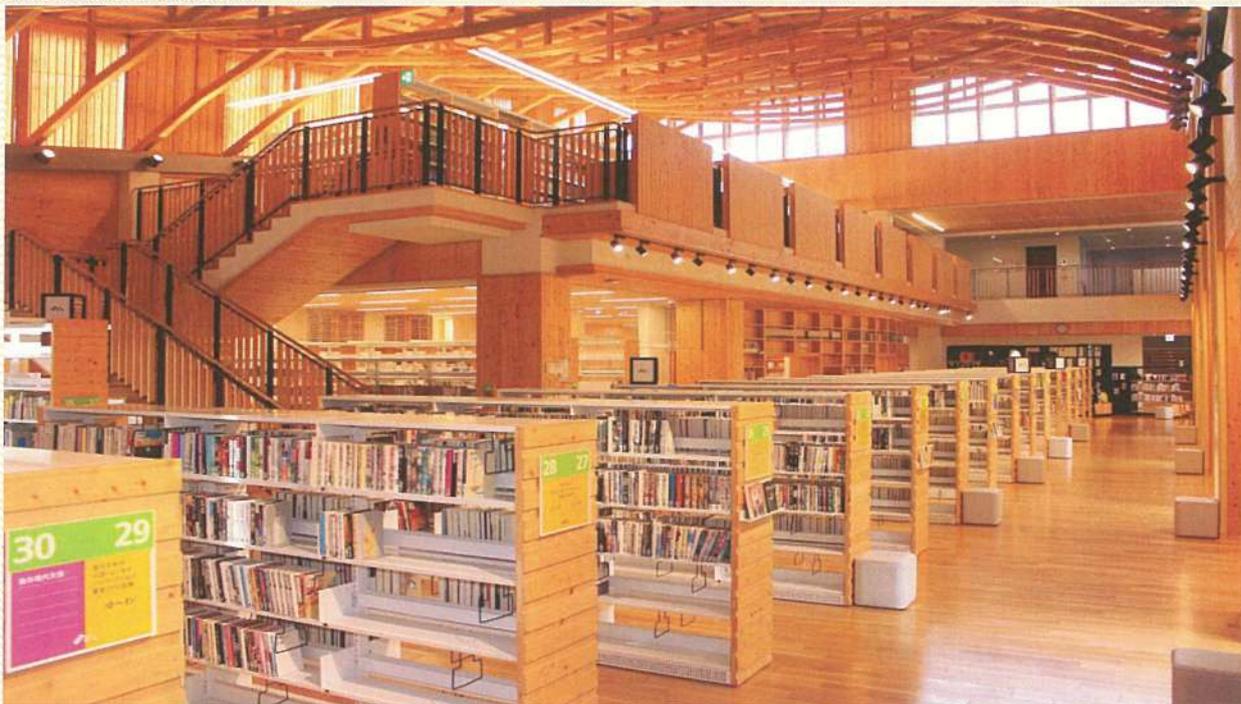
②-1 配置計画の概要



60

3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

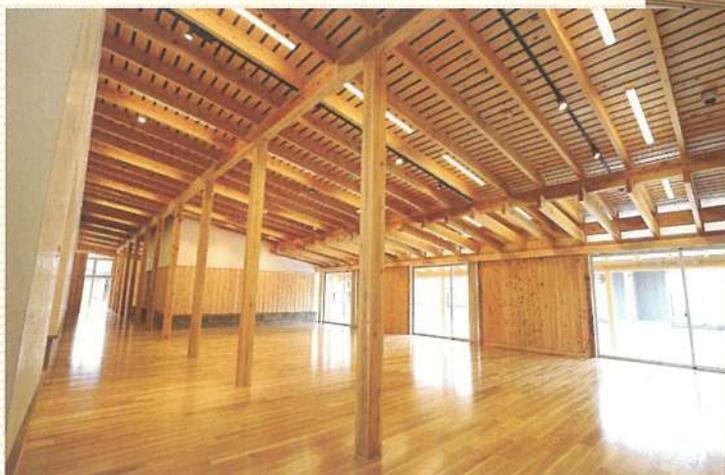
④図書館完成写真



63

3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

⑤展示室の完成写真



ギャラリーの完成写真

64

3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

⑥体験研修室の完成写真(2階木造)



エントランスの完成写真

65

3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

⑦建物外観 (H28.3現在)



66

3. 事例紹介 ⑤茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」建設事業について

⑪全体事業費内訳

○事業費概要

1) 事業費合計 約15億円

2) 歳入内訳

①補助金	599,573千円	
Ⅰ社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業	: 430,460千円	約40%補助
Ⅱ森林・林業再生基盤づくり交付金事業	: 131,113千円	約50%補助
Ⅲ森林整備加速化・林業再生基金事業	: 7,000千円	約50%補助
Ⅳ木の香る環境づくり支援事業	: 4,000千円	約80%補助
Ⅴ防災拠点施設再生可能エネルギー導入支援事業	: 27,000千円	約99%補助
②過疎債	: 858,850千円	
③一般財源	: 18,418千円	

3) 歳出内訳

①設計監理等委託費	: 59,655千円	基本・実施・監理
②既存建築物解体工事	: 30,920千円	
③中心市街地拠点施設建設工事	: 1,314,792千円	
④外構工事	: 44,280千円	
⑤太陽光発電設備工事	: 27,194千円	

67

4. 最後に

①-1 建築基準法による制限

- ・木造は法的制限により、自由な間取りで計画できない場合もある。
- ・消防法による防火区画等による制限もある。
- ・学校建設における一つの選択肢として、木造・木質化推進のために法的整備を・・・ 木造3階建ても可能となったが・・・

■建築物の耐火上の要件

3階建て以上	耐火建築物		
2階建て	その他の建築物	準耐火建築物 (学校の用途に供する床面積の合計が2,000m ² 以上の場合)	①準耐火建築物 (1時間準耐火構造)
1階建て			②その他の建築物 (30分の加熱に耐える防火措置)
高さ	高さ13m以下かつ軒高9m以下	高さ13m超または軒高9m超	—
延べ面積	3,000m ² 以下		3,000m ² 超

68

4. 最後に

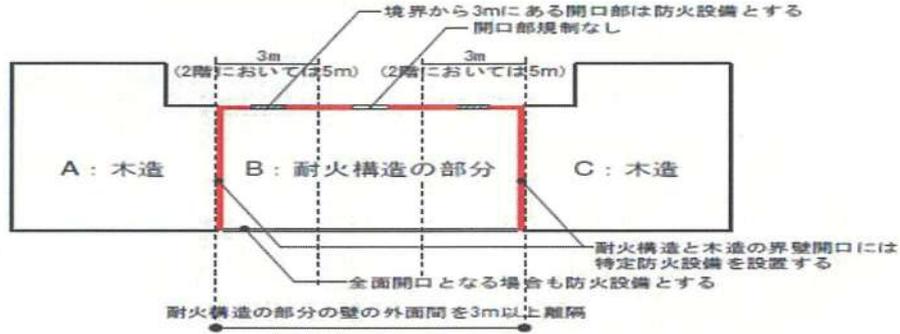
①-2 建築基準法による制限

1. 別棟の取扱いについて

本計画地は、準防火地域と22条区域にまたがる敷地のため、木造建築をたてるためには防耐火上の制約がかかる

それらの要件を満たすために、各木造建築物の間に耐火構造部(耐火建築物)を配することで、各建物(全体平面図内の①~⑤の5棟)を別棟として計画している

■耐火構造部分を介した別棟の取扱いの基本的な考え方



以下2つの通達(通知)『部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について』を根拠として各建物を別棟扱いとしている

住防発第14号 昭和26年3月6日 建設省住宅局建築防災課長による通達
 国住指第2391号 平成20年9月30日 国土交通省住宅局建築指導課長による通知

69

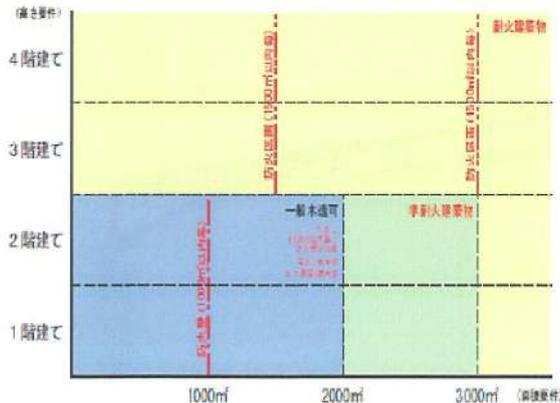
4. 最後に

①-3 建築基準法による制限

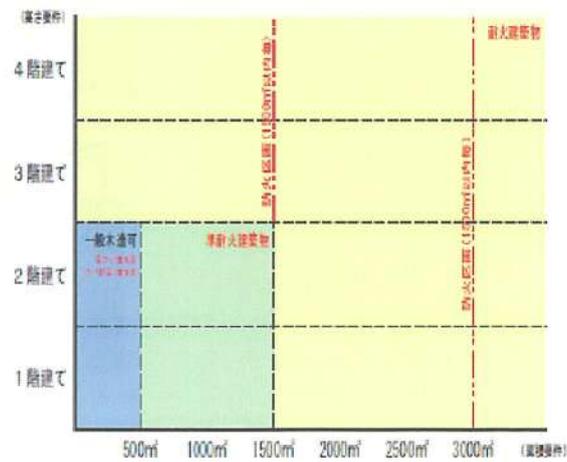
- 防火地域別に以下の種別面積で各木造建築物を区画する
 - 22条区域内の建物=1000㎡未満
(床面積が1000㎡を超え2000㎡未満となる場合は、1000㎡以内毎に防火壁を設ける。)
 - 準防火地域内の建物=500㎡未満

■建築物(用途:図書館)の防耐火上の要件

敷地事例: 防火地域=22条区域



敷地事例: 防火地域=準防火地域



70

4. 最後に

②-1 茂木中学校の構造計画

■構造概要

金柱構造
構造種別 木造、一部RC造
構造形式 ラーメン構造
基礎形式 鉄筋コンクリート造
基礎形状 PHC杭基礎、ただし地盤調査により直接基礎とする可能性も再検討する。

■設計方針

耐震の組み合わせ : 高層耐震 = G+P+K
 知床耐震 = G+P+K
 G : 建築基準法施行令第94条で規定される指定耐震
 P : 建築基準法施行令第95条で規定される指定耐震
 K : 建築基準法施行令第96条で規定される指定耐震
 取重量 = 表期用 30cm、地震時用 15cm (注 0.2)
 風による水平荷重は高層設計においてのみ検討する。

■地盤調査

A1分佈
 地盤係数 $Z = 1.0$
 λ 知床耐震率 $\lambda = 0.2$
 地震係数 $I = 1.25$

耐震設計ルート (二次設計) : X方向 RC部分 建築基準法施行令第92条の4 (ルート2)
 木造部分 建築基準法施行令第92条の4 (ルート3)
 Y方向 RC部分 建築基準法施行令第92条の4 (ルート3)
 木造部分 建築基準法施行令第92条の4 (ルート3)

■積算費

	元の構造計算を参照する場合 (単位 N/㎡)	大梁、柱又は基礎の構造計算を参照する場合 (単位 N/㎡)	地震力を計算する場合 (単位 N/㎡)
鉄骨	2300	2100	1100
筋下	3500	3200	2100
基礎費	2900	1800	800

■参照図書・本設計は下記の法規等に従う。

- 建築基準法、同施行令、国土交通省告示
- 「鉄筋コンクリート構造設計規程・同解説」日本建築学会 1999
- 「鋼構造設計規程」日本建築学会 1973
- 「鉄骨鉄筋コンクリート構造設計規程・同解説」日本建築学会 1987
- 「建築物の構造設計」日本建築センター 1997
- 「建築基礎構造設計規程」日本建築学会 1999
- 「木質構造設計基準・同解説 - 許容応力度・許容耐力設計法 -」日本建築学会 2002

■構造形式

<管柱>
 1階をRC造 (耐震壁付ラーメン構造) +木造、2階を木造 (ラーメン構造) としている。
 屋梁の梁は、180×180の杉製材を非初期に組んだ梁とし、これにより8mmのスパンを架け渡すと共に、柱との組み合わせによるラーメン構造を成立させている。

<管柱>

1階をRC造 (耐震壁付ラーメン構造、長手：厚肉ラーメン構造) +木造、2階を木造 (短手：ブレース付ラーメン構造、長手：ラーメン構造) としている。柱：梁は杉丸太又は杉製材を用いる。RC部分は梁の最大スパンは 12.0m 程度であり、長期重荷に耐える約2000ピッチで架けている。地震力に対しては、長手方向では厚さ300mmの壁柱と900×600の梁を約2000ピッチで架けている。短手方向は厚さ300mm程度の断面で地震力を負担する構造である。

<柱梁>

基本的にRC造 (耐震壁付ラーメン) としており、屋根のみ木造としている。この屋根の梁は180×180の杉製材を被覆したものであり、入手しやすい小さな材を組み合わせることでより大きなスパンを架け渡す工夫をしている。

<基礎 (全棟共通)>

基礎は武蔵野と同等、PHC杭基礎とする方針である。ただし、余震とも今後の詳細な地盤調査により直接基礎とする可能性も再検討する。

<管柱耐震モデル図>



■構造仕様

■上部躯体

<柱梁>

木造部分
 柱 : 丸太、太径400φ以上、太径250φ以上程度、杉E70
 梁 : 丸太、太径300φ以上、太径200φ以上程度、杉E70
 2F L梁 : 製材、180×270程度、杉E70
 柱梁接合部 : 鋼材、150×180程度、杉E70
 プレース : 製材、180×180程度、杉E70
 小断面斜材 : 製材、150×150程度、杉E70

RC部分

柱径 : 300×600程度

筋スラブ : t=120mm程度

壁 : t=200mm程度

<管柱梁>

木造部分
 柱 : 丸太、太径400φ以上、太径250φ以上程度、杉E70
 非桁梁 : 製材、180×180程度、杉E70

RC部分

柱 : 600φ程度

梁 : 400×600程度

筋スラブ : L=150mm程度

<体育館>

木造部分 : 製材、180×180程度、杉E70
 RC部分
 柱 : 1000φ程度
 梁 : 400×600程度
 筋スラブ : t=150mm程度
 壁 : t=200mm程度

■基礎躯体

<全棟共通>

基礎梁、基礎スラブ : 鉄筋コンクリート造
 鉄筋 : PHC 9φ200、径長1m程度。
 ただし、地盤調査により直接基礎とする可能性も再検討する。
 支特用 : 地盤調査による。

茂木中学校改築工事基本設計

構造計画

71

4. 最後に

②-2 ふみの森もてぎの構造計画 (図書館)

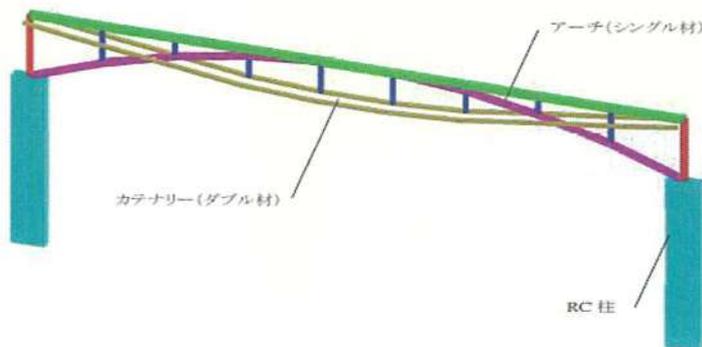
1. 町有林を無垢材で使う
2. 中小断面材 (4寸巾) で構成する

構造計画概要

町有林の杉製材を用いた軸組構法を主体にした。現地における木材供給状況を鑑み、幅 120mm、せい 240mm、長さ 6m程度までの中小断面材を主に用い、大空間が必要となる部分はこれらを組み合わせた架構により長スパンを実現した。

図書館

アーチとカタナリー (懸垂線) の組合せによる、16.2m スパンの屋根架構である。アーチとカタナリーが相互に応力を負担し合うことにより、各部材に作用する応力を小さくし、最大の部材断面寸法を 120×240mm に抑えた。圧縮力を負担するアーチはシングル材、引張力を負担するカタナリーはダブル材にすることによって、接合部で部材を交差させやすくした。これらの交差部では、部材を 15mm ずつ突き込んで木材どうしをはめ合わせる嵌合接合とし、支圧によって直接的に応力を伝達できるようにした。



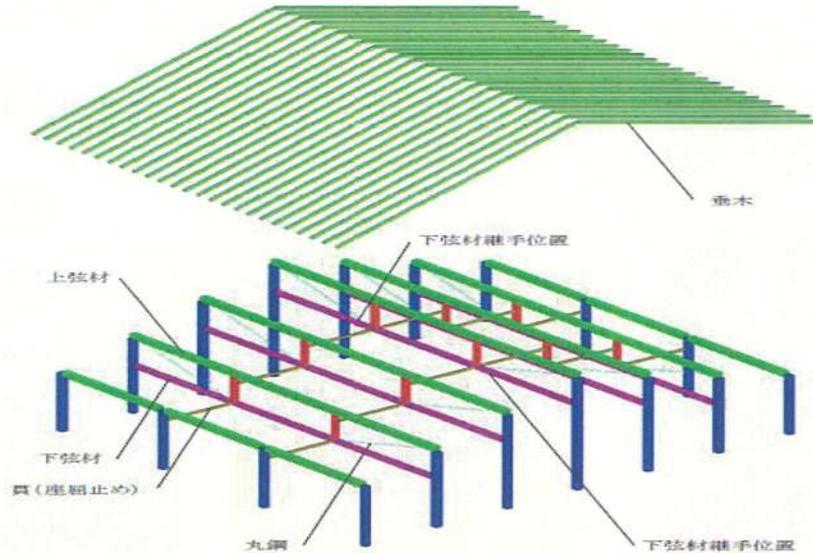
72

4. 最後に

②-3 ふみの森もてぎの構造計画 (体験研修室)

体験研修室

10.5m×12.6mの無柱空間である。木材と丸鋼によるトラス梁を、桁行き方向の10.5mスパンに架け渡した。トラス下弦材中央には引張力が作用するが、東上りも外端側に継手を配置することによって継手部に引張力を作用させない計画とした。束の上下には貫を設け、座屈止めとした。

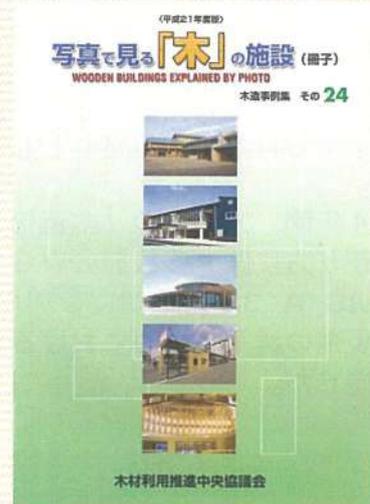
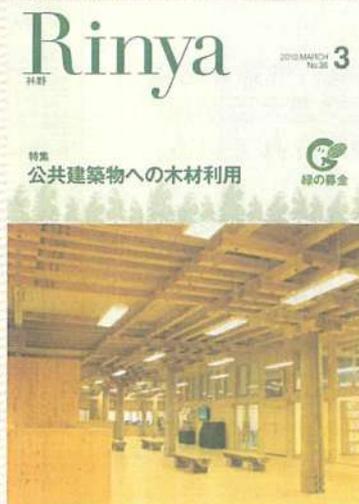


73

4. 最後に

③-1 文科省・林野庁主催 「学校の木造設計等を考える研究会」に参加して

- ・2年間、文科省・林野庁主催の研究会の委員として参加させていただき、行政の担当者は木材の良さを理解しても、木造で建設する労力の多さと理解不足がネックになっていることを痛感した。



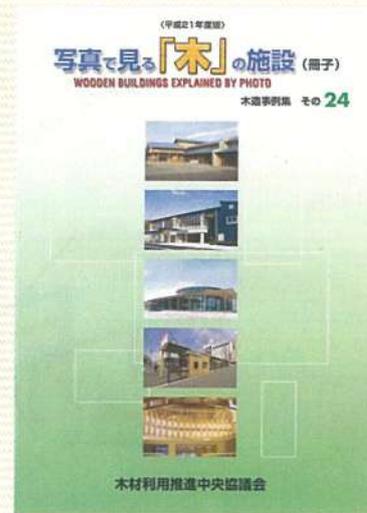
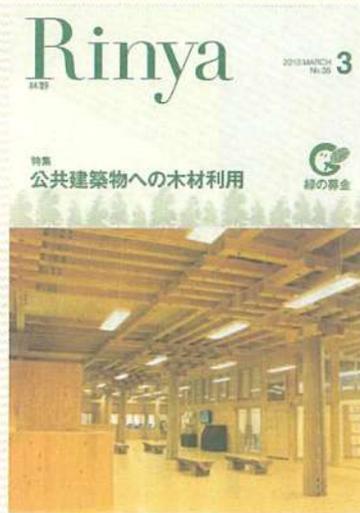
74

4. 最後に

③-1 文科省・林野庁主催

「学校の木造設計等を考える研究会」に参加して

- ・2年間、文科省・林野庁主催の研究会の委員として参加させていただき、行政の担当者は木材の良さを理解しても、木造で建設する労力の多さと理解不足がネックになっていることを痛感した。



75

4. 最後に

③-2 文科省主催の「JISA3301」委員として参加して

- ・大規模木造建築物の設計経験のない技術者等でも比較的容易に木造校舎の計画・設計が進められるよう、昭和31年に制定して以来、初めて全面改正した。
- ・このJIS A 3301は、建築基準法施行令第48条第2項第二号に規定する「国土交通大臣が指定する日本工業規格」として指定されている。
- ・4年間、文科省の「木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会WG」の一員として、JIS A 3301策定に参加させていただき、現在の建築基準法における木造の難しさを感じた。

日本工業規格 木造校舎の構造設計標準 (JIS A 3301) の改正について 平成27年3月

大府科学省では「木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会」(座長:長澤博 東洋大学名誉教授)において平成26年3月に取りまとめられた報告書に基づき、木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)を改正した。

※写真はイメージでありJIS A 3301を指して撮影した物ではない。

1. JIS A 3301の改正

このたび、日本工業規格である木造校舎の構造設計標準(JIS A 3301)について、**大規模木造建築物の設計経験のない技術者等でも比較的容易に木造校舎の計画・設計が進められるよう**、昭和31年に制定して以来、初めて全面改正した。

このJIS A 3301は、建築基準法施行令第48条第2項第二号に規定する「国土交通大臣が指定する日本工業規格」として指定されている。

OJIS A 3301改正の主な内容

①ユニットの形状の種類を増やし、従来の片下型をAタイプとし、そのほか、片下と一体となったオープンスペースをもつBタイプ、中層下型Cタイプ、大規模型Dタイプを追加。(以下のJIS A 3301改正のイメージ参照)

②ユニットの各タイプごとの梁の寸法の種類を増加。

③荷重条件の改善を図り、各梁の断面は従来標準断面に基づいて1級～4級とし、梁間距離、梁間幅、梁間幅、梁高、梁高の標準断面等は現行の建築基準法と同一。

④構造部材の使用材料は、製材のほかに、軸組材には構造用集成材、高耐力材には構造用合板を追加。

⑤耐力壁の仕様は、今回のユニット平面の取組に合わせた必要な耐震性能を満足し得るための高い耐力を確保するための耐力壁及び構造用合板耐力壁の使用。

⑥水平剛性は、原形の構造用合板を鋼材に取替える仕様。

⑦無難な部材の指定は、すべて全面的に見直し。

JIS A 3301改正のイメージ

JIS A 3301では従来のルールに比べて、このユニット(事故調査報告)をブロックのように組み合わせることにより設計者の創意工夫に基づき、自由に計画・設計することができる。

従来のユニット	改正後のユニット
片下型(従来)	片下型(Aタイプ)
片下型	オープンスペース
片下型	中層下型(Cタイプ)
片下型	大規模型(Dタイプ)

2. JIS A 3301の改正に伴い期待される効果

これまで機械であった木造校舎の設計が比較的容易となり、確かな木造校舎の設計が可能となり、地域材や地元職人の技術の活用による、地域産業の振興や地域経済の活性化が図られる。学校の校舎等を含む大規模木造建築物の設計等の技術者育成に寄与する。

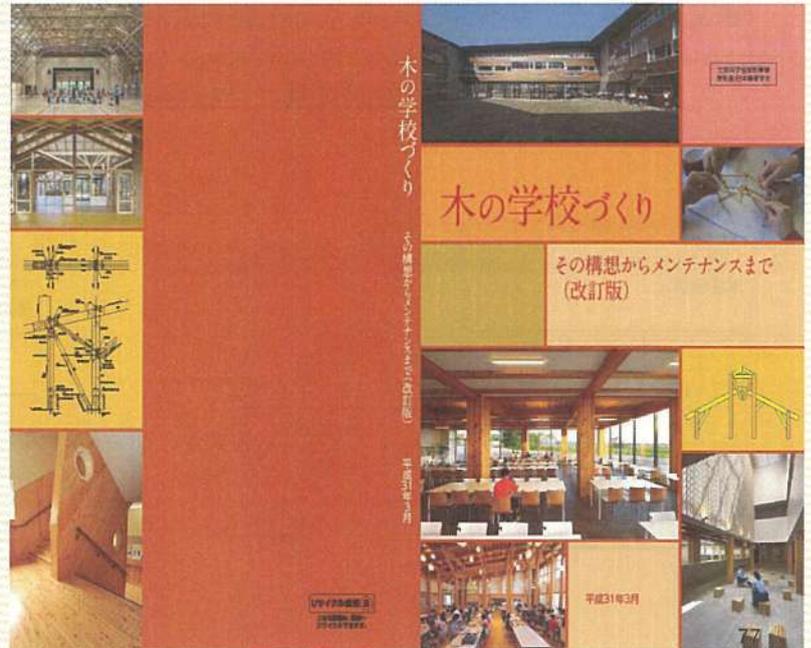
JIS A 3301については、以下のホームページより閲覧できます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shiseitu/mokuzou/index.htm

76

4. 最後に

③-3 文科省発行「木の学校づくり（その構想からメンテナンスまで）」

- ・文部科学省では、学校施設における木材利用が一層促進されるよう、「日本建築学会 文教施設小委員会 木材を活用した学校施設に関するWG」（主査：長澤 悟 株式会社教育環境研究所 所長）の協力を得て、平成11年2月に発行した「木の学校づくり-その構想からメンテナンスまで-」を20年ぶりに改訂しました。
- ・本書は、木材を活用した学校施設を計画するにあたって、必要となる知識及び技術を容易に理解できるように、その留意点について幅広くかつ具体的に解説したものです。



4. 最後に

③-4 文部科学省の検索サイト

●文部科学省 木の学校づくりの取り組み

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/index.htm

トップ⇒教育⇒学校等施設整備⇒学校施設の環境対策⇒木の学校づくり

▶ 学校施設における木材利用

▶ 木材を活用した学校施設づくり講習会

※ その他文科省発行の参考文献がダウンロードできます。

●文部科学省 木造校舎の構造設計の標準の在り方に関する検討会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/019/index.htm

トップ⇒政策審議会⇒審議会情報⇒調査研究者会議等(文教施設)

⇒木造校舎の構造設計の標準の在り方に関する検討会

▶ 木造校舎の構造設計の標準(JIS A 3301)改正案

●文部科学省 こうやって作る木の学校～木材利用の進め方のポイント、工夫事例

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1412339_00001.htm

トップ⇒教育⇒学校等施設整備⇒学校施設の環境対策⇒木の学校づくり

⇒学校における木材利用⇒こうやって作る木の学校

4. 最後に

③-5 学校施設における木材利用状況

●文部科学省 学校施設における木材利用状況に関する調査(概要)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1412339_00005.htm

トップ⇒教育⇒学校等施設整備⇒学校施設の環境対策⇒木の学校づくり⇒学校における木材利用

1. 令和2年度に新しく建築された学校施設の状況

令和2年度に新しく建築された全ての学校施設805棟のうち、595棟(73.9%)が木材を使用。

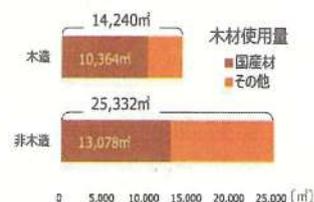
新しく建築された学校施設			
木造	154棟	19.1%	-①
非木造	651棟	80.9%	-②
うち内装木質化	441棟	54.8%	-③
木材を使用	595棟	73.9%	①+②
全事業	805棟	100.0%	



2. 令和2年度に整備された学校施設の木材使用量

令和2年度に新しく建築された学校施設及び改修を行った学校施設では、39,572m³の木材を使用。うち、14,240m³(36.0%)が木造施設で、25,332m³(64.0%)が非木造施設の内装木質化等において使用された。

	木材使用量		うち国産材使用量
	木造	非木造	
木造	14,240m ³	10,364m ³	72.8%
非木造	25,332m ³	13,078m ³	51.6%
合計	39,572m ³	23,442m ³	59.2%



※文部科学省HPより引用

79

4. 最後に

③-6 Grasp (グラスプ) 国土交通省Webマガジン

●国土交通省 持続可能な社会へ 建物の木造化がもたらすもの

<https://www.magazine.mlit.go.jp/interview/vol34-b-1/> 町有林でつくった「ふみの森もてぎ(前編)」

<https://www.magazine.mlit.go.jp/interview/vol34-b-2/> 町有林でつくった「ふみの森もてぎ(後編)」

※茂木駅からも近く、町の中心地に位置する「ふみの森もてぎ」



80

4. 最後に

④-1 視察研修の受け入れ

- ・茂木中学校は平成20年12月10日竣工後、現在までに約一万人の方が視察に訪れています。特に、全国建設技術協会の現地研修会や文科省主催の文教フォーラムの研修会場として、北は青森県から南は鹿児島県と、全国から視察に訪れています。
- ・なお、2月1日から3月10日までは、3年生の受験勉強のため視察の受け入れをお断りしていますが、それ以外は学校行事等で不都合な場合な場合を除き、受け入れをしています。なお、視察資料代として、一人500円をいただいています。
- ・視察申し込みについては、町のホームページ → 教育委員会 → 茂木中学校改築工事のあゆみ から検索し申し込みください。
- ・茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」もオープン5年目を迎え、3月で50万人を超える利用者となる見込みです。
- ・茂木町まちなか文化交流館「ふみの森もてぎ」の視察受け入れについても茂木中学校と同様です。施設利用は無料となりますが、視察受け入れについては、同じく一人500円をいただいています。

81

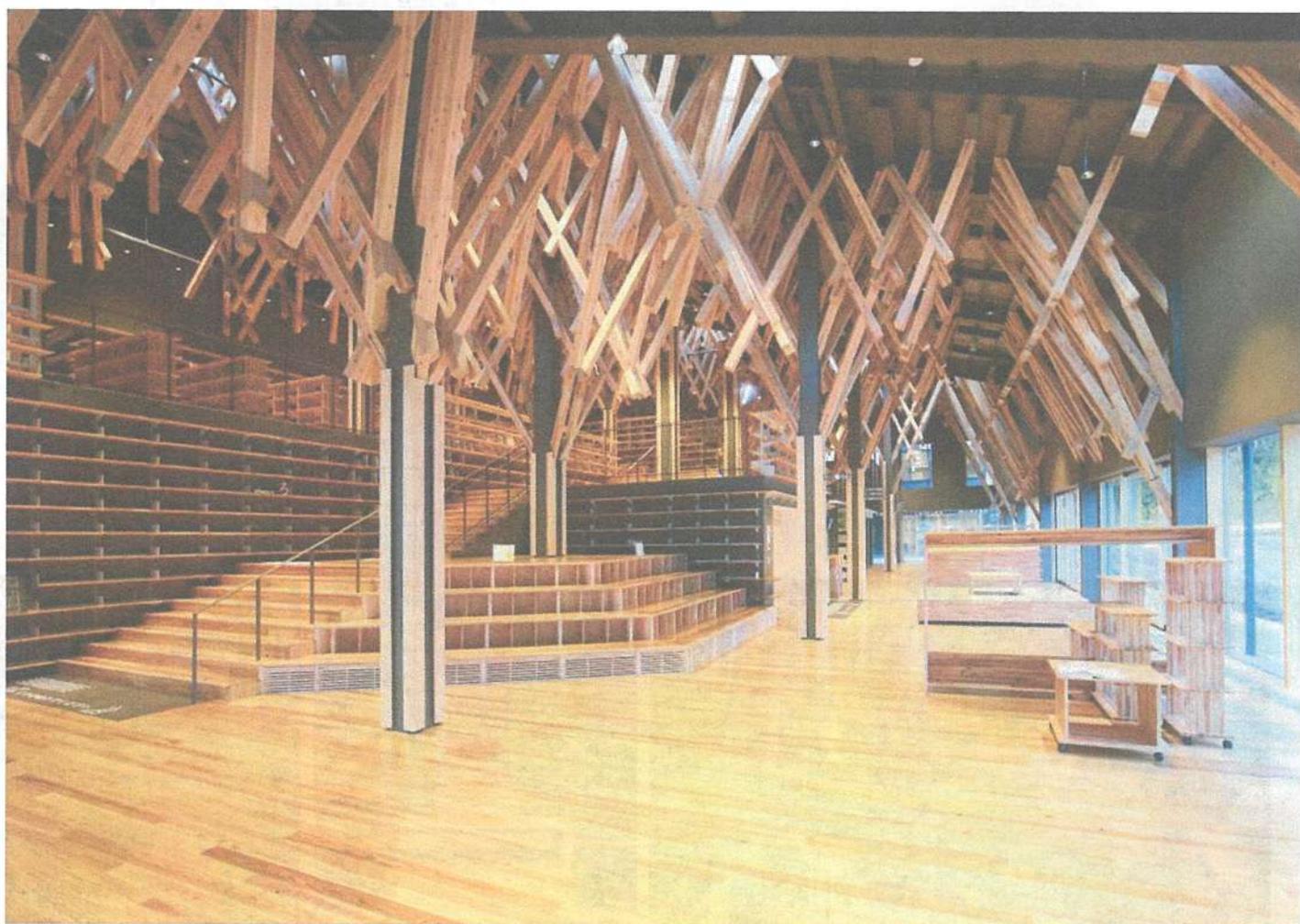
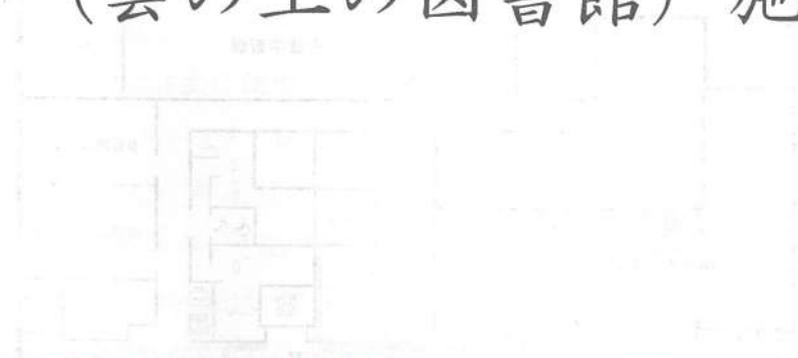


～ご視察ありがとうございました。～

82

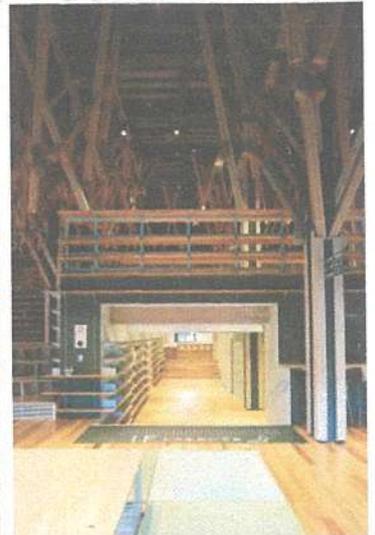
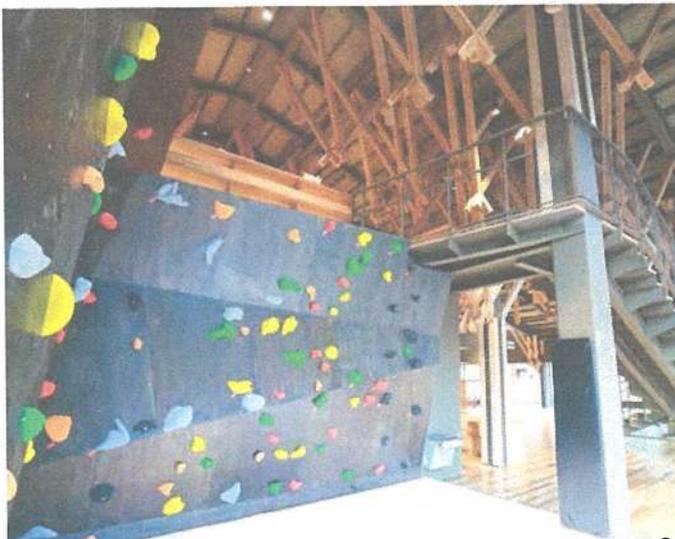
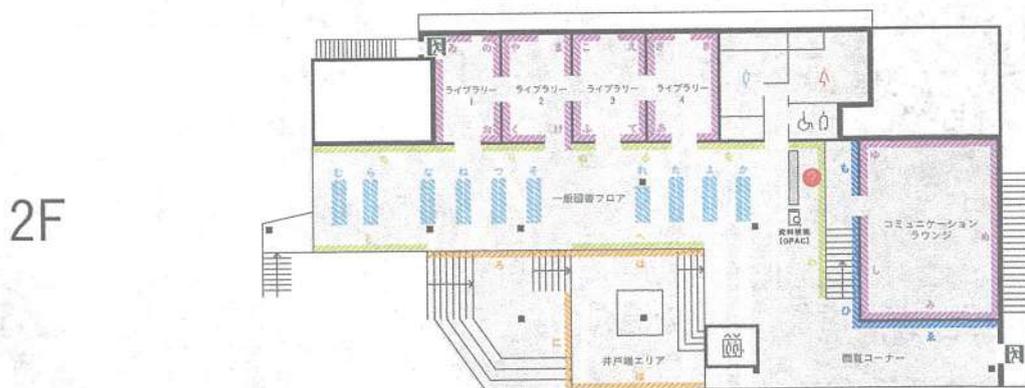
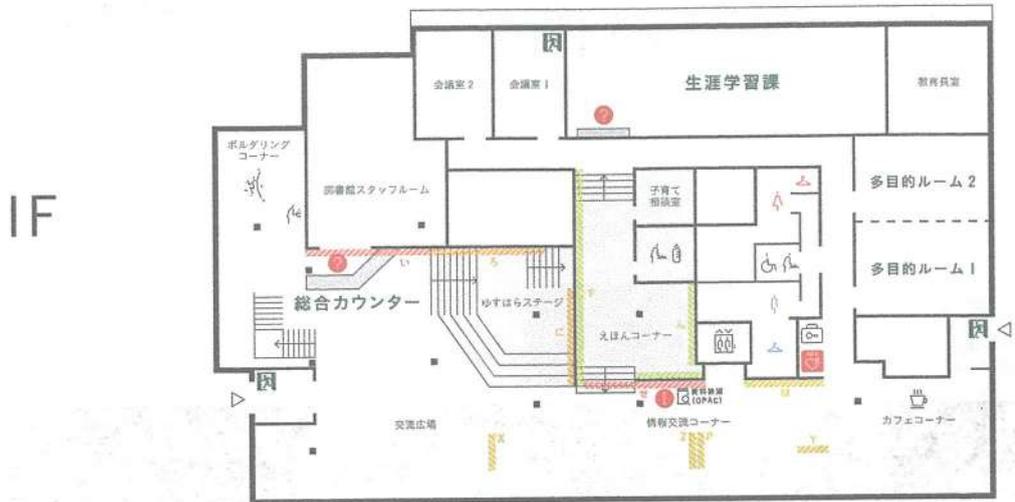
栲原町立図書館

(雲の上の図書館) 施設概要



■ 雲の上の図書館について

本施設は、「学びの場」「憩いの場」「文化継承・創造・発信の場」の創出を目的とし整備されたものであり、人・本・文化を繋ぐ架け橋となるような『わくわくする図書館』を目指すものです。本図書館にはカフェやボルダリングスペースも内包し、更には視聴覚スペースやゆったりと過ごすことのできるラウンジも整備しており、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層が一つの空間を共有できるような施設整備がなされています。また、立地条件としても図書館に併設する複合福祉施設や栲原こども園、近隣には県立栲原高校もあり、地域との結びつきの深まり、或いは来町者や地域住民同士の交流促進が図られるものと考えています。



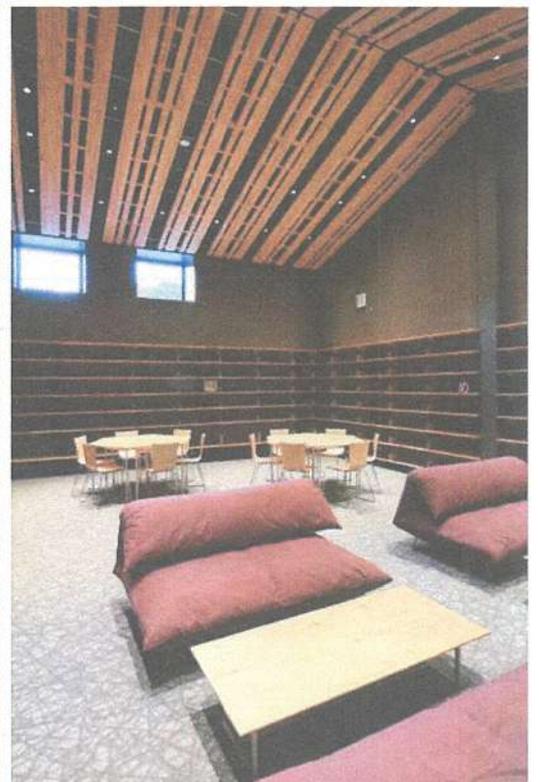
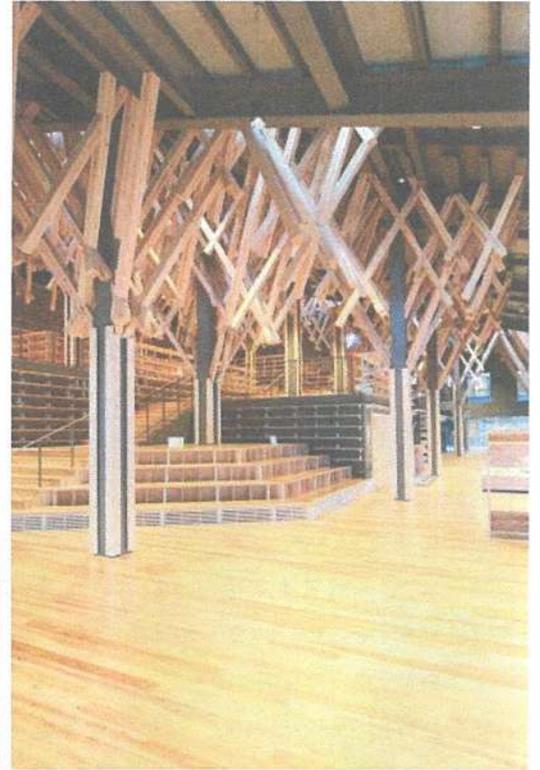
■ 施設デザインについて

本施設の外観意匠は町中心部の街並み或いは周辺の景観との調和が図られ新たな町のシンボルとなり得るものとなっております。屋根については周辺の山並みを表現し、背後の山並みと一体となり違和感なく溶け込むものとなっております。また、外壁には構原町産の杉材を使用し、他の公共施設との調和も図りながら木の特徴を活かし柔らかな表情を創り出しています。内部には森の中を表現するべく木が林立するような空間整備がなされており、たくさんの本と木に包まれた森の中にいるような図書館としております。また、1階部分の東面はガラスとすることにより外部との連続性を出すようにしています。

■ 町産材の活用

本施設は構造的には主に鉄骨造となっておりますが、可能な限り木材活用を図っています。使用材としては杉及び桧となっております。そのほとんど(※)に町産材を使用しています。使用量については、裏面の建築概要にも記載のあるとおり「杉91.279㎡」「桧9.767㎡」合計101.046㎡となります。町産材を活用することにより、地場産業の振興はもちろん、一定のライフサイクルカーボンマイナスが図られています。

※ 杉は全て町産材を使用。桧は県産材。



建築概要

所在地：高知県高岡郡桧原町桧原1212番地2

主要用途：図書館

桧原町教育委員会事務所

設計・監理：(株)限研吾建築都市設計事務所

施工：戸田・四万川特定建設工事共同企業体

規模

敷地面積：3,087.85㎡ 建築面積：1,170.50㎡ 延床面積：1,938.31㎡

階層別面積：地下1F 214.45㎡ 1F 1,028.16㎡ 2F 695.70㎡

最高高さ：12.65m 最高軒高：10.94m

構造：鉄骨造一部木造

設計費：45,792,000円

監理費：35,640,000円

建築費(設備工事含む)：1,209,909,960円

総工費：1,291,341,960円

木材使用量：杉91.279㎡ 桧9.767㎡ 合計101.046㎡

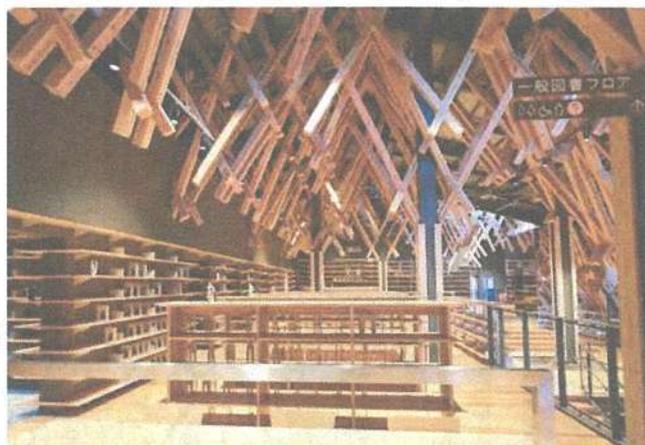
太陽光発電：20kwh

起債名：過疎対策事業債

設計期間：2015年6月3日～2016年10月31日

施工期間：2016年11月4日～2018年2月28日

問い合わせ 0889-65-1350 桧原町教育委員会 生涯学習課

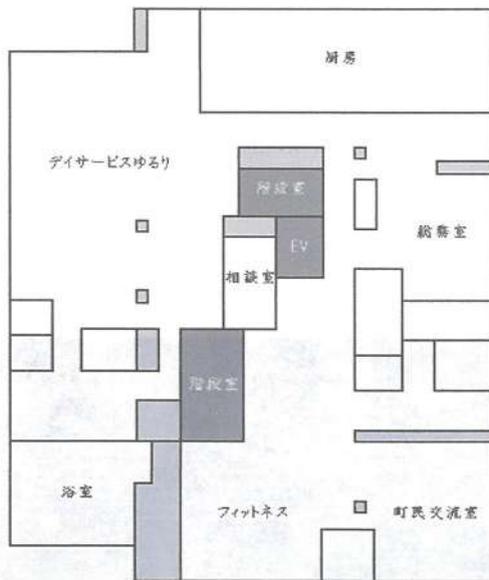


梶原町複合福祉施設 (YURURI ゆすはら) 施設概要

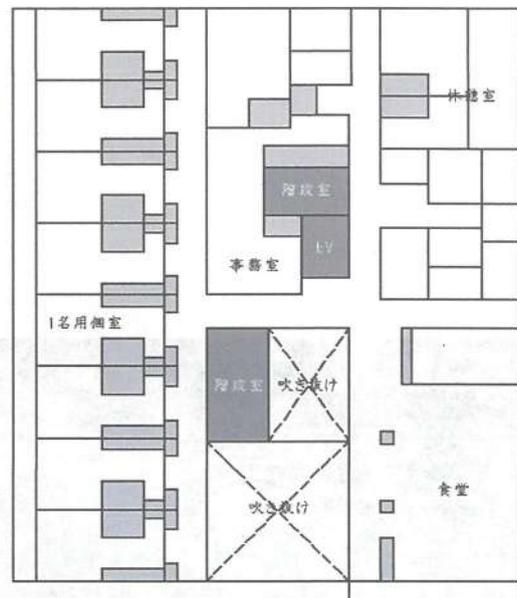


■ 栲原町複合福祉施設(YURURIゆすはら)について

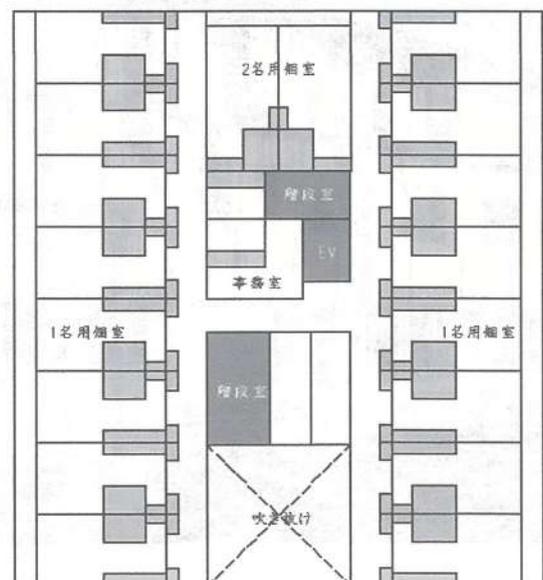
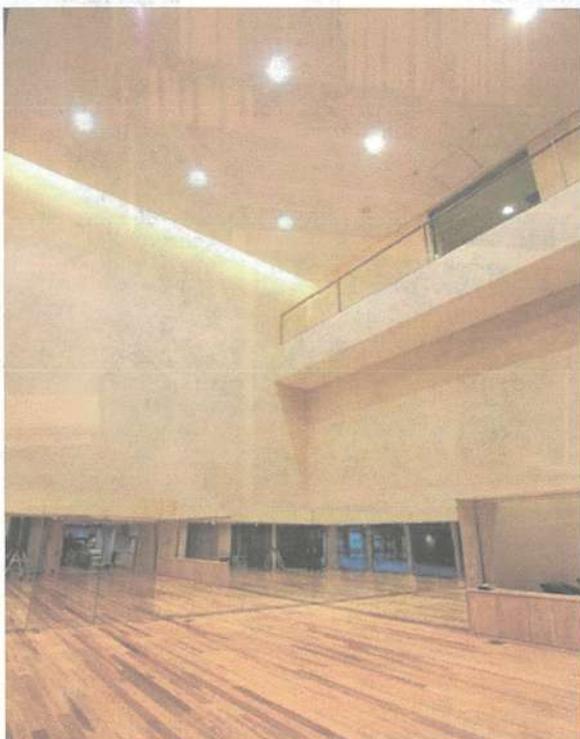
本施設は、住民の強い願いである「住み慣れた地域で安心して暮らし続けたい」という思いを実現するため、在宅と特別養護老人ホームの中間的な役割を果たすとともに、健康づくり・介護予防の機能を有した複合的な施設となっております。1階はデイサービスとなっており、通所介護、通所型サービスとして外出の機会創出或いは交流の場を提供するようにしています。また、高齢者向けフィットネスや町民交流室も設けています。2階はケアハウスとなっており、身体状態等の理由により在宅生活に不安のある方を対象とし入浴や食事介助等のサービスを提供します。3階は生活支援ハウスとして、独立して生活するには不安のある方に住まい、生活相談、地域住民との交流などのサービスを提供します。



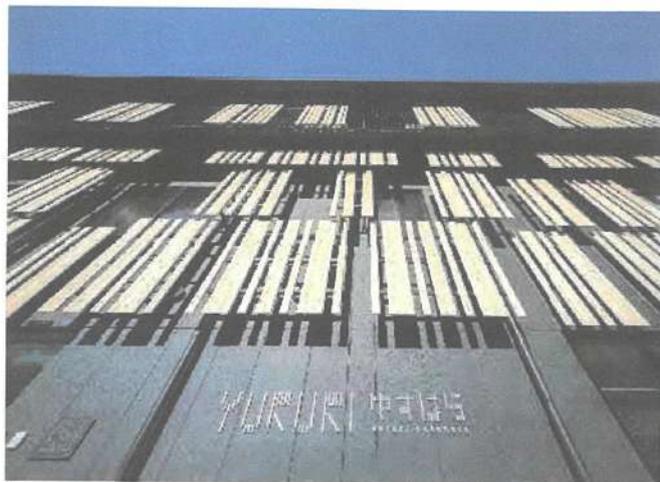
1階



2階



3階



■ 施設デザインについて

本施設の外觀意匠は隣接図書館とともに町中心部の街並み或いは周辺の景観との調和が図られたものとなっております。屋根についても図書館と一体となって周辺の山並みを表現し、背後の山並みとも違和感なく溶け込むものとなっております。また、外壁には栲原町産の杉材を使用し、他の公共施設との調和も図りながら木の特徴を活かし柔らかな表情を創り出しています。

内部は衛生面に十分に配慮した整備がなされており、利用される方への配慮はもちろん、維持管理も容易になるよう配慮しております。また、1階フィットネスエリアの内装材には土佐和紙を採用することにより、温かみを感じることで空間整備がなされています。

■ 町産材の活用

本施設は構造的に鉄骨造となっていることから木材使用量としては少なめですが、可能な限り木材活用を図っています。使用材としては杉及び桧となっており、そのほとんど(※)に町内産材を使用しています。使用量については、裏面の建築概要にも記載のあるとおり「杉26.899㎡」「桧7.588㎡」合計34.487㎡となります。町産材を活用することにより、地場産業の振興はもちろん、一定のライフサイクルカーボンマイナスが図られています。

※ 杉は全て町産材を使用。桧は家具に使用した1.555㎡が町産材で残りは県産材。



建築概要

所在地:高知県高岡郡桺原町桺原1212番地1

主要用途:1Fデパートビル

2Fケアハウス

3F生活支援ハウス

設計・監理:(株)隈研吾建築都市設計事務所

施工:戸田・四万川特定建設工事共同企業体

規模

敷地面積:2,674.35㎡ 建築面積:980.30㎡ 延床面積:2,758.61㎡

階層別面積:地下1F 304.20㎡ 1F 852.16㎡ 2F 781.33㎡

3F 805.24㎡ 塔屋 15.68㎡

最高高さ:14.99m 最高軒高:12.98m

構造:鉄骨造

設計費: 49,788,000円

監理費: 39,960,000円

建築費(設備工事含む):1,359,410,040円

総工費: 1,449,158,040円

木材使用量:杉26.899㎡ 桧7.588㎡ 合計34.487㎡

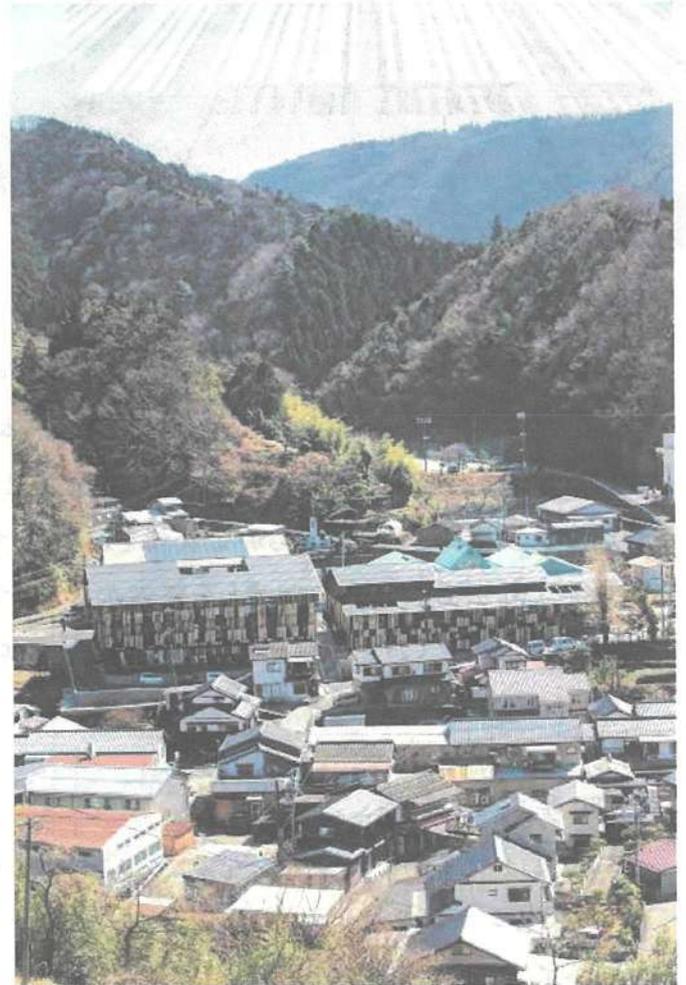
太陽光発電:20kwh

起債名:過疎対策事業債

設計期間:2015年6月3日~2016年10月31日

施工期間:2016年11月4日~2018年2月28日

問い合わせ 0889-65-1170 桺原町保健福祉支援センター



4 主な質疑・意見

令和6年4月9日

① 庁舎周辺等整備基本構想・基本計画等について

- ・図書館のディレクター制の導入について、人材確保や人選方法をどのようにするのか。
- ・物価高騰という避けられない出来事があったとしても、概算事業費の増額分が高すぎるのでは。その増額したことに対して町はどのように認識しているのか。
- ・教育委員会が所管をしている小中学生への教育の柱と、図書館の整備がどのように合致しているのか。小学校や中学校でこの図書館をどのように活用するという事を考えているのか。
- ・事業費が膨大に上がり、総事業費の増も含めて、町の財源も少なくかからないように努力していくことが大事。
- ・一定の予算なり一定の枠という段階を踏まえながら、その中でどのようにいいものを作っていくかを考えていただきたい。
- ・新しいものを目指して作っていくので、従来のイメージと変わり、そこに町民が寄り添ってこられるものが非常に大事。
- ・図書館と広場との連動性が図書館の魅力を高めていくのではないかとのことだが、プラネタリウムや震災アーカイブ、アイヌ展示等との連動性はどのように考えているのか。主軸が図書館となって、震災の展示のことも、図書館の方が考えるというふうに想定されているのか。
- ・町民への説明は、どのようなかたちで、どのようなスケジュールを組んでいるのか。
- ・デザインビルドで業者選定をするようだが、町内業者が単独で参画するのは、かなりハードルが高いのでは。町内業者がこの事業に参画する方法をどのように考えているのか。

5 道外現地調査の概要等（委員長及び各委員の事務調査報告書）

報告第7号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和6年6月13日提出

厚真町議会議長 渡部 孝 樹

厚 監 査 号
令和6年5月24日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町代表監査委員 佐 藤 公 博

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和5年度2月分・3月分・4月分と令和6年度4月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。